

三重県地域防災計画

- 震災対策編 -

平成24年修正

三重県防災会議

< 地域防災計画（震災対策編）の構成 >

第1章 総 則	県、市町をはじめとする防災関係機関の防災体制や想定される地震災害の概要について書かれています。
第2章 災害予防計画	平時から地震災害に備えて行うべき対策について書かれています。
第3章 地震防災応急対策	東海地震に係る地震防災対策強化地域について警戒宣言が発令された場合、地震発生までに行う地震防災応急対策について書かれています。
第4章 災害応急対策計画	地震発生後に取り組むべき対策について書かれています。
第5章 災害復旧計画	被災者の生活の安定や経済活動の回復のための対策について書かれています。

< 地域防災計画の使い方ガイド >

県の防災体制や自分の所属部・機関の役割を知りたい

第1章第2節「防災関係機関の責務と業務の大綱」及び第4章第1節「活動体制」並びに第3章「地震防災応急対策」を見てください。

自分の所属部・機関が取り組むべき対策を詳しく知りたい

目次に担当部・機関名が書かれています。自分の所属部・機関名を探し、その項目を見てください。

災害時の情報のやり取りについて知りたい

第4章第5節「地震・津波情報等の伝達活動」、第4章第6節「被害情報収集・連絡活動」を見てください。

第4章「災害応急対策計画」では、県の各部が関係する主要な情報について、冒頭に情報の収集先、発信先を一覧表で整理しています。

<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p>	第 1 節	計画の方針 (防災対策部)	1
	第 2 節	防災関係機関の責務と業務の大綱 (各部、関係各機関)	3
	第 3 節	三重県の特質と既往の地震災害 (防災対策部)	12
	第 4 節	被害想定等 (防災対策部)	20
	第 5 節	震災に関する調査研究の推進 (防災対策部)	33
<p style="text-align: center;">第 2 章 災害予防計画</p>	第 1 節	防災長期年計画の策定 (防災対策部)	35
	第 2 節	防災思想・防災知識の普及計画 (関係各部、警察本部)	36
	第 3 節	防災訓練実施計画 (各部、関係各機関)	40
	第 4 節	自主防災組織の育成・強化計画 (防災対策部)	42
	第 5 節	ボランティア活動支援計画 (防災対策部、健康福祉部、環境生活部、日赤、県社協)	44
	第 6 節	事業所の防災活動の促進計画 (防災対策部、雇用経済部、県内事業所、ライフライン企業等連絡会)	46
	第 7 節	地域内資源動員計画 (防災対策部、健康福祉部、環境生活部、雇用経済部、県土整備部)	48
	第 8 節	災害対策本部整備計画 (防災対策部、戦略企画部、総務部、健康福祉部、地域連携部、 環境生活部、農林水産部、雇用経済部、県土整備部)	50
	第 9 節	受援体制整備計画 (関係各部、関係各機関)	52
	第 10 節	情報収集・連絡計画 (防災対策部、戦略企画部、関係各機関)	53
	第 11 節	通信及び放送施設災害予防計画 (防災対策部、警察本部、N T T 西日本、各移動通信事業者、各放送機関)	55
	第 12 節	津波災害予防計画 (防災対策部、農林水産部、県土整備部、四日市港管理組合)	59
	第 13 節	避難対策計画 (防災対策部、戦略企画部、健康福祉部、農林水産部、 雇用経済部、県土整備部)	61
	第 14 節	火災予防計画 (防災対策部、県土整備部)	64
	第 15 節	医療・救護計画 (防災対策部、健康福祉部、警察本部、県立病院、関係医療機関)	66

第 16 節	緊急輸送計画	69
	〔 防災対策部、環境生活部、農林水産部、雇用経済部、 県土整備部、警察本部 〕	
第 17 節	危険物施設等災害予防計画 (防災対策部、健康福祉部、)	71
第 18 節	公共施設・ライフライン施設災害予防計画 (環境生活部、農林水産部、県土整備部、企業庁、関係各機関)	73
第 19 節	建築物等災害予防計画 (各部)	80
第 20 節	地盤災害防止計画 〔 中部・近畿地方整備局、防災対策部、健康福祉部、 農林水産部、県土整備部 〕	83
第 21 節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 (関係各部)	86
第 22 節	文教対策計画 (環境生活部、教育委員会)	88
第 1 節	総 則 (関係各部、関係各機関)	91
第 2 節	地震災害警戒本部の設置等 (防災対策部)	97
第 3 節	情報伝達計画 (防災対策部、警察本部、消防本部、各放送機関)	103
第 4 節	県民への広報計画 (防災対策部、戦略企画部、環境生活部、健康福祉部、日本放送協会)	107
第 5 節	避難対策計画 (関係各部、関係各機関)	113
第 6 節	緊急輸送計画 (中部運輸局、防災対策部、総務部)	117
第 7 節	自衛隊との連携計画 (自衛隊、防災対策部)	119
第 8 節	消防活動に関する計画 (防災対策部、戦略企画部、消防本部)	120
第 9 節	社会秩序維持計画 (防災対策部、環境生活部、警察本部、関係各機関)	121
第 10 節	ライフライン施設応急対策計画 (環境生活部、企業庁、中部電力、関西電力、ガス事業者、通信事業者)	125
第 11 節	交通対策計画 (警察本部、公共輸送機関)	128
第 12 節	食料、生活必需品確保計画 〔 防災対策部、健康福祉部、環境生活部、地域連携部、農林水産部、 雇用経済部、教育委員会、企業庁、関係各機関 〕	132
第 13 節	医療・救護計画	134

<p>第 3 章 地震防災 応急対策</p>

第4章
災害
応急
対策
計画

	(健康福祉部)	
第14節	公共施設等対策計画 (各部)	135
第15節	県民のとるべき措置 (各部、警察本部)	137
第1節	活動体制 (各部、警察本部)	139
第2節	災害対策要員の確保 (各部、警察本部)	152
第3節	自衛隊災害派遣要請 (自衛隊、防災対策部)	158
第4節	ボランティアの受入体制 (健康福祉部、環境生活部、日赤、県社協)	165
第5節	地震・津波情報等の伝達活動 (津地方気象台、防災対策部、戦略企画部、NTT西日本)	168
第6節	被害情報収集・連絡活動 (各部、関係各機関)	175
第7節	通信運用計画 (防災対策部、警察本部、通信事業者、各放送機関)	183
第8節	避難対策活動 (関係各部、関係各機関)	188
第9節	消防救急活動 (防災対策部、健康福祉部、消防機関)	195
第10節	救助活動 (海上保安庁、自衛隊、防災対策部、警察本部、消防機関)	198
第11節	医療・救護活動 (防災対策部、健康福祉部、警察本部、消防機関、日赤、 医師会、病院協会)	201
第12節	水防活動 (農林水産部、県土整備部)	209
第13節	災害警備活動 (海上保安庁、防災対策部、警察本部)	211
第14節	交通応急対策 (海上保安庁、自衛隊、中部地方整備局、防災対策部、 県土整備部、警察本部、港湾管理者)	213
第15節	障害物除去活動 (国土交通省出先機関、環境生活部、県土整備部、警察本部)	219
第16節	海上災害応急対策 (海上保安庁、自衛隊、防災対策部、警察本部、消防本部)	222
第17節	緊急輸送活動 (防災対策部、県土整備部、輸送関係機関)	227
第18節	県防災ヘリコプター活用計画 (防災対策部)	231

第 19 節	危険物施設等応急対策	233	
	〔 中部近畿産業保安監督部、海上保安庁、防災対策部、健康福祉部、警察本部、ガス事業者 〕		
第 20 節	公共施設・ライフライン施設応急対策 (関係各部、関係各機関)	238	
第 21 節	県民への広聴広報活動	251	
	〔 自衛隊、防災対策部、戦略企画部、健康福祉部、環境生活部、警察本部 〕		
第 22 節	給水活動 (自衛隊、防災対策部、環境生活部、企業庁)	254	
第 23 節	食料供給活動	257	
	〔 防災対策部、健康福祉部、環境生活部、地域連携部、農林水産部、雇用経済部 〕		
第 24 節	生活必需品等供給活動 (防災対策部、健康福祉部、環境生活部、地域連携部、雇用経済部)	261	
第 25 節	防疫・保健衛生活動 (健康福祉部)	264	
第 26 節	清掃活動 (健康福祉部、環境生活部)	267	
第 27 節	遺体の捜索・処理・埋火葬 (防災対策部、健康福祉部、警察本部)	269	
第 28 節	文教対策 (環境生活部、地域連携部、教育委員会)	273	
第 29 節	住宅応急対策 (健康福祉部、県土整備部)	278	
第 30 節	災害救助法の適用 (健康福祉部)	282	
第 31 節	災害義援金、義援物資の受入・配分 (健康福祉部、出納局、日赤、県社協)	289	
第 32 節	農林施設等災害応急対策 (農林水産部)	291	
第 5 章 災害復旧計画	第 1 節	民生安定のための緊急措置 (関係各部、関係各機関)	293
	第 2 節	激甚災害の指定 (関係各部)	298
	第 3 節	被災者生活再建支援制度 (防災対策部)	301

第 1 章 総 則

第1章 総 則

第1節 計画の方針

第1項 計画の目的

三重県においては、平成14年4月に大規模地震対策特別措置法(以下「大震法」という。)に基づき、県内18市町村が地震防災対策強化地域に指定され、また、平成15年12月には東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下「東南海特措法」という。)に基づき、県内全域が東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されるなど大規模地震の発生に伴う被害が危惧されている。

この計画は、県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼす恐れのあるこれらをはじめとする地震災害に対処するため、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び県民が、有機的に結合し、総合的かつ計画的な地震防災計画の推進を図り、住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とし、県民自らが人的・経済的被害を軽減させるための備えを実践する、県民運動に発展するよう計画する。

次の大地震が発生した時、県内で誰一人として犠牲者を出さない。そのために、防災関係機関はもちろんのこと、県内の企業、団体等や県民の一人ひとりが着実に防災力を向上させておく。

第2項 計画の性格

この計画は、基本法(昭和36年法律第223号)の第40条の規定に基づき、三重県防災会議が作成する「三重県地域防災計画」の「震災対策編」であり、第1章第4節に掲げる「被害想定」を前提とする。

なお、この計画は、東南海特措法第6条第1項の規定に基づく東南海・南海地震防災対策推進計画及び大震法第6条第1項の規定に基づく東海地震に係る地震防災強化計画を含むものであり、この計画中、第3章は、東海地震に係る地震防災対策強化地域において、警戒宣言が発せられた場合に執るべき「地震防災応急対策」に係る措置とする。

ただし、同法第3条第1項に基づく地震防災対策強化地域を除く市町、防災関係機関等は、地震防災強化計画に準じて、各々の計画に基づき、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合の緊急応急対策に万全を期するものとする。

また、この計画は防災関係機関の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとする。

この計画に定められていない事項については、「三重県地域防災計画 - 風水害等対策編 - 」の例による。

第3項 計画の修正

この計画は、基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正する。各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとする。

第4項 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第1節 計画の方針

- 1 県 災 対 本 部三重県災害対策本部をいう。
- 2 地 方 部三重県災害対策本部の地方災害対策部をいう。
- 3 市町災対本部市町災害対策本部をいう。
- 4 県 水 防 本 部三重県水防本部をいう。
- 5 県 水 防 支 部三重県水防本部の支部をいう。
- 6 判 定 会気象庁長官が定める地震防災対策強化地域判定会をいう。
- 7 防 災 関 係 機 関県、市町、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 8 基 本 法災害対策基本法をいう。
- 9 救 助 法災害救助法をいう。
- 10 その他の用語については、災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の例による。

第2節 防災関係機関の責務と業務の大綱

第1項 実施責任

1 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域における防災対策を推進するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

2 市町

市町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、市町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市町の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、県及び市町の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から地震及び津波災害予防体制の整備を図り、地震及び津波災害時には応急措置を実施するとともに、県、市町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2項 処理すべき事務又は業務の大綱

1 県

- (1) 県防災会議及び県災対本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線の整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査
- (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報
- (9) 被災者の救助に関する措置
- (10) ボランティアの受入れに関する措置
- (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (12) 被災県営施設の応急対策
- (13) 災害時の文教対策
- (14) 警戒宣言時及び災害時の混乱防止その他公安の維持
- (15) 災害時の交通及び輸送の確保
- (16) 自衛隊の災害派遣要請

- (17) 災害復旧の実施
- (18) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整
- (19) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理
- (20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施を行う
- (21) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

2 市町

- (1) 市町防災会議及び市町災対本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線の整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化
- (8) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査
- (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報
- (10) 地域住民に対する避難勧告又は指示
- (11) 被災者の救助に関する措置
- (12) ボランティアの受入れに関する措置
- (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (14) 被災市町営施設の応急対策
- (15) 災害時の文教対策
- (16) 災害時の交通及び輸送の確保
- (17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施
- (18) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整
- (19) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理
- (20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施を行う
- (21) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

3 指定地方行政機関

- (1) 中部管区警察局
 - ア 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整
 - イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携
 - ウ 管区内各県警察の相互援助の調整
 - エ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制
 - オ 情報の収集及び連絡
 - カ 津波警報の連絡
- (2) 東海財務局
 - ア 災害復旧事業における職員の査定立会
 - イ 災害応急復旧事業等のための災害つなぎ資金の短期貸付措置
 - ウ 災害復旧事業財源にかかる財政融資資金の措置
 - エ 管理する国有財産の無償貸付等の措置及び国有財産にかかる関係機関との連絡調整
 - オ 金融上の諸措置

(3) 東海北陸厚生局

- ア 災害状況の情報収集、連絡調整
- イ 関係職員の派遣
- ウ 関係機関との連絡調整

(4) 東海農政局

- ア 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る）等の国土保全対策の推進
- イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集
- ウ 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導
- エ 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置に関する指導
- オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導
- カ 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置
- キ 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等
- ク 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導
- ケ 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握
- コ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置。

(5) 近畿中国森林管理局

- ア 防災を考慮した森林施業
- イ 国有保安林、治山施設及び地すべり防止施設の整備
- ウ 国有林における予防治山施設による災害予防
- エ 国有林における荒廃地の復旧
- オ 災害対策用復旧用材の供給

(6) 中部経済産業局

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び連絡
- イ 電力、ガスの供給の確保に関する指導
- ウ 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑供給を確保するための指導
- エ 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置

(7) 中部近畿産業保安監督部

- ア 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物及びその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に関する監督指導
- イ 鉱山に対し保安を確保するための監督指導を行い、災害が発生した場合には、検査官を現地に派遣し、保安に関し適切な措置をとらせるよう指導

(8) 中部運輸局

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達あっせん、特定航路への就航勧奨を行う。
- ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。
- エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船動動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。

- オ 特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。
- カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。
- キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。
- ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。
- ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業団体及び運送事業者との連絡体制の確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。
- コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。
- サ 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）を派遣する。

(9) 中部空港事務所

- ア 航空保安施設の管理運用を行う。
- イ 航空機乗組員に対し、航空機の航行の安全を確保するために必要な情報の提供を行う。
- ウ 航空機の航行の安全を確保し、秩序を維持するために航空交通管制を行う。
- エ 航空輸送の要請に速やかに対応できるよう、緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携し、緊急輸送が適切に実施されるよう、必要な措置を講ずる。

(10) 第四管区海上保安本部

- ア 情報の収集、伝達及び災害原因調査
- イ 海難の救助、排出油等の防除及び救済を必要とする場合における援助
- ウ 航行警報を放送する等災害の発生について船舶への周知及び必要に応じて避難の勧告並びに船舶交通の制限又は禁止措置
- エ 海上における消火及び被災者、被災船舶の救助
- オ 航路障害物に対し、その所有者等に除去を命ずる等必要な措置
- カ 海上火災の発生する恐れのある海域にある者に対する火気の使用の制限又は禁止措置
- キ 排出油等に対し、措置義務者に除去を命ずる等、必要な措置
- ク 海上における治安を維持するため、関係法令違反等の取締り
- ケ 自衛隊の災害派遣要請

(11) 津地方気象台

- ア 東海地震に関連する情報の通報並びに周知
- イ 気象庁本庁が行う津波予報警報等の県への通知
- ウ 地震、津波に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表
- エ 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報

(12) 東海総合通信局

- ア 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理
- イ 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
- ウ 災害地域における電気通信施設の被害状況の調査
- エ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること

オ 非常通信協議会の運営に関すること

カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与

(13) 三重労働局

ア 事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督の実施

イ 事業場における労働災害発生状況の把握

ウ 労働災害と認められる労働者に対し、迅速・適正な保険給付等の実施

(14) 中部地方整備局、近畿地方整備局

ア 災害予防

(ア) 所管施設の耐震性の確保

(イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進

(ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施

(エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用

(オ) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備に関する計画・指導及び事業実施

(カ) 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画及び事業実施

イ 初動対応

情報連絡員(リエゾン)等及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。

ウ 応急・復旧

(ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施

(イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保

(ウ) 所管施設の緊急点検の実施

(エ) 情報の収集及び連絡

(オ) 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施

(カ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置

(キ) 要請に基づき、中部地方整備局・近畿地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動

(15) 中部地方環境事務所

(ア) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供

(イ) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

4 指定公共機関

(1) 西日本電信電話株式会社三重支店

ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡

イ 警戒宣言、地震予知情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与

ウ 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備

エ 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行

(ア) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置

(イ) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のた

めの回線疎通措置

(ウ) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置

(2) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 三重支店

ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡

イ 警戒宣言、地震予知情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与

ウ 災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行

エ 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置

オ 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置

カ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置

(3) KDDI株式会社中部支社三重支店、au三重支店

ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡

イ 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置

ウ 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定

エ 被災通信設備の早急な災害普及措置

(4) 日本銀行名古屋支店

ア 警戒宣言が発せられたときは、預貯金払戻等の混乱発生の未然防止のための具体策につき関係機関等と協議し、金融機関が所要の事前措置をとりうるよう協力する。

イ 災害が発生した場合においては、関係機関と協議の上、次の措置をとる。

(ア) 金融機関の手許現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

(イ) り災金融機関に早急な営業開始を要請するとともに、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等により営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう要請する。

(ウ) 金融機関相互間の申合せにより次の措置を実施するよう要請する。

a り災者の預貯金について、実情に即する簡易な確認方法による払戻し及び定期預金等の期限前解約

b 手形交換については、交換開始時刻、交換戻決済時刻、不渡手形返還時刻の変更及び一定日までのり災関係手形等に対する不渡処分の猶予並びに不可抗力により支払期日の経過した手形交換持出の容認

c 災害関係融資について実情に即した措置

(エ) 損傷銀行券及び貨幣の引換のための必要な措置をとる。

(オ) 国債を減紛失した顧客に対し、日本銀行名古屋支店及び最寄りの日本銀行代理店は相談に応じる。

(カ) 日本銀行代理店及び取引官庁との連絡を密にし、国庫事務を円滑に運営するための必要な措置をとる。

(キ) 上記措置については、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。

(5) 日本赤十字社三重県支部

ア 警戒宣言の発令に伴う、医療、救護の派遣準備の実施

- イ 災害時における医療、助産及びその他の救助
- ウ 災害救助等に関し各種団体又は個人がなす災害救助の連絡調整
- エ 救援物資の配分
- オ 義援金の募集及び配分
- (6) 日本放送協会津放送局
 - ア 警戒宣言、地震予知情報等の放送による社会的混乱防止のための県民への周知
 - イ 県民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知
 - ウ 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道
- (7) 中日本高速道路株式会社
 - 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道及び新名神高速道路の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施
- (8) 独立行政法人水資源機構
 - ア 警戒宣言発令時における警戒本部の設置並びに地震防災、応急対策の推進
 - イ 水資源開発施設等（ダム、調整池等）の機能の維持並びにこれらの施設の災害復旧の実施
- (9) 東海旅客鉄道株式会社
 - ア 警戒宣言発令の情報を受領した時は、予め定めた方法により情報伝達を行うこととする。
 - イ 発災時に備えて、災害区間着となり、またはこれを通過する旅客の乗車券類の発売、輸送制限、う回線区に対する輸送力増強及びバス等による代替輸送並びに併行会社線との振替輸送等の方法を予め定めておくこととする。
 - ウ 駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況を勘案のうえ関係社員を適宜配置し、また必要により警察本部の応援を求めて、盗難等各種犯罪の防止に努めることとする
- (10) 西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
 - ア 警戒宣言時の正確、迅速な伝達
 - イ 災害により線路が不通となった場合の旅客の連絡他社線への振替輸送手配
 - ウ 災害により線路が不通となった場合、旅客及び荷物の輸送手配並びに不通区間の自動車による代行輸送
 - エ 災害被災者救助用寄贈品等に対する運賃の減免
 - オ 災害発生時の鉄道財産の警備及び旅客の保護救出並びに荷物事故の防止及び調査
 - カ 災害発生時及び発生するおそれがある場合の列車運転計画並びに災害により線路が不通となった場合の列車の運転整理
 - キ 機関車及び気動車、電車、客貨車の確保及び保守管理
 - ク 線路、ずい道、橋梁及び護岸等の保守管理
 - ケ 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守管理
- (11) 中部電力株式会社三重支店、関西電力株式会社和歌山支店
 - ア 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保
 - イ 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施
 - ウ 地方自治体、警察本部、関係会社、各電力会社等との連携
 - エ 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案
 - オ 電力供給施設の早期復旧の実施
 - カ 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施
- (12) 東邦ガス株式会社

- ア ガス施設の災害予防措置及び地震防災応急対策に係る措置の実施
- イ 東海地震注意情報発表時に災害対策本部を設置
- ウ 発災後に備えた要員及び資機材の確保

(13) 郵便事業株式会社

- ア 災害時における郵便業務の確保
 - (ア) 郵便物の送達の確保
 - (イ) 支店の窓口業務の維持
- イ 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - (ア) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付するものとする。
 - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。
 - (ウ) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。
 - (エ) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

(14) 郵便局株式会社

災害の発生時又はおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。

(15) 独立行政法人 国立病院機構

- ア 所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療措置
- イ 所管する国立病院機構の病院を活用して、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療
- ウ 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所を通して医療救護班の活動支援

5 指定地方公共機関

(1) 三重県医師会

- ア 医師会救護班の編成並びに連絡調整
- イ 医療及び助産等救護活動

(2) 報道機関（日本放送協会津放送局を除く）

日本放送協会津放送局に準ずる。

(3) 一般乗合旅客自動車運送事業会社（三重交通株式会社等）

- ア 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分
- イ 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送
- ウ 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送

(4) 三重県トラック協会

災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に対する即応体制の整備並びに配車

(5) 鉄道事業会社（東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社を除く）

- ア 災害により線路が不通となった場合の自動車による代行輸送または連絡他社線による振替輸送
- イ 線路、トンネル、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の

保守管理

(6) ガス事業者(都市ガス事業者及び三重県エルピーガス協会)

ア 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施

イ 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給

6 自衛隊

(1) 要請に基づく災害派遣

(2) 関係機関との防災訓練に協力参加

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 産業経済団体(農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等)

災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施、並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力

(2) 文化、厚生、社会団体(日赤奉仕団、婦人会、青年団等)

被災者の救助活動及び義捐金品の募集等について協力

(3) 危険物施設等の管理者

市町等の防災機関と密接な連絡、並びに危険物等の防災管理の実施

(4) 各港湾施設の管理機関

港湾施設(水門、護岸、堤防、防潮壁等)の維持管理、並びに災害復旧の実施

(5) 土地改良区

防災上危険と考えられる樋門、水路又は老朽ため池等施設の整備又は復旧工事の施工、並びに防災管理の実施

第3節 三重県の特質と既往の地震災害

第1項 地形、地質及び地盤

1 地 形

三重県の概形は南北に不等辺四角形をしており、南北の長さはおよそ 170 km に及ぶ。東西幅は狭く、30～80 km にすぎない。面積は国土地理院の資料によれば、5,761.55k m²である。

本県の北は、養老山脈と木曾川をはさんで、岐阜、愛知県と接し、西は鈴鹿山脈、信楽山地、笠置山地及び台高山脈を隔て滋賀、奈良両県に連なり、一部京都府とも境する。南は、熊野川を境として和歌山県に続いており、東及び南東部は伊勢湾、熊野灘がひらける。したがって本県の地形は、概ね西に高く東に低い形となり、水系も鈴鹿川、櫛田川、宮川など東流するものが多い。

地理区としては、地質構造上西南日本を内帯・外帯に分けるいわゆる中央構造線が本県のほぼ中部を櫛田河谷から伊勢市へ東西、又は東北東に走っており、これによって地形も大きく南北に二分される。両者は、山地・盆地・低地・海岸において対照的な地形を呈する。

北部は、北北西に延びて鈴鹿山脈に対局する養老山脈を除けば、すべて南北方向から南西方向へと湾曲するかたちの鈴鹿山脈、布引山脈・松阪・高見山地などが互いに雁行配列をなし、中山性の山地で山頂部には、準平原遺跡である小起伏面を残している。これらの山地は、近畿地方内帯一般にみられる地壘性の山地であり、ことにその東側及び南側には見事な断層崖地形がみられる。また山麓には、第三系の丘陵、洪積台地、沖積平野や海岸平野が階段状に広がり、海岸線も滑らかで、広く伊勢平野や伊賀盆地を形成している。

南部は、南北方向にのびる背梁山台高山脈と、これに直交あるいは斜交するかたちで東西又は東北東方向に二列の稜線が走り、北部の高見山地も含めて互いに平行配列している。

これらの山地は、東及び南へ次第にその高度を減じ、北部のように丘陵、平地がほとんどなく、屈曲に富む沈水性の海岸で熊野灘に没している。

2 地域別地質構造

(1) 伊勢平野

伊勢平野は、伊勢湾沿岸低地とその背後の高、中、低位段丘群(台地)および浅い谷底平野、沖積扇状地、奄芸層群丘陵地などの地形が交錯する複雑な平野であり、それぞれの地形の特性にしたがって、土地利用や集落立地、人口分布の状態が細かく変化し、特色ある地域性を示している。伊勢平野の台地部は、よく開発され集落の密度も高く、最奥部の鈴鹿の山麓線に沿って、かえって集落の密度が高い。

また都市に接近していても奄芸層群丘陵地には、ほとんど集落の立地が見られない。このような地域構造をもつ伊勢平野は、震災の対応性の側面から見た場合、台地、丘陵地、扇状地性低地の複合地域と海岸低地の2グループに分けることができ、震災の型に著しい相違がある。

ア 伊勢湾沿岸低地

伊勢平野の海岸線には、鈴鹿川河口と宮川河口の張り出しと、桑名、四日市及び津・松阪の湾入があり、海底地形とよく対応している。海岸線に沿って長い河州は3列に分岐し、砂州間は后背湿地となり、地盤高、地耐力ともに最低である。

東南海地震の際、震源に面した熊野灘沈降海岸地域の震度階級5に対し、伊勢湾岸低地は震源距離の増大にもかかわらず、震度階級6と逆に大きい値を示し、地形的条件をよく反映している。

イ 台地、丘陵地、扇状地複合地域

台地を含む谷底平野は、扇状地性堆積によって充填されているため、この地域は全地域地盤条件が沿岸低地に比べて良好であり、奄芸層群の丘陵地にほとんど無居住地域に近い状態である。

(2) 上野・伊賀盆地

花崗岩及び片麻岩の基礎が浅く、その上を古琵琶湖層群が被っている。プレート境界地震に対してはほとんど被害を受けたことがないが、安政元年(1854年)7月の内陸直下地震の際には盆地の沖積低地で亀裂、小断層、泥水の噴出をともなっている。

(3) 鈴鹿山地・養老山地

本地域は、湯の山を除いて大部分無居住地域となっており、プレート境界地震の震源距離も大きく問題はないと思われる。

(4) 布引山地とその前山地域

この山地は花崗岩類と片麻岩類の布引山地本体と、その前山である一志層群の丘陵性小突起山地とによって構成されている。

主谷は広く浅い小盆地の連鎖であるが、更に細密な支谷が発達し、谷底部はくまなく開田され、丘陵性小突起山地としては耕地率と集落密度の高い地域である。

このような地形的特性と土地利用から、かんがいため池の発達はよいが、いずれも規模は小さく、谷底は小河川によって下刻されているので、このような小ダムの決壊による地震災害はそれほど深刻なものではないと思われる。

布引山地本体は標高 600~800mの前輪廻性侵食平坦面がよく保存された高原性山地であって、ほとんど無居住地域となっている。

(5) 雲出川地域山地

伊勢平野の背後地である雲出川流域山地は、中央構造線の北側にあって、高見山地の延長部にあたり、花崗岩類、片麻岩類及び中新世の一志層群からなっている。地盤条件は良好で地震動による建物の直接破壊はほとんど考えられないと思われる。

(6) 櫛田川・宮川流域

櫛田川及び宮川は主として中央構造線以南の古生層山地を東流する県内で河川延長の最も大きい縦谷であって、いずれも河床勾配の緩やかな本流に沿って巾広い谷底平野が源流部まで入り込んでいる。

谷底平野は河川の最近の侵食の復活のため段丘化している。谷底には厚い砂礫の充填がみられず、むしろ未固結物資の被覆の薄い岩石段丘の基盤のうえに集落が立地している。地震動による家屋の被害は、山腹崩壊による間接被害を除けば比較的危険度の低い地域である。

(7) 志摩半島先端部

志摩半島は英虞湾によって代表される典型的な沈水海岸である一方、標高 35~36mの顕著な海岸段丘が発達している。低地に乏しいこの地域では、溺れ谷を埋積した三角洲性の低湿地は水田に優先利用され、浜堤や低い段丘、斜面基部のわずかな平坦部が集落立地のスペースとなった。基盤までの深度も大きくないので、地震動による直接破壊に対する抵抗力の大きい地域である。

(8) 熊野灘沈降海岸

熊野灘沈降海岸背後の急峻な山地は、尾鷲以北が時代未詳中生代の四万十層群、尾鷲以南が花崗岩類からなり、海岸線から主分水界までの距離が短いため、各河川とも短小で、河床勾配が大きい。そのため谷底平野の発達も悪く、溺れ谷も湾奥部に僅かに扇状地性の低地を形成している。規模は小さいが、密度の高い漁業集落が沈水海岸の大小の湾奥を占拠している。湾奥の集落は低い波食台、砂礫堆のうえに立地していて、基盤深度が浅いためか熊野灘の震源に直面する場合で

も地震動による建物の倒壊はきわめてまれであった。

(9) 七里御浜平滑海岸地域

熊野海岸山地のうち海食に対する抵抗力が小さい第三系の山地の海岸は平滑な砂礫海岸となっている。また浜堤に海岸段丘の根が入っているためか、地震動による家屋倒壊の少ない地域であった。

3 地盤

(1) 地盤型A (山地地形に相当)

主に第三紀鮮新統より古い岩石から成る山地地形に相当する。大起伏をなす山地は県北部の鈴鹿山脈、南部の紀伊山地である。つづいて起伏量 400~600m位の所は県中部の布引山地や一志・室生山地、南東部の度会・朝熊山地である。これら山地の縁辺はさらに起伏量の小さな山地・山麓面になっている布引山地東麓、上野盆地の南部がこれである。この地域は地震動に対しては安定していて、しかも家屋がほとんどないので、斜面の崩壊以外あまり問題にならない。

櫛田川沿いに延びる中央構造線の北側は花崗岩、片麻岩の分布する地域である。花崗岩類は地震動に対しても、斜面崩壊を起こしやすく、小規模な崩壊地が多数発生するのが特徴である。伊賀上野地震等の斜面崩壊も上野北側の花崗岩地域である。そのほか、鈴鹿山脈東側にも崩壊地がかなり認められる。中央構造線の南側は、構造線に沿って結晶片岩の分布する山地になっていて、三重県ではあまり目立たないが隣の和歌山県では地すべり地帯になっている。

さらに、南は、古生層・中生層の砂岩や頁岩が帯状に分布する山地で、県内では安定している。熊野灘に分布する古第三紀層も第三紀地すべり地域を作ることはない。全体としては緩斜面上の集落、斜面を切る道路、鉄道、谷を横断する盛土や灌漑用の堤防などに注意を要する。

(2) 地盤型B (丘陵地斜面・台地斜面に相当)

主に奄芸層群などの鮮新統、更新統下部の砂礫層、砂と泥の互層より成る小起伏面である。北勢では養老山地の南に続く員弁・亀山・四日市丘陵、伊賀地方の阿山・上野丘陵、中勢の安芸、高塚・多気丘陵、伊勢志摩では二見・青峰・横山丘陵がこれに相当する。熊野灘沿岸、答志島、神島、坂手島もこれに属する。

山地に次いで、集落の少ない場所だが、桑名市から津市の都市周辺の丘陵地は造成されて宅地などになっている所がある。丘陵を構成する砂礫層はN値が 100 以上とよく締まっている。泥層でも 20~40 のN値を持ち、いずれも支持基盤として問題はない。ただし、造成地の場合は盛土した部分で固結度が弱く、隙間が多くなっていて、不等沈下の危険がある。そして、これらの丘陵は幾つかの断層によって区切られ、個別に運動してきた事実から、各地塊ブロックの境をなす断層は地震時に再び活動することが考えられるので注目しておく必要がある。

一方、各段丘面の崖では斜面崩壊の可能性があり、かなりの集落が分布していることもあるので注意を要する。特に斜面の造成などで、垂直方面のせん断面ができている場合には崩れる恐れがある。

(3) 地盤型C (台地に相当)

洪積台地は主に 10m前後の砂礫層から成っている。基盤地塊の地域間の傾動、隆起量の差によって、地域的に段丘の数が増える。津市から安濃川にかけては、四段の高さの違う面に区分される。鈴鹿山麓に分布する開析扇状地面は朝明川、内部川に沿う河岸段丘面、上野盆地周辺の布引面や先志摩に広く分布する海食台地面が上位を構成している。

下位の面はヴュルム氷期の最も海面が下がる少し前の停滞期に河床や氾濫原であった面がさらに海面が下がって段丘化したもので、そのため低地では沖積面下に潜りこんでしまう。伊勢平野

に広く分布し、扇状地性の礫からなる上位の面に較べると平坦面がよく保存されている。上野盆地周辺の八日市面や櫛田川、宮川に沿っては山間部にまで認められる。南部の熊野浦にみられる海岸段丘面もこれに相当する。低位の面は大～中の礫を主体にし、ともに薄い泥層をはさむことがある。堆積後の期間があまり経過していないため、膠結作用が進んでおらず、N値もやや低いが、地盤としての耐力性には問題はない。

(4) 地盤型D (扇状地・沖積錐に相当)

主に砂礫層からなる堆積平野で、各河川が山地を離れる付近から下流部や丘陵地や台地を刻んでいる小谷の谷底にみられる。地盤に砂礫が卓越しているため、沖積低地の中では地盤条件は良い。櫛田川、鈴鹿川、朝明川沿いの低地などに発達するほか、上野盆地にも分布する。なお、この地盤型には扇状地より規模は小さく、傾斜も急な砂礫層からなる沖積錐を含めている。沖積錐や小規模な谷底低地は、鈴鹿山脈の河川沿いにも分布が認められる。

(5) 地盤型E (低地と各種地形との境界をなす微高地及び谷底低地に相当)

自然堤防や三角洲から成る低地が丘陵地や台地と接しているところにみられる微高地に対応する。丘陵地斜面や、台地斜面の最末端部にあたり、非常に緩い傾斜を持つ。崩積性の堆積物から成るが、層厚は薄い。地形の急変するところであるため、地盤の性質も急変し、地震動が乱されやすい。

谷底低地でも、軟弱層の基底の形が複雑であるため、地震動が乱されやすい。砂礫質な堆積物が分布する谷底低地はD地盤に含めたため、ここでいう谷底低地は泥質な堆積物からなる低地である。桑名市から津市に至る海岸低地に接している丘陵地や伊勢市の五十鈴川の谷底、的矢湾や英虞湾の溺れ谷を埋積した低地などにみられる。

(6) 地盤型F (海岸平野に相当)

比較的地盤が地表近くにあり、沖積層の薄い海岸の平野である。一般に礫や浜堤の発達する海岸を形成している。伊勢平野では千代崎海岸、豊津浦、伊勢市東大淀近くの海岸に認められる。また、熊野浦の海岸なども含まれる。伊勢湾沿いの砂堆は高さ3mほどで、途切れがちに分布するが熊野浦では標高10m以上の砂堆が連続する。

(7) 地盤型G及びH (自然堤防、三角洲に相当)

地盤型Dに対応する地形の末端部から海岸までの低地である。自然堤防や雲出川や櫛田川などでは砂質堆積物が卓越するが、扇状地から続く砂礫から成るところもある。また、後背湿地は、泥質堆積から成り、有機質土をはさむことが多い。三角洲は砂泥を主体とした河口付近の低地で県北部の木曾川、長良川、揖斐川の河口、伊勢平野を流れる各河川の河口、及び先志摩の入江や熊野灘の沿岸の一部にみられる。

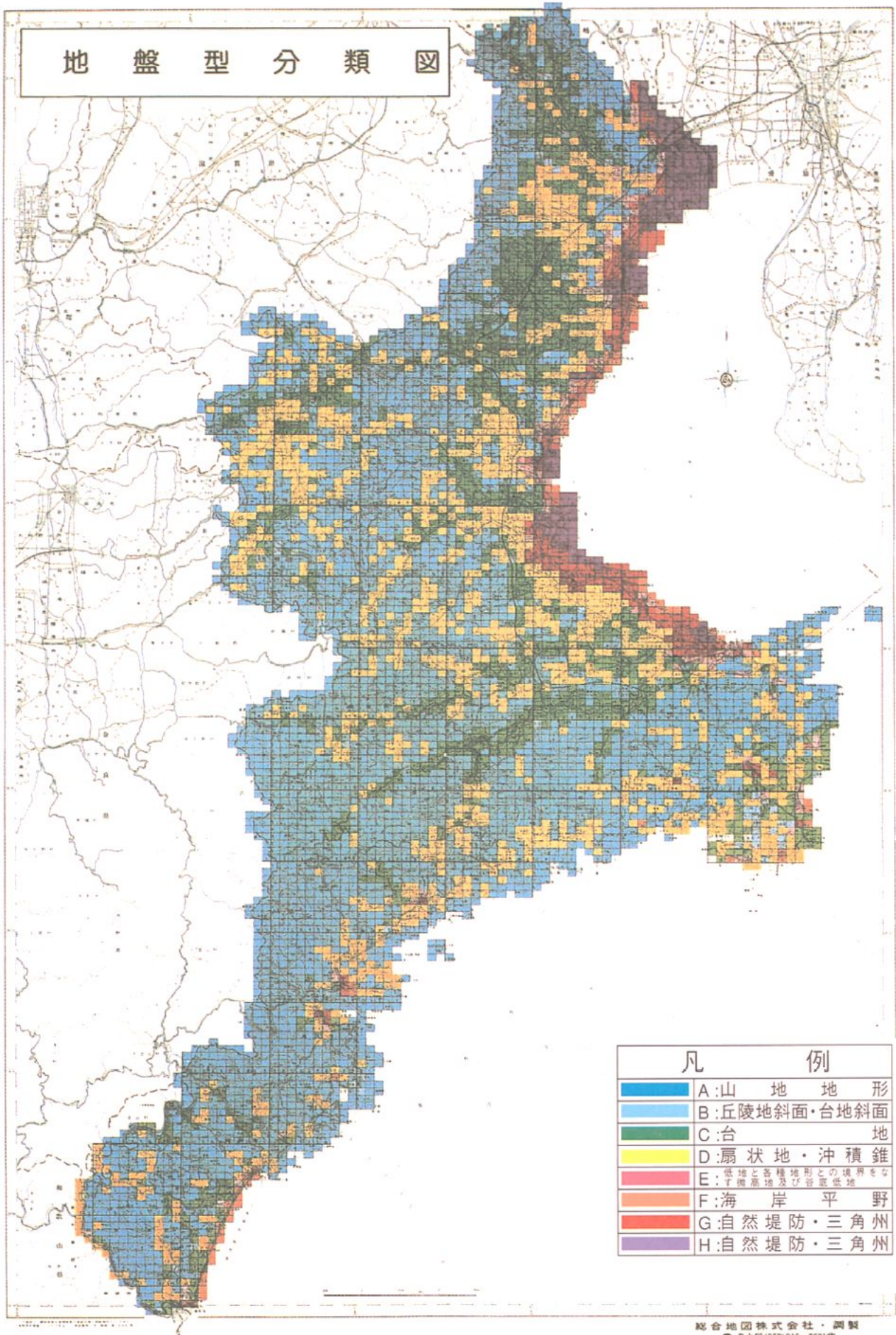
最終氷期の最盛期(18,000～20,000年前)には、海面高度は現在よりも100m以上低下しており、当時の主要河川沿いには深い谷地形が刻まれた。この谷は、海面高度が上昇するにつれて沖積層によって埋め立てられ、現在の沖積低地の地下に埋積されている。このような谷を埋積谷と呼んでいる。

木曾川の埋積谷は、現在の河口付近では-60m位で、河川に沿って南北に延び、南は伊勢湾内に追跡できる。伊勢平野の四日市市では木曾川の埋没谷の支谷が、海蔵川、内部川、三滝川の現河川沿いに認められ、鈴鹿川の埋没谷は、鈴鹿川に沿って鈴鹿市甲斐町の西にまで追跡できる。伊勢平野北部では、埋没谷の谷底は-30～-40m以下に達する部分もあるが、海岸部では一般に-20～-25mほどである。伊勢平野南部では、雲出川河口の香良洲町付近と宮川河口の大湊、一色付近には-25mに達する埋没谷が認められる。また、櫛田川の河口では、-15m～-20mの埋没谷が認められる。

第3節 三重県の特質と既往の地震災害

これらの谷を埋めている沖積層は、基底礫層、下部砂泥層、上部粘土層、上部砂層に分けられる。これら各層のうち、上部粘土層が特に軟弱で、N値はほぼ5以下で0～2の範囲が最も多く、極めて軟弱である。三角洲地帯の表層部に堆積しているのが、上部砂層である。一般には泥質であるが、ところによっては砂礫質になっている。

なお、地盤型GとHの区分は、Gが軟弱層厚15m未満、Hが軟弱層厚15m以上としている。



凡 例	
	A:山地地形
	B:丘陵地斜面・台地斜面
	C:台地
	D:扇状地・沖積錐
	E:低地と各種地形との境界をなす埋立地及び谷底低地
	F:海岸平野
	G:自然堤防・三角州
	H:自然堤防・三角州

総合地図株式会社・調製
 〒516-0001 津市 北八尾(052)916-2621代

第2項 社会的条件

地震災害は、自然的条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害が、同時複合的に現れる特徴を持っている。

被害を拡大する社会的要因としては、主として次のような点が指摘されている。

1 都市化の進展

人口の増加に伴う住宅等建物の過密化により、市街地の拡大が各地で進行するとともに既成市街地では、高層ビルが増加、オープンスペースの減少等構造的な変化があることから、災害時における被災人口の増大と火災の多発、延焼地域の拡大の危険性が高い。

一方、一部市町では、若者の人口流出、都市部への通勤等により消防団活動に不安が見られる。

2 工業化の進展

高度経済成長の時代を中心に工業化が進展したが、臨海部の軟弱地盤の埋め立て地に石油化学工業の多くが立地しており、液状化現象による被害の危険性がある。

また、危険物の貯蔵及び取扱いをする事業所が多く存在していることから、被害拡大の危険性は高い。

3 生活環境の変化

生活環境の近代化が進み、電気、水道、ガス、電話等は欠かせないものとなっており、これらに被害が発生した場合の情報不足等による生活面での不安が増大し、心理的危険性が予想される。

また、ガソリン等危険物を内蔵している自動車の増加により、地震等の交通混乱によって被害が拡大する危険性がある。

	1970年	1980年	1990年	2000年
人口	1,543千人	1,687千人	1,793千人	1,857千人
世帯数	392千世帯	478千世帯	546千世帯	637千世帯
住宅数	381千戸	477千戸	559千戸	687千戸
電話台数	165千台	505千台	676千台	753千台
電力使用量	4,027,884千KWH	5,983,741千KWH	8,926,381千KWH	11,415,073千KWH
上水道普及率	76.5%	93.4%	96.9%	98.7%
ガス販売量	39,505千m ³	94,001千m ³	157,758千m ³	388,127千m ³
危険物施設数	7,104箇所	11,902箇所	13,018箇所	12,950箇所
自動車保有台数	273千台	631千台	1,008千台	1,340千台

(資料：三重県統計書、消防防災年報)

第3項 三重県における既往の地震とその被害

三重県に被害を及ぼした地震は、多くが記録されているが、詳細なものは少なく、細部については判明していないが、かなりの被害を受けているものと思われる。

その中で大災害と思われる地震は、東海道沖、南海道沖を震源域とする地震で、いずれも津波を伴っており、志摩半島から熊野灘沿岸にかけての地域で大きな被害となっている。

近年の地震・津波の被害状況は次のとおりである。

1 東南海地震(1944年12月7日、M7.9)

震源は熊野沖であったが、陸地から約20kmと近くであったため、揺れによる被害も大きく、また津波災害も熊野灘沿岸で激しいものであった。

県内では震度5（一部震度6）で、津波は高いところでは10mを記録し、死者389人、負傷者608人、住家の全壊1,627棟、半壊4,210棟等の大きな被害があった。

2 南海地震（1946年12月21日、M8.0）

震源は潮岬南方約50kmの地点であったため、東南海地震に比較して被害も少なかったが、それでも県内の震度は4（一部震度5）で、津波は4～6m、死者11人、負傷者35人、住家の全壊65棟、半壊92棟であった。

3 三重県中部を震源とする地震（2007年4月15日、M5.4）

震源は三重県中部で震源の深さは約16km。

震度は震度5強が亀山市、震度5弱が鈴鹿市、津市、伊賀市。

被害は負傷者12人（重傷3人、軽傷9人）、住家の一部損壊121棟であった。

第4節 被害想定等

第1項 基本的な考え方

本県に及ぼすと考えられる地震は、南海トラフを震源とし、広域的な被害を特徴とするプレート境界型地震及び地殻上部の活断層を震源とし、局所的な被害を特徴とする内陸直下型地震である。

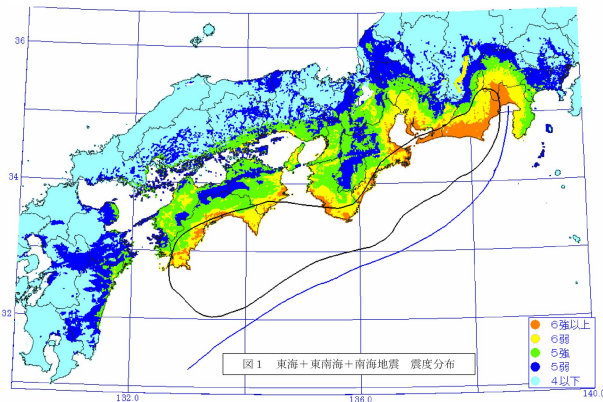
ここでは、三重県に被害を及ぼした既往地震及び三重県内の活断層分布等より、これらの断層を起因とする地震が発生した場合の被害について想定するが、このうち最も被害が甚大で、かつ深刻であると考えられる東海・東南海・南海地震が同時に発生した場合の想定結果に基づき、平成26年度までに人的被害と経済的被害を半減するとの減災目標の達成に向け、防災関係機関と住民等が一体となって、効果的かつ効率的な地震対策の推進に努めるものとする。

第2項 地震の想定

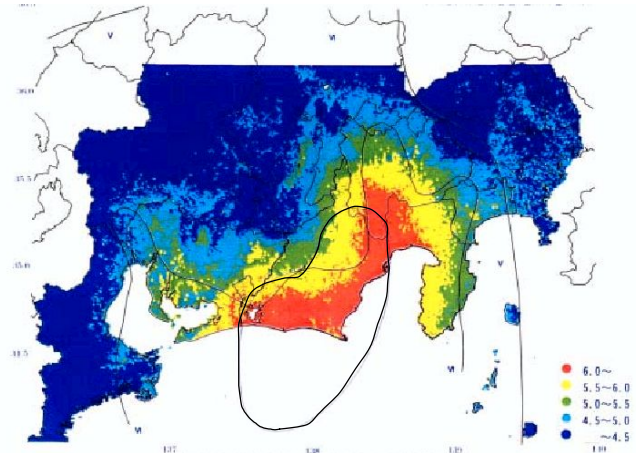
1 プレート境界型地震

「三重県地域防災計画被害想定調査報告書」(平成17年3月)において、東海・東南海・南海地震をはじめとするプレート境界型地震が発生した場合の本県における被害の想定を行った。

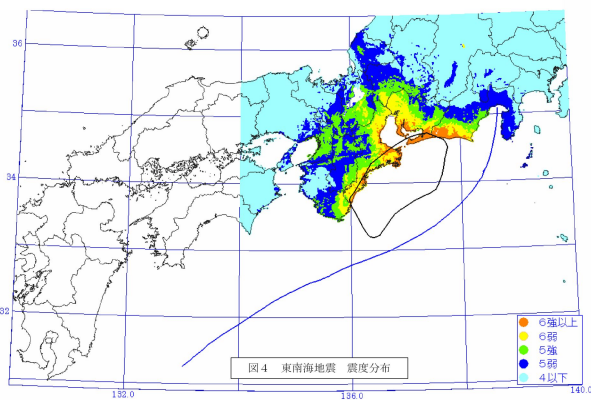
プレート境界型地震の想定位置(中央防災会議資料より)



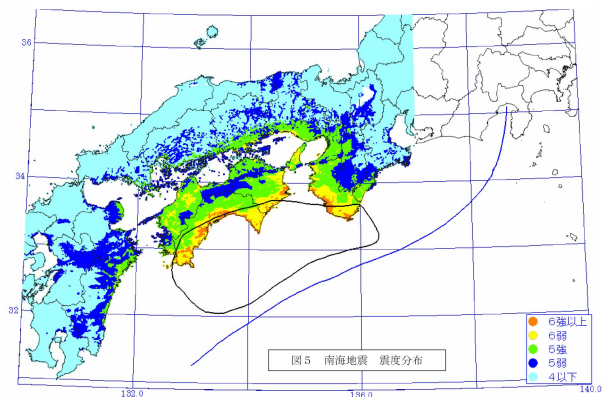
東海+東南海+南海地震(M8.7)



東海地震(M8.0)



東南海地震(M8.1)



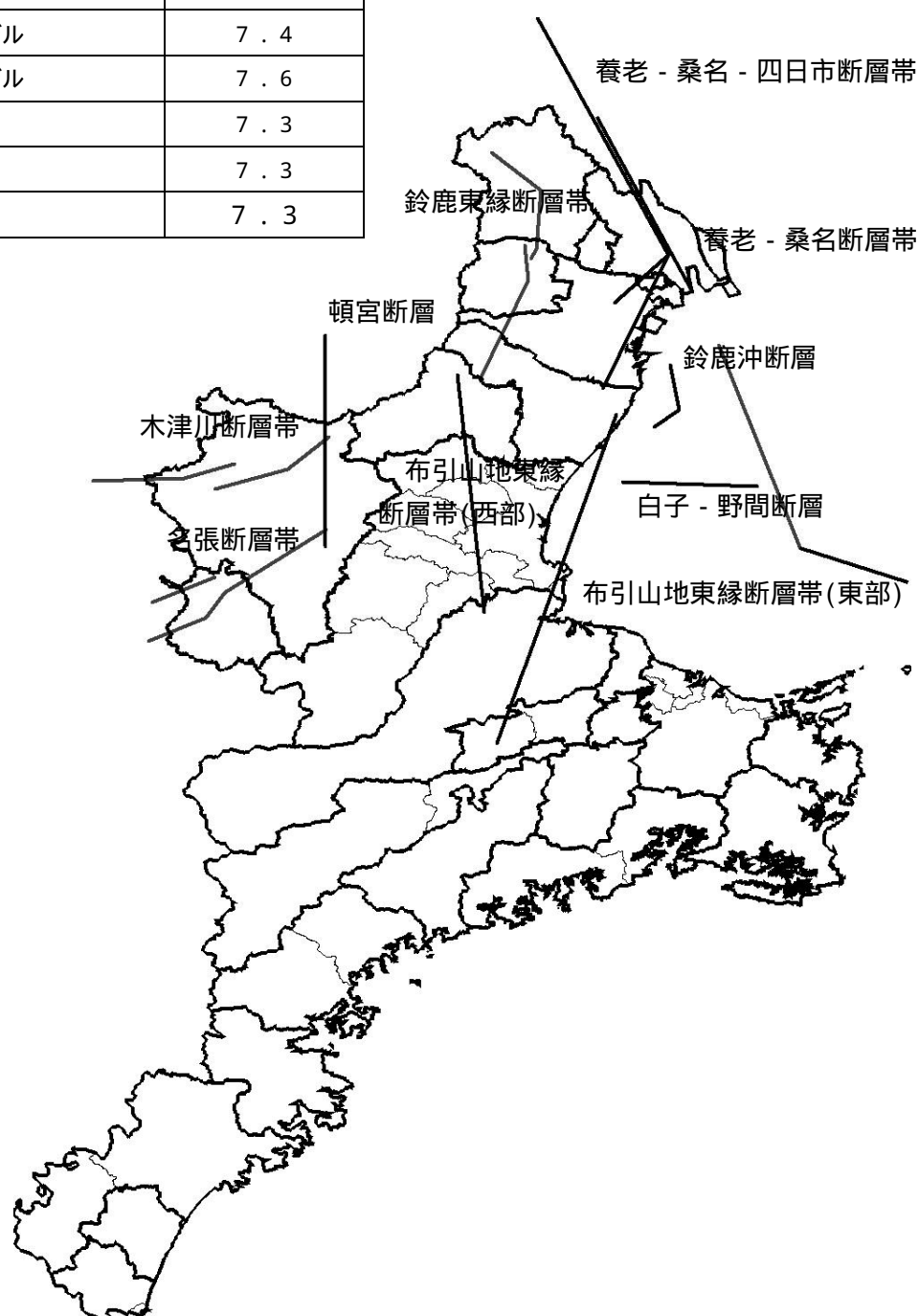
南海地震(M8.4)

2 内陸直下型地震

「三重県地域防災計画被害想定調査報告書」(平成9年3月)および「三重県地域防災計画被害想定調査データブック」(平成18年3月)において、三重県内に大きな被害をもたらすと考えられる内陸活断層による地震が発生した場合の本県における被害の想定を行った。

内陸直下型地震の震源モデル名

内陸活断層による地震		
養老 - 桑名 - 四日市断層帯モデル		7.8
養老 - 桑名断層帯モデル		7.4
鈴鹿東縁断層帯モデル		7.5
伊勢湾断層帯(伊勢湾断層帯主部)モデル		7.5
伊勢湾断層帯(白子 - 野間断層)モデル		7.0
伊勢湾断層帯(鈴鹿沖断層)モデル		6.7
布引山地東縁断層帯西部モデル		7.4
布引山地東縁断層帯東部モデル		7.6
頓宮断層モデル		7.3
木津川断層帯モデル		7.3
名張断層帯		7.3



第3項 被害の想定

1 プレート境界型地震

プレート境界型地震による被害想定は「三重県地域防災計画被害想定調査報告書」(平成17年3月)によるが、その概要は次のとおりである。

(1) 東海・東南海・南海地震モデルによる震度分布図および津波高さ分布図

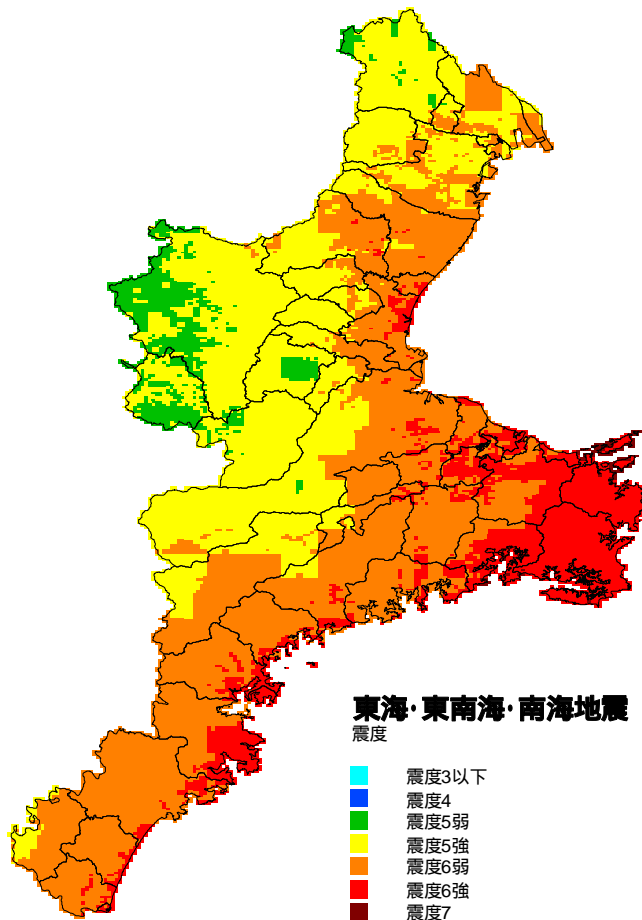


図 震度分布図

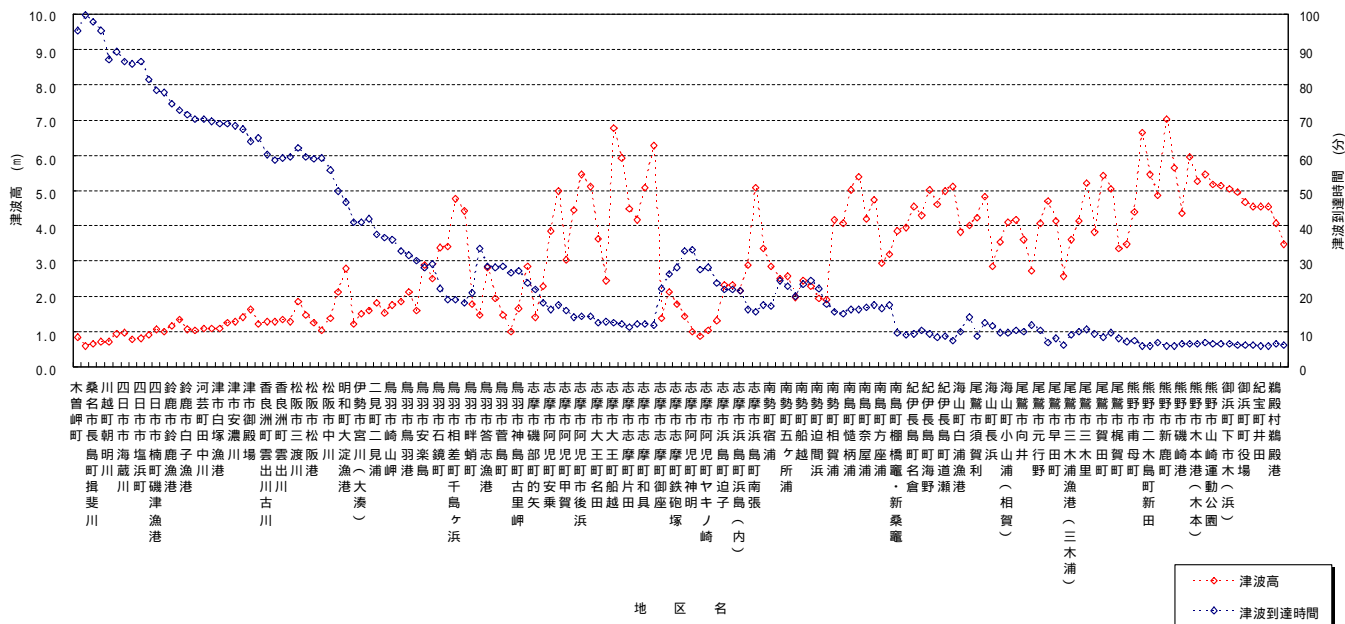


図 津波高さ分布図

(2) 震度分布

全県にわたって震度5弱以上の地震動に見舞われ、鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、尾鷲市、熊野市等主要な都市部では震度6弱以上、志摩市、南伊勢町など志摩半島の市町では震度6強以上の強い揺れが生じると想定されている。

(3) 津波高さ分布

熊野灘沿岸では津波高さ4~5mと非常に高くなる所が多く、7m以上に達する所もある。津波到達時間(被害が発生し始める可能性がある50cmの水位に達する時間)は6分~10分と短い。

(4) 液状化地域

伊勢湾沿岸の平野部において液状化が発生する危険性が高い。

(5) 揺れによる建物被害

ア 建物倒壊棟数

全壊棟数 39,000棟(県内の建築物の約3%)

半壊棟数 84,300棟(" 約6%)

計 123,300棟(" 約9%)

イ 被害の地域

被害はほぼ県全域にわたっているが、特に熊野灘沿岸では全壊率10%以上と想定され、津市など太平洋沿岸の主要都市部においても約5%程度の全壊率と想定される。

(6) 火災による建物被害

ア 建物被害

焼失棟数 27,000棟(冬18時、風速3m)

イ 被害の地域

被害は建物倒壊率の高い熊野灘沿岸や建物密度が高い津市などの市街地に集中している。

(7) 液状化による建物被害

ア 建物被害

全壊棟数 10,800棟(県内の建築物の約0.8%)

イ 被害の地域

液状化危険度の高い伊勢湾沿岸の平野部で被害が大きい。

(8) 斜面崩壊による建物被害

ア 建物被害

全壊棟数 3,400棟(県内の建築物の約0.2%)

半壊棟数 8,000棟(" 約0.5%)

イ 被害の地域

被害は県全域にわたっており、揺れによる被害が少ない山間部においても被害の発生が想定される。

第4節 被害想定等

(9) 揺れによる建物被害、火災による建物被害および斜面崩壊による建物被害に伴う人的被害

ア 被害想定結果

死者数 600人(春夏秋の昼間)～1,700人(冬の早朝)

負傷者数 4,400人(春夏秋の昼間)～11,700人(冬の早朝)

罹災者数 1,427,000人

避難者数 43,300人(冬の早朝)～62,200人(冬の夕方)

(10) 津波による被害

ア 被害想定結果

全壊棟数 10,000棟(海岸保全施設あり)～30,100棟(海岸保全施設なし)

半壊棟数 6,100棟(海岸保全施設あり)～29,500棟(海岸保全施設なし)

死者数(海岸保全施設あり、早朝) 1,000人(防災意識高)～3,100人(防災意識低)

死者数(海岸保全施設なし、早朝) 2,000人(防災意識高)～6,100人(防災意識低)

イ 被害の地域

被害の大きい地域は志摩市、尾鷲市、熊野市、南伊勢町、大紀町、紀北町等の志摩半島から熊野灘沿岸部の海岸付近に集中している。

(11) 危険性物質被害

ア 被害想定結果(火災)

火災発生件数は以下の通りと想定される。

四日市臨港地区：中量流出程度の火災で 2.9×10^{-2} 件、

タンク火災(全面火災)で 2.8×10^{-3} 件

尾鷲地区：タンク火災(全面火災)で 1.5×10^{-2} 件

(12) 交通施設被害

ア 緊急輸送道路の被害想定結果

被害率0%～10%と想定される道路延長：全延長の約50%

被害率10%～20%と想定される道路延長：全延長の約38%

被害率20%～30%と想定される道路延長：全延長の約13%

イ 被害の地域

三重県の南北を接続するほぼ唯一の輸送道路である国道42号をはじめ、太平洋沿岸部の緊急輸送道路は大きな被害を受けると想定され、輸送支障が懸念される。

(13) ライフライン施設被害

ア 上水道の被害想定

地震動により配水管及び給水管の被害箇所は25,000箇所となり、断水世帯は約63万世帯に達すると想定される。

イ 下水道の被害想定

地震動により約700箇所の被害が発生すると想定される。

ウ 通信の被害想定

地震動により地中配電線で約30km、架空配電線で約15km、電柱で約1,000本の被害が想定さ

れる。

エ 電力の被害想定

地震動により地中配電線で約2km、架空配電線で約33km、電柱で約2,300本の被害が想定される。

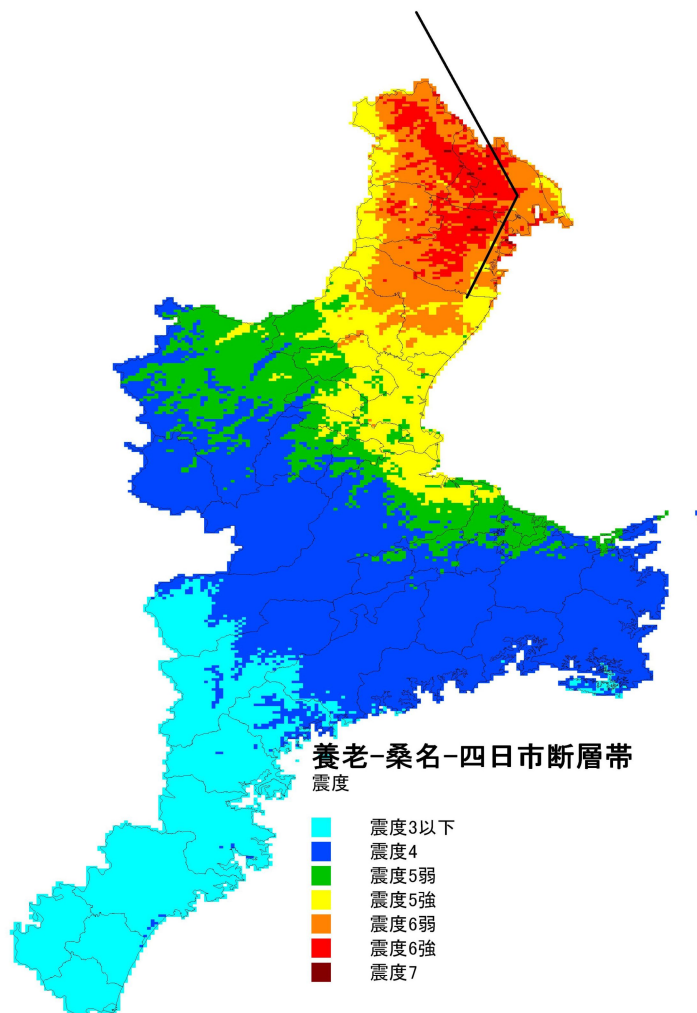
オ ガスの被害想定

地震動によりガス設備の被害箇所は約700箇所の被害が想定される。

第4節 被害想定等

2 内陸直下型地震

(1) 養老 - 桑名 - 四日市断層帯による震度分布



Key Point

北勢地域で震度6強から震度7の強い揺れ
津波の心配はない

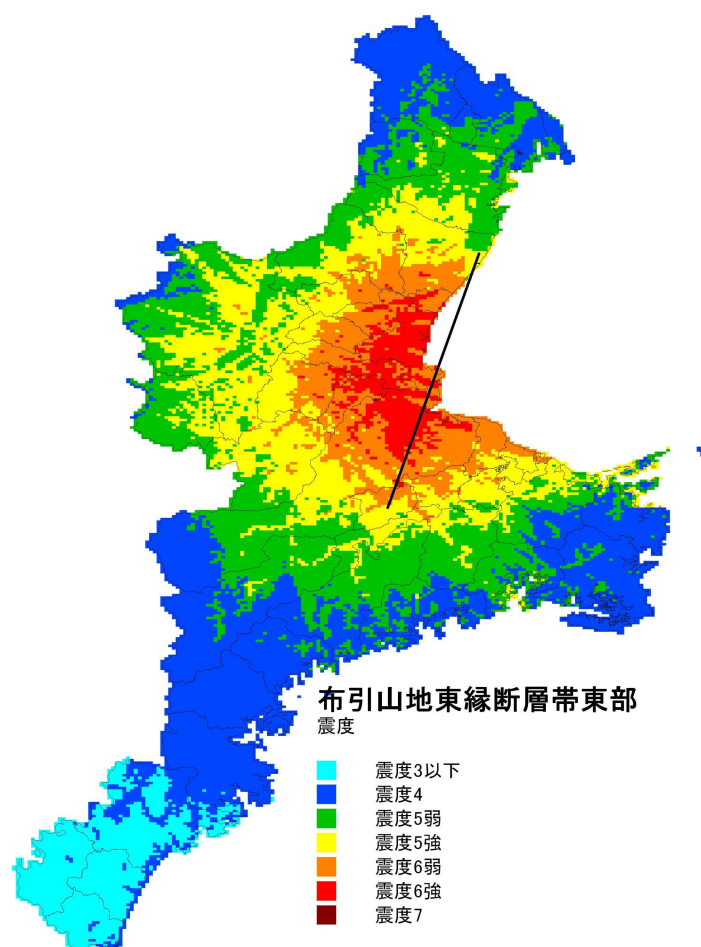
揺れによる全壊棟数が四日市市で約3,000棟、
桑名市で約1,500棟など北勢地域で建物被害
が大きい。

県内全域で全壊・焼失棟数約18,000棟

冬の朝5時の条件で死者数が四日市市で約110
人、桑名市で約50人など北勢地域で人的被害
が大きい。

県全域で死者数約240人、負傷者数約2,400人

(2) 布引山地東縁断層帯東部による震度分布



Key Point

北勢地域～南勢地域の広い範囲で震度6強以上の強い揺れ
津波の心配はない

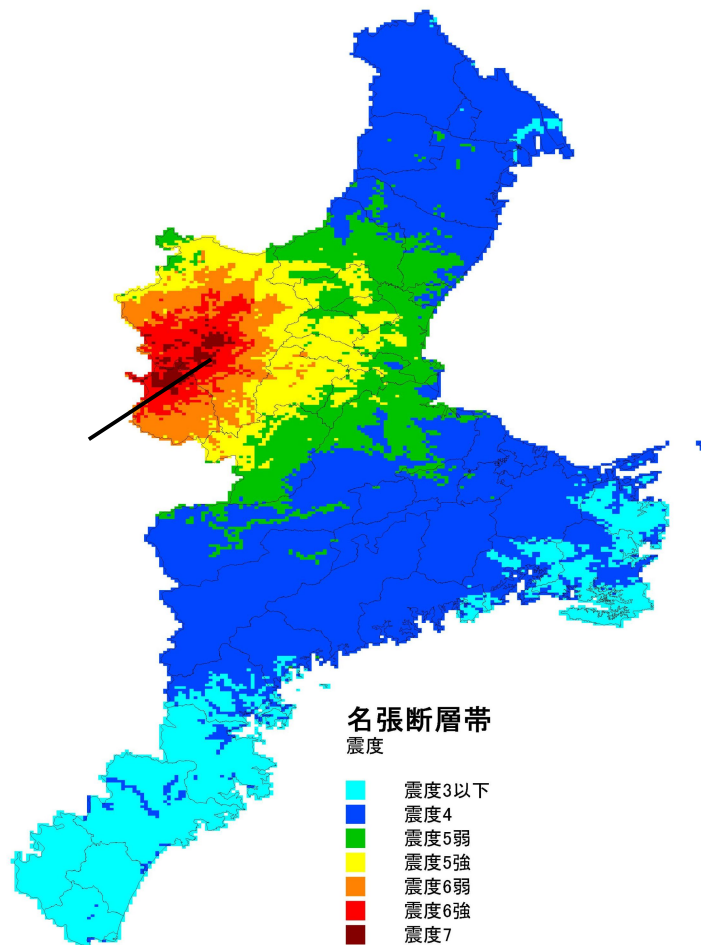
揺れによる全壊棟数が津市で約3,000棟、松阪市で約2,300棟など、北勢地域から南勢地域にかけて建物被害が大きい

県内全域では全壊・焼失棟数約18,000棟

冬の朝5時の条件で死者数が津市で約120人など北勢地域から南勢地域にかけて人的被害が大きい。

県内全域では死者数約270人、負傷者数約2,100人

(3) 名張断層帯による震度分布



Key Point

伊賀地域で震度6強から震度7の強い揺れ

津波の心配はない

揺れによる全壊棟数が伊賀市、名張市で約600棟など伊賀地域で建物被害が大きい。

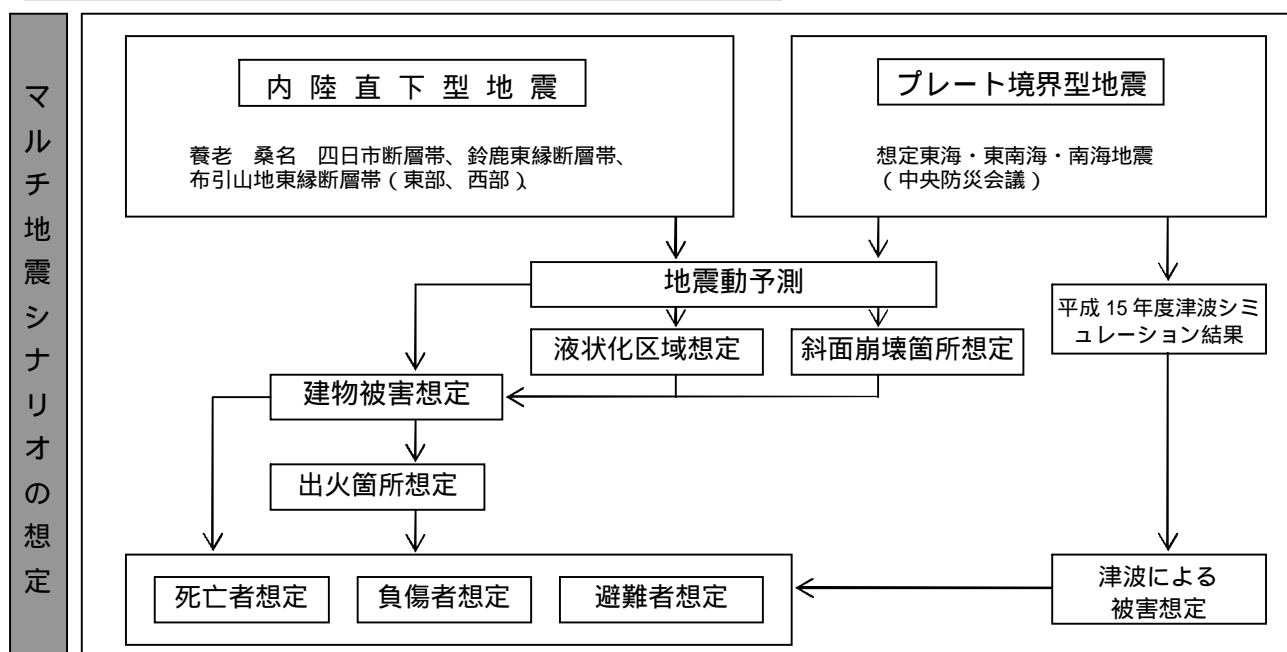
県内全域では全壊・焼失棟数約3,100棟

冬の朝5時の条件で死者数が伊賀市で約40人、名張市で約30人など伊賀地域で人的被害が大きい。

県内全域では死者数約90人、負傷者数約550人

地震被害想定フローチャート

三重県を襲う地震にはどのようなものがあるのか？



三重県が備えるべき地震

市町別平均震度・市町別最大地震分布

地域区分	北勢地域	中勢地域北部	伊賀地域	中勢地域南部 南勢志摩地域	東紀州地域
最大の被害をもたらす地震	養老・桑名・四日市断層帯モデル	布引山地東縁断層帯モデル	名張断層帯モデル	想定東海・東南海・南海地震モデル	
	内陸直下地震			プレート境界地震	

地震による被害

地震名	内陸直下型地震			プレート境界型地震	
	養老・桑名・四日市断層帯モデル	布引山地東縁断層帯（東部）モデル	名張断層帯モデル	想定東海・東南海・南海地震モデル	
被害が集中する地域	北勢地域	中勢地域北部	伊賀地域	中勢地域南部 南勢志摩地域 東紀州地域	
詳細被害予測項目	津波による死者	-	-	約1,000人～ 約3,100人	
	揺れによる死者	約200人	約300人	約90人	約1,700人
	負傷者	約2,400人	約2,200人	約600人	約11,700人
	避難者	約12,000人	約10,300人	約1,800人	約43,300人
	揺れによる全壊棟数	約5,700棟	約5,600棟	約1,200棟	約39,000棟
	焼失棟数	約400棟	約500棟	約500棟	約2,900棟
	液状化による全壊	約7,000棟	約6,200棟	約800棟	約10,800棟
	斜面崩壊による全壊棟数	約700棟	約1,200棟	約600棟	約3,400棟
津波による全壊	-	-	-	約10,000棟	

* 冬の午前5時発生で想定。津波による死者の幅は、防災意識の高低による。

第4項 長期評価

1 主要な活断層及び海溝型地震に関する長期評価の概要

政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会は、主要な活断層や海溝型地震（プレートの沈み込みに伴う地震）の活動間隔、次の地震の発生可能性（場所、規模（マグニチュード）及び発生確率）等について評価、公表を行っている。

本県に大きな影響を及ぼすと考えられる南海トラフで発生する地震（東南海地震、南海地震）及び県内に存在する主要な活断層に関する長期評価結果の概要は、それぞれ以下のとおりである。

（南海トラフの地震の長期評価の概要 - 基準日：平成24年（2012年）1月1日）

地震名	長期評価で予想した地震規模（M）		地震発生確率			平均発生間隔
			10年以内	30年以内	50年以内	最新発生時期
東南海地震	8.1前後	同時発生 の場合 8.5前後	20%程度	70%程度	90%程度 もしくは それ以上	111.6年
南海地震	8.4前後		20%程度	60%程度	90%程度	67.1年前
						114.0年
						65.0年前

（県内主要活断層の長期評価の概要 - 基準日：平成24年（2012年）1月1日）

地震名	長期評価で予想した地震規模（M）	地震発生確率			平均活動間隔
		30年以内	50年以内	100年以内	最新発生時期
養老 - 桑名 - 四日市断層帯	8程度	ほぼ0%～ 0.7%	ほぼ0%～ 1%	ほぼ0%～ 3%	1,400年～1,900年 13～16世紀
鈴鹿東縁断層帯	7.5程度	ほぼ0%～ 0.07%	ほぼ0%～ 0.1%	ほぼ0%～ 0.2%	約6,500年～12,000年 約3,500～2,800年前
布引山地東縁断層帯（西部）	7.4程度	ほぼ0%～ 1%	ほぼ0%～ 2%	ほぼ0%～ 4%	17,000年程度 約28,000～400年前
布引山地東縁断層帯（東部）	7.6程度	0.001%	0.002%	0.005%	25,000年程度 11,000年前頃
頓宮断層	7.3程度	1%以下	2%以下	4%以下	約10,000年以上 約10,000年前～7世紀
木津川断層帯	7.3程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	約4,000年～25,000年 1854年伊賀上野地震
伊勢湾断層帯（主部/北部）	7.2程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	10,000年～15,000年程度 概ね1,000年前～500年前
伊勢湾断層帯（主部/南部）	6.9程度	ほぼ0%～ 0.002%	ほぼ0%～ 0.004%	ほぼ0%～ 0.009%	5,000年～10,000年程度 概ね2,000年前～1,500年前
伊勢湾断層帯（白子 - 野間断層）	7.0程度	0.2%～0.8%	0.3%～1%	0.7%～3%	8,000年程度 概ね6,500年前～5,000年前

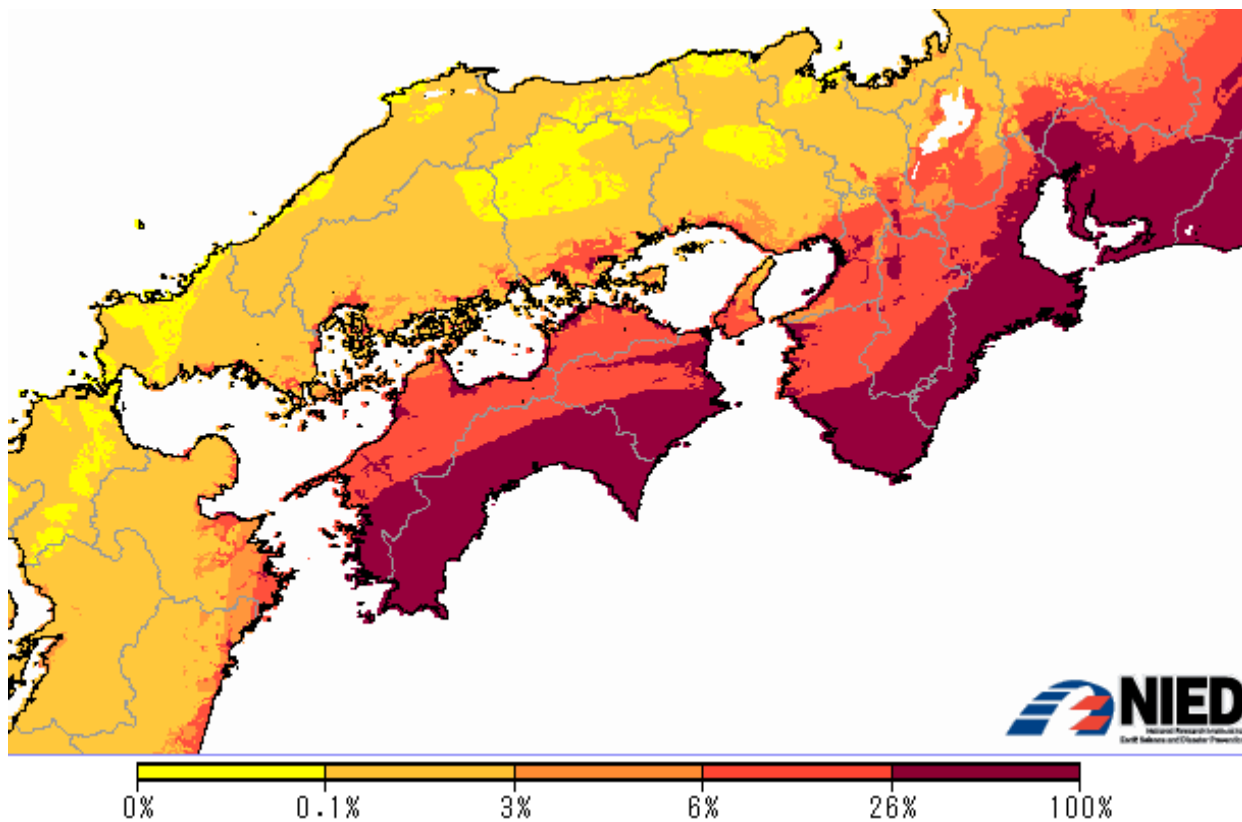
（注1）政府の地震調査委員会は、国内の主要な活断層における相対的な評価として、今後30年間の地震発生確率（最大値）により、「今後30年の間に地震が発生する可能性が高いグループ（最大値が3%以上の場合）」、「今後30年の間に地震が発生する可能性がやや高いグループ（最大値が0.1%以上～3%未満の場合）」及び「それ以外」に分類している。

(注2) なお、参考となる比較対象として、1995年兵庫県南部地震発生直前における30年以内の地震発生確率は、0.02%～8%と算定されている。

2 全国を概観した地震動予測地図の概要

また、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会は、上記の長期評価等の成果を踏まえ、今後の一定期間内に強い揺れに見舞われる可能性を示した「確率論的地震動予測地図」の作成、公表を行っている。

今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率を示した地図によれば、本県内は、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が「26%以上」の「高い」地域、または「6～26%」の「やや高い」地域に属している。県庁所在地の津市についても、南海トラフで発生する地震の影響が高く、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は、85.9%（2010年1月1日時点）となっている。



今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率(西日本地域)

(基準日:2010年1月1日)

「全国を概観した地震動予測地図」報告書(地震調査研究推進本部地震調査委員会)より抜粋

第5節 震災に関する調査研究の推進

第1項 基本的な考え方

震災は、複雑多様であり、かつ同時に広域にわたって大規模な被害を生ずる。このような震災に対して総合的、計画的な防災対策を推進するためには、災害要因の研究、被害想定等を行い社会環境の変化に対応した防災体制の整備が必要となるので、防災関係機関は相互に連携協力しながら次の各種の調査研究を実施し、その成果を積極的に地震防災対策に取り込み、充実を図っていく。

- (1) 地震時の地盤性状に関する調査研究
- (2) 建築物、土木構造物等の耐震性に関する調査研究
- (3) 地震時の出火、延焼に関する研究
- (4) 地震時のライフラインの影響に関する調査研究
- (5) 公共施設の耐震性に関する調査研究
- (6) 津波災害に関する調査研究
- (7) 地震に伴う社会心理に関する研究
- (8) 人的被害及び避難に関する研究
- (9) その他地震防災に関する研究

なお、県では東海地震の被害想定調査を行い「三重県地域にかかる東海地震被害想定調査報告書」(平成4年6月)をまとめた。また、兵庫県南部地震を契機に、本県に大きな被害を及ぼすと考えられる内陸直下地震及びプレート境界地震を対象とした「三重県地域防災計画被害想定調査」を実施し、平成9年3月に取りまとめた。

中央防災会議においては、平成13年6月に東海地震の想定震源域の見直しがなされ、それに基づく被害想定結果が平成15年3月に公表された。さらに、東南海・南海地震に関しては、被害想定結果が平成15年9月に公表された。

本県においては、これらの地震が発生した場合、広域かつ甚大な被害が想定されていることから、本県では、中央防災会議での検討結果を踏まえ、東海・東南海・南海地震が同時発生した場合の津波シミュレーション調査を実施し、三重県沿岸部への津波の来襲特性について検討するとともに、陸域への津波の氾濫特性についての検討結果として、津波浸水予測図を平成16年3月に作成した。さらに、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会から提示された知見や、新たに確立された被害想定手法、人口や建物に関する基礎データの経年変化も考慮し、本県に大きな影響を及ぼすと考えられる内陸直下地震及びプレート境界地震を対象とした被害想定を実施し、「三重県地域防災計画被害想定調査報告書」(平成17年3月)および「三重県地域防災計画被害想定データブック」(平成18年3月)をとりまとめた。

また、平成7～8年度及び平成13～14年度にかけて鈴鹿東縁断層帯、平成9～13年度にかけて布引山地東縁断層帯に関する調査をそれぞれ実施し、活断層の位置や過去の活動履歴等について明らかにするとともに、得られた成果を被害想定調査を実施する上での基礎資料とした。平成14～16年度にかけては、伊勢平野を対象とした地下構造調査を実施し、三次元的な地下構造モデルを構築する等、強震動予測を実施するための基礎資料を得た。平成17～19年度にかけては、県内全域の詳細な活断層図を作成し公表した。

第2章 災害予防計画

第2章 災害予防計画

第1節 防災長期年計画の策定

第1項 計画目標

本計画に定める地震対策を、被害軽減量を明確にした上で計画的に実施するための行動計画を策定する。

地震災害に強い地域社会実現のため、県民、事業者、市町、その他の防災関係機関等と地震対策を総合的に推進する。

第2項 対策

県が実施する対策

1 基本的な考え方

「いつ発生してもおかしくない」といわれている東海地震はもとより、今世紀前半の発生が危惧されている東南海・南海地震により、三重県内では甚大な被害の発生が想定されている。これらの想定される地震災害に対処するためには、地震発生までの間に様々な観点から地震防災対策を着実に講じていき、被害の軽減を図る必要がある。一方、限られた時間の中で、効果的かつ効率的に被害軽減策を講じる必要があることから、効果的な対策を選択し、戦略的に集中して地震防災対策を推進するため、目標となる具体的な被害軽減量を数値目標として定めることとする。

2 地震防災対策の実施に関する目標

国において策定された「地震防災戦略」(平成17年3月30日中央防災会議決定)の趣旨を踏まえ、本県が平成17年3月にとりまとめた三重県地域防災計画被害想定調査において、東海・東南海・南海地震が同時発生した場合に想定される人的被害及び経済的被害を平成26年度までに半減させることを目標とする「減災目標」を設定しているが、目標や行動計画については、東北地方太平洋沖地震で明らかとなった課題への対策を、適宜、反映していくものとする。

3 地震防災緊急事業五箇年計画との関係

第2章第21節に記述の地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画は、地震防災対策の実施に関する目標に即したものとし、地震防災上緊急に整備すべき施設等の効果的かつ効率的な整備に努めるものとする。

4 市町地震対策行動計画の策定促進(防災対策部)

県の被害想定を活用し、地域特性を踏まえた上で減災目標を明記した、市町地震対策行動計画を策定するよう働きかけていくものとする。

市町が実施する対策

1 地震対策行動計画の策定

県の被害想定を活用し、地域特性を踏まえた上で減災目標を明記した、総合的な地震対策の長期計画策定に努めるものとする。

2 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施責任

(2) 計画の目標

第2節 防災思想・防災知識の普及計画

第1項 計画目標

大規模地震発生時には、全県が甚大な被害を被ることが想定されるため、県民が「自らの身の安全は自らが守る」という自覚を持つ。

地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災教育を普及・推進することで、東海地震、東南海・南海地震が発生しても被害を最小限に抑える、災害に強い県土をつくる。

第2項 対策

県が実施する対策

1 県民に対する普及計画（戦略企画部、健康福祉部、環境生活部、防災対策部）

県民が地震防災の正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ、啓発コンテンツ等の作成・配布や、各種防災行事や地震体験車・防災啓発車による巡回の実施とともに、マスメディアを通じて災害予防、応急措置等知識の向上に努める。

加えて、市町の津波ハザードマップ作成・更新支援、避難誘導標識の設置支援、及び海拔表示の設置支援等を行い県民の防災意識向上に努めつつ、防災人材の育成・活用を図り、高い防災意識の定着を図るものとする。

また、その内容は少なくとも次の事項を含むものとし、防災知識の普及にあたっては、特に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の災害時要援護者に十分配慮するものとする。さらに、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。

- (1)東海地震、東南海・南海地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2)東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (3)地震・津波に関する一般的な知識
- (4)東海地震予知情報が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5)住民が緊急地震速報や緊急地震速報の利用の心得の内容について十分理解し、地震発生時に適切な防災行動がとれるよう、气象台や県等はこれらについて周知や啓発を行う。
- (6)正確な情報入手の方法
- (7)防災関係機関が講ずる地震防災応急対策、災害応急対策等の内容
- (8)各地域における津波危険予想地域、土砂災害危険箇所等に関する知識（警戒避難に関する知識）
- (9)各地域における避難場所及び避難路、災害時要援護者が避難する際の支援のあり方に関する知識
- (10)避難生活に関する知識
- (11)平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、地震保険に関する知識、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等対策の内容
- (12)住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

2 児童生徒等に対する普及計画（環境生活部、教育委員会）

地震の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、各学校（園）においては地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。

3 職員に対する防災教育（防災対策部）

県職員は、震災に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、職員研修等を利用して、地震防災教育の徹底を図るものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時の事務マニュアルを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

- (1)東海地震、東南海・南海地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2)東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (3)地震・津波に関する一般的な知識
- (4)東海地震予知情報が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5)緊急地震速報や緊急地震速報の利用の心得の内容について十分理解し、地震発生時に適切な防災行動がとれる知識
- (6)職員等が果たすべき役割
- (7)地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (8)今後地震対策として取り組む必要のある課題

4 個人備蓄の推進（戦略企画部、環境生活部、防災対策部）

地震発生からしばらくの間、水道施設や商業施設の損壊及び交通網の寸断等により飲料水及び食料等の迅速な供給が行えない事態が想定されるため、3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備等、個人において備蓄しておくよう、住民に広報していくものとする。

また、県、市町の備蓄計画についても広報を行い周知を図る。

5 自動車運転者に対する教育（防災対策部、警察本部）

津波啓発番組（テレビ・ラジオ）等や自動車運転免許更新時等の講習及び自動車教習所における教習等の機会を通じ、警戒宣言発令時及び地震発生時において、自動車運転者が措置すべき事項等について教育、広報を行う。

また、平素から警戒宣言時における自動車の運転の注意点について啓発に努める。

6 自動車運送事業者に対する教育（戦略企画部、防災対策部、警察本部）

警戒宣言が発せられた場合に、自動車運送事業に従事する運転者として適切な行動がとれるよう事前に教育広報を徹底するものとする。

ア 教育、広報の内容

- (ア)講習会を媒体とした教育 運行管理者講習会等
- (イ)広報誌を媒体とした教育 交通関係団体等の広報紙

7 企業に対する教育（農林水産部、防災対策部）

優良企業表彰や企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るほか、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災に関する助言等を行う。

8 事業計画の策定（防災対策部）

県民個人や家庭、地域、企業、市町、防災関係団体等が連携し、日常的に減災のための行動等を推進するための行動計画の策定を行うものとする。

市町が実施する対策

1 住民に対する普及計画

「<県が実施する対策> 1 県民に対する普及計画」に準ずるが、地域を防災的見地から評価した上で、住民の適切な避難や防災活動に役立つハザードマップや地震時の行動マニュアル等を作成、配布するとともに、地域独自の防災知識の普及啓発に努める。

2 児童生徒等に対する普及計画

「<県が実施する対策> 2 児童生徒等に対する普及計画」に準ずる。

3 職員に対する防災教育

「<県が実施する対策> 3 職員に対する防災教育」に準ずるが、教職員、保育士についても同様に実施するものとする。

4 個人備蓄の推進

「<県が実施する対策> 4 個人備蓄の推進」に準ずる。

5 自動車運転者に対する教育

「<県が実施する対策> 5 自動車運転者に対する教育」に準ずる。

6 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施責任

(2) 住民に対する防災思想・防災知識の普及計画

(3) 児童生徒等に対する普及計画

(4) 職員等（市町職員、消防団、防災上重要な施設の職員等）に対する防災教育の普及計画

(5) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 職員に対する防災教育（防災関係機関）

「<県が実施する対策> 3 職員に対する防災教育」に準ずる。

2 防災上重要な施設の管理者に対する普及計画（防災上重要な施設の管理者）

危険物施設や不特定多数の者が出入りする防災上重要な施設の管理者は、防災機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて、従業員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図るものとする。

3 企業防災の推進（企業）

災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施・参加、事業所の耐震化・耐波化、予想される被害からの復旧計画の策定や各計画の定期的な点検・見直し等防災活動の推進に努める。

住民が実施する対策

1 個人備蓄の推進

「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本を踏まえて、各家庭において3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備等を備蓄しておくよう努めるものとする。

また、高齢者及び乳幼児用の食料品等については供給が困難となる場合が想定されるので、各家庭の世帯構成に応じた備蓄に努めるものとする。

2 災害時要援護者に対する対応

高齢者、子ども、障がい者、外国人など災害時要援護者は、災害時に自力での避難が難しく、避難が遅れたり、不自由な生活を強いられることが考えられることから、地域で一体となった協力・支援体制を整えていく必要があるため、実践的な支援体制に努めるものとする。

第3節 防災訓練実施計画

第1項 計画目標

災害時において、防災関係機関、県民、企業、ボランティア団体、近隣府県等が連携して防災活動を行えるよう、東海地震、東南海・南海地震等大規模地震を想定して平常時から防災訓練を実施する。

第2項 対策

県が実施する対策

1 総合防災訓練（各部）

防災週間（8月30日～9月5日）中の防災の日（9月1日）及び防災とボランティア週間（1月15日～21日）中の防災とボランティアの日（1月17日）並びにみえ地震対策の日（12月7日）を中心に国、市町、自衛隊、海上保安庁及びその他防災関係機関や災害時要援護者を含めた住民、自主防災組織、企業、ボランティア団体等と連携して、大規模地震を想定した円滑な津波避難、災害応急対策を中心とした総合防災訓練を継続的に実施する。

また、各訓練を実施するにあたっては、東日本大震災での課題に対応した訓練を実施するよう務めるものとする。

（1）実地訓練

災害想定に即応した応急対策活動が迅速かつ的確に行えるよう、防災技術の錬磨を図る。

（2）図上訓練

災害時における各機関の役割及び他機関との連携等、防災体制を検証するため、地図上で応急対策活動の演習を行う。

2 東海地震に係る防災訓練（各部）

警戒宣言前の東海地震準備体制から警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び地震発生後の災害応急対策を含む訓練を、地域の実情に合わせて高度かつ実践的に行う。

（1）総合防災訓練

（2）津波警報伝達訓練、情報収集・伝達訓練

（3）動員訓練及び本部運営訓練

（4）警備及び交通規制訓練

（5）災害時要援護者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

3 広域合同防災訓練（防災対策部）

近隣府県との相互の応援体制を確立するために、地震・津波等による大規模な災害が発生し、被災府県等が独自に十分な応急対策活動が実施できない場合を想定した広域合同防災訓練を実施する。

4 非常通信訓練（防災対策部）

災害時における防災活動を的確に行うためには、正確な情報を迅速に伝達、収集することが重要であるが、地震や津波によって有線通信系が途絶したり無線通信設備に支障が生じることから、各機関が所有する通信施設を活用し、円滑な通信の運用を確保するための訓練を継続的に実施する。

5 その他の訓練（防災対策部）

災害時にその機能が十分発揮できるよう、固有の地震防災活動に応じた訓練を適宜実施し、機能の向上に努める。

防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに東日本大震災での課題や緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるものとする。

6 交通規制の実施（警察本部）

公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、必要な限度で区域又は道路の区間を指定して歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

7 防災訓練の検証（防災対策部）

防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講じ、次回の訓練に反映させるように努めるものとする。

8 県民が実施する防災訓練への支援（防災対策部）

自主防災組織や企業、防災ボランティア・グループなどが主体となって実施する防災訓練について積極的に協力、支援し、障がい者、高齢者等の災害時要援護者や女性の参画を含めた多くの住民の参加を図っていく。

市町が実施する対策

1 防災訓練の実施

「＜県が実施する対策＞5 その他の訓練」に準ずるが、合併等により市町域が広域化した自治体については、情報収集・伝達の空白域をなくすためにも、その種の訓練を実施すること。

2 防災訓練の検証

「＜県が実施する対策＞7 防災訓練の検証」に準ずる。

3 住民が実施する防災訓練への支援

「＜県が実施する対策＞8 県民が実施する防災訓練への支援」に準ずる。

4 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施責任

(2) 防災訓練の実施内容

(3) 防災関係機関との連携

(4) 地域住民等の防災訓練への支援

(5) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 防災訓練の実施（防災関係機関）

「＜県が実施する対策＞5 その他の訓練」に準ずる。

2 防災訓練の検証（防災関係機関）

「＜県が実施する対策＞7 防災訓練の検証」に準ずる。

第4節 自主防災組織の育成・強化計画

第1項 計画目標

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生時に「自分たちのまちは自分たちで守る」ため、地域及び事業所単位等で自主防災組織の育成・強化を推進する。

第2項 対策

県が実施する対策

1 地域住民の自主防災組織（防災対策部）

（1）自主防災組織の活性化促進

自主防災組織の活性化を促進するため、女性の参画を進めながら組織間のネットワーク化やリーダーの養成を図り、組織の日常化、訓練の実施を促進する。

（2）自主防災組織の結成促進

地域の自主防災体制を強化するため、市町との有機的な連携のもと県内各地で自主防災組織の結成を促進する。

項 目	現状（2011年4月現在）
自主防災組織率	92.4%

市町が実施する対策

1 地域住民の自主防災組織

（1）自主防災組織には、市町の地域防災計画との連携を保った防災計画の作成を指導し、平常時及び災害時の活動計画等を定めるものとする。

（2）女性の参画を進めながら自主防災組織の組織化、組織間のネットワーク化を推進するとともに、組織の活性化の促進及び防災資機材の整備について助成するなど積極的な育成に努めるものとする。

（3）市町は個人情報の取り扱いに十分留意しつつ管内自主防災組織の名簿等を調製し、相互に連絡が取り合える体制を構築しておくこととする。

2 自主防災組織協議会

同一地域内における地域住民による防災活動と事業所、施設管理者の防災活動が一体となって有機的な連携のもとに行われることが効果的であると認められるときは共同して自主防災組織を設け、あるいは自主防災組織協議会を設けるよう指導するものとする。

3 事業所等の自衛消防組織の設置

事業所の自衛消防組織の設置について推進し、さらに指導体制を充実するものとする。

4 市町地域防災計画で定める事項

（1）実施責任

（2）自主防災組織の結成促進、育成・強化方策

（3）自主防災組織の活動内容（平常時と災害時）

（4）事業所等の自衛消防組織の設置

（5）その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 ライフライン企業等連絡会議

大災害時において、ライフライン企業が人員、資機材、オープンスペース等を有効に活用できるよう、平常時から三重県ライフライン企業等連絡会議において、県及び関係機関が連携して活用方策等について検討していくものとする。

住民が実施する対策

1 地域住民の自主防災組織

地域の防災力を高めるため自主防災組織を結成し、平常時から地域の災害時要援護者に対する避難の支援を念頭に、訓練等の実施に努めるものとする。

なお、自主防災組織の結成にあたっては、住民の日常生活上、基礎的な地域として一体性を有し、住民の連帯感が醸成される程度の規模（町内会、自治会等）の地域が適当である。

2 事業所単位の自衛消防組織等

事業所の自衛消防組織等の自主防災体制については、震災を考慮した防災活動の充実強化を図るとともに、地域の自主防災体制の確立に努めるものとする。

第5節 ボランティア活動支援計画

第1項 計画目標

災害時において災害救援ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう支援していくための環境整備を行う。

行政、ボランティア関係機関、災害救援ボランティアグループ等はボランティア活動が持つ独自の領域と役割を認識し、それらの活動が災害時に活かされるよう相互の協力体制を構築する。

第2項 対策

県が実施する対策

1 活動環境の整備（健康福祉部、環境生活部、防災対策部）

災害時において効果的なボランティア活動を助長するためには、県及び関係団体とボランティア間の情報システムの構築が求められる。このためには、平常時において、こうした情報システムの活用が行われる必要があり、そのためのボランティア活動情報システムや活動拠点の整備が必要である。

このため、県及び関係団体は、災害時に「みえ災害ボランティア支援センター」をみえ県民交流センターに設置し、県内市町に設置される災害ボランティアセンターを後方支援するための計画・マニュアルの策定・見直しを実施するとともに、活動体制及び資機材等活動環境の整備を検討する。

2 人材等の育成（健康福祉部、環境生活部、防災対策部）

（1）専門性を持ったボランティアの登録を促進する。

（2）災害救援ボランティアの育成、研修への支援を行っていく。

（3）災害救援ボランティア活動を支援するボランティアコーディネーターの育成、研修等を行い、組織化を促進する。

（4）実践的、活動的な企業ボランティアの育成を促進し、企業ボランティアの活動が当該企業の地域貢献のひとつとして位置づけられるよう努める。

3 協力体制の構築（健康福祉部、環境生活部、防災対策部）

災害救援ボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から「みえ災害ボランティア支援センター」のネットワークを通して、行政、関係団体、災害救援ボランティアグループ等が研修等を定期的実施することによって、相互の「顔の見える」関係を構築し、災害時の連絡体制や相互支援、役割分担の明確化など協力体制の構築を図る。また、災害救援ボランティア間のネットワーク化を支援する。

市町が実施する対策

1 活動環境の整備

「＜県が実施する対策＞1 活動環境の整備」に準ずるが、発災時、ボランティアに期待する役割について明確にするほか、受入体制についても検討する。

また、市町の区域の大きさに応じた災害ボランティアセンター等ボランティア活動拠点の整備について関係者と検討する。

2 人材等の育成

「＜県が実施する対策＞2 人材等の育成」に準ずる。

3 協力体制の構築

「＜県が実施する対策＞3 協力体制の構築」に準ずる。

4 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 実施責任
- (2) 活動環境の整備
- (3) 人材等の育成
- (4) 協力体制の構築
- (5) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

- 1 活動環境の整備（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会）
「＜県が実施する対策＞1 活動環境の整備」に準ずる。
- 2 人材等の育成（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会）
「＜県が実施する対策＞2 人材等の育成」に準ずる。
- 3 協力体制の構築（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会、災害
救援ボランティア・グループ等）
「＜県が実施する対策＞3 協力体制の構築」に準ずる。

第6節 事業所の防災活動の促進計画

第1項 計画目標

各事業所における、顧客・従業員の安全確保等、防災対策の推進を図る。
事業所と地域住民及び地域におけるさまざまな団体との連携強化を図る。

第2項 対策

県が実施する対策

1 各事業所における防災対策の推進（雇用経済部、防災対策部）

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるため、施設の耐震化、防災計画や事業継続計画（BCP）の作成等各種防災対策の推進を支援する。

また、大規模災害においても県内の経済活動が停滞することのないよう、事業所の事業継続計画（BCP）の策定を推進するための情報提供等を進めるとともに、条件整備を行うものとする。

<支援の内容>

- ・事業所向け研修会の開催
- ・表彰等、優良取組の評価、防災取組事例の紹介
- ・事業所防災力診断の実施
- ・商工会議所、商工会等事業所が所属する団体との連携による支援

2 地域との連携の促進（防災対策部）

地域の一員として、平常時から地域住民や地域におけるさまざまな団体と連携しつつ、災害時には地域と一体となった救出・救助活動が可能となる、防災力を高めるための支援を行う。

<地域との連携の例>

地域の住民や地域におけるさまざまな団体との協働関係の構築

- ・地域住民との合同防災訓練等、防災活動の実施、参加
- 災害発生時の人的資源、物的資源、ノウハウの地域への提供等地域貢献
- ・住民の救援・救護、消火活動、避難誘導、避難所運営
- ・避難場所、資機材・物資置き場、津波避難ビルの提供
- ・自社製品の提供、備蓄品・資機材の提供

市町が実施する対策

1 各事業所における防災対策の推進

「<県が実施する対策> 1 各事業所における防災対策の推進」に準ずる。

2 地域との連携の促進

「<県が実施する対策> 2 地域との連携の促進」に準ずる。

3 事業所等の自衛消防組織の設置

事業所の自衛消防組織の設置を推進し、さらに指導体制を充実するものとする。

4 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施責任

- (2) 各事業所における防災対策の促進
- (3) 地域との連携の促進
- (4) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 事業所が実施する対策

(1) 事業所内の安全確保

- ・事業所の施設の耐震化、設備の転倒・落下防止等地震に対する安全性の確保を進める。
- ・飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材を整備する。
- ・二次災害の防止対策を進める。

(2) 防災教育・訓練

- ・従業員の防災教育を実施する。
- ・防災訓練、研修会への参加の機会を確保する。

(3) 地域との連携

- ・地域住民、地域におけるさまざまな団体と協力し、地震災害の予防に努める。
- ・災害時において、地域住民の避難、救出、応急手当、消火活動、情報の提供に当たって積極的な役割を果たすよう努める。

(4) 自衛消防組織等の充実強化

- ・災害時に適切な防災活動が行えるよう、自衛消防組織等の充実強化に努める。

(5) 事業の継続

- ・被災による生産能力の低下や資産の喪失を減少させるとともに、事業継続計画（BCP）を策定しておく等、被災後の重要事業の継続対策を進め、経済的損失を最小限に止めるよう努める。

2 三重県ライフライン企業等連絡会議が実施する対策

災害時において発生する電気・ガス・水道・鉄道等地域住民の生活に大きな影響の与えるライフライン被害について、ライフライン企業等関係機関・関係自治体により構成される連絡会議において迅速かつ的確な復旧対策を検討、実施する。

第7節 地域内資源動員計画

第1項 計画目標

東海地震、東南海・南海地震等大規模災害時における行政の対応には限界があり、外部からの救援が遅れる可能性があることから、地域の自主防災機能を高めて地域内資源を有効に動員し、地域的な孤立化に対応できる体制を構築しておく。

第2項 対策

県が実施する対策

- 1 自主防災組織の育成・強化（防災対策部）
市町との有機的な連携のもとに、自主防災組織の結成促進、育成・強化を図る。
- 2 災害救援ボランティアとの連携（健康福祉部、環境生活部、防災対策部）
災害救援ボランティア活動を支援していくため、平時から防災研修等を通じて交流を図っていくとともに、専門職ボランティアの登録の受入窓口、連絡体制の構築等を行っていく。
- 3 救助対策（県土整備部、防災対策部）
大規模災害時の初動期においては、人命救助が最優先であるため、ライフライン関係機関、建設関係団体等との連携を図り、人員、資機材等の提供などの協力を得られる体制を構築する。
- 4 海上輸送対策（農林水産部、防災対策部）
海上輸送の確保を図るために、防災関係機関との協力体制を充実させるとともに、地域内における船舶関係機関、漁業関係機関等との連携を図る。
- 5 空中輸送対策（防災対策部）
空中輸送の確保を図るために、防災関係機関との協力体制を充実させるとともに、ヘリコプターの活用に関する地域内外における民間企業等との連携を図る。
- 6 観光客等への対策（雇用経済部、防災対策部）
県内で被災した観光客は援護を必要とすることから、迅速な避難誘導を実施するためには、平常時から観光関連団体等との連携を密にし、緊急事態に対応できるよう啓発活動を行うほか、帰宅困難者対策として県内にあるガソリンスタンド等を、飲料水や通行規制などの道路情報を提供する一時休憩場所として利用できるよう検討する。

市町が実施する対策

- 1 隣接市町との協定
県境に隣接する市町において、生活圏としてのつながりを踏まえ、県境を越えた隣接市町村との協定を結ぶ等、災害時の協力体制を構築しておく。
- 2 自主防災組織の育成・強化
「<県が実施する対策> 1 自主防災組織の育成・強化」に準ずる。
- 3 災害救援ボランティアとの連携
「<県が実施する対策> 2 災害救援ボランティアとの連携」に準ずる。
- 4 救助対策
「<県が実施する対策> 3 救助対策」に準ずる。
- 5 海上輸送対策
「<県が実施する対策> 4 海上輸送対策」に準ずる。
- 6 空中輸送対策

「＜県が実施する対策＞5 空中輸送対策」に準ずる。

7 観光客対策

県内で被災した観光客を迅速に避難誘導するため、平常時から観光関連団体等との連携を図り、広報活動や避難場所の確保等の対策を講ずる。

その他の防災関係機関が実施する対策

1 事業所単位の自衛消防組織等の充実強化

事業所の自衛消防組織等の自主防災体制については、震災を考慮した防災活動の充実強化を図るとともに、地域の自主防災体制の確立に努めるものとする。

2 災害救援ボランティアとの連携

「＜県が実施する対策＞2 災害救援ボランティアとの連携」に準ずる。

3 救助対策

「＜県が実施する対策＞3 救助対策」に準ずる。

4 海上輸送対策

「＜県が実施する対策＞4 海上輸送対策」に準ずる。

5 空中輸送対策

「＜県が実施する対策＞5 空中輸送対策」に準ずる。

6 観光客対策

「＜県が実施する対策＞6 観光客等への対策」に準ずる。

住民が実施する対策

1 自主防災活動の充実強化

地域の防災力を高めるため自主防災組織を結成し、平常時から訓練等の実施に努めるものとする。

2 災害救援ボランティアとの連携

「＜県が実施する対策＞2 災害救援ボランティアとの連携」に準ずる。

3 救助対策

「＜県が実施する対策＞3 救助対策」に準ずる。

第8節 災害対策本部整備計画

第1項 計画目標

災害対策活動の中核となる災害対策本部の施設・設備について、耐震性の強化及び各種設備の整備を図る。

第2項 対策

県が実施する対策

1 県災対本部職員用物資の備蓄（防災対策部）

大規模な震災時には、災害対策本部職員の食料や飲料水、仮設トイレや寝袋等の物資が確保できなくなることが想定されることから、災害対策本部の活動を維持するため、災害対策本部職員用物資の備蓄を推進する。

2 災害対策活動用物資・機材の備蓄（総務部、健康福祉部、環境生活部、地域連携部、農林水産部、雇用経済部、県土整備部、防災対策部）

応急対策、復旧対策等の災害対策活動に必要な最低限度の物資・機材の備蓄を推進する。

また、生活必需物資等の確保のため、事業者との流通備蓄に関する協定の締結を推進する。

3 災害対策本部機能の整備（防災対策部）

総合的な防災機能の充実と災害即応体制の構築を図るための防災センターや、大規模な災害により本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるための、災害対策本部機能を持った代替施設の整備を検討する。

4 防災情報システムの構築（防災対策部）

被害規模の早期把握及び的確な対策を実施するため、防災GIS（地理情報システム）の導入等防災情報システムの拡張を図る。

5 報道用スペースの設置（戦略企画部、防災対策部）

住民への情報の伝達を迅速に行うため、県災対本部に隣接した場所に報道用スペースを設置する。

6 迅速な参集体制の整備（防災対策部）

震災時に速やかに応急対策体制を確保するには、職員の迅速な参集が不可欠である。

そのため、災害の監視及び災害情報の迅速な収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における宿日直体制の実施とともに、災害対策要員への非常呼び出しシステムの整備など、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。

また、各県庁舎周辺に居住する職員を緊急初動対策要員として指定し、初動体制の確立を図る。

7 初動対策体制の整備（防災対策部）

救出・救助対策、救援物資の提供、医療対策及び輸送対策等、特に重要な初動対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて災害対策本部体制の見直しを図っていく。

8 広域防災拠点施設の整備（防災対策部）

(1) 県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、県内のいかなる場所で発生した災害に対しても迅速な応急対策活動を展開する拠点施設として、県内の5地域に広域防災拠点施設の整備を行い、拠点間及び市町が整備する地域防災拠点施設等とのネットワーク化を図る。

(2) 各施設には浄水機、発電機、簡易トイレ等の防災資機材を計画的に備蓄していく。

(3) 東日本大震災を受けて、広域防災拠点施設や備蓄のあり方等について検討を行う。

9 災害対策本部航空班（仮称）の設置（防災対策部）

大規模災害時には、多数のヘリコプターの応援が予想されることから、災対本部事務局に「航空班」を設置することも含めて、ヘリコプターの受援体制の充実強化を検討する。

市町が実施する対策

1 災害対策本部体制

市町本庁舎以外の機関についても、実際の災害発生現場に近い庁舎を現地災害対策本部として活用するなど、機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた体制を検討する。

2 災害対策本部施設及び設備

発災時、迅速に災害対策本部を設置できるよう、施設・設備の耐震化、自家発電設備等の整備による代替エネルギー、衛星携帯電話の確保などの整備を進めておくものとする。

3 物資・機材の備蓄

発災時には、応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等が必要なほか、災害対策本部職員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資の入手が困難となることが予想されることから、計画的に必要な量の備蓄に努めるものとする。

4 第2指令塔の整備

大規模災害発生時、庁舎等主要施設が損壊した場合に災害対策活動に支障をきたすことがないよう、災害対策本部機能を有する代替施設の整備に努めるものとする。

5 報道用スペースの設置

住民等に対する迅速かつ的確な情報伝達を可能とするよう、災害対策本部に隣接した場所に報道用スペースの設置を検討するものとする。

第9節 受援体制整備計画

第1項 計画目標

発災時に備え、自衛隊や警察・消防をはじめとした関係機関の応援を受け入れるための体制を整備する。

第2項 対策

県が実施する対策

- 1 自衛隊、警察及び消防機関等との連携体制（防災対策部、自衛隊、警察本部、消防本部、関係機関）

計画の調整を図るなど平常時から連携体制の強化に努め、発災時に自衛隊の災害派遣や、警察及び消防機関等の応援要請が円滑に行えるよう、情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等を実施し、適切な役割分担が図られるよう努める。

また、要請の手順や連絡先の徹底、要請内容（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について平常時よりその想定を行い、自衛隊や警察、消防機関等との連携に努める。

- 2 受援体制の整備（関係各部、自衛隊、警察本部、消防本部、関係機関）

国等県外からの応援が円滑に受けられるよう、警察・消防・自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受け入れに必要な計画等の策定について検討・実施する。

また、消防の応援については消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

市町が実施する対策

- 1 自衛隊、警察及び消防機関等との連携体制

「＜県が実施する対策＞1 自衛隊、警察及び消防機関等との連携体制」に準ずる。

- 2 受援体制の整備

国等からの応援が円滑に受けられるよう、警察・消防・自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受け入れに必要な対策について検討・実施する。

- 3 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 実施責任
- (2) 受援体制の整備
- (3) その他必要な事項

第10節 情報収集・連絡計画

第1項 計画目標

災害時に、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努める。

被災者等へ迅速・的確に情報が伝達できる体制を整備する。

第2項 対策

県が実施する対策

1 情報収集・連絡手段の整備（関係各機関）

（1）情報収集・連絡体制の整備

防災関係機関相互、または所管する業務における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。

また、夜間、休日でも対応できる体制の整備を図る。

（2）情報共有システムの整備（防災対策部）

情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、早い段階で共通のシステムに集約できるよう努める。

（3）多様な情報収集手段の整備（防災対策部）

機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、巡視船、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリテレ、監視カメラなど画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

また、迅速な確かな災害情報の収集・連絡のため、被災現場情報の収集・連絡にあたる要員の指定を検討するとともに、民間企業、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

2 情報の分析・整理

長期的な計画により、収集した情報を分析整理できる人材の育成と、必要に応じて専門家の意見を活用できる体制を構築するよう努める。

また、防災関連情報の収集・蓄積に努めるとともに、集めた情報を防災対策に生かすよう努めるほか、災害の危険性を周知するための、地域の手によるハザードマップなどの作成について支援する。

3 被災者等への情報伝達（戦略企画部、防災対策部）

被災者等に必要な情報が確実に伝達・共有されるよう、役割・責任等の明確化に努め、特に、災害時要援護者、災害により孤立化している地域の被災者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

また、放送事業者等の協力を得て、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報等必要な情報を伝達できる体制の整備を図るほか、災害伝言ダイヤル等安否情報確認システムの効果的な活用が図られるよう、普及啓発に努める。

市町が実施する対策

1 情報収集・連絡手段の整備

「＜県が実施する対策＞1 県の情報収集・連絡手段の整備」に準ずる。

2 情報の分析・整理

「<県が実施する対策> 2 情報の分析・整理」に準ずる。

3 被災者等への情報伝達

「<県が実施する対策> 3 被災者等への情報伝達」のほか、市町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の整備を図るとともに、有線通信や携帯電話も含め、災害時要援護者や孤立集落にも配慮した多様な手段の整備に努める。

4 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 実施体制
- (2) 情報収集・伝達手段の整備
- (3) 災害時要援護者対策
- (4) 孤立する可能性がある地域の対策
- (5) 観光客・帰宅困難者対策
- (6) 人材育成に関する事項
- (7) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 情報収集・連絡手段の整備

「<県が実施する対策> 1 県の情報収集・連絡手段の整備」に準ずる。

2 被災者等への情報伝達（放送事業者）

被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

第 11 節 通信及び放送施設災害予防計画

第 1 項 計画目標

災害時に防災関係機関相互の連絡や地域住民に的確な情報を伝達するための通信を確保するため、多様な通信手段の整備に努める。

通信施設の安全性を確保するため、非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、耐震性のある堅固な場所への設置等必要な予防措置を講じる。

第 2 項 対 策

県が実施する対策

1 県の情報収集・伝達手段の整備（防災対策部、警察本部）

（1）県防災通信ネットワーク

県と市町及び防災関係機関の災害時における迅速かつ的確な情報の収集、連絡を行うため、防災行政無線（衛星系と地上系）並びに高速データ通信が容易となるように県内に行き渡っているケーブルテレビ網を利用したネットワーク（有線系）を構築し、県防災通信ネットワークとして、大規模災害時における複数の通信手段を確保、運用している。

この防災通信ネットワークは、地上系並びに有線系を常時回線とし、衛星系をバックアップ回線として運用することによって、災害時でも信頼性が高く、安定した通信を実現している。

地上系及び有線系は平成 17 年度末に整備を行っているが、衛星系については設置後 15 年以上経過しており、部品の劣化による障害が危惧されることから、県防災通信ネットワークの信頼性向上、高機能化を図るため、衛星系のデジタル化を含めた設備更新を実施する。

また、防災ヘリコプター通信用無線については市町の消防デジタル無線の整備に合わせ、関係機関との調整を行いながら、デジタル化を含めた設備更新を計画していく。

（2）全国瞬時警報システム

地域衛星通信ネットワークと市町村防災行政無線を接続し、災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築を推進する。

（3）ヘリコプターからの画像伝送装置

被災地の状況を迅速に把握するため、ヘリコプターからの画像伝送装置を活用する。

（4）移動通信

有線通信の途絶時に通信を確保するため、携帯電話、衛星による携帯通信等の移動通信の活用及び中継施設の整備を推進する。

（5）防災情報提供プラットフォーム

県民が自らの判断により生命、財産を守るための参考・指針となる情報を、インターネット、電子メール、CATV及び電話を通して、県民が迅速・的確に入手できるようなシステム構築を行う。

（6）災害時要援護者への配慮

高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者にも配慮した、わかりやすい情報伝達・収集の手段及び体制の整備を図るものとする。

（7）緊急地震速報

地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を利用する体制及び施設、設備の整備に努める。

また、沖合いを含む、より多くの地点における津波即時観測データを充実させるため、国等関係

機関との協力を努める。

(8) 緊急速報メール

避難情報を全ての人に提供する体制のあり方について検討を実施する。

2 市町の防災行政無線

災害時において初動体制を確立し、被害概要を早期に把握するとともに、正確な情報を広く県民に伝えるため、県内市町の防災行政無線の整備を促進する。

このため、中継基地局の電源設備や建屋・鉄塔といった設備面の共用や無線システム全体の共用などを活用して、市町が整備しやすいよう支援していく。

また、東日本大震災を受けて、県・市町の防災行政無線の総点検を実施し、今後の対策のもととする。

3 通信設備の優先利用（防災対策部）

(1) 優先利用の手続き

通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について最寄りの西日本電信電話株式会社三重支店、放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておくものとする。

市町が実施する対策

1 市町の防災行政無線

地震災害時において迅速に被害の状況を把握するとともに、平常時又は被災時に住民等に対して、地震情報や津波警報等の情報を速やかに伝達するため、防災行政無線の整備を推進するものとする。

なお、防災行政無線の整備にあたっては施設・設備の耐震・津波対策に留意し、すでに導入している市町にあっては、保守点検及び操作の徹底、老朽施設の整備等設備の拡充に努めるものとする。

2 通信設備の優先利用

「 < 県が実施する対策 > 3 通信設備の優先利用 」に準ずる。

3 多様な通信手段の整備

住民のうち、高齢者や障がい者等の災害時要援護者に対する情報伝達についても別途検討するものとする。

4 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施責任

(2) 情報の収集・伝達体制の整備

(3) 災害無線通信体制（非常通信訓練、非常通信の普及等）の充実強化

(4) 多様な通信手段の整備

(5) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 西日本電信電話株式会社の災害予防計画

(1) 電気通信設備等の高信頼化

西日本電信電話株式会社は、災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備と、その附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

ア 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行うこと。

イ 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行

うこと。

ウ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行うこと。

(2) 電気通信システムの高信頼化

西日本電信電話株式会社は、災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行う。

ア 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とすること。

イ 主要な中継交換機を分散設置すること。

ウ 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築すること。

エ 通信ケーブルの地中化を推進すること。

オ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置すること。

カ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進すること。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

西日本電信電話株式会社は、電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について災害時における滅失、若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(4) 災害時措置計画

西日本電信電話株式会社は、災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

2 移動通信事業者の災害予防計画

震災による故障発生の影響を極力小さくするため、通信施設に次の予防対策を推進するものとする。

(1) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

ア 重要な移動通信設備については、床面との固定設置、又必要に応じた横揺れ防止等の耐震対策を講じる。

イ 重要な移動通信設備については、予備電源の設置、または可搬型発動発電機等を確保する。

(2) その他の移動通信事業者

KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社等についても、同様の措置を講じるものとする。

3 日本放送協会の災害予防計画

各放送局は、震災時における放送電波の確保を図るため、放送施設について次の予防措置を講じ、万全を期すものとする。

また、三重テレビ放送株式会社、三重エフエム放送株式会社についても、同様の措置を講じるものとする。

(1) 放送施設及び局舎防災設備基準に基づく措置

(2) 消耗品及び機材等の一定量常備

(3) 無線中継状態の把握

(4) 移動無線機の伝搬試験

(5) 交通路の調査

(6) 非常持出機器、書類の指定

(7) 仮演奏所及び仮設送信所用の場所の調査選定

(8) 電力会社及び警察等の利用し得る通信回線の調査

第 11 節 通信及び放送施設災害予防計画

(9) その他必要と認められる措置

4 通信設備の優先利用

「 < 県が実施する対策 > 3 通信設備の優先利用 」に準ずる。

第12節 津波災害予防計画

第1項 計画目標

東海地震、東南海・南海地震が発生した場合、短時間で本県沿岸部へ津波が来襲することが想定されるため、津波発生時又は発生のおそれがある場合の早急な情報伝達、適切な措置を講じる体制を確立する。

地震発生後、極めて短時間で来襲するなどの津波に関する防災思想を普及する。

第2項 対策

県が実施する対策

1 海岸保全事業等の推進及び防潮扉等の開閉（農林水産部、県土整備部）

各施設管理者は、津波により生ずる被害の発生を防止し、または軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な施設の補強や整備を推進する。

また、津波による被害を防止・軽減するための防潮扉、水門、樋門等の管理及び迅速、的確な開閉に万全を期するほか、工事中のものも含め施設の被災を最小限に食い止める措置を講じ、次の事項を別に定める。

- (1) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
- (2) 防潮堤、堤防等の補強、防潮扉、水門等の自動化・遠隔操作化等必要な施設整備の方針・計画
- (3) 防潮扉、水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
- (4) 防災対応にあたる者の危険を回避するための対応方法

2 津波防災思想の普及（防災対策部）

津波警戒に対する次の内容の普及を図るとともに、沿岸市町と協力して津波浸水予想図の作成及び避難誘導標識等の整備の推進を図り、地域住民に対して津波危険予想地域の周知を行う。

(1) 住民に対する内容

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台や津波避難ビル等安全な場所に避難する。

イ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手する。

ウ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

エ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。

オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで沿岸部に近づかない。

(2) 船舶に対する内容

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）に退避する。

イ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手する。

ウ 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたら、直ちに港外退避する。

エ 港外退避できない小型船は、直ちに高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。

オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで沿岸部に近づかない。

港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行うこととし、地震発生後、短時間で津波の来襲が予想される地域にあっては、直ちに安全な場所に避難する。

3 津波関連施設等の整備（関係各部）

津波浸水の恐れがある地域に構造物・施設等を整備する場合には、津波に対する安全性を確保す

るとともに、避難場所、避難路、津波避難ビル等の整備を促進する。

また、臨時ヘリポートや情報基盤の整備等により地域の孤立化を防止する。

市町が実施する対策

1 情報伝達体制の確立

沿岸市町は、住民等が津波から迅速に避難できるよう、平常時から津波危険地域、避難経路、避難場所を周知するとともに、津波警報等の伝達手段である同報無線の整備、サイレン、半鐘など多数手段の確保により、情報伝達の空白域が生じないように努めるものとする。

また、多数の人出が予想される海岸や港湾の施設の管理者に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者等への情報伝達体制を確立させるとともに、地理不案内な者に対しても避難誘導標識を整備する等の対応をすすめる。

2 海岸保全事業等の推進及び防潮扉等の開閉

「＜県が実施する対策＞1 海岸保全事業等の推進及び防潮扉等の開閉」に準ずる。

3 津波防災思想の普及

「＜県が実施する対策＞2 津波防災思想の普及」に準ずるほか、県が示した津波浸水予測図に基づき避難場所・避難路等を示したハザードマップの作成、三重県避難誘導標識設置指針に基づく避難場所・避難路を示した案内板の設置など、平常時から住民や観光客等に周知を図るものとする。

また、高齢者、障がい者等の災害時要援護者を適切に避難誘導するための体制整備、津波防災訓練の実施に努めるものとする。

4 津波関連施設等の整備

「＜県が実施する対策＞3 津波関連施設等の整備」に準ずるが、特に、津波避難ビルの指定または整備に努めるものとする。

5 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 実施責任
- (2) 情報伝達体制の確立
- (3) 津波監視体制の確立
- (4) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 海岸保全事業の推進及び防潮扉等の開閉（四日市港管理組合）

「＜県が実施する対策＞1 海岸保全事業等の推進及び防潮扉等の開閉」に準ずる。

第13節 避難対策計画

第1項 計画目標

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震が発生したときに住民等を安全に避難させるための避難地、避難路、避難所を整備する。

住民が迅速な避難活動ができるようこれらの施設を住民等に周知する。

第2項 対策

県が実施する対策

1 避難場所、避難路の整備（農林水産部、県土整備部、防災対策部）

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震が発生した場合に、著しい被害が予測される地域、またはその周辺地域の避難場所として、公園、緑地、広場などの空地や、避難所に利用可能な耐震性のある建物の整備、安全に避難するための避難路整備を促進する。

特に、津波浸水予測図で浸水の可能性があると思われる地域においては、高台など安全性が確保された避難場所や津波避難ビル等の整備、浸水しない地域への避難場所の確保と、地域の実情を踏まえた避難計画づくりを促進していく。

2 災害時要援護者の避難誘導體制の整備（健康福祉部、防災対策部）

高齢者、障がい者等の災害時要援護者の避難支援の体制を整備するため、市町や地域で情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有を図り、避難支援計画の策定や、災害時要援護者が避難訓練へ参加するよう働きかけていくものとする。特に、津波被害が想定される保育所、病院、夜間も利用される社会福祉施設の把握及び対象施設における避難方法について検討を行うよう市町へ働きかけていくものとする。

また、一般的な避難所では生活に支障をきたす恐れのある災害時要援護者に対応するため、福祉避難所の指定等を行うよう市町に働きかけていくものとする。

3 避難所運営体制の確立（健康福祉部、防災対策部）

市町における避難所の円滑な運営を図るため、県は、東日本大震災の教訓を踏まえ、様々な避難者に対応するために、避難所運営マニュアル策定指針を改定し、その指針に基づき、市町や地域で避難所運営マニュアルを作成するよう働きかけていくものとする。

4 観光客等への対策（雇用経済部、防災対策部）

県内で被災した観光客を迅速に避難誘導するために、観光客の避難対策検討マニュアル等の策定を進め、観光関連事業者等による避難誘導體制を検討する。平常時から観光関連団体等との連携を密にし、緊急事態に対応できるよう啓発活動を行うほか、帰宅困難者対策として県内にあるガソリンスタンド等を、飲料水や通行規制などの道路情報を提供する一時休憩場所として利用できるよう検討する。

5 住民等の避難誘導（関係各部）

避難誘導や防災対策にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や、災害時要援護者の避難支援などの緊急対応を行う行動ルールを定めるものとする。

5-6 市町、放送事業者との連携（戦略企画部、防災対策部）

(1) 市町における適切な避難勧告・指示等の発令体制を整備するため、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直し、策定について働きかけていくものとする。

(2) 避難勧告等の情報を速やかに住民に伝達するうえで放送の役割が重要であることから、県・市町・放送事業者間で情報伝達について相互理解を深めるとともに、密接な連携を図れるよう、県は

情報伝達に関する連絡会を開催する。

市町が実施する対策

1 避難場所、避難路等の指定

耐震性建築物及び空き地等を調査し、避難場所又は避難所並びに避難路をあらかじめ指定しておくものとする。なお、指定にあたっては、津波浸水予測図を確認するほか、観光客等地域外の滞在者についても考慮し、民間事業者等と積極的に協議しながら避難所の確保に努め、管内の警察署及び他の防災関係機関と協議して定めておくものとする。

また、指定後は避難経路等を表示した案内図や、三重県避難誘導標識設置指針に基づきピクトグラムを用いた案内標識等を設置し、住民、観光客等に対する周知に万全を図るものとする。

(1) 避難場所等の留意事項

- ア 公園、広場等のように相当な広さを有し、かつ、その場所又は周囲に防火に役立つ樹木、貯水槽等があること。
- イ 周囲に崩壊の恐れのある石垣、建物、その他の建造物、あるいは崖等がないこと。
- ウ 周囲に防火帯、防火壁が存在し、かつ、延焼の媒介となるべき建造物あるいは多量の危険物品のないこと。
- エ 洪水等による浸水の恐れのない地域、地割れ、崩落等のない耐震性土質の土地及び耐震、耐火性の建築物で、津波の襲来に際しても安全性のあること。
- オ 延焼の危険があるとき、又は収容人員の安全度を超えたときは、更に他の場所への避難移動できること。
- カ 避難場所に至る避難路の安全を確保すること。
- キ 避難場所及び避難路の代替場所、経路の確保をしておくこと。
- ク 余震が長引いた場合の仮設テントの設置に配慮すること。

(2) 避難所の留意事項

- ア 長期にわたる避難を想定しているので、避難所は寝起きができる学校施設、公民館等を選定すること。
また、学校について余裕教室などを活用し、平時から防災施設としての整備を図っておくこと。
- イ 飲料水、電源を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、発電設備など（被災者の安全を確保するため）の施設・設備の整備を図るとともに、避難生活のための食糧、毛布、常備薬、炊きだし用具等を確保していくこと。
- ウ 避難所等公共施設のバリアフリー化のほか、男女のニーズの違いを考慮し、双方の視点に立った整備を図ること。
- エ 高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮した福祉避難所の確保や、被災地内外を問わず宿泊施設を避難場所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保について検討していくこと。
- オ テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手できる機器の整備を図ること。
- カ 断水等によりトイレが使用できない場合に備え、仮設トイレを確保しておくこと。

2 避難場所、避難路の整備

「<県が実施する対策> 1 避難場所、避難路の整備」に準ずる。

3 避難指示基準の策定等

避難の指示、勧告を行う場合、地震及び津波の状況によって次のような基準をあらかじめ定めておくものとする。

(1) 緊急避難

危険が目前に切迫していると判断され、至近の安全な場所に避難させる必要があるとき。

(2) 収容避難

地震、津波、地震災害等により家屋が全壊、半壊（全焼、半焼、流失）し、生活の拠点を失った場合。

(3) 指示勧告の伝達体制の整備

急を要するため、消防無線、同報無線、広報車、有線放送等周知の手段、方法について整備し、万全を図るものとする。

4 避難誘導體制の整備

(1) 避難にあたっては、高齢者、幼児、障がい者、病人等の災害時要援護者を優先させて実施するが、警察、消防、自主防災組織等の協力を得ながら、情報伝達体制及び災害時要援護者情報の把握、観光客等多数の避難者の集中、混乱を想定した避難誘導體制を整備するものとする。

(2) 避難誘導や防災対策にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予測される津波到達時間も考慮しつつ、避難支援などの緊急対応の行動ルールを定めるものとする。

(3) 避難誘導に際し、被災者の安全を確保するため、発電装置、照明装置等の整備を図るものとする。

5 避難所運営体制の確立

地域住民が避難所を円滑に運営できるよう、地域主体による避難所運営マニュアルの作成を推進していくものとする。

6 観光客等への対策

「<県が実施する対策> 3 観光客等への対策」に準ずる。

7 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施責任

(2) 避難場所、避難路等の指定及び住民への周知

(3) 避難場所、避難路等の整備

(4) 避難指示基準の策定等

(5) 避難誘導體制の確立

(6) 避難所の管理運営体制の整備

(7) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 避難誘導體制の整備（不特定多数の者が利用する施設の管理者）

多数の避難者の集中や混乱を想定した避難誘導計画の作成、訓練の実施に努める。

第 14 節 火災予防計画

第 1 項 計画目標

地震発生時における出火防止、初期消火、火災の延焼防止を徹底する。

第 2 項 対 策

県が実施する対策

1 火災予防対策の指導・助言

- (1) 住民に対する地震防災思想の普及に努め、特に、地震発生時における出火防止、初期消火及び延焼防止を図るため、家庭に消火器具、消火用水等の備えと、これら器具の取り扱いを指導する。
(防災対策部)
- (2) 消防法の規制を受ける危険物の取扱い作業従事者の資質向上を図るため、保安講習を実施するとともに、施設の管理者に対し自主的な保安教育の実施や、火災発生・延焼を防止するため、津波等による流出油被害が発生しないよう対策を講じるよう指導する。(防災対策部)
- (3) 建築物の不燃化を促進するため、次の施策の推進を図る。(県土整備部、防災対策部)
 - ア 都市計画法の規定による防火地域、もしくは準防火地域の指定にかかる助言
 - イ 都市再開発法に基づく市街地再開発事業による不燃化対策への指導・助言
 - ウ 高層建築物、旅館、劇場等の防火対象物における、消防法第 8 条の 3 に規定する防災物品の使用推進

市町が実施する対策

1 火災予防対策の指導

- (1) 多数の人が出入りする防火対象物は、火災が発生した場合、大災害になる可能性が高いことから、常に地域環境の変化を把握し、立入検査を計画的に行うとともに、施設の管理者に対し消防計画の作成と計画に基づく訓練の実施を指導する。
- (2) 市町が主体となって行う対策
 - ア 都市計画法の規定による防火地域、もしくは準防火地域の指定
 - イ 都市再開発法に基づく市街地再開発事業による不燃化対策
 - その他「<県が実施する対策> 1 火災予防対策の指導」に準ずる。

2 消防力の整備

地震による被害の防止または軽減を図るとともに、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」を充足するため、消防組織の充実強化を図り、消防用施設等の整備に努める。

- (1) 消防職員の充実及び資質の向上を図るとともに、地域における消防防災の中核である消防団について、機能別分団や青年・女性層の参加促進など活性化を図るほか、育成教育、装備の充実を推進し、減少傾向にある消防団員の確保に努めるものとする。
- (2) 消防自動車等の消防設備の整備を推進するとともに、地震防災に関する知識の啓発、情報の伝達、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止または軽減に必要な消防防災活動を有効に行うことができる消防用施設の整備を推進する。
- (3) 地震災害時において、消防の用に供することを目的とする耐震性貯水槽等の貯水施設や取水のための施設を整備するとともに、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進する。

3 自主防災組織の育成強化

震災時において、広い地域で同時に火災が発生する可能性があり、住民による消火活動が重要で

ある。そのため、自主防災組織の育成強化に努めるとともに、地域住民が発災直後において円滑に初期消火を行うための資機材等を整備するものとする。

4 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 実施責任
- (2) 火災予防対策の指導
- (3) 初期消火体制の整備
- (4) 消防力の増強
- (5) 消防団、自主防災組織の育成・強化
- (6) その他必要な事項

第 15 節 医療・救護計画

第 1 項 計画目標

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生時には医療救護需要が極めて多量、広域的に発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応できる応急医療体制を整備する。災害時に大量に必要となることが想定される医療品等を確保・調達する体制を整備する。

第 2 項 対 策

県が実施する対策

1 医療体制の整備

(1) 初期医療体制の整備

ア 災害現場におけるトリアージ体制の検討（健康福祉部、防災対策部）

大規模地震発生時には、被災地が広範に及び、医療関係者による適切な治療の優先度を判断するトリアージが困難となるため、救急隊員や消防団員等によるトリアージが実施できるよう教育、研修体制の検討を行う。

イ 被災地における医療体制の検討（健康福祉部、防災対策部）

災害発生直後の急性期における救助活動について、消防機関と医療関係者（災害拠点病院等の医師や看護師）が連携して行う仕組みづくり（SRM：サーチ&レスキュー・メディカルアシストチーム）の検討を行う。

ウ トリアージタグの標準化等の検討（健康福祉部、防災対策部）

トリアージタグの標準化、保管方法、配布方法等について検討を行う。

エ 医療救護班等の編成（健康福祉部）

医療救護班または災害医療派遣チーム（以下「DMAT」という。）の編成等（以下「医療救護班等」という。）については、第 4 章第 11 節「医療・救護活動」に定めるところによる。

(2) 後方医療体制等の整備

ア 医療機関相互の連携体制及び役割分担の整備（健康福祉部）

災害時に多数の人命の救助、医療救護を可能にするため、救護所等におけるトリアージやその度合いに応じた医療機関への搬送等を迅速に行える連携体制及び災害拠点病院、救急病院等の医療機関の役割分担の整備を図る。

イ 災害拠点病院の整備（健康福祉部）

被災地が広範囲にわたる場合に、地域の医療機関の支援を行う災害拠点病院の指定を行うとともに、災害拠点病院として必要な機能の整備を図る。

災害拠点病院の指定状況及び役割等は、次のとおりである。

名 称	医療圏	設置場所	役 割 ・ 必 要 機 能 等
基幹災害医療センター	県内全域	地方独立行政法人三重県立総合医療センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者の広域搬送にかかる地域災害医療センター間の調整機能 ・ 要員の訓練・研修機能 ・ 地域災害医療センターの機能
地域災害医療センター	北勢	三重県厚生連いなべ総合病院	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能 ・ 被災地からの重傷者の受入れ機能 ・ 負傷者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能 ・ 自己完結型の医療救護班等の派遣機能 ・ 地域の医療機関への応急用資機材の貸し出し機能
		三重県厚生連鈴鹿中央総合病院	
		市立四日市病院	
	中勢伊賀	国立大学法人三重大学医学部附属病院	

		伊賀市立 上野総合市民病院	
	南勢志摩	伊勢赤十字病院	
		松阪市民病院	
		社会福祉法人恩賜財団 済生会松阪総合病院	
		三重県厚生連 松阪中央総合病院	
		三重県立志摩病院	
	東紀州	尾鷲総合病院	

ウ 医療情報の収集、伝達手段の整備（健康福祉部、防災対策部、警察本部）

（ア）災害時における医療機関の診療の可否、受入可能患者数、患者転送要請数、医療品等の備蓄状況、ライフラインの状況等、医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、広域災害・救急医療情報システムの整備充実を図る。

（イ）各地域の医療機関の被害状況を把握するため、保健所をはじめ消防本部、自衛隊、警察本部等が収集した情報を多角的に活用する仕組みについて検討を行う。

エ 患者搬送体制の整備（健康福祉部、防災対策部）

被災地から診療可能な医療機関への搬送や重篤患者の災害拠点病院への搬送体制の整備を図る。また、広域搬送に備え、SCU の整備を図る。重篤患者の搬送については、ヘリコプターの有効活用を図るとともに、ヘリポートの確保に努めるものとする。

（3）災害医療コーディネーターの確保等（健康福祉部）

災害時における医療救護班等の配置・撤去の判断の際や、医療救護班等と医師会との連携・調整等、災害医療全般において、支援、助言を行う災害医療コーディネーターの確保に努める。

災害医療コーディネーターは、災害拠点病院等の統括 DMAT 等の中から選任し、県災対本部に招聘するものとする。

災害医療コーディネーターの役割については、第 4 章第 11 節「医療・救護活動」に定めるところによる。

2 医療品等の確保・供給

（1）医療品・衛生材料等の備蓄（健康福祉部）

災害直後の初期に必要な医薬品・衛生材料等を 3 ヶ所（津市、志摩市、熊野市）にある県直轄の在庫備蓄及び三重県医薬品卸業協会に委託している 5 地域（四日市・津・伊勢・伊賀・尾鷲）の流通備蓄により対応する。

輸血用血液製剤は、三重県赤十字血液センターに備蓄する。

（2）医薬品・衛生材料等の調達・分配（健康福祉部）

県が備蓄している医薬品・衛生材料等を被災地内の医療機関等へ供給するとともに県内医療機関及び医薬品等関係機関の協力を得て、必要な医薬品・衛生材料等の調達・分配を行う体制を構築する。

また、必要に応じて、国及び他府県等に対しても医薬品・衛生材料等の提供の要請を行う体制を構築する。

関係機関

三重県赤十字血液センター	血液製剤の供給
三重県医薬品卸業協会	医薬品・衛生材料の供給
三重県薬剤師会	〃
三重県医薬品登録販売者協会	〃

三重県薬事工業会	〃
三重県医薬品配置協議会	〃
東海歯科用品商協同組合三重県支部	歯科用医薬品・衛生材料の供給
三重県医療機器販売業協会	衛生材料の供給
一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部	医療用ガスの供給

(3) 援助物資の活用 (健康福祉部)

国及び他府県等からの援助物資 (医薬品等) の活用を図るため、その受入れ及び供給体制を構築する。

3 医療機能の確保 (健康福祉部、県立病院)

救急医療機関の保有する施設・設備については、停電時でも利用可能となるよう自家発電設備等の整備を促進する。

市町が実施する対策

1 医療体制の整備

(1) 救護所設置場所の事前指定

救護所の設置場所については、災害拠点病院、救急病院、消防署等周辺の公共施設及び空地等市町の実情に合わせてあらかじめ候補地を選定しておくとともに、住民への周知を図っておくものとする。

また、診療所を始めとする民間医療機関の活用についても検討していくものとする。

(2) 自主救護体制の確立

応急救護所の設置、医療救護班等の編成、出動について地元医師会と協議して計画を定めるとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や医療救護班等の活動支援などについて、自主救護体制を確立させるための計画を定めておくものとする。

2 医療機能の確保

「 < 県が実施する対策 > 3 医療機能の確保 」に準ずる。

3 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施責任

(2) 災害医療体制の整備

(3) 医薬品等の確保

(4) 医療マンパワーの確保

(5) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 医療体制の整備 (関係医療機関)

「 < 県が実施する対策 > 1 医療体制の整備 」に準ずる。

2 医薬品等の確保 (関係医療機関)

「 < 県が実施する対策 > 2 医薬品等の確保・供給 」に準ずる。

3 医療機能の確保 (関係医療機関)

「 < 県が実施する対策 > 3 医療機能の確保 」に準ずる。

第 16 節 緊急輸送計画

第 1 項 計画目標

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生に備え、災害に対する安全性を考慮しつつ関係機関と協議のうえ、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

緊急輸送ネットワークとして指定された拠点や道路、港湾について耐震性を確保する。

第 2 項 対 策

県が実施する対策

- 1 緊急輸送網の整備（県土整備部、防災対策部、警察本部）

緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港等）防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を図るとともに、関係機関等に対する周知を徹底する。

また、信号機、情報板等の道路交通関連施設の耐震性を確保するとともに、災害時の広域的な交通管理体制を整備する。
- 2 臨時ヘリポートの確保（防災対策部）

道路等の寸断に備え、臨時ヘリポート候補地を関係機関と協議のうえ指定するとともに、これらの場所が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材について備蓄するよう努めるものとする。
- 3 緊急輸送道路の確保（県土整備部、警察本部）

道路管理者は、道路の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努めるとともに、発災後交通規制が実施された場合の一般車両運転者の責務等について、平常時から周知を図るよう努めるものとする。
- 4 漁港・港湾施設の確保（農林水産部、県土整備部）

漁港・港湾管理者は、障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材の確保、人命救助活動等支援体制の整備に努めるものとする。
- 5 物資調達・供給体制の整備（環境生活部、農林水産部、雇用経済部）

大規模な地震が発生した場合に必要とされる食料その他の物資について備蓄・調達体制を整備し、供給計画をあらかじめ定めるものとする。

また、物資の性格に応じて集中備蓄か分散備蓄かを検討し、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努めるものとする。

市町が実施する対策

- 1 緊急輸送網の整備

緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を図るとともに、関係機関等に対する周知を徹底する。
- 2 臨時ヘリポートの確保

臨時ヘリポート候補地が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等に対し周知徹底を図っておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材について備蓄するよう努めるものとする。
- 3 緊急輸送道路の確保

「＜県が実施する対策＞ 3 緊急輸送道路の確保」に準ずる。

第 16 節 緊急輸送計画

4 物資調達・供給体制の整備

避難場所の位置を勘案した分散備蓄等について検討する。

5 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施責任

(2) 臨時ヘリポートの確保対策

(3) 住民への周知

(4) その他必要と認められる事項

その他防災関係機関が実施する対策

1 道路

「 < 県が実施する対策 > 1 緊急輸送網の整備、 3 緊急輸送道路の確保 」 に準ずる。

2 港湾

「 < 県が実施する対策 > 4 漁港・港湾施設の確保 」 に準ずる。

第 17 節 危険物施設等災害予防計画

第 1 項 計画目標

地震による、危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等の被害を軽減し、二次災害を防止する。

第 2 項 対 策

県が実施する対策

1 指導の強化(防災対策部)

消防法、高圧ガス保安法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理及び管理監督者に対する指導を強化する。

また、危険物等の移動について、路上取締等を実施し、車両運転手の指導を行う。

2 毒物劇物災害予防対策(健康福祉部)

災害時に毒物劇物が流出又は散逸する等不測の事態に備えて、次の対策を講じるとともに、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者の指導を強化する。

- (1) 毒物劇物保有状況及び事故処理剤・治療用薬剤備蓄状況等の把握及びこれらのデータベース化
 - (2) 毒物劇物使用・保有施設の危害防止規程(事故処理マニュアル)の策定及び指導
 - (3) 毒物劇物使用・保有施設の安全管理者を対象とした講習会の実施
- #### 3 近県の原子力発電所の安全確保に係る通報連絡体制(防災対策部)

近県の原子力発電所の安全確保に関する通報連絡について、県民の不安を解消することを目的として以下の事項について、電力事業者との連絡体制を構築する。

- (1) 地震、津波、火災などにより、原子炉施設に非常事態が発生したとき
- (2) 放射性物質によって、発電所の周辺環境に異常が発生したとき
- (3) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が作動したとき
- (4) その他上記各項に準ずる異常が発生したとき

市町が実施する対策

1 指導の強化

「<県が実施する対策> 1 指導の強化」に準ずる。

2 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 実施責任
- (2) 危険物施設等の現況把握
- (3) 施設の安全指導
- (4) 施設の耐震性の強化
- (5) 自衛消防組織の充実強化及び保安教育等
- (6) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 施設の耐震性の強化(事業所の管理者)

消防法、高圧ガス保安法等関係法令に基づく構造、設備基準の遵守はもとより、設置地盤の状況をよく調査し、耐震性の強化に努める。

2 自衛消防組織の充実強化及び保安教育等(事業所の管理者等)

危険物施設等の専門的知識を有する事業所員で構成する自衛消防組織を充実させるとともに保安

管理の向上を図るため、従事者を対象に講習会、研修会など保安教育を実施する。

また、万一災害が発生した場合の初期消火を図るため、必要な資機材を整備するとともに防災訓練を実施し、防災体制の確立を図るほか、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品等を管理する施設等の管理者は、地震発生時に円滑な対応を図るための計画を作成する。

3 緩衝地帯の整備（事業所の管理者）

石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品等を管理する施設等からの延焼を防止するため、緩衝地帯の整備を促進する。

第 18 節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画

第 1 項 計画目標

道路、海岸、港湾、漁港、河川、鉄道、電気、上下水道、工業用水道等の公共施設の被害は、避難、救護、復旧対策に大きな障害となるため、災害時に強い公共施設（耐震化、代替性、多重化、共同溝等）を整備する。

災害復旧に備えるため、地理情報システム（GIS）を活用したライフライン事業者の施設管理情報の一元化及び施設管理情報のバックアップ体制を整備する。

施設の機能確保のため、必要に応じ、大規模な地震が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐震化や震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

特に、3次医療機関等人命に関わる重要施設向けの供給ラインについては、重点的に耐震化を推進する。

第 2 項 対 策

県が実施する対策

1 道 路（農林水産部、県土整備部）

大災害により発生が予想される道路の損壊としては、高盛土箇所の崩壊、沖積層地帯・埋め立て地内等軟弱地盤にある道路の亀裂沈下、ガス管・水道管等地下埋設物の破損に伴う道路の損壊及び法面からの土砂・岩石の崩落、高架橋や歩道橋等の橋梁の落橋、トンネルの損壊等が想定される。本県の国・県道は、平成 23 年 4 月 1 日現在、343 路線でその実延長は 3,892.8 km であり、このうち国土交通省直轄の指定区間は 6 路線 386.2 km となっている。

本県は中京京阪神両経済圏の中間に位置し通過交通も多く、増大する道路交通需要に対処し、集中豪雨や地震・津波などの自然災害の脅威から県民の命と暮らしを守るため、ミッシングリンクの解消などを図る道路網の構築は重要かつ緊急な課題となっており、道路整備方針に基づき新名神高速道路、東海環状自動車道、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路などの高規格幹線道路や北勢バイパス、中勢バイパスなどの直轄国道の整備を促進するとともに、それらにアクセスする県管理道路などの整備の推進に努める。

また、県が管理している道路において、「平成 8 年道路防災総点検」で「要対策（ランク ）」・「防災カルテによる監視（ランク ）」と判定された箇所、それ以外であっても落石等変状が発生した危険箇所について、路線の重要度や変状の状況等により優先度を考慮し、計画的に対策を実施するとともに、日々の道路パトロールや、維持修繕工事等により、通行の安全性確保に努めるものとする（三重県地域防災計画添付資料参照）。

災害時における緊急輸送を確保するため、緊急輸送道路（幹線道路並びに幹線道路と防災拠点または、防災拠点を相互に連絡する道路）等のネットワーク整備及び橋梁の耐震対策を優先度の高い箇所から順次進め、さらに適切な緊急輸送を実施する上で必要な交通管制施設の整備を推進していくものとする。

2 海 岸（農林水産部、県土整備部）

本県の海岸は、昭和 28 年に直撃した台風第 13 号及び昭和 34 年の伊勢湾台風による災害を契機に伊勢湾等高潮対策事業等により海岸保全施設の整備を進めてきたが、築後約 40 年以上経過し、堤防の亀裂、沈下等老朽化が著しくなるとともに、海浜の侵食がみられる区間もある。

このため、東海・東南海・南海地震等の大規模地震を想定し、緊急性の高い箇所から順次海岸保全施設の耐震・津波対策や液状化対策等、施設の耐震性向上に向けた整備を図る。

3 港 湾（県土整備部）

港湾は、地域経済社会の発展に大きく寄与する海の流通拠点として重要な役割を果たしている。

なかでも、地震発生後の緊急物資及び人員の海上輸送を図るため、震災時に緊急輸送を確保するため必要な耐震強化岸壁、港湾緑地等の防災拠点設置が必要とされている。

このうち、四日市港、津松阪港（大口地区）、鳥羽港、浜島港、吉津港、長島港、尾鷲港、鷓殿港においては耐震強化岸壁が整備されている。

4 漁 港（農林水産部）

漁港は、国民の多様なニーズに対応した水産物の安定的な供給を行うため、漁獲物の陸揚と流通の拠点として重要な役割を果たしている。

これらのなかで、震災発生後の緊急物資の輸送基地として、波切漁港を防災拠点漁港に位置づけしており、震災時に緊急輸送を確保するための耐震化岸壁が整備されている。

5 河 川（県土整備部）

地震の発生に伴う河川における被害を想定し、以下の耐震対策を実施する。

- (1) 河川堤防については、地震により沈下等の被害を受けた際、津波等による逆流で背後地に二次的な浸水被害を及ぼす恐れのある区域について調査を実施し、その結果甚大な二次的被害を及ぼす恐れのある区域について、堤防の被害を最小限にとどめる耐震性向上対策を実施する。
- (2) 消火活動等の支援に必要な施設を設置する。

6 電 気（企業庁）

災害時における電気の供給を確保するため、発電所施設の予防保全を行い、日常の防災に努める。

- (1) 発電所施設の設置に際しては、被災防止を考慮した安全設計施工を行う。
- (2) 発電所施設の維持管理に際しては、定期的に巡視、点検を実施する。
- (3) 必要な施設管理図書、資材及び工具類を整備する。
- (4) 災害対策についての教育及び訓練を定期的実施するとともに、災害対策マニュアルを整備する。
- (5) 災害配備体制を確立し、保安通信回線の確保に努める。

7 上下水道・工業用水道

(1) 上水道（環境生活部、企業庁）

県の水道用水供給事業の管理者は、地震による施設故障や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、施設の耐震性の強化、送水ルートへのループ化、施設管理図書の整備、応急給水・応急復旧体制の整備等を図り、かつ、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するものとする。

ア 施設の耐震性の強化

水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、最新の基準・指針等に基づき、十分な耐震設計及び耐震施工を行うものとする。

また、施設の維持管理に際しては、基本法や大規模地震対策特別措置法に基づく「厚生労働省防災業務計画」(H21.3)、「水道事業等における地震対策について（通知）」(環水第3号、S55.1)等により、適切な保守点検による耐震性の確保に努める。

イ 管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動を行うため、管理図書の整備、保管を図る。

ウ 応急対策（応急給水・復旧）のための体制整備

県の水道用水供給事業の管理者は、水道施設の点検整備を行うとともに、応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備する。

県は、災害時の応援給水等の実効性を高めるため、関係市町と連携しながら「三重県水道災

害広域応援協定」(H9.10.21 締結)に基づく応援給水等の訓練を実施する。

(2) 下水道(農林水産部、県土整備部)

災害時においても住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の措置を講ずるとともに、市町においても同様の措置が講じられるよう指導する。

ア 耐震性の強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の施工にあたっては十分な耐震性を有するよう努めるとともに、自家発電装置など災害に強い下水道の整備を図る。

イ 被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書の整備

被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書を整備・保存(保管)する。

ウ 下水の仮排水及びし尿の応急処理

下水道管理者は、管渠の損壊等による下水の滞留に備えポンプ・高圧洗浄機等の確保、また主管部に協力して仮設トイレの設置について体制を整える。

エ 非常時の協力体制

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、県・市町間の協力応援体制を整備する。

また、必要な場合は、国及び他の自治体に対し、援助を要請する。

(3) 工業用水道(企業庁)

工業用水道施設被害を最小限にとどめ、早期復旧が図れる事前対策として、施設の耐震性強化・整備事業の推進、各種図書の整備及び職員の教育・訓練を実施するとともに、平素から各市町や給水企業等との連絡、協調に努めるものとする。

8 廃棄物処理施設(環境生活部)

(1) 管理体制

廃棄物処理施設が被災した場合には、適切な管理が困難となり周辺環境に影響を及ぼすこととなるので、耐震性の確保と平素から施設の管理を十分に行う。また、被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順や必要最低限の機材、予備部品等を確保するものとする。

(2) 応援体制の整備

県及び市町は、震災による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間企業についても応援体制の整備を推進する。

(3) 仮置場の候補地の選定

県及び市町は、災害により発生した廃棄物等を、一時的に集積しておくための仮置場の候補地を選定しておくこととする。

9 不特定多数の者が出入りする施設(総務部、健康福祉部、企業庁、教育委員会、警察本部、県民局)

県が管理する庁舎、学校、社会教育施設、社会福祉施設、集客交流施設、美術館、図書館、病院等の管理上の措

置はおおむね次のとおりである。

(1) 地震・津波等各種情報の入場者等への伝達

(施設が海岸近くにある場合や、強い、あるいは長くゆっくりとした地震を感じた時は、津波警報発表前でも来場者等に情報を伝達)

- (2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
 - (3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
 - (4) 出火防止措置
 - (5) 水、食料等の備蓄
 - (6) 消防用設備の点検・整備
 - (7) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
 - (8) 学校、職業訓練校、研修所にあつては、
 - ア 当該学校等が、該当市町の定める津波対象地区にあるときは避難の安全に関する措置
 - イ 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護措置
 - (9) 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等移動することが不可能、または困難な者への安全確保に必要な措置
- 10 災害応急対策の実施上重要な施設（関係各部）
- (1) 災害対策本部またはその支部が置かれる庁舎等の管理者は、県庁舎等の揺れや津波による被災を軽減するよう努めるとともに、9 に掲げるほか次に掲げる措置をとるものとする。
 - ア 非常用電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
 - エ 施設の二次部材の安全確保
 - (2) 市町推進計画に定める避難場所等の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するほか、県有施設の活用も考慮する。

市町が実施する対策

1 道 路

「<県が実施する対策> 1 道 路」に準ずる。

2 漁 港

「<県が実施する対策> 4 漁 港」に準ずる。

3 河川、海岸

「<県が実施する対策> 5 河 川」に準ずる。

4 上水道

(1) 「<県が実施する対策> 7 (1) 上水道ア、イ」に準ずる。

(2) 応援対策（応急給水・復旧）のための体制整備

水道事業管理者等は水道施設の点検整備を行うとともに、応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備する。

また、応急対策の充実強化を図るため応急給水及び応急復旧の行動指針を作成し公表する。

(3) 非常時の協力体制

「三重県水道災害広域応援協定」(H9.10.21 締結) を活用することにより、飲料水の供給、水道施設の復旧等を図る。

5 下水道

「<県が実施する対策> 7 (2) 下水道」に準ずる。

6 廃棄物処理施設

「<県が実施する対策> 8 廃棄物処理施設」に準ずる。

7 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 実施責任
- (2) 各公共施設等の予防対策
- (3) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 道 路（道路管理者）

「<県が実施する対策> 1 道 路」に準ずる。

2 海 岸（海岸管理者）

「<県が実施する対策> 2 海 岸」に準ずる。

3 港 湾（港湾管理者）

「<県が実施する対策> 3 港 湾」に準ずる。

4 河 川（河川管理者）

「<県が実施する対策> 5 河 川」に準ずる。

国土交通省においては、河川整備計画によるものとする。

5 鉄 道（鉄道事業者）

(1) 東海旅客鉄道株式会社

ア 鉄道施設の地震に対する安全性の強化、発災時の長期間不通防止等の観点から、関係施設の耐震化等を推進することとする。

イ 気象設備等の整備

気象観測設備、気象情報の伝達設備、警報装置を整備しておくこととする。

ウ 応急復旧資機材の現況把握及び運用

社内外の関係機関における応急復旧資機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、発災時には発災時には緊急使用できるよう、その方法及び運用方法について予め定めておくこととする。

エ 防災上必要な教育・訓練

(ア) 社員に対する教育・訓練の実施

社員に対して防災知識の普及に努めるとともに、災害応急業務または災害復旧業務に従事する社員に対しては、必要な技術、技量を高度に発揮できる教育・訓練を実施することとする。また、社員に対してより実践的で効果的な合同訓練を実施することとする。

(イ) 関係機関の訓練への参加

(2) 近畿日本鉄道株式会社

地震発生時における鉄道の被害を軽減するとともに、被害が発生した場合、迅速な復旧を図り、輸送機能を確保するため、次の対策を講じる。

ア 施設の耐震性の強化

新設建造物は、関係基準に従い設計し、その他については、関係官庁から新しい基準が出され、強化対策が必要となれば、計画的に強化を図る。

イ 地震計の設置

沿線の主要箇所地震計を設置して、運転指令室に警報表示を行い、指令無線により運転中の列車に対して指示を行う。

ウ 情報連絡施設の整備

迅速に各種情報を周知徹底させるため、通信施設の整備拡充を図る。

エ 復旧体制の整備

- (ア) 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
- (イ) 応急復旧用資機材の配置及び整備
- (ウ) 列車及び旅客の取り扱い方の徹底
- (エ) 消防及び救護体制
- (オ) 防災知識の普及

(3) その他の鉄道事業者

西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、三岐鉄道株式会社、伊勢鉄道株式会社、養老鉄道株式会社、伊賀鉄道株式会社についても同様の体制を整備するものとする。

6 バス（一般乗合旅客自動車運送事業者）

地震災害に対処し得るよう、次の体制の整備を図るものとする。

(1) 三重交通株式会社

ア 復旧体制の整備

- (ア) 災害要請に基づく派遣車両並びに乗務員の確保と車庫及び輸送に直接関係する建物、保安施設、無線局の管理
 - (イ) 震災に対する訓練の実施と知識の普及及びマニュアルの充実
- イ 情報連絡施設の整備強化
- バス車両無線の全車両搭載への計画的取り組み

(2) その他の一般乗合旅客自動車運送事業者

その他の一般乗合旅客自動車運送事業者についても、同様の体制を整備するものとする。

7 電気（中部電力株式会社、関西電力株式会社）

電力供給機関は災害時における電力供給を確保し、社会生活の維持を図るため、電力設備の防護対策等、日常の防災に努める。

(1) 設備面の対策

電力供給設備については、過去に発生した災害による被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止策を実施する。

また、不等沈下、地滑り等の恐れがある軟弱地盤に位置する設備の基礎を補強する等の耐震対策を考慮する。

(2) 体制面の対策

- ア 防災関連マニュアルの点検・整備を行い、防災体制の充実を図る。
また、社内防災訓練を実施するとともに、地方自治体の訓練への参加を行う。
- イ 電力供給設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。
- ウ 復旧用資機材、通信機器、車両等の整備・確保を行う。
- エ 関係会社、他支店、各電力会社との連携・協調による応援体制を整備する。
- オ 地方自治体、警察本部との連携を図り、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプターの緊急手配等に備える。
- カ 災害による感電事故等、二次災害を未然に防止するため広報活動を行う。

8 ガス

(1) 都市ガス（都市ガス事業者）

地震時の都市ガス施設の災害及び二次災害を防止するとともに、災害が発生した場合の被害拡大防止のため次の対策を実施する。

- ア 設備の耐震性の強化、充実

- (ア) 使用材料の選択による強化
- (イ) 工事施工方法、接合方法の強化
- (ウ) 工作物の維持のための巡視点検の強化充実

イ 緊急措置体制の整備

- (ア) 緊急動員・出動体制の整備
- (イ) 災害対策本部の設置基準の整備
- (ウ) 単位ブロック、統合ブロック、復旧措置ブロックの整備
- (エ) 地震計の設置
- (オ) 情報通信設備の整備
- (カ) 復旧用資機材の備蓄
- (キ) 緊急巡回点検マニュアルの作成
- (ク) 広報の時期・手段並びに担当者の整備
- (ケ) 供給停止の手順、図面等整備

(2) LPガス(LPガス事業者)

地震発生時における災害防止のため、次の対策を実施する。

ア LPガス供給設備の耐震性の強化

- (ア) 容器の転倒防止用鎖の点検を充実させるとともに、点検の結果、劣化したものについては、交換を速やかに行う。
- (イ) 耐震性機器の設置を促進する。

イ 緊急措置体制の整備

- (ア) 各支部内における販売事業者相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。
- (イ) 青年部による緊急動員体制を整備する。

ウ LPガス需給家への啓発活動の推進

地震発生時における容器バルブの閉止等、二次災害の防止措置について啓発活動を行う。

第 19 節 建築物等災害予防計画

第 1 項 計画目標

防災上重要な公共施設の耐震性を強化する。

構造物・施設等の耐震設計にあたっては、直下型地震またはプレート境界型地震に起因する高レベルの地震動でも、人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とする。

宅地が大規模に被災した場合に、被災状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を防止するとともに、応急仮設住宅の供給可能性を把握するなど、調達・供給体制を整備する。

第 2 項 対策

県が実施する対策

1 建築物等の耐震化（各部）

構造物・施設等のうち、被災した場合に生じる機能が災害応急対策活動の妨げや広域における経済活動等に著しい影響を及ぼす恐れがあるもの、または多数の人々を収容する建築物等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能を高めることを目標とする。

（ 1 ）県有建築物

災害対策活動を円滑に進めるため、防災業務の中心となる施設の耐震性の確保を図る必要があることから、次の建物を重点として、耐震性の調査を行い、耐震化計画に基づき、地震防災上必要な改修又は補強を実施していくものとする。

また、公共建築物の耐震性に係るリストの作成及び公表を行い、建築物の耐震化を推進する。

ア 防災情報の伝達、救出、救助、援助等の中心となる県地方機関、警察署

イ 救護所や避難場所となる病院、保健所、社会福祉施設、学校等その他県有施設については順次耐震性の確保を図っていくものとする。

県立学校の耐震化計画

平成25年度末 100%（平成22年度末現在 96.7%）

県庁舎のうち防災上重要な施設の耐震化計画

平成23年度末 100%（平成21年度末現在 81.8%）

（ 2 ）一般建築物

病院、社会福祉施設、学校、劇場等多数の住民が集合する建築物及び事業所施設、地震時に通行を確保すべき道路として耐震改修促進計画で指定された道路沿道の特定建築物については、県有建築物と同様に、耐震性の確保を図るよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び建築基準法の定期報告制度などを活用して指導する。

また、住宅は建築物数で圧倒的な割合を占めるものであり、事前に対策を講ずることで人命の確保・復旧費用の低減に資することから住宅耐震化を促進する。

三重県耐震改修促進計画での耐震化率

平成 27 年度末 90%（平成 22 年度末 80.9%）

（ 3 ）ブロック塀、石垣等対策

ブロック塀については、正しい施工のあり方及び既存のものの補強の必要性についての普及を図るために施工関係者に対して講習会・研修会を実施するとともに、築造時には建築基準法等による建築基準が遵守されるよう建築確認窓口等にて指導する。

2 技術者の養成（県土整備部）

既存建築物の耐震診断、耐震改修を推進するため、関係団体が開催する建築士等に対する講習会

を支援し、技術者の養成を図る。

3 被災宅地危険度判定体制及び被災建築物応急危険度判定体制（県土整備部）

（1）被災建築物応急危険度判定士の養成

余震による建築物の倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、建築士等を対象とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会を実施し、被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。

また、市町が被災建築物応急危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う応急危険度判定コーディネーターの養成を行う。

項 目	現状（H23.3現在）
被災建築物応急危険度判定士	1,345 人

（2）被災宅地危険度判定士の養成

余震による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

また、市町が被災宅地危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整にあたるや判定実施準備等を行う判定調整員の養成を行う。

項 目	現状（H23.3現在）
被災宅地危険度判定士	332 人

（3）被災宅地危険度判定体制及び被災建築物応急危険度判定体制

判定方法、判定技術者の権限、身分保障、派遣要請等について、行政庁間（国、県、市町）で相互に緊密な連携を取るとともに、市町の地域防災計画等に反映させるよう体制整備に努める。

また、被災宅地危険度判定制度については、制度の住民への周知に努める。

4 密集市街地に係る地震防災対策（県土整備部）

地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地において、地区住民や市民等が、建物の更新を図り、避難地、避難路、公園等の防災施設を、その地域特性に応じて整備することを促進・支援する。

市町が実施する対策

1 建築物等の耐震化

（1）市町の建築物

県有建築物同様、被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動の妨げや広域における経済活動等に著しい影響を及ぼす恐れがあるもの、または多数の人々を収容する建築物など、防火上重要な建築物について耐震性の確保を図るものとする。

（2）一般建築物

「＜県が実施する対策＞ 1（2）一般建築物」に準ずる。

（3）ブロック塀、石垣等対策

「＜県が実施する対策＞ 1（3）ブロック塀、石垣等対策」に準ずる。

2 技術者の養成

「＜県が実施する対策＞ 2 技術者の養成」に準ずる。

3 密集市街地に係る地震防災対策

地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地において建物の更新を図り、避難地、避難路、公園等の防災施設を、その地域特性に応じて整備するように努める。

4 応急仮設住宅供給体制の整備

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど、供給体制を整備する。

また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できる体制を整備する。

5 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 実施責任
- (2) 市町施設の耐震化
- (3) 建築物等の耐震性向上に係る指導、啓発
- (4) 被災宅地危険度判定士（判定調整員を含む）及び被災建築物応急危険度判定士（コーディネーターを含む）の養成及び被災宅地危険度判定体制・被災建築物応急危険度判定体制の整備
- (5) ブロック塀、石垣等対策
- (6) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 対象となる建築物

- (1) その他の防災関係機関等の建築物

「 < 市町が実施する対策 > 1 (1) 市町の建築物」に準ずる。

第20節 地盤災害防止計画

第1項 計画目標

地震による土石流、地すべり、がけ崩れ、擁壁の倒壊等の災害が発生しないよう、地震防災上必要な施設等を整備する。

第2項 対策

県が実施する対策

1 崩壊危険地域の災害防止

(1) 砂防事業(県土整備部)

県内の砂防指定地の面積は、80,381.51ha(H24.1.1現在)で、その大部分は北勢、伊賀地区に集まっているが、その他の地域においても、砂防設備の整備に伴い砂防指定を要する箇所が年々増加している。

これらの指定地の砂防目的を十分達成するには、砂防設備を整備することはもちろん、これと併せて指定地内の行為が合法的に行われるよう管理する必要がある。このため、昭和37年から砂防指定地に標識板を設置してきたところであるが、今後も指定地域の明確化と砂防意識の喚起に努めていく。

また、土砂による災害を防止するため、水源山地の溪間における砂防堰堤の築造、中流部における流路工の施工等の砂防対策事業を施工してきたが、急速な地域開発に即応した地域防災計画により、更に砂防設備整備の促進を図る。

また、諸施策を総合的かつ効率的に実施するため、各関係部及び国土交通省等関係機関と協働して行っていく。

県内の土石流危険溪流で人家1戸以上に被害を及ぼすおそれのある溪流は、3,974箇所である。

(三重県地域防災計画添付資料参照)

(2) 地すべり対策事業(農林水産部、県土整備部)

県土整備部関係の地すべり危険箇所は87箇所であり、そのうち地すべり防止区域は24箇所指定面積は754.37ha(H24.1.1現在)である。

農林水産部関係の地すべり危険箇所は3箇所であり、そのうち地すべり危険区域は2箇所指定面積は429.2haである。

地すべりは、その判定が難しいため、軽率に工事を進めると災害を誘発することになるので、地形及び地質調査、地表移動調査並びに地下水調査等を慎重に行ったうえで適切な防災工事を実施する。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業(県土整備部)

県内の急傾斜地(傾斜度30度以上高さ5m以上)で人家1戸以上に被害を及ぼすおそれのある地域(0戸でも官公署、学校、病院、旅館等がある場合を含む。)を調査した結果7,600箇所を数え、そのうち急傾斜地崩壊危険区域は729箇所指定面積は1,416.47ha(H24.1.1現在)である。

このため、緊急施工の必要のある箇所から指定を行い、防止工事を施工する。

(4) 総合的な土砂災害対策(県土整備部)

土石流、地すべり及びがけ崩れといった土砂災害から人命・財産を守るため、従来から実施してきた土砂災害の発生防止や流出土砂の抑止を主眼においた施設整備などのハード対策だけでなく、雨量情報等の収集や土砂災害に関する注意情報を発信し、市町の警戒避難体制を支援するシステムの整備やハザードマップの作成など、市町等へ土砂災害危険区域の情報提供を行うソフト対策とあわせて土砂災害対策を推進していく。

(5) 治山事業(農林水産部)

山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区及び崩壊土砂流出危険地区といった山地災害危険地区について土砂流出防止、土砂崩壊防止及び水源かん養等森林のもつ国土保全機能の高度発揮を図り、山地に起因する災害の未然防止のため、計画的に事業を実施する。

2 宅地災害の防止(県土整備部)

(1) 計画方針

がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊等の宅地災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度、三重県宅地開発事業の基準に関する条例等により安全かつ良好な宅地の確保を図る。

(2) 現況

宅地造成工事については、都市計画区域及びその他の区域に区分して、それぞれ一定規模以上の面積について、災害防止に重点をおいた技術基準に基づき、審査のうえ許可及び完了検査を実施している。

また、宅地災害が発生する恐れがある場合には、改善指導等を行っている。

(3) 事業計画

ア 宅地防災月間の選定

梅雨期及び台風期に備え、地域住民をはじめ市町及び宅地開発事業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため、5月を宅地防災月間と定め、期間中は開発施工区域内を中心に巡視を計画的に行い、現地で適切な指導を行う。また、広報活動を実施して県民へのPRに努める。

イ 宅地防災工事の貸付制度の活用

土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう勧告又は改善命令を受けた宅地については、住宅金融支援機構による貸付制度について情報提供し、改善指導を行う。

ウ がけ地近接等危険住宅移転事業の推進

土砂災害特別警戒区域内、災害危険区域又は建築基準法第40条の適用区域に存する危険な既存不適格住宅を移転して安全な住環境の整備に努める。

3 液状化対策(県土整備部、防災対策部)

(1) 地震時に発生する地盤の液状化については、地震災害対策の重要な事項であり、地盤の液状化危険度調査を実施し、その結果を「三重県地域防災計画被害想定調査報告書」(平成17年3月)に取りまとめを行っている。なお、東海地震に係る地震防災対策強化地域の指定など地盤の液状化による被害が懸念されることから最近の科学的知見の提示や基礎データの蓄積を踏まえ、さらに詳細な地盤データ等に基づく液状化危険度の検討を行うこととする。

また、公共・公益施設の管理者は、施設の設置にあたり地盤改良等による被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発にあたっては関係機関と十分な連絡・調整を図る。

さらに、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等について啓発を図る。

(2) 建築確認申請窓口等において、住民等に液状化対策の周知、啓発に努めるものとする。

4 災害時要援護者関連施設の土砂災害対策(健康福祉部、農林水産部、県土整備部、防災対策部)

土砂災害の犠牲者となりやすい高齢者、幼児などの災害時要援護者に関連した病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む土砂災害危険箇所について砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策工事等を重点的に整備する。

5 緊急調査及び土砂災害緊急情報(農林水産部、県土整備部、防災対策部)

地すべりが発生した際には、必要に応じ、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施したうえで、土砂災害緊急情報を市町へ通知するとともに一般に周知する必要があることから、適切かつ迅速な調査、情報発信等ができるよう体制整備する。

また、河道閉塞や火山噴火に伴う土石流については、緊急調査及び土砂災害緊急情報の通知等の実施主体が、国であることから、必要な協力ができるよう、連絡調整を行う。

市町が実施する対策

1 砂防対策、地すべり対策及び急傾斜地崩壊事業等

(1) 砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊防止事業等

必要な事項について住民に周知させるよう努める。

ア 避難所の設置

イ 避難勧告及び指示等の時期決定方法

ウ 気象情報及び異常現象並びに避難勧告等の連絡方法

エ 避難誘導責任者

オ 避難所の位置及び避難勧告等の住民への周知

カ 崩落危険箇所の把握

キ 崩落危険箇所のパトロール

ク その他必要事項

(2) ため池改修事業

県内のため池は、水田の約40%の水源として重要な役割を果たしているが、大半が江戸時代以前に築造されたもので、老朽化が著しく、決壊の危険性を有している。

このため災害防止上、緊急度が高いため池から改修工事を実施する。

2 液状化対策

「<県が実施する対策>3 液状化対策」に準ずる。

3 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施責任

(2) 崩壊危険地域の把握

(3) 崩壊危険地域の災害防止対策

(4) 宅地災害の防止対策

(5) 液状化対策

(6) 上記危険地域における警戒、避難、誘導體制

(7) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 崩壊危険地域の災害防止

(1) 国道防災事業(中部地方整備局、近畿地方整備局)

一般国道指定区間内の崩壊、落石等の危険のある箇所に防災事業を実施する。

第 21 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第 1 項 計画目標

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「地震財特法」という。)及び「地震防災対策特別措置法」(以下「地防法」という。)に規定されている国の財政上の特別措置を活用するなど、地震防災体制を充実する。

第 2 項 対 策

1 整備方針

各施設等の整備にあたっては、相互に整合性を図りながら総合的に推進していくが、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

2 地震財特法に基づく地震対策緊急整備事業計画

大震法に基づく地震防災対策強化地域を対象として、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する計画(以下「地震対策緊急整備事業計画」という。)を作成するものとする。地震対策緊急整備事業計画の対象施設等は、地震財特法第 3 条各号に掲げる以下の施設等である。

第 3 条第 1 号 避難地

第 3 条第 2 号 避難路

第 3 条第 3 号 消防用施設

第 3 条第 4 号 緊急輸送を確保するため必要な道路、港湾施設又は漁港施設

第 3 条第 5 号 大震法第 2 条第 14 号に規定する地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設

第 3 条第 6 号 石油コンビナート等災害防止法第 2 条第 2 号に規定する石油コンビナート等特別防災区域に係る緩衝地帯として設置する緑地、広場その他の公共空地

第 3 条第 7 号 医療法第 31 条に規定する公的医療機関のうち、地震防災上改築を要するもの

第 3 条第 8 号 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

第 3 条第 9 号 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

第 3 条第 10 号 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設又は河川法第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設

第 3 条第 11 号 砂防法第 1 条に規定する砂防設備、森林法第 41 条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第 2 条第 2 項第 1 号に規定する農業用排水施設であるため池で、避難路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なもの

3 地防法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画

人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件等を総合的に勘案して、著しい地震災害が生ずると認められる地区について、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する計画(以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。)を作成するものとする。地震防災緊急事業五箇年計画の対象施設等は、地防法第 3 条各号に掲げる以下の施設等である。

第 3 条第 1 号 避難地

第 3 条第 2 号 避難路

第 3 条第 3 号 消防用施設

第 3 条第 4 号 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

第 3 条第 5 号 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設

第 3 条第 6 号 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

第 3 条第 7 号 医療法第 31 条に規定する公的医療機関その他の政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの。

第 3 条第 8 号 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの。

第 3 条第 8 の 2 号 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの。

第 3 条第 9 号 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの。

第 3 条第 10 号 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの。

第 3 条第 11 号 第 7 号から前号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの。

第 3 条第 12 号 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設又は河川法第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設

第 3 条第 13 号 砂防法第 1 条に規定する砂防設備、森林法第 41 条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第 2 条第 2 項第 1 号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの。

第 3 条第 14 号 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設

第 3 条第 15 号 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備

第 3 条第 16 号 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備

第 3 条第 17 号 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫

第 3 条第 18 号 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材

第 3 条第 19 号 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第 3 条第 20 号 前各号に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

4 東南海特措法第 6 条第 1 項第 1 号の政令で定める施設等の整備

2 で計画するもの以外に、石油コンビナート等特別防災区域の緩衝地帯としての緑地、広場、その他公共空地の整備

第 22 節 文教対策計画

第 1 項 計画目標

災害発生時における児童生徒等の安全を確保する。

第 2 項 対 策

県が実施する対策

県教育委員会は、次に掲げる事項について実施する。環境生活部は、私立学校管理者に対し、これに準じた対策を実施するよう要請する。

1 防災上必要な組織の整備・安全教育（環境生活部、教育委員会）

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では、平素から災害に備え教職員等の任務の分担及び相互の連携等についての組織を整備する。また、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに防災思想の普及に努める。

2 防災上必要な計画及び訓練（環境生活部、教育委員会）

教職員及び児童生徒等の防災に対する意識の高揚を図るとともに、災害発生時に高台など安全な場所への避難をはじめとする迅速かつ適切な行動がとれるよう防災計画を作成し、その訓練に努める。

3 登下校時の安全確保（環境生活部、教育委員会）

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を策定するとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

4 施設の安全対策（教育委員会）

児童生徒等の安全を確保するため、県立学校の耐震化に努める。

また、定期的に県立学校施設の安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

5 被害防止対策（教育委員会）

文化財の被害を未然に防止、又は文化財の被害拡大を防止するため、県教育委員会は市町教育委員会を通じ、文化財の所有者及び管理者、管理団体に次の点に留意して保存管理に万全を期するよう指導、助言する。

留意点：防災組織の設置・充実、防災施設の整備、防災知識の普及と訓練の実施、文化財の日常的な点検、その他必要な防災対策の施行

市町が実施する対策

1 防災上必要な組織の整備・安全教育

「＜県が実施する対策＞ 1 防災上必要な組織の整備・安全教育」に準ずる。

2 防災上必要な計画及び訓練

「＜県が実施する対策＞ 2 防災上必要な計画及び訓練」に準ずる。

3 登下校時の安全確保

「＜県が実施する対策＞ 3 登下校時の安全確保」に準ずる。

4 施設等の予防

「＜県が実施する対策＞ 4 施設等の予防」に準ずる。

5 被害防止対策

「＜県が実施する対策＞ 5 被害防止対策」に準ずる。

6 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 実施責任
- (2) 各教育施設別の防災計画の充実
- (3) 防災訓練
- (4) 学校(園)防災教育の推進

その他の防災関係機関が実施する対策

1 防災上必要な組織の整備・安全教育(私立学校管理者)

「＜県が実施する対策＞ 1 防災上必要な組織の整備・安全教育」に準ずる。

2 防災上必要な計画及び訓練(私立学校管理者)

「＜県が実施する対策＞ 2 防災上必要な計画及び訓練」に準ずる。

3 登下校時の安全確保(私立学校管理者)

「＜県が実施する対策＞ 3 登下校時の安全確保」に準ずる。

4 施設の安全対策(私立学校管理者)

「＜県が実施する対策＞ 4 施設の安全対策」に準ずる。

第3章 地震防災応急対策

第3章 地震防災応急対策

第1節 総則

第1項 地震防災応急対策の目的

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）は大規模地震発生前の事前措置を行って、地震災害を防止軽減することを目的に制定された。

同法に基づき、平成23年4月時点で東海地域を中心に1都7県157市町村、本県では10市町が東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されており、その他の市町についても強化地域の周辺に位置しているため、津波被害を中心に被害発生が憂慮される。また、東海地震注意情報及び警戒宣言が発せられた場合においては、社会的混乱の発生が懸念される。

よって、この計画は、大震法第6条第1項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域について、東海地震注意情報が発表された場合以降に執るべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項等を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的として策定する。

第2項 基本方針

共通事項等

この計画は、次の考え方を基本に策定したものである。

1 基本的な考え方

- (1) この計画は、大震法第6条第1項の規定に基づき、主として東海地震注意情報が発せられてから東海地震が発生するまでの間、または警戒解除宣言が出されるまでの緊急対策を中心に作成するものとする。
- (2) この計画は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止または軽減するため、県、市町、その他の防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定めるものとする。
- (3) 警戒宣言発令前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備行動を実施する。
- (4) 地震発生後の災害対策は「第4章 災害応急対策計画」により対処するものとする。
- (5) 市町、防災関係機関は、この計画を基本としながら各々の計画に基づき、警戒宣言発令に伴う緊急対策に万全を期するものとする。
- (6) 市町は、詳細な震度や津波の高さの分布をもとに、市町の区域を細分して、市町内で複数の防災対応を計画することができるものとする。この場合、混乱等が生じ的確に防災対応を行えない可能性もあることから、強化地域内で複数の防災対応を執る場合は、そのような対応を執る必要性と確実な実施を吟味し、防災計画において明確に定めるものとする。

第3項 地震防災応急対策として処理すべき事務又は業務の大綱

1 県

県は県地震災害警戒本部に関する下記の業務を行う。

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (2) 避難の勧告又は指示に関する事項
- (3) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (4) 応急の救護を要すると認められる者の救護及び保護
- (5) 県有施設及び設備の整備、点検に関する事項

第1節 総則

- (6) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持に関する事項
- (7) 緊急輸送の確保に関する事項
- (8) 食料、医薬品の確保、保健衛生に係る措置等に関する事項
- (9) その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項
- (10) 指定地方行政機関、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する地震防災応急対策等の連絡調整に関する事項
- (11) その他法令により県警戒本部の権限に属する事項

2 市町

市町は下記の業務を行う。

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (2) 避難の勧告・指示、又は警戒区域の設定
- (3) 県警戒本部への報告、要請等
 - ア 職員の派遣、交通規制等の県警戒本部への要請
 - イ 住民等の避難の状況及び地震防災応急対策の実施状況を県へ報告
- (4) 消防職員・団員及び水防団の配備等
- (5) 避難者等の救護
- (6) 緊急輸送の実施
- (7) 食料、医薬品の確保、保健衛生に係る措置等に関する事項
- (8) その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

3 指定地方行政機関

- (1) 中部管区警察局
 - ア 管内各県警察の警察活動に関する指導調整
 - イ 他管区警察局及び管内防災関係機関との連携
 - ウ 警察通信の確保及び警察通信統制
 - エ 情報の収集・伝達
 - オ 津波警報等の連絡
- (2) 東海財務局
 - ア 金融上の諸措置
 - イ 地方公共団体において、国有財産（普通財産）を地震防災応急対策の実施の用に供する必要があると認められるときは、関係法令等の定めるところにより無償貸付等を適切に行う。また、国有財産にかかる関係機関との連絡調整を行う。
- (3) 東海北陸厚生局
 - ア 災害状況の情報収集、連絡調整
 - イ 関係職員の派遣
 - ウ 関係機関との連絡調整
- (4) 東海農政局
 - ア 管理または工事中の建物、施設等に対する緊急点検、巡視等の実施及び工事中建物等に対する作業の中止または立入禁止措置等の実施
 - イ 生鮮食料品及び加工食料品等の供給に関する準備（関係団体への要請を含む）
 - ウ 農林漁業関係金融機関に対する指導

- エ 農地、農業用施設（ダム、堤防、ため池、農道等）の管理、指導
- (5) 近畿中国森林管理局
 - ア 警戒宣言、地震予知情報等の収集及び森林管理署、関係機関への情報伝達
 - イ 森林管理署職員等に対する警戒体制の指示
 - ウ 国有林野の火災予防措置
 - エ 災害対策用復旧用材の供給準備
- (6) 中部経済産業局
 - ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び連絡
 - イ 電力及びガスの供給の確保に必要な指導
 - ウ 災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑供給を確保するための必要な指導
- (7) 中部近畿産業保安監督部
 - ア 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物またはその施設、電気施設ガス施設等の保安の確保に関する監督指導
 - イ 鉱山に対し保安を確保するための監督指導を行い、災害が発生した場合には、検査官を現地に派遣し、保安に関し適切な措置をとらせるよう指導
- (8) 中部運輸局
 - ア 所管事業者等に対する情報伝達・収集及び支援活動の指導
 - イ 緊急輸送に係る輸送機関、その他関係機関との連絡調整
- (9) 中部空港事務所
 - ア 必要に応じ一般航空機の飛行規制の措置
- (10) 第四管区海上保安本部
 - ア 船舶、臨海施設、遊泳者等に対する警戒宣言その他地震等に関する情報の伝達
 - イ 海難の救助、排出油等の防除及び救済を必要とする場合における援助
 - ウ 航路障害物の除去、航行警報、水路通報等による海上交通の安全確保
 - エ 在港船舶に対する避難勧告、入港制限、移動命令等必要な措置による船舶及び臨海施設の安全確保
 - オ 海上における治安の維持
- (11) 津地方気象台
 - ア 東海地震に関連する情報等の通報
 - イ 東海地震に関連する情報等の照会に対する応答と解説
- (12) 東海総合通信局
 - 電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
- (13) 三重労働局
 - 爆発、火災等の労働災害防止や緊急時における早期避難の徹底の要請
- (14) 中部、近畿地方整備局
 - ア 警戒宣言、地震予知情報等の迅速な情報伝達
 - イ 警戒宣言発令時の地震災害警戒体制の整備
 - ウ 人員・資機材等の配備・手配
 - エ 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力
 - オ 道路利用者に対する情報の提供

4 指定公共機関

- (1) 西日本電信電話株式会社三重支店・株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ三重支店
 - ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
 - イ 防災関係機関に対する通信設備の優先利用の供与
 - ウ 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備
 - エ 通信の輻輳抑止のための広報の実施
 - オ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備
- (2) KDDI株式会社中部支社三重支店・au三重支店
 - ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
 - イ 非常時における携帯電話通信回線の規制措置
- (3) 日本銀行名古屋支店
 - ア 金融機関の現金保有状況の把握、所要現金の確保についての必要な援助
 - イ 関係機関との協議に基づく、「本章第9節第2項その他の防災関係機関が実施する対策2金融対策」に掲げる措置の民間金融機関への要請
- (4) 日本赤十字社三重県支部
 - ア 医療救護班の派遣準備
 - イ 血液製剤の確保及び供給の準備
 - ウ 救護物資の配布準備
- (5) 日本放送協会津放送局
 - ア 警戒宣言等の伝達及び地震防災応急対策の実施状況の報告
 - イ 警戒宣言発令時における非常組織の設置
 - ウ 地震防災応急対策実施のための動員及び準備活動
 - エ 警戒宣言、地震予知情報等の放送による社会的混乱防止のための県民への周知
 - オ 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道
- (6) 中日本高速道路株式会社
 - ア 警戒宣言等の伝達
 - イ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配
 - ウ 交通対策
 - エ 緊急点検
- (7) 独立行政法人水資源機構
 - ア 警戒宣言、地震予知情報等の収集及び伝達
 - イ 発災後に備えた資機材の備蓄、点検整備
 - ウ 独立行政法人水資源機構が管理する施設の機能の維持保全、及び同施設等を通じて供給する水道用水等の必要最小限の確保
- (8) 東海旅客鉄道株式会社
 - ア 警戒宣言発令情報の伝達
 - イ 警戒宣言発令時の情報伝達及び列車運転状況の案内
 - ウ 滞留旅客に対する避難誘導等
 - エ 強化地域への列車の進入禁止措置
 - オ 強化地域内を運行中の列車に対し、最寄りの安全な駅、その他の場所まで安全な速度で運転して停車する措置
 - カ 強化地域外において、折り返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行

する措置

キ 災害応急業務及び災害復旧業務に従事する社員数、配置状況等の把握

(9) 西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

- ア 警戒宣言、地震予知情報等の伝達
- イ 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
- ウ 旅客の避難、救護
- エ 列車の運転規制
- オ 地震発生に備えた資機材の確保及び配置

(10) 中部電力株式会社三重支店、関西電力株式会社和歌山支店

- ア 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保
- イ 東海地震注意情報発表時における電力設備等の安全予防措置の実施及び通信手段の確保

(11) 東邦ガス株式会社

- ア ガス施設の災害予防措置及び地震防災応急対策に係る措置の実施
- イ 東海地震注意情報発表時に災害対策本部を設置
- ウ 発災後に備えた要員及び資機材の確保

(12) 郵便事業株式会社

- ア 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から支店における業務の取扱いを停止するものとする。
- イ 警戒宣言が発せられた場合は、強化地域内に所在する支店において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を店頭に提示するものとする。
- ウ 災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

(13) 郵便局株式会社

- ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び安全確保
- イ 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止するものとする。
- ウ 上記イにより業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に提示するものとする。

(14) 独立行政法人国立病院機構

- ア 所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療措置
- イ 所管する国立病院機構の病院をして、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療
- ウ 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所をして医療救護班の活動支援

5 指定地方公共機関

(1) 三重県医師会

医師会救護班の編成並びに連絡調整

(2) 報道機関（日本放送協会津放送局を除く）

日本放送協会に準ずる

(3) 一般乗合旅客自動車運送事業会社（三重交通株式会社等）

第1節 総則

- ア 車両の運行状況、乗客の避難実施状況等の広報
- イ 乗客の避難、救護
- ウ 車両の運転規制
- エ 地震発生に備えた資機材の確保及び配置

(4) 三重県トラック協会

防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保

(5) 鉄道事業者(東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社を除く)

- ア 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
- イ 旅客の避難、救護
- ウ 列車の運転規制
- エ 地震発生に備えた資機材の確保及び配置

(6) ガス事業者(都市ガス事業者及び三重県エルピーガス協会)

- ア 供給設備及び工場設備の災害予防
- イ 需要家に対する災害予防広報

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- ア 防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力
- イ 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力

(1) 産業経済団体(農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等)

(2) 文化、厚生、社会団体(日赤奉仕団、婦人会、青年団等)

(3) 危険物施設等の管理者

(4) 各港湾施設の管理機関

(5) 土地改良区

第2節 地震災害警戒本部の設置等

第1項 計画目標

警戒宣言が発令された場合に、民心の安定を図る。

地震防災応急対策の連絡調整及び緊急対策を推進するため、地震災害警戒本部（県、市町）を設置し活動体制を整備する。

第2項 対策

県が実施する対策

1 活動体制の概要

大震法に基づき東海地震に係る地震防災対策強化地域に警戒宣言が発令された場合、防災関係機関が実施する地震防災応急対策の連絡調整及び緊急対策を推進するため、直ちに県地震災害警戒本部（以下「県警戒本部」という。）を設置し、非常体制をとる。

また、東海地震注意情報を受けた場合は、東海地震注意情報の報道に接した場合に予想される社会的混乱の発生を防止するとともに、警戒宣言発令及び東海地震の発生に備え、速やかに東海地震警戒体制をとるものとする。

警戒本部の組織及び運営は、大震法、大規模地震対策特別措置法施行令、三重県地震災害警戒本部条例及び三重県地震災害警戒本部運営要領に定めるところによる。

2 県警戒本部の概要

（1）組織及び所掌事務

ア 組織

県警戒本部に、本部長、副本部長、本部員及び本部職員を置く。また県民センターごとに支部（以下この編において「支部」という。）を置く。

（ア）本部長

- ・本部長は知事が当たる。
- ・本部長は、県警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

（イ）副本部長

- ・副本部長は、副知事及び危機管理統括監が当たる。
- ・副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその代理をする。

（ウ）本部員会議等

- ・本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- ・本部員会議は、地震防災応急対策について協議する。
- ・本部員会議のもとに事務局を置き、事務局の中に総括班、広報班、応援班を置き、本部長並びに本部員会議の事務を処理し、各部の対策の連絡調整を行う。

（エ）支部への職員の派遣

- ・本部長は必要と認めたときは、地震防災応急対策の支援業務に従事する職員を指揮監督し、支部に派遣することができる。

（オ）支部

- ・支部に、支部長、副支部長、その他の職員を置く。
- ・支部長は、県民センター所長をもって充てる。
- ・支部長は、支部の事務を総括し、支部職員を指揮監督する。

(カ) 支部の総括班

- ・支部に総括班を置き、支部長の事務を処理し、各班の対策の連絡調整を行う。

(キ) 支部員会議

- ・支部長は、支部の地震防災応急対策について協議するため、必要に応じて支部員会議を招集する。

(ク) 市町への職員の派遣

- ・支部長は、必要があると認められるときは、職員を市町へ派遣することができる。

イ 所掌事務

警戒本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりで、各部各班の所掌事務は三重県地震災害警戒本部運営要領の定めるところによる。

なお、支部管内の範囲で対策実施または調整できる事務は、支部において対処する。

(ア) 警戒宣言、東海地震予知情報その他地震防災上必要な情報の収集及び伝達

(イ) 地震防災応急対策上必要な広報

(ウ) 緊急輸送の実施又は調整

(エ) 災害発生に備えた食料、医薬品等の確保準備

(オ) 社会秩序を維持する活動

(カ) 市町及び防災関係機関が実施する地震防災応急対策の連絡調整

ウ 職員動員（配備）

(ア) 東海地震準備体制

東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合は、平常時の活動を継続しつつ、東海地震準備体制において各班の配備計画により、連絡体制を整える。

(イ) 東海地震警戒体制

東海地震注意情報が発表された場合は、東海地震警戒体制により、職員全員が参集し、国の準備行動開始の意志決定を受けて警戒宣言時前からの的確な対応を執るとともに、警戒宣言の発令後、速やかに県地震災害警戒本部の設置ができる体制を整える。

(ウ) 東海地震非常体制

警戒宣言発令時には東海地震非常体制をとり、全職員は、勤務時間外、休日等において、警戒宣言発令を知った場合は、連絡を待たずに自ら所属機関へ参集する（第1参集場所）。

所属機関への参集が不可能な場合には、下記に定める順により最寄りの県の機関へ参集する。ただし、この場合は、所属機関に連絡し参集するものとする。

〔東海地震非常体制時参集場所〕

（第2参集場所）自己の業務に関係のある最寄りの県の機関

（第3参集場所）最寄りの県総合庁舎の総括班等

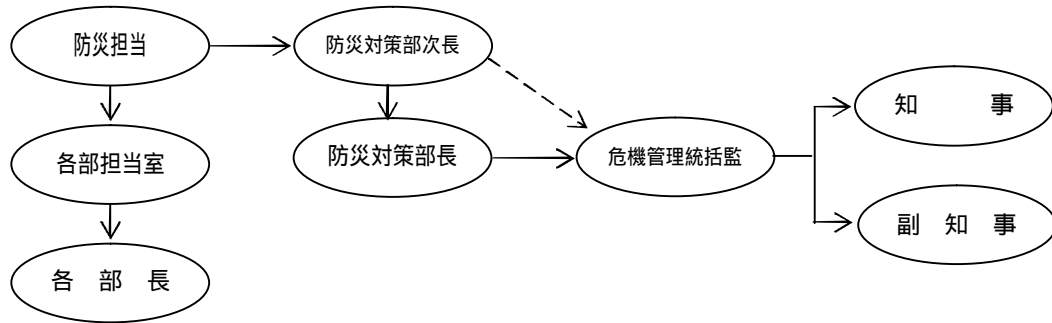
（第4参集場所）その他の最寄りの県の機関（県立学校を含む）

3 指揮命令系統の確保

(1) 知事等幹部職員への連絡系統

知事等幹部職員への連絡系統は以下のとおりとする。

各幹部職員への連絡は、N T T回線、携帯電話等により連絡するものとする。



(2) 指揮命令系統の確立

知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。

各部、各班は、それぞれのマニュアルにおいて指揮命令系統の確保について定めることとする。

また、各職員は災害対応マニュアルを携帯し、東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合には地震防災応急対策を実施し、地震発生時に的確な対応ができるよう備えるものとする。

4 受入体制の確保

災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁及び代表消防機関と連携体制を確保し、受入体制を確保するように努めるものとする。

市町が実施する対策

1 活動体制の概要

警戒宣言が発せられた場合、強化地域に指定された市町は地域防災計画に定めるところにより地震災害警戒本部を設置して地震防災応急対策活動を行う。

2 市町地震災害警戒本部の概要

市町は、警戒宣言が発せられたときは、市町地震災害警戒本部（以下「市町警戒本部」という。）を設置する。

(1) 市町警戒本部は、概ね次の事項を実施する。

ア 警戒宣言、東海地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達
イ 県への報告、要請等県との地震防災活動の連携

(ア) 必要に応じ、県に対し地震防災応急対策の実施に係る職員の派遣等必要な事項を要請する。

(イ) 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請し、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示をする。

(ウ) 住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。

ウ 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定

エ 消防職員、団員及び水防団の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備

オ 消防、水防等の応急措置

カ 避難者等の安全確保

キ 緊急輸送の実施

ク 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備

ケ 自主防災組織活動の指導、連携

コ その他地震防災応急対策上の措置

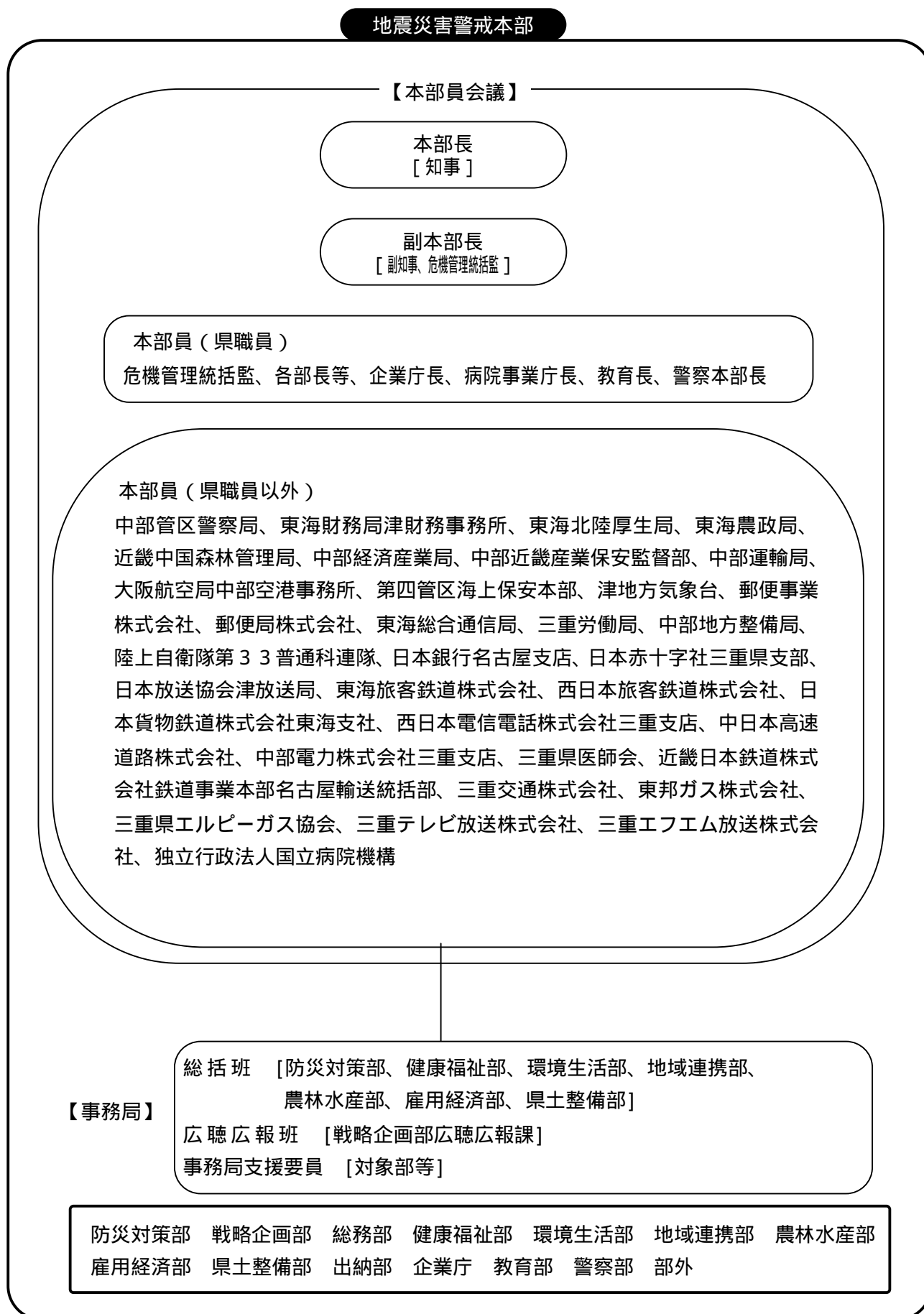
(2) 消防、水防機関は、特に次の事項を実施する。

ア 消防本部は、市町警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり次の措置を講ずる。

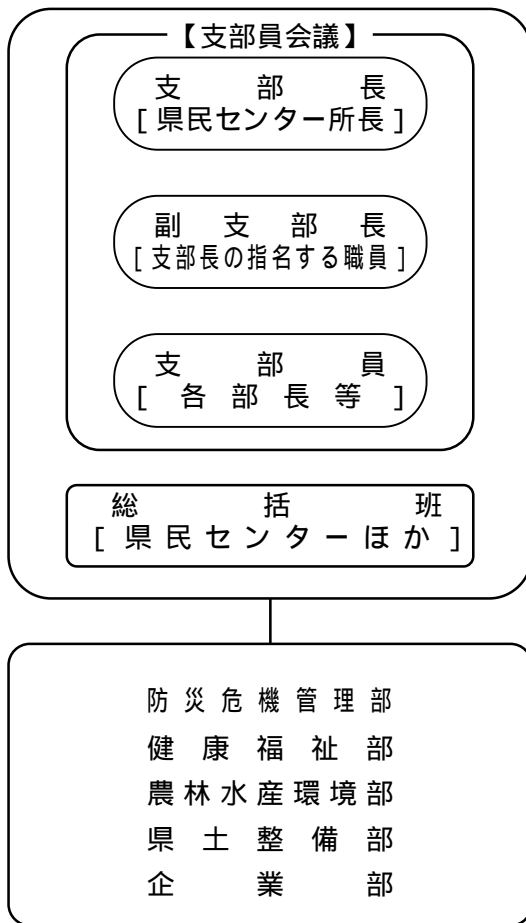
第2節 地震災害警戒本部の設置等

- (ア) 情報の収集と伝達
- (イ) 消火活動、救助活動の出動体制の確立
- (ウ) 警戒区域内の地域住民への避難の勧告又は指示の伝達
- (エ) 出火防止のための広報
- イ 消防団、水防団
 - (ア) 情報の収集と伝達
 - (イ) 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立
 - (ウ) 火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施
 - (エ) 水利の確保（流水の堰止め等を含む。）
 - (オ) 住民の避難誘導
 - (カ) 水防資機材の点検、配備及び確保準備
 - (キ) 警戒区域からの避難確保のパトロール
 - (ク) 救助用資機材の確保準備
 - (ケ) その他状況に応じた防災、水防活動

県警戒本部組織図



支部組織図



支部所轄区域一覧表【別表1】

支 部 名	区 域
県 警 戒 本 部 桑 名 支 部	桑名市 いなべ市 木曾岬町 東員町
〃 四 日 市 支 部	四日市市 菰野町 朝日町 川越町
〃 鈴 鹿 支 部	鈴鹿市 亀山市
〃 津 支 部	津市
〃 松 阪 支 部	松阪市 多気町 明和町 大台町
〃 伊 勢 支 部	伊勢市 鳥羽市 志摩市 玉城町 南伊勢町 大紀町 度会町
〃 伊 賀 支 部	名張市 伊賀市
〃 尾 鷲 支 部	尾鷲市 紀北町
〃 熊 野 支 部	熊野市 御浜町 紀宝町

第3節 情報伝達計画

第1項 計画目標

警戒宣言が発令された場合、及び東海地震注意情報が発せられた場合に、警戒宣言及び東海地震に関連する情報等を各防災関係機関との有機的連携のもとに正確かつ迅速に、各防災関係機関及び住民に伝達する。

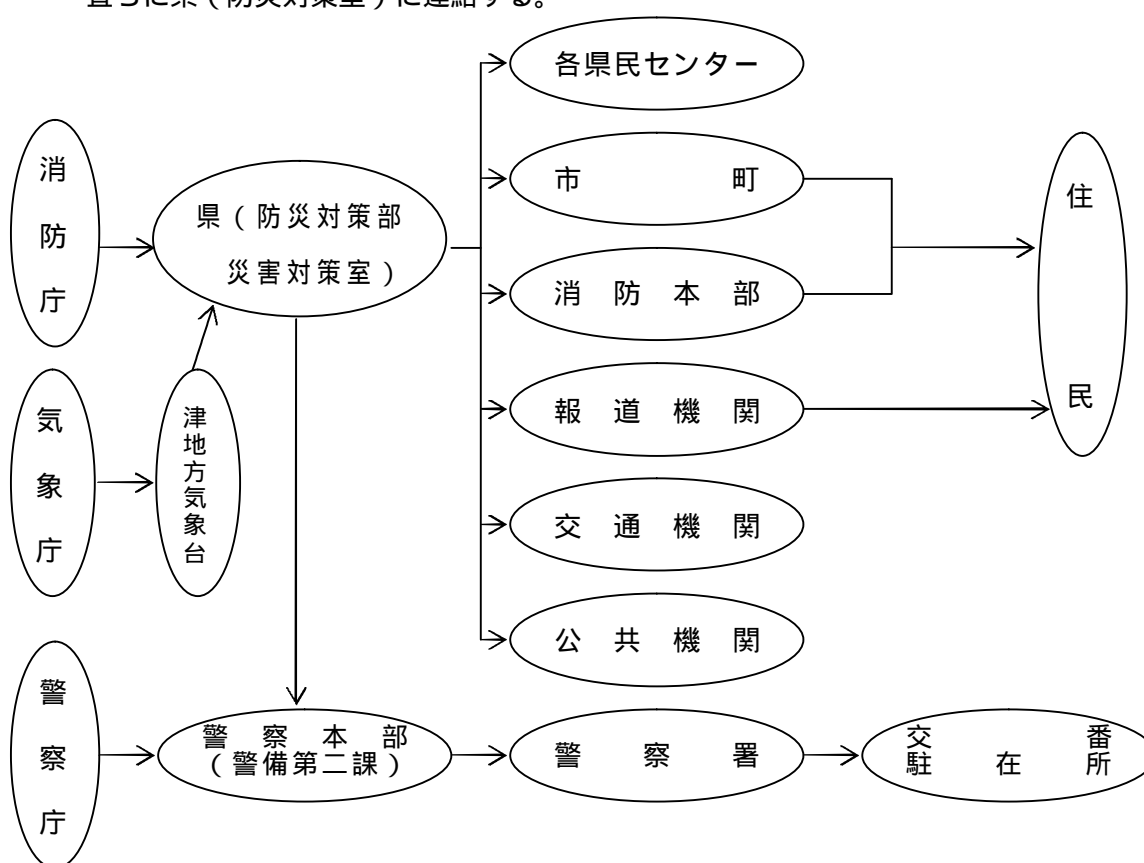
第2項 対策

共通事項等

1 伝達系統（大震法に基づく警戒宣言、地震予知情報等の伝達系統）

警戒宣言、地震予知情報等に関する情報は、次の系統により伝達する。

ただし、津地方気象台は、気象庁から「東海地震に関連する情報」の通知があったとき、直ちに県（防災対策室）に連絡する。



県が実施する対策

1 東海地震に係る情報の収集及び伝達

- (1) 消防防災無線により消防庁から通知される警戒宣言及び地震予知情報、並びに防災情報提供システムにより気象庁（津地方気象台）から通知される東海地震に関連する情報等は、県警戒本部設置前には防災対策室において、県警戒本部設置後には県警戒本部において受理伝達する。
- (2) 市町及び防災関係機関に対する情報の伝達は主として県防災通信ネットワークによって行う。
- (3) 県内部における伝達は、勤務時間内は庁内放送により行う。

第3節 情報伝達計画

勤務時間外及び休日等については、各部で定める緊急連絡網により職員に伝達する。

(4) 警戒宣言及び地震予知情報等は、報道機関の協力を得て県民への周知徹底を図る。

2 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

地震防災応急対策を迅速かつ効果的に実施するため収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部等をあらかじめ定めておくものとする。

情報の種類の主なものは、次のとおりである。

- (1) 避難の勧告、指示の状況
- (2) 避難の状況
- (3) 市町及び防災関係機関の地震防災応急対策の実施状況
- (4) 交通機関の運行及び道路交通の状況
- (5) ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況
- (6) 市町からの要請及び防災関係機関への要請
- (7) 金融機関の措置情報

3 国の地震災害警戒本部に対する報告

県警戒本部から次の事項について、その状況を逐次報告する。

- (1) 避難の状況
- (2) 地震防災応急対策の実施状況

4 防災関係機関の有機的連携の推進

(1) 報道機関との放送協定

正確、迅速な情報の伝達を行うため、日本放送協会津放送局、中部日本放送株式会社、東海ラジオ放送株式会社、東海テレビ放送、名古屋放送株式会社、中京テレビ放送株式会社、三重テレビ放送株式会社、テレビ愛知株式会社、三重エフエム放送株式会社との間に締結した放送に関する協定を活用する。

(2) 県、市町間の情報連絡の基本ルート及び情報活動の緊密化

情報の収集及び伝達は、警戒本部と支部、支部と市町警戒本部各相互間のルートを基本として、警察署及び関係機関との情報活動も緊密な連携のもとに行う。

情報活動の緊密化のため、支部は必要に応じて職員を市町警戒本部へ派遣する。

市町が実施する対策

1 警戒宣言及び地震予知情報等の受理、伝達、周知

- (1) 県から伝達される警戒宣言、地震予知情報等の受理は、勤務時間内、勤務時間外及び休日等に関わらず、防災行政無線において、確実に行うものとする。
- (2) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに警鐘、サイレン及び同報無線等を用いて、地域住民等に確実に伝達するものとする。
- (3) 地震予知情報等は、同報無線、有線放送、電話、広報車、自主防災組織等を通じての個別連絡等により地域住民等に周知徹底を図るものとする。

2 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部等を定めておくものとする。

また、消防団員、自主防災組織の構成員の中から地域における収集責任者をあらかじめ定め、迅速・的確な情報の収集にあたるものとする。情報の種類の主なものは、次のとおりである。

- (1) 避難の状況

- (2) 交通機関の運行及び道路交通の状況
- (3) 防災関係機関の地震防災応急対策の実施状況
- (4) ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況
- (5) 情報の変容、流言等の状況
- (6) 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定
- (7) 消防(水防)職員・団員等の配備命令
- (8) 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等

3 県警戒本部に対する報告

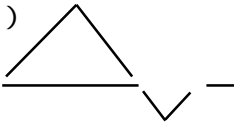
県警戒本部への報告は、支部を通じて速やかに行うものとする。

その主なものは、次のとおりである。

- (1) 避難の状況
- (2) 市町の地震防災応急対策の実施状況

信号伝達方法

大震法に基づく警戒宣言が発せられたとき、警鐘又はサイレンによって周知する場合の標識は次のとおり。

警 鐘	サ イ レ ン
(5点)	(約45秒)  (約15秒)
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘又はサイレンを併用すること。	

東海地震の地震災害警戒宣言及び国民に対する呼び掛け（例文）

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発します。

本日、気象庁長官から、東海地震の地震観測データ等に異常が発見され、現在から2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると、東海地震の地震防災強化地域のうち、静岡県全域並びに神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、及び愛知県の一部では震度6弱以上、それに隣接する周辺の地域では震度5強程度の地震になると予想されます。

また、太平洋岸の広い地域に津波の来襲が予想され、特に伊豆半島南部、駿河湾から遠州灘、熊野灘沿岸にかけてと、伊豆諸島の一部、相模湾の一部及び房総半島南部の一部では大津波となるおそれがあります。

強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事務所は、速やかに地震防災応急対策を実施して下さい。

強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は警戒体制を執り、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動して下さい。

なお、強化地域内への旅行や電話は差し控えて下さい。

地震予知情報のくわしい内容については、気象庁長官に説明させますからテレビ、ラジオに注意して下さい。

平成 年 月 日

内閣総理大臣

第4節 県民への広報計画

第1項 計画目標

東海地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、東海地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、県、市町、各防災関係機関は、地震予知情報等などに対応する広報活動を実施するものとする。

第2項 対策

共通事項等

1 広報内容

広報を行う必要がある項目は、概ね次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言及び東海地震予知情報等の内容、特に県内の地震及び津波の予想
- (2) 交通機関運行状況及び道路交通規制等の情報
- (3) ライフラインに関する情報
- (4) 強化地域内外の生活関連情報
- (5) 混乱防止のための対応措置
- (6) 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼び掛け
- (7) 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の呼びかけ
- (8) 応急計画を作成しない事業所及び地域住民がとるべき措置
- (9) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (10) 東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合、不要不急の旅行等を控えるなど適切な行動の呼び掛け
- (11) 東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合の防災体制に関する情報
- (12) その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

県が実施する対策

1 広報手段（戦略企画部、環境生活部、健康福祉部、防災対策部）

- (1) 地域住民への広報は、報道機関の協力を得て一元的に行う。また、障がい者や外国人等、特に配慮を要する者に対する対応については、外国語による表示、冊子又は文字及び外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。
- (2) 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、東海地震に関連する情報及び家庭内の防災対策等の問い合わせに対応するため、対応窓口を設置する。

2 報道機関への情報提供（戦略企画部）

(1) 報道機関の協力

状況により、県民に対して、テレビ、ラジオを通じて知事によるメッセージを送り、民心の安定を図る。また市町から、広報の要請（広報文案を添える）があった場合は報道機関の協力を得て処理する。

県民への呼び掛け（例文：東海地震注意情報発表後）

県民の皆さん、三重県知事の 　　　　　　　　　　でございます。

先ほど、気象庁から発表されましたように、東海地域の観測データに異常が観測されたため、東海地震注意情報が発表されました。

県及び県内の市町は万が一に備えて防災体制を整えています。

県民の皆さんも万が一に備えて、不要不急の旅行等を控え、日頃行っている安全対策をもう一度点検してください。また、事業所も従業員やお客さまのための安全対策をもう一度点検してください。

東海地震に関連する情報は、気象庁から継続して発表されますので、県民の皆さんは今後のテレビ、ラジオや市町からの広報に十分注意するようにお願いいたします。

県民への呼び掛け（例文：東海地震注意情報発表後）【英語】

Governor's message to the citizens and residents of Mie

(to be read in the event of a Tokai Earthquake Watch alert being issued)

Citizens and residents of Mie Prefecture, I am 　　　　　　　　　　, Governor of Mie Prefecture.

The Japan Meteorological Agency announced earlier that irregular seismic activity was detected in the Tokai region and subsequently issued a Tokai Earthquake Watch alert.

In response, the prefecture and local governments are preparing for the worst, by carrying out disaster prevention procedures.

I urge all citizens and residents of Mie to refrain from non-essential travel and to re-confirm that you have taken the appropriate safety precautions. In addition, I urge you to confirm safety procedures at your work place to help ensure the safety of your coworkers and customers.

The Japan Meteorological Agency will continue to release up-to-date information on the possibility of a Tokai earthquake as it becomes available, so please keep yourself updated via television, radio and announcements from local authorities .

県民への呼び掛け（例文：東海地震注意情報発表後）【ポルトガル語】

Aviso aos cidadãos da Província (modelo: Após alerta de possibilidade de terremoto de Tōkai)

Caros cidadãos da Província, sou _____, Governador da Província de Mie.

Como anunciado momentos atrás pelo Instituto Nacional de Meteorologia, foram registradas anomalias nos dados de abalos sísmicos na região e foi dado o alerta de possibilidade de ocorrer o Terremoto de Tōkai.

O Governo da Província assim como as Prefeituras, estão preparados, com esquemas de prevenção de desastres em prontidão para quaisquer emergências.

Pedimos aos cidadãos para evitarem quaisquer viagens sem urgência e por favor verifiquem mais uma vez suas medidas de precaução realizadas no dia-a-dia. Solicitamos também aos estabelecimentos comerciais que verifiquem mais uma vez suas medidas de precaução para segurança dos funcionários e visitantes.

As informações referentes ao Terremoto de Tōkai serão atualizadas pelo Instituto Nacional de Metereologia constantemente. Portanto, solicitamos aos cidadãos para que estejam bastante atentos aos próximos anúncios da Prefeitura, da TV e do rádio.

県民への呼び掛け（例文：東海地震注意情報発表後）【中国語】

面向广大县民的号召(例文:东海地震注意事项发布后)

各位群众，大家好，我是三重县知事〇〇〇〇。

因检测到东海地区异常地震监测数据，气象厅刚刚发布了东海地震注意事项。目前，县市町正在加紧建立防灾体制，以防万一。

请各位群众尽量减少不必要的旅行，再次确认日常出行安全措施是否到位，以防万一。此外，请各事务所再次确认职员及顾客的安全措施是否到位。

今后，气象厅还将继续发布东海地震相关信息，请通过电视、广播及市町散发的宣传单等渠道了解相关信息。

知事から県民への呼び掛け（例文：警戒宣言発令後）【英語】

Governor's message to the citizens and residents of Mie
(to be read after an official earthquake warning declaration is issued)

Citizens and residents of Mie, this is _____, Governor of Mie Prefecture.

As you are already aware, the Prime Minister issued an official warning declaration at 00:00 this (morning/afternoon/evening) regarding the likely occurrence of a major earthquake in this area. Should a major earthquake occur in the area registering between a lower or upper 5 on the Japanese intensity scale.

Mie Prefecture is expected to suffer severe damage, and the area stretching from the Shima Peninsula to the Kumano coast is expected to suffer damage from the tidal waves that may occur. It is therefore important that you remain vigilant.

Although the prefectural and local governments, along with disaster preparedness organizations, have made every effort to prepare for such a disaster, I would like to ask all citizens and residents to take the following additional precautions to prepare for a possible earthquake.

- 1) Refrain from using open flames, driving vehicles, and doing any dangerous work.
- 2) Store as much water as you can for drinking and firefighting purposes.
- 3) It is essential that everyone remains calm. Do not be misled by rumors and unofficial reports; listen for accurate and up-to-date information via television, radio and announcements from your local authorities. If it becomes necessary to evacuate, please follow the instructions given by local government officials, the police and firefighters, and proceed in an orderly fashion.

Finally, I encourage all those involved in emergency relief operations to carry out their duties to the best of their ability should the need arise.

The prefectural government is doing all it can to prepare for this emergency. Thank you for your cooperation and understanding.

知事から県民への呼び掛け（例文：警戒宣言発令後）【ポルトガル語】

(Aviso do Governados aos cidadãos da Província)

Caros cidadãos da Província, sou _____, Governador da Província de Mie.
Imagino que já seja do conhecimento de todos que o Primeiro Ministro anunciou às horas e _____ minutos de hoje, o Alerta de Terremoto de *Tōkai*.

Caso ocorra o Terremoto de *Tōkai*, na Província de Mie há a possibilidade de tremores muito fortes, de grau 5, maremoto (Tsunami) nas regiões entre os litorais da península de *Shima* e *Kumano Nada*. Portanto, solicitamos máxima cautela.

Os funcionários da Província, Cidades, Vilas e instituições relacionadas à prevenção de desastres já assumiram as medidas de emergência, esforçando-se ao máximo, mas pedimos a todos muita atenção aos seguintes pontos, para casos de extrema urgência.

Primeiro ponto. Pedimos para evitar ao máximo o uso do fogo, de automóveis e de executar atividades perigosas.

Segundo ponto. Deixe feito, na medida do possível, armazenagem de água potável e preparativos para apagar focos de incêndio.

Terceiro ponto. Mantenha-se calmo. Preste muita atenção aos anúncios das TVs, rádios e da Prefeitura para obter informações precisas e evite dar ouvidos a boatos. O mesmo quando precisar sair para abrigar-se, siga de forma ordenada e corretamente as instruções dos funcionários da Prefeitura, Polícia, Bombeiros e outros.

A Província se esforçará ao máximo, tomando medidas para superar este momento crítico e solicitamos a colaboração de cada um.

Apesar de árduo, aos membros das instituições relacionadas à prevenção de acidentes que estão trabalhando nas medidas preventivas, solicito máximo empenho para não haver falhas mesmo em caso de extrema urgência.

市町が実施する対策

1 広報手段

「<県が実施する対策> 1 広報手段」に準ずるとともに、有線放送、同報無線等の手段を用いるものとする。

その他の防災関係機関が実施する対策

1 報道機関の情報伝達（日本放送協会）

（1）東海地震にかかるNHKの放送

ア 東海地震注意情報のニュースは、中央からテレビ・ラジオを通じて同一の内容で全国放送される（約2時間）

イ 警戒宣言発令ニュースは、内閣府から中継車で全国放送される（約10分）

ウ 警戒宣言発令に関するローカルニュースは、各放送局から放送される。（約20分）

エ 警戒宣言に関するニュースは、発令後30分間隔で全国ニュース（約10分）ローカルニュース（約20分）として、発災（又は解除）まで繰り返し放送される。

第5節 避難対策計画

第1項 計画目標

警戒宣言が発せられた場合の避難を容易にするための事前措置及び発災前の避難行動による混乱防止措置を行う。

海上災害の応急対策を迅速かつ的確に実施する。

第2項 対策

県が実施する対策

1 避難対策の基本方針

- (1) 市町が行う避難状況の把握に努め、必要な連絡調整を行う。(防災対策部)
- (2) 山間部や半島部など市町が必要最小限の車両を活用して避難を行う地域について、その実情を把握し、必要な連絡調整を行う。(防災対策部)
- (3) 県の管理する施設を避難場所及び収容者の救護施設として地域住民に開設する等市町に協力する。また、避難にあたり他人の介護を必要とする人を収容する施設のうち県が管理するものについて、収容者の救護のため必要な措置を実施する。(各部)
- (4) 避難者の救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、市町から要請があれば協力する。(健康福祉部、環境生活部、地域連携部、農林水産部、雇用経済部)
- (5) 市町等が行う高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦等の避難支援や外国人、出張者及び旅行者等への関係事業者と連携した避難誘導等について関係事業者との調整等避難対策を支援する。(健康福祉部、環境生活部、農林水産部)
- (6) 交通規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対して市町が行う避難誘導、保護等の活動と連携し、必要に応じて市町及び民間事業者間の調整等を行う。

2 県警察の対策(警察本部)

市町が行う避難対策に協力し、避難勧告等の伝達、避難誘導、避難路の交通規制等必要な措置を講ずる。

また、大震法第26条で準用する基本法第61条の措置(警察官が市町長の要請を受け又は市町長に代わって避難の指示)を行う。

3 児童生徒等の安全対策(環境生活部、教育委員会)

- (1) 児童生徒等の安全対策については、原則として次のとおり取り扱うものとする。
 - ア 児童生徒等が在校中に東海地震注意情報又は東海地震予知情報(警戒宣言)が発表された場合には、授業・部活等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
 - イ 児童生徒等が、登下校中に東海地震注意情報又は東海地震予知情報(警戒宣言)が発表された場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
 - ウ 児童生徒等が、在宅中に東海地震注意情報又は東海地震予知情報(警戒宣言)が発表された場合には、休校として、児童生徒等は登校させない。
- (2) 学校等においては、(1)の原則をふまえて通学方法、通学距離、通学時間、通学路の状況、交通機関の状況等を勘察し、あらかじめ保護者等と協議のうえ、地域の実態に則して具体的な対応方法を定めておくものとする。
- (3) 東海地震注意情報又は東海地震予知情報(警戒宣言)が発表された場合の学校等における対応の方法については、児童生徒等をはじめ保護者その他関係者に周知しておくものとする。

- (4) 施設、設備について、日頃から安全点検を行い東海地震注意情報又は東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合には災害の発生を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

市町が実施する対策

1 避難対策の基本方針

- (1) 市町が、市町地域防災計画において想定した津波の浸水及び山・崖崩れの発生の危険が予想されるため、避難の勧告・指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。
- (2) 「避難対象地区」の住民等が避難地まで避難するための方法については、原則として徒歩によるものとする。ただし避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど避難の実効性を確保するよう努めるものとする。
- (3) 避難誘導や避難地での生活に当たっては、災害時要援護者等に配慮するものとする。
- (4) その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、付近の安全な空地等へ避難する。また、このためあらかじめ自宅の耐震点検等を行い耐震性を十分把握しておくものとする。
- (5) 避難における救護に必要な物資、資機材等の調達及び確保について県に対し、要請を行うことができるものとする。
- (6) 交通規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客等に対する避難誘導、保護等の活動を行う。

2 避難のための勧告及び指示

(1) 勧告・指示の基準

市町長は、原則として「避難の勧告」を行うものとし、急を要する時は、「避難の指示」を行うものとする。

(2) 勧告・指示の伝達方法

市町長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同報無線、有線放送、広報車等により避難の勧告・指示を行うものとする。

また、警察官、海上保安官に対し、避難の勧告・指示の伝達について協力を要請するものとする。

なお、市町は、必要に応じ避難の勧告・指示に関する放送を県に依頼する。

(3) 避難に関しての周知事項

市町（消防機関及び水防団を含む。）及び警察署は、常日頃から自主防災組織や避難対象地区住民等に対し、避難に関する次の事項について周知を図るとともに、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。

また、観光客へも周知、伝達に努める。

ア 避難対象地区の地区名

イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施

ウ 避難経路及び避難先

エ 避難する時期

オ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域設定対象地域

市町は、避難対象地区のうち、大震法第26条において準用する基本法第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、2の(3)に準じて周知を図る。

(2) 規制の内容及び実施方法

市町長は、警戒宣言が発せられた時は速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入り禁止の措置をとる。市町長は、警察官、海上保安官の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。

4 避難状況の報告

(1) 市町は、自主防災組織及び施設等の管理者から直接に、又は所轄警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。

ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。

ア 避難の経過に関する報告 危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。

(ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況(場所、人員を含む。)

(イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置

(ウ) 市町等に対する要請事項

イ 避難の完了に関する報告 避難完了後、速やかに行う。

(ア) 避難地名

(イ) 避難者数

(ウ) 必要な救助・保護の内容

(エ) 市町等に対する要請事項

(2) 市町は、避難状況について県へ報告する。

5 避難地の設置及び避難生活

(1) 避難生活者

避難地で避難生活をする者は、津波や山・崖崩れ等危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者とする。

(2) 設置場所

ア 津波や山・崖崩れ等の危険のない地域に設置する。

イ 原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、災害時要援護者等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。

(3) 設置期間

警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで、又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。

(4) 避難地の運営

ア 市町は、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て避難地を運営する。

イ 避難地には避難地の運営等を行うために必要な市町職員を配置する。また、避難地の安全の確保と秩序のため、必要により警察官の配置を要請する。

ウ 避難地の運営に当たっては、災害時要援護者に配慮するものとする。

エ 自主防災組織は、避難地の運営に関して市町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

オ 多数の観光客等の収容が見込まれる避難地については、関連事業者と協力し運営する。

カ 避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

6 児童生徒等の安全対策

「＜県が実施する対策＞3 児童生徒等の安全対策」に準ずる。

その他の防災関係機関が実施する対策

1 海上における避難対策（第四管区海上保安本部）

- (1) 警戒宣言が発せられた場合、津波による危険が予想される港及び沿岸付近にある船舶に対し情報の周知を図り、船舶交通の整理指導を行うほか、必要に応じ入港制限及び港外への避難勧告等を行う。
- (2) 危険物を取り扱う臨海施設等について、危険物の流出事故等を防止するため、必要な指導を行う。
- (3) 海上及び臨海施設における混乱の防止を図るため、情報の収集及び警戒を強化すると共に、人員又は物資の緊急海上輸送を必要とする場合における援助を行う。

2 避難計画の作成（各機関）

避難実施等措置者は、それぞれ避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を、別に定める指針により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。

避難計画の策定に当たっては、高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者や、観光客等の避難誘導、避難地での生活等に配慮するとともに、男女のニーズの違いを考慮のうえ、双方の視点に立った避難地運営に努めること。

第6節 緊急輸送計画

第1項 計画目標

警戒宣言が発せられた場合の緊急輸送用車両、人員、機材等を確保する。

第2項 対策

県が実施する対策

1 緊急輸送基本方針

- (1) 警戒宣言後の緊急輸送の実施の具体的調整は、地震災害警戒本部、県地震災害警戒本部及び市町地震災害警戒本部が行うものとし、現地本部が設置された場合は、現地本部において行うものとする。
- (2) 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低限必要な人員、物資について行う。
- (3) 警戒宣言発令後相当期間が経過し、県内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ国の警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。
- (4) 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合には、地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、船舶、ヘリポート、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。

2 緊急輸送の対象となる人員、物資等

- (1) 地震防災応急対策実施要員の配備又は配備替え及び地震防災応急対策活動に要する最小限の資機材
- (2) 緊急の処置を要する患者及び医薬品、衛生材料等
- (3) 輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。

ア 食料

イ 日用品等

ウ その他緊急に輸送を必要とするもの。

3 輸送体制の確立

(1) 輸送の方法

ア 陸上輸送

本編第4章災害応急対策計画第17節緊急輸送活動による1次、2次、3次の緊急輸送道路により必要な輸送を行う。

イ 海上輸送

海上輸送については、航路・泊地の状況調査、及び耐震強化岸壁の調査を行い、緊急輸送を確保する。

ウ 航空輸送

県及び警察本部のヘリコプターによるほか、必要に応じて国の警戒本部長に対し、航空輸送のための自衛隊の地震防災派遣を依頼するものとする。

(2) 輸送手段の確保（総務部、防災対策部）

次により、輸送手段の確保を図る。

ア 県有車両の活用

イ 民間車両の借上げ

ウ 国に対する自衛隊の地震防災派遣要請の依頼

第6節 緊急輸送計画

工 燃料等の確保のための関係業界への協力要請

4 緊急輸送の調整

市町及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは警戒本部において調整を行う。

この場合、次により調整することを原則とする。

第1順位 県民の生命の安全を確保するため必要な輸送

第2順位 地震防災応急対策実施要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送

第3順位 地震発生後の活動の準備のための輸送

市町が実施する対策

- (1) 市町の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市町が行うことを原則とする。
- (2) 市町は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し、必要な措置を要請するものとする。
- (3) 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資等については、県に準ずる。

その他の防災関係機関が実施する対策

地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。また、中部運輸局は、緊急輸送の要請を受けた場合には、運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出動可能台数の確認を行い、速やかに出動できるように体制を整えることとする。

防災関係機関は、発災後の緊急輸送に備えてヘリポートの確保を図る。

第7節 自衛隊との連携計画

第1項 計画目標

警戒宣言が発せられた場合、県は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めときは、国に対して自衛隊の地震防災派遣を要請するものとする。

第2項 対策

県が実施する対策

1 国に対する連絡の内容

知事は、国の地震災害警戒本部長に対し、派遣を要請する事由、派遣を希望する期間、派遣を希望する区域及びその他参考となるべき事項を示して、自衛隊の派遣を要請するものとする
なお派遣要請を依頼する予定の事項は次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
- (2) 避難の援助（誘導、搬送）
- (3) 消防活動
- (4) 人命救出、捜索救助
- (5) 道路、水路の啓開
- (6) 応急医療、救護及び防疫
- (7) 人員及び救助物資、防災資機材の緊急輸送
- (8) 炊飯及び給水
- (9) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (10) 危険物の保安及び除去等

2 自衛隊との連絡調整

- (1) 県は、各種情報を的確に把握するため、陸上自衛隊第33普通科連隊と情報交換を行う。
- (2) 県は、自衛隊の地震防災派遣が実施される場合、支援活動の細部に関し、関係部隊等と連絡調整するものとする。

陸上自衛隊第33普通科連隊 所在地：津市久居新町975 電話：059(255)3133

三重県防災通信ネットワーク：8-45-841-**-11（地上系）

8-7-841-11（衛星系）

3 地震防災派遣部隊の受入

- (1) 県は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受入体制をとる。
- (2) 県警戒本部の各支部は、管内の市町へ自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、警戒本部及び市町警戒本部との連絡調整を行う。

市町が実施する対策

1 市町長の要請手続

「<県が実施する対策> 1 国に対する連絡の内容」に準ずる。

2 派遣部隊の受入体制

「本編第3章第3節 自衛隊災害派遣要請 <市町が実施する対策> 3 派遣部隊の受入体制」に準ずる。

第8節 消防活動に関する計画

第1項 計画目標

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合、出火防止と迅速な救急・救助に関する活動を実施する。

第2項 対策

県が実施する対策

- 1 市町の実施する消防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置をとる。
 - (1) 警戒宣言が発せられた場合、火災の発生防止、初期消火等について、報道機関の協力を得て広報を行う。(戦略企画部、防災対策部)
 - (2) 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、又は警戒宣言が発せられた場合には、林野火災用資機材、消火剤など県が保有する資機材等の点検、配備を行う。(防災対策部)

市町が実施する対策

- 1 消防活動が迅速かつ円滑に行えるよう、次の措置をとる。
 - (1) 消防職、消防団、水防団を中心に警戒体制の強化を図る。
 - (2) 通信施設の確保並びに通信統制の確立を図る。
 - (3) 消防車両・資機材の点検、整備を行う。
 - (4) 正確な情報の収集及び伝達を図る。
 - (5) 事前に災害危険地域へ消防隊を配置し、火災の未然防止並びに出動の迅速化を図る。
 - (6) 消防計画の速やかな履行、火災発生の防止、初期消火についての予防広報を行う。
 - (7) 安全避難路の確保及び避難誘導を行う。
 - (8) 自主防災組織、自衛消防隊等の防災活動に対する指導を行う。
 - (9) 迅速な救急救助のための体制確立を図る。
 - (10) 緊急消防援助隊及び県内消防相互応援隊の応受援体制の整備を図る。

第9節 社会秩序維持計画

第1項 計画目標

警戒宣言が発せられた場合における交通混雑、社会的混乱等に対して県民生活の安定及び犯罪の発生を防止する。

第2項 対策

県が実施する対策

1 予想される下記の混乱に対して対策を講じる

- (1) 地震予知情報等に関する流言
- (2) 帰宅者による道路の混乱
- (3) 電話の輻輳
- (4) 避難に伴う混乱
- (5) 道路交通の混乱
- (6) 旅行者等の混乱

2 県の実施事項（環境生活部、防災対策部）

知事は、警察本部及び市町の東海地震に関連する情報等により、各種の混乱の生ずるおそれがあると認めたととき、又は混乱が生じたときは、県民のとるべき措置について呼びかけを実行するものとする。

また、状況に応じて警戒本部を通じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発するが、生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じて特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。

3 県警察の対策（警察本部）

東海地震予知情報・警戒宣言が発せられた場合における、警備対策等の具体的な運用については、「三重県警察防災警備計画」によるが、その概要は次のとおりである。

(1) 警備体制の確立

東海地震注意情報が発表された時点において、次により災害警備本部を設置して、警備体制を確立する。

ア 災害警備本部の設置

警察本部に本部長を長とする「三重県警察災害警備本部」を、警察署に署長を長とする「警察署災害警備本部」をそれぞれ設置する。

イ 警備部隊の編成

警察本部員及び警察署員をもって所要の部隊を編成する。

(2) 警戒警備活動重点

- ア 各種情報の収集及び報告
- イ 住民等への情報伝達
- ウ 社会秩序の維持
- エ 交通秩序の維持
- オ 県災害対策本部との連携
- カ その他必要な措置

市町が実施する対策

1 市町の実施事項

- (1) 避難対象地区に対して、的確な広報を同報系防災行政無線等により実施する。
- (2) 状況に応じ、市町警戒本部を通じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発する。
- (3) 警察本部の交通規制に応じ、緊急輸送路の確保に努める。

その他の防災関係機関が実施する対策

1 消費者庁等が実施する物資物価対策

所管にかかる生活必需品等の物資の異常な価格の高騰、買占め又は売り惜しみに関して、これをしてしないよう呼びかけるとともに、関係事業者等を監視していくものとする。

2 東海財務局津財務事務所が実施する金融上の諸措置

- (1) 東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 東海地震の地震防災対策強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応について

- (ア) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所等の窓口における営業は普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭顧客の輻輳状況等を的確に把握し、平穩裡に窓口における普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口営業停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底すること。ただし、この場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずること。
- (イ) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載すること。
- (ウ) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、窓口営業の開始又は再開は行わないこと。ただし、この場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずること。

(エ) その他

警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行うこと。

イ 当該強化地域外に営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応について

- (ア) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、地震防災対策強化地域内にある民間金融機関の本店及び支店等向けの手形取立等の手形交換業務については、その取扱いを停止し、併せて当該業務の取扱いを停止することを店頭に掲示し、顧客の協力を求めること。
- (イ) 地震防災対策強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、当該営業停止の措置をとった当該強化地域外の支店及び本店等の営業所については、平常どおり営業を行うこと。

- (2) 東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 東海地震の地震防災対策強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く保険会社の警戒宣言時の対応について

- (ア) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には営業所等における営業を停止すること。
- (イ) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載すること。
- (ウ) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の保険業務の円滑な遂行の確保を期するため、営業の開始又は再開は行わないこと。
- (エ) その他
警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行うこと。

イ 当該強化地域外に営業所を置く保険会社の警戒宣言時の対応について
地震防災対策強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、当該営業停止の措置をとった当該強化地域外の支店及び本店等の営業所については、平常どおり営業を行うこと。

(3) 東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、証券会社等に対し、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 東海地震の地震防災対策強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応について

- (ア) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所等の窓口における営業を停止すること。
- (イ) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載すること。
- (ウ) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の証券業務の円滑な遂行の確保を期するため、窓口営業の開始又は再開は行わないこと。
- (エ) その他
警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行うこと。

イ 当該強化地域外に営業所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応について
地震防災対策強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、当該営業停止の措置をとった当該強化地域外の支店及び本店等の営業所については、平常どおり営業を行うこと。

3 郵便事業株式会社の運営

(1) 郵便物の送達の確保

ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。

イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。

(2) 支店の窓口業務の維持

災害時において、被災地における支店の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった支店について、仮社屋急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口

取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

4 郵便局株式会社の運営

- (1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止するものとする。
- (2) 上記(1)により業務を停止し、又は業務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に提示するものとする。
- (3) 警戒解除宣言が発せられた場合は、遅滞なく平常通りの業務の取扱いを行うものとする。

第10節 ライフライン施設応急対策計画

第1項 計画目標

警戒宣言が発せられた場合の飲料水、電気及びガスの供給、通信等の確保と、発災後の応急対策にかかる事前措置を実施する。

第2項 対策

県が実施する対策

1 飲料水の確保（環境生活部、企業庁）

- (1) 可能な限り、県水受水市町の緊急貯水により増加する水需要に対し、給水を確保、継続するものとする。また「三重県水道災害広域応援協定」による資機材及び人員の応援を確認する。
- (2) 水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、必要に応じて水道法第40条に基づく水道水の緊急応援を命じ、また「三重県水道災害広域応援協定」により応援を要請する。

2 電気の供給（企業庁）

警戒宣言が発せられた場合、発災後の電気の供給の確保に努める。

- (1) 職員により災害配備体制を確立し、保安通信回線の確保に努めるとともに、臨時的に巡視、点検を実施する。
- (2) 発電所施設には、必要な災害応急対策処置を施す。

市町が実施する対策

1 飲料水の確保

- (1) 水道事業管理者は、住民に個人備蓄及び緊急貯水を実施するよう指導するとともに、これにより増加する水需要に対し、設備能力の範囲内において飲料水の供給を確保、継続するものとする。
施設能力を越える場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づくブロック代表市又は県等の応援を要請するものとする。
- (2) 水道事業管理者は、水道施設の破壊に備え、水道施設の点検整備を行うとともに、応急給水用資機材及び水道施設等の応急復旧用資機材の確保並びに人員の配備等応急給水及び復旧体制を確立するものとする。

その他防災関係機関が実施する対策

1 電気の供給（中部電力株式会社、関西電力株式会社）

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として供給の継続を確保する。

東海地震注意情報を受けたとき、電力事業者は次の配置を講ずる。

(1) 地震災害警戒本部の設置

東海地震注意情報により、地震災害警戒本部を設置する。

(2) 要員・資機材等の確保

ア 地震警戒要員を確保する。

イ 通信機器、車両等の整備・確保、復旧用資機材の確認・確保を行う。

ウ 関係会社、他支店、各電力会社等と連携を保ち、要員の応援、資機材の融通、電力の融通等協力体制を確認する。

(3) 情報連絡ルートの確保

ア 通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行う。

イ また、社内専用通信ルート途絶の場合を考え、県警察本部及び関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換協力体制の確立を図る。

ウ 地域復旧体制への協力および情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方自治体、警察本部、公共機関等との連携を保つ。

また、必要ある場合は、県警戒本部に連絡要員を派遣する。

(4) 被害予防措置

特別巡視・点検や仕掛かり中の工事、作業中の工事の応急安全措置等必要な予防措置をとる。

(5) 広報活動

報道機関、広報車等を通じて、電気の安全措置に関する広報を行う。

2 ガスの供給(ガス事業者)

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として供給の継続を確保する。

また、東海地震警戒体制を確立し、ガス施設等の安全措置と地震発生時における緊急供給停止措置の準備を講ずる。

東海地震注意情報を受けたとき、ガス事業者は次の配置を講ずる。

(1) 地震災害警戒本部の設置

東海地震注意情報により、地震災害警戒本部を設置する。

(2) 要員・資機材等の確保

ア 地震警戒要員を確保する。

イ 通信機器、車両等の整備・確保、復旧用資機材の確認・確保を行う。

ウ 関係会社、他支社等と連携を保ち、要員の応援、資機材の融通、ガスの融通等協力体制を確認する。

(3) 情報連絡ルートの確保

ア 通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行う。

イ また、社内専用通信ルート途絶の場合を考え、県警察本部及び関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換協力体制の確立を図る。

ウ 地域復旧体制への協力および情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方自治体、県警察本部、公共機関等との連携を保つ。

また、必要ある場合は、県警戒本部に連絡要員を派遣する。

(4) 被害予防措置

特別巡視・点検や仕掛かり中の工事、作業中の工事の応急安全措置等必要な予防措置をとる。

(5) 広報活動

報道機関、広報車等を通じて、ガスの安全措置に関する広報を行う。

3 通信の確保(西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社中部支社三重支店、au三重支店)

警戒宣言が発せられた場合、強化地域への通信はもちろん通話の激増による麻痺から防災関係機関の緊急に必要な電話回線を確保するため、一般電話等の強化地域への通話及び県内の通話についても状況に応じて制限し、音声案内する等の措置を講ずる。

(1) 警戒宣言・地震予知情報等の正確、迅速な伝達

警戒宣言に関する情報は、あらかじめ定める伝達経路及び方法により正確かつ迅速に行う。

(2) 地震災害警戒本部の設置

東海地震注意情報により、地震災害警戒本部を設置する。

(3) 要員・資機材等の確保

- ア 地震警戒要員を確保する。
- イ 通信機器、車両等の整備・確保、復旧用資機材の確認・確保を行う。
- ウ 関係会社、他支店等と連携を保ち、要員の応援、資機材の融通等協力体制を確認する。

(4) 情報連絡ルートの確保

- ア 通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行う。また、状況に応じた安否確認に必要な措置を行い、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から行うものとする。
- イ また、社内専用通信ルート途絶の場合を考え、県警察本部及び関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換協力体制の確立を図る。
- ウ 地域復旧体制への協力および情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方自治体、県警察本部、公共機関等との連携を保つ。
また、必要ある場合は、県警戒本部に連絡要員を派遣する。

(5) 被害予防措置

特別巡視・点検や仕掛かり中の工事、作業中の工事の応急安全措置等必要な予防措置をとる。

(6) 広報活動

報道機関、広報車等を通じて、利用者の利便に関する次の事項に関する広報を行う。

- ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況
- イ 電報の受付、配達状況
- ウ 利用者に協力を要請する事項
- エ その他必要とする事項

第 11 節 交通対策計画

第 1 項 計画目標

警戒宣言が発せられた場合、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

第 2 項 対 策

県が実施する対策

1 道路交通対策（警察本部）

（ 1 ）交通規制方針

警戒宣言が発せられた場合における交通規制は、隣接県との連携を図り、広域的な交通対策の観点から、広域交通規制対象道路、主要幹線道路等について、応急対策上必要な交通規制、交通検問を次により行うものとする。

ア 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制するとともに、強化地域への一般車両の流入は極力制限するものとする。

イ 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り、制限しないものとする。

ウ 緊急交通路の優先的な機能確保を図るものとする。

（ 2 ）交通規制計画

県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合は、大震法第 24 条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保する。

ア 県内への一般車両の流入制限

隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、法第 24 条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下この編において「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。この場合県外（強化地域外）への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

イ 県内における車両の走行抑制

県内における一般車両の走行は極力抑制する。

ウ 広域交通規制

警察庁が指定する広域交通規制対象道路において、必要な交通規制を実施する。

エ 警察庁が指定する広域交通規制対象道路は、次のとおりである。

伊勢湾岸自動車道

東名阪自動車道

伊勢自動車道

紀勢自動車道

国道 1 号

国道 2 3 号

国道 2 5 号（名阪国道）

国道 4 2 号

オ 交通規制の方法

大震法に基づく交通規制を実施する場合は、大規模地震対策特別措置法施行規則第 5 条に定める表示を設置して行うものとする。なお、緊急を要するとき、又は設置が困難な場合は、警察官の現場における指示により交通規制を行う。

カ 広報

警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請し、交通規制を実施した場合は、避難者、運転者等に対し、適時広報を実施する。

(3) 緊急交通路等を確保するための措置

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたるものとする。

(4) 緊急輸送車両の確認

ア 事前届出制度

(ア) 警戒宣言発令時における緊急輸送車両の確認手続きの効率化を図るため、事前に災害対策に従事する関係機関の届出により、緊急輸送車両として使用する車両について事前届出済証を交付する。

(イ) 事前届出の受付は、警察署交通課において行う。

イ 緊急輸送車両の確認

警戒宣言が発令された際、上記アで事前届出済証の交付を受けている車両の使用者から確認を求める旨の申し出がなされた場合、事前届出を行っていない者からの申請に優先して確認を行うものとし、その際、必要な審査は省略することができる。

ウ 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

上記イの緊急輸送車両の申請に基づき、緊急通行車両等確認証明申請書と緊急通行車両等事前届出済証の記載内容を照合した上で、緊急通行車両確認証明書(2枚複写の2枚目)及び標章を交付する。

エ 確認等機関

上記イ、ウの緊急通行車両の確認と証明書等の交付は、警察本部(交通規制課、高速道路交通警察隊)、各警察署、警戒宣言発令時に伴い設置される交通検問所及び三重県防災対策部において行う。

その他の防災関係機関が実施する対策

1 公共輸送機関

(1) 鉄道

警戒宣言が発せられた場合における列車及び乗客等の安全を確保するため、次の措置を講ずる。

ア 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

(ア) 東海地震注意情報時

a 列車の運転取扱い

(a) 旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。

(b) 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。

b 旅客等に対する対応

(a) 東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対してその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転計画を案内する。

(イ) 警戒宣言発令時

a 列車の運転

- (a) 警戒宣言が発せられたときの、列車の運転規制手配は、次の各号による。
 - 強化地域への列車の進入を禁止する。
 - 当該強化地域を運転中の列車は、最寄の安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。
 - 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。

b 旅客の待機、救護等

- (a) 警戒宣言が発せられた時は、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により、列車の運転状況を案内する。
- (b) 滞留旅客が発生した場合は、原則として関係市町の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。

イ 近畿日本鉄道株式会社

東海地震注意情報時及び警戒宣言が発せられた場合における列車及び乗客等の安全を確保するため、次の事項を講ずる。

(ア) 列車の運行

- a 東海地震注意情報を確認したときは、原則として、そのまま運転を継続する。ただし、旅客の帰宅対策として、状況に応じて輸送力の増強を検討する。
- b 警戒宣言が発せられたときは、強化地域内への列車の進入は、原則として禁止するものとする。
- c 警戒宣言が発せられたときは、強化地域内を運転中の列車は、原則として最寄りの駅で運転を休止するものとする。
- c 警戒解除宣言が発せられたときは、必要により、車両、線路、信号装置等の機能確認を行った後、列車の運行を再開するものとする。

(イ) 旅客の案内等

- a 東海地震注意情報発表を確認したときは、警戒宣言が発せられた場合は列車の運転を中止する旨を旅客に説明し、強化地域方面への旅行などの自粛を勧めるものとする。
- b 警戒宣言が発せられたときは、駅構内及び列車内の旅客に対しては、原則として公共の避難場所への避難を勧告するものとする。

(2) バス (一般乗合旅客自動車運送事業者)

- ア 運行路線にかかわる津波の被害が予想される箇所、山崩れ、がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所、避難地についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底するものとする。
- イ 東海地震注意情報又は警戒宣言発令時における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等により情報収集に努めるものとする。
- ウ 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難地の教示をするとともに、避難地において帰宅支援が行われている場合には、その旨の教示も行うものとする。
- エ 運行の中止にあたっては十分な車両の安全措置を行ったうえで、駐車措置を講じ、旅客の避難状況について可能な限り営業所等へ報告するものとする。
- オ 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄りの避難地及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報する。

(3) 海上交通の確保対策 (海上保安部、漁港管理者)

東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合、海上交通の安全を確保するため、東海地震に関連する情報の収集・伝達連絡についてあらかじめ定めておくとともに、次の事項を講ずる。

ア 海上、港湾及び港則法の適用をうける漁港

海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (ア) 港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外又は沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内停泊中の船舶に対して、移動を命ずる等の規制を行う。
- (イ) 港内又は船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理および指導を行う。

イ 漁港

漁港の管理者は、漁業協同組合及び船舶管理者との協議に基づき、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるよう要請するものとする。

- (ア) 停泊中の大型・中型船舶については、港外に避難する。
- (イ) 避難できない船舶については、係留を完全に行う。
- (ウ) 大型・中型船舶は、入港をさしひかえる。

第12節 食料、生活必需品確保計画

第1項 計画目標

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、食料、生活必需品の調達可能数量について点検を行う。また、警戒宣言が発せられた場合、食料、生活必需品を確保し、民生の安定を図る。

警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、平素から地域住民等が自助努力によって確保することを基本とし、県又は市町の緊急物資の供給は、これを補完するものとする。

第2項 対策

県が実施する対策

- 1 食料の確保（環境生活部、地域連携部、農林水産部、雇用経済部、教育委員会）
 - （1）精米については、県内の卸売り業務を行う米穀販売業者の手持ちの数量及び協力できる数量の報告を求め、保有数量の早期把握を行う。
 - （2）食糧の緊急引渡しができるよう、米穀販売業者の保有米穀を活用した応急食糧供給体制の確立を図り、緊急食糧の確保を行う。

学校給食用施設、公民館等の活用と炊き出し要員の組織体制の整備及び緊急時における地域別米穀提供業者の選定等緊急措置に対応できるよう市町に要請する。
 - （3）その他、パン、インスタント・レトルト食品等の確保を必要とする場合に備え、これらの食料品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておくこと等により、迅速に調達できる方法を定めておくものとする。
- 2 生活必需品の確保（健康福祉部、環境生活部、地域連携部、雇用経済部）

生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておくこと等により、迅速に調達できる方法を定めておくものとする。
- 3 飲料水の確保（環境生活部、企業庁）
 - （1）東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合には、県民に対して貯水の励行を呼びかける。
 - （2）市町が実施する飲料水対策を指導する。
 - （3）広域的な応援体制を確立する。
 - （4）企業庁は、水道用水供給施設について飲料水を確保するために必要な措置を講ずる。
- 4 応援要請（防災対策部）

地震発災後に備え、災害応援協定を締結している他府県との連絡調整を図る。
締結している応援協定は次のとおりである。

 - （1）全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
 - （2）中部9県1市災害時等の応援に関する協定
 - （3）近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定
 - （4）紀伊半島三県災害時等相互応援に関する協定

市町が実施する対策

- ア 津波、山・崖崩れ等危険予想地域住民で非常時持出しができなかった者や県外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して配分する。

- イ 三重県市町村災害時応援協定に基づく緊急物資の調達あっせんの要請を県に行う。
- ウ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。
- エ 緊急物資集積所の開設準備を行う。
- オ 住民に対して貯水の励行を呼びかける。
- カ 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合には、応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。
- キ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。
- ク 応急復旧体制の準備をする。

その他の防災関係機関が実施する対策

ア 中部経済産業局

県の要請に基づき、所掌に係る生活必需品、災害復旧資材等の防災関係物資の適正な価格による円滑な供給、あっせん又はその準備措置を講ずる。

イ 日本赤十字社三重県支部

地震発生後、速やかに救援物資の配布ができるよう県トラック協会等の協力を求めて配布の準備を行う。

第13節 医療・救護計画

第1項 計画目標

警戒宣言が発せられた場合、発災後に迅速かつ的確な医療、救護活動が実施できるよう事前措置を講ずる。

第2項 対策

県が実施する対策

1 医薬品等の確保（健康福祉部）

（1）県で備蓄している医薬品・衛生材料等の搬出準備を行う。

また、医薬品等関係機関に対し、医療品・衛生材料・防疫用薬剤等の在庫確認と搬出準備を要請し、供給体制の確保を図るものとする。

（2）輸血用血液について三重県赤十字血液センターに対し、緊急対策を要請する。

2 医療、救護体制（健康福祉部）

（1）警戒宣言の発令により、災害拠点病院、県医師会、県病院協会、県歯科医師会、日本赤十字社三重県支部、独立行政法人国立病院機構の各病院等に、救護班の編成と出動準備を要請する。

市町が実施する対策

ア 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合には、医療救護活動の準備を関係機関に要請する。

イ 医療救護施設の設備・資機材を配置し、又は点検するとともに、必要に応じて救護所及び仮設救護病院等を設置する。

ウ 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合には、要救護者の搬送準備を行う。

エ 住民等に対し救護所、救護病院等の周知を図る。

オ 市町長があらかじめ協議して定めた医療機関は警戒宣言時等においても、緊急を要する患者に対して診察を行うことを住民に対して周知させる。

カ 防疫のための資機材及び仮設便所の資機材を準備する。

第14節 公共施設等対策計画

第1項 計画目標

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、備蓄物資・施設等の点検の上、必要に応じて施設の安全確保対策の措置を講じる。

警戒宣言が発せられた場合、公共施設及び不特定多数の者が出入りする施設等において地震発生に備えた対策を実施する。

第2項 対策

県が実施する対策

1 公共施設（県が管理又は運営する施設）

（1）道 路（県土整備部）

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合には、県は直ちに所管道路の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じ交通の制限、工事中の道路における工事（占用工事等を含む）の中断等の措置をとるものとする。

ア 車両の走行自粛の呼びかけ及び地震予知情報等の広報をパトロールカー、道路情報表示装置により道路利用者に対し行う。

イ 緊急交通路及び幹線避難路において県公安委員会が実施する交通規制に協力する。

ウ 災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。

エ 道路パトロールに努めるとともに、災害発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。

オ 幹線避難路における障害物除去に努める。

（2）河川、海岸、港湾、漁港等（農水水産部、県土整備部）

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合には、県は直ちに所管する河川、海岸、港湾、漁港及びダム等の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じて、水門、樋門の閉鎖、工事中の場合には中断等の適切な措置を講ずるものとする。

（3）ため池、用水路（農水水産部）

ため池及び農業用水路については、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、又は警戒宣言が発令された場合、施設の管理者に対して所要の措置に関する情報連絡を行う。

（4）不特定多数の者が出入りする施設（総務部、健康福祉部、企業庁、教育委員会、警察本部、地方部）

県が管理する庁舎、学校、社会教育施設及び社会福祉施設等における管理上の措置は概ね次のとおりとする。

ア 警戒宣言、地震予知情報等の来訪者への伝達

イ 来訪者の安全確保のための避難等の措置

ウ 施設の防災点検、応急修理及び設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品の転倒落下防止等危険物資による危害の防止

エ 出火防止措置

オ 受水槽、予備貯水槽等への緊急貯水

なお、地震防災応急対策の実施上重要となる庁舎の管理者は上記のほか、次に掲げる措置をとるものとする。

(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(5) 砂防、地すべり、急傾斜地等

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、又は警戒宣言が発令された場合、指定地等危険のおそれがある地域にあらかじめ定めた情報連絡を行い、必要に応じて警戒体制を整えるよう努める。

(6) 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、又は警戒宣言が発令された場合、工事中の公共施設、建築物、その他工事を中断し、必要に応じ立入禁止、落下倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

(7) 水道用水供給施設等

貯水確保を配慮した安全水位を確保し送水を継続する。

(8) コンピュータ

コンピュータ・システムについては、概ね次の措置を講ずる。

ア コンピュータ本体の固定を確認する。

イ 重要なデータから順次安全な場所に保管する。

ウ 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止する。

2 民間施設（事業所に対する指導、要請）（各部）

消防法等により消防計画等を作成する義務のある施設及び事業所に対し、警戒宣言が発せられた場合にとるべき措置について、次に掲げる事項を盛り込むよう指導するとともに、警戒宣言が発せられた場合の安全確保、混乱の防止を図るための措置をとるよう要請するものとする。

(1) 警戒宣言が発せられた場合における事業所の営業の継続又は自粛に関すること。

ア 不特定多数の人の出入りする施設等（映画館等）で地震発生時にパニックの発生するおそれがある場合は営業を自粛する。

イ 生活必需品を取扱う事業所にあつては、安全の確保を図りつつ、できるだけ営業の継続に努める。

(2) 警戒宣言、地震予知情報等の顧客、観客、来訪者等への伝達に関すること。

(3) 火気使用の自粛等出火防止措置に関すること。

(4) 顧客、観客、来訪者、従業員等施設利用者の安全確保に関すること。

(5) 自衛消防組織に関すること。

(6) 工事中の建築物等の工事の中断等の措置に関すること。

(7) 設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品等の転倒落下等危険物資による危害の予防措置に関すること。

(8) 施設、消防用施設等の点検に関すること。

(9) 警戒宣言に関する防災訓練及び教育に関すること。

市町が実施する対策

1 民間施設（事業所に対する指導、要請）

「＜県が実施する対策＞2 民間施設（事務所に対する指導、要請）」に準ずる。

第15節 県民のとりべき措置

第1項 計画目標

警戒宣言が発せられた場合、県民は家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、発災後の被害を最小限にとどめる。

第2項 対策

県民が実施する対策

1 家庭における措置

- (1) テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、市役所、町役場や消防署、警察署などからの情報に注意すること。
- (2) とりあえず、建物内外を問わず、物の落下や下敷等に遭わない安全な場所を確保し、家具等重量物の転倒防止措置をとること。
- (3) 火の使用は自粛すること。
- (4) 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとること。
- (5) 消火器や水バケツなどの消火用具の準備、確認を行うこと。
- (6) 身軽で安全な服装に着替えること。
- (7) 生活用水、食糧、携帯ラジオ、懐中電灯、医療品等の非常持出品及び救助用品の用意を確認すること。
- (8) 万一の時は脱出口を確保すること。
- (9) 自主防災組織は、地域住民に情報伝達を図るとともに、避難誘導や、発災に備えた初期消火及び救助活動の準備をすること。
- (10) 自動車や電話の使用は自粛すること。
- (11) 東海地震注意情報が発表された時点で、外出や不要不急の旅行等は自粛すること。
- (12) マイカーによる外出は自粛すること。

2 職場における措置

- (1) 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるだけの措置をとること。
- (2) とりあえず、建物内外を問わず、物の落下や下敷等に遭わない安全な場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- (3) 火の使用は自粛すること。
- (4) 消防計画、予防規程などに基つき危険物の保安に注意し、危険箇所を点検すること。
- (5) 職場の自衛消防組織の出動体制を整備すること。
- (6) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。
- (8) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。
- (9) 正確な情報を入手すること。
- (10) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (11) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。
- (12) 支障のない範囲で、速やかに従業員を帰宅させること。
- (13) 情報の収集を行い、就業者に対し正確な情報を伝達すること。

3 運転者のとりべき措置

第 15 節 県民のとりべき措置

- (1) 走行中の自動車の運転者は、一時自動車を道路の左側端に寄せ、又は、路外に停車させ、カーラジオ等により地震予知情報等を聴取する。
- (2) 一時停車の後は、警察官の指示又は交通情報等に従い行動する。
- (3) 自動車を置いて避難等をする場合には、車両をできるだけ路外に、やむを得ない場合は、道路の左側端に駐車させる。
- (4) 交通が禁止されたときは、エンジンキーを付けたまま避難等の措置をとる。
- (5) 危険物品を輸送中のものは、安全な場所に移動する等の措置をとる。
- (6) やむなく車両を放置する際は、施錠せず鍵を挿した状態で離れる。

第4章 災害応急対策計画

第4章 災害応急対策計画

第1節 活動体制

第1項 防災目標

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震が発生すると、交通、通信が寸断されることが想定されるが、交通、通信等の途絶に関わらず迅速に災害対策本部等を立ち上げ、的確な災害応急対策を実施する。

第2項 対策

県が実施する対策

1 県の活動体制（防災対策部）

（1）県災対本部

県内に地震または津波による災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合で、災害予防及び災害応急対策活動を実施するために必要があると認めた場合、知事は基本法第23条の規定に基づき県災対本部を設置する。

その大綱は、三重県災害対策本部に関する条例（昭37.10.13 三重県条例第45条）同施行規則（昭38.3.5 三重県規則第11号）の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

ア 設置

地震に伴う県災対本部の設置基準は次のとおりとする。

- （ア）県内に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく津波警報が発表されたとき。
- （イ）県内に震度5弱以上の地震があったとき。
- （ウ）その他地震に関する災害で、知事が必要と認めたとき。

イ 廃止

県の地域内に震災の拡大するおそれなくなり、災害応急対策がおおむね完了したとき。

ウ 配備体制

県本庁は、被害の防除および軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に推進するため、次の基準による配備の体制を整える。

県地域機関も、この基準に準じて、それぞれの地域の特性、機関の規模及び任務に即応した体制を整えるものとする。

(ア) 準備体制

県内に災害が発生又は予想される場合で、事態の推移に伴い、速やかに県災対本部を設置するための前段階として「準備体制」を次の場合に配備するものとする。

	配 備 内 容	配備人員	配 備 基 準
準 備 体 制	配備体制により規定された職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警備体制に移れる体制	各班の配備計画による人員	1 県内に震度4の地震があったとき。 2 津波注意報が県内に発表されたとき(津波予報区「伊勢・三河湾」「三重県南部」)。 3 隣接府県で震度5強以上の地震が発生したとき。 4 その他地震に関する災害が発生したとき。

(イ) 警戒体制、非常体制

県は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ強力に推進するため、県災対本部を設置し、次の基準により警戒体制又は非常体制をとるものとする。

なお、東海地震に関連する情報への対応については、第3章 地震防災応急対策に基づき実施するものとする。

	配 備 内 容	配備人員	配 備 基 準
警 戒 体 制	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速的確に行うことができる体制	各班の配備計画による人員	1 県内に震度5弱の地震が発生したとき。 2 津波警報が県内に発表されたとき(津波予報区「伊勢・三河湾」「三重県南部」)。 3 地震により災害が発生した場合で知事が必要と認めたとき。
非 常 体 制	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、県の総力をあげて応急対策活動にあたることのできる体制	全職員	1 県内に震度5強以上の地震が発生したとき。(自動参集) 2 津波による甚大な被害が発生又は予想されるときで、知事が必要と認めたとき。 3 県内に地震に関する甚大な災害が発生した場合で、知事が必要と認めたとき。

- a 災害の規模及び地域性等を考慮して、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変に判断し迅速に配備体制を整えるものとする。
- b 各部隊長及び副部隊長(警察本部を除く)は、配備基準に基づき、所管の各班ごとに、配備編成計画をたてるものとする。
- c 警察本部の配備基準及び具体的運用等については、「三重県警察防災警備計画」に基づき実施するものとする。

(ウ) 職員の参集

a 準備体制、警戒体制の場合

各班の配備計画により参集が必要な職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったとき、以後の状況の推移に注意し、すすんで所属の各部班と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集するものとする。

b 非常体制の場合

全職員は、勤務時間外、休日等において、非常体制に対応する災害の発生又は発生するおそれがあることを知った場合は、連絡を待たずに自ら所属機関へ参集する（第1参集場所）。交通の途絶等により所属機関への参集が不可能な場合には、下記に定める順により最寄りの県の機関へ参集する。交通の途絶時における各人の参集場所については、平常時から各班において把握しておくこととする。ただし、災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に県災対本部に参加するものとする。

〔非常体制時参集場所〕

（第2参集場所）自己の業務に関係のある最寄りの県の機関

（第3参集場所）最寄りの県総合庁舎の総括班等

（第4参集場所）その他の最寄りの県の機関（県立学校を含む）

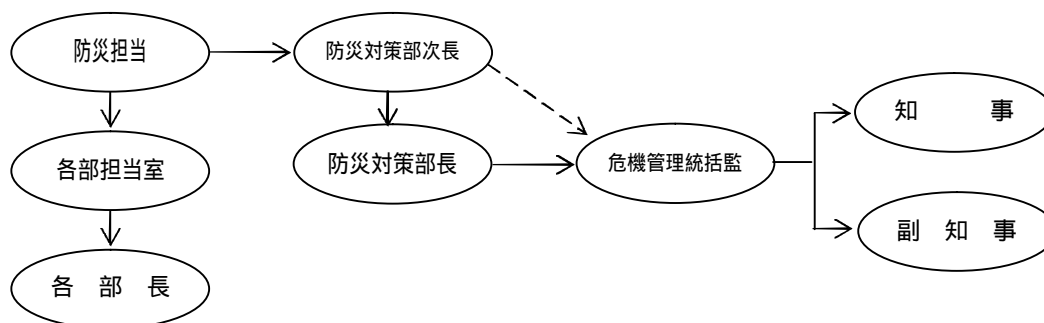
なお、緊急初動対策要員は所属部所に関係なくあらかじめ指定された各県庁舎の県災対本部及び各地方部の総括班に参集するものとする。

エ 指揮命令系統の確保

（ア）知事等幹部職員への連絡系統

知事等幹部職員への連絡系統は以下のとおりとする。

各幹部職員への連絡は、N T T回線、携帯電話等により連絡するものとする。



（イ）指揮命令系統の確立

知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。

各部、各班は、それぞれのマニュアルにおいて指揮命令系統の確保について定めることとする。

オ 県災対本部の組織（【別図1】参照）

（ア）本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長、本部員により構成され、必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。

- 1 本部長の指示を伝えるとともに、災害対策統括会議において決定された方針等を承認する。
- 2 緊急処理事案の検討結果について全庁的な情報共有を行う。

（イ）災害対策統括会議

災害対策統括会議は、本部長、副本部長、災害対策統括部長及び災害対策統括部に属する本部員により構成され、必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。

- 1 災害予防及び災害応急対策の実施の推進にかかる方針等を決定する。
- 2 緊急かつ迅速に対処すべき事案について検討する。

（ウ）関係機関の県災対本部への参加

県災対本部は非常体制をとった場合等必要と認められる場合には、四日市海上保安部、陸上自衛隊第33普通科連隊、中部地方整備局、東海農政局、消防機関の代表、ライフライン関係機関（西日本電信電話(株)三重支店、中部電力(株)三重支店、東邦ガス(株)）、日本赤十字社三重県支部、(社)三重県医師会、(社福)三重県社会福祉協議会に対して県災対本部への参加を要請するものとする。

この場合、上記機関は迅速に県災対本部に参加するものとする。

(工) 災害対策統括部

県災対本部に、全庁的な危機管理を統括する危機管理統括監を部長とする災害対策統括部を設置し、危機管理統括監の指示のもと、発災直後の初動から応急、復旧期における本部長の意思決定を支援する。

また、災害対策統括部内に、組織の縦割りを排除し、災害時に把握すべき情報が漏れなく把握できるとともに、発生するすべての業務のカテゴリーに応じた事務をそれぞれ処理することのできる部局長をリーダーとした部隊を編成することにより、本部長及び危機管理統括監のもと、迅速な初動体制と応急・復旧期を含めた災害対策活動を可能とする体制を整備する。

(オ) 所掌事務

三重県災害対策活動実施要領の定めるところによる。

カ 県災対本部とその他の災害対策組織との関係

県災対本部長は、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等防災本部と一体となった災害対策本部組織を運用する。

また、水防法に基づく県水防本部は県災対本部に包括される。

さらに、国の非常(緊急)災害現地対策本部が設置された場合には、国の非常(緊急)災害現地対策本部と連絡調整を図るものとする。

(2) 地方部

県内に災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合で、災害予防及び災害応急対策活動を実施するために必要があると認めた場合、知事は、県災対本部に地方部を設置する。

ア 地方部の活動

地方部の組織、各班の所掌事務等の活動内容については、県災対本部の活動内容に準じた各地方部の活動実施要領により、その概要は以下のとおりとする。

(ア) 所轄区域の災害情報を収集し、県災対本部へ連絡する。

(イ) 救出・救助活動及び医療救護活動の実施のため、県災対本部と連携し、管内市町、救助機関及び医療機関等との連絡調整を行う。

(ウ) 救援活動に関する現地窓口として、物資の収集、分配の連絡調整を実施する。

(エ) 県災対本部と連携のうえ、その他の災害応急対策に関する諸活動を実施する。

イ 地方部の設置及び廃止の基準

地方部の設置及び廃止の基準は、県災対本部に準ずるものとする。

ウ 地方部の組織(【別図2】参照)

地方部においては地方部長、地方副部長、地方部員により構成される地方部員会議を設置し、地方部の意思決定を行う。総括班はその事務を担当するとともに、地方部内の各部各班の総合調整を行う。

なお、地方部における重要な初動対策の総合調整にあたり、関係部の状況判断可能な職員からあらかじめ指定された「指定対策要員」を、また総括班の業務実施に必要な要員としてあら

かじめ指定された「総括班支援要員」を各部から総括班に必要なに応じて配置するものとする。

なお、地方部の各班の編成及び所掌事務については、各地方部の災害対策活動実施要領の定めるところによる。

エ 地方部の所轄区域

地方部の所轄区域は、【別表】のとおりである。

(3) 現地災害対策本部（現地本部）

知事は、被災地において効率的な応急対策活動を必要とする時は、現地にあって県災对本部の一部を行う組織として、現地災害対策本部を設置する。

ア 現地本部の活動

現地本部は、被災地において知事の特命事項を処理し、地方部長の協力を得て、各防災機関との連絡調整にあたる。

イ 現地本部の設置及び廃止の基準

現地本部は、県の地域内に局地的な激甚災害が発生し、知事が現地での指揮の必要性を認めるとき設置する。また、当該地域の応急対策が完了したと認められたとき、知事が廃止する。

ウ 現地本部の組織

現地本部は、現地本部長及び現地本部職員により組織される。現地本部長は、その都度、知事が副本部長、本部員及び地方部長の中から指名し、現地本部の職員は現地本部長の要請により県災对本部及び地方部職員の中から指名する。

2 災害対策職員の健康管理（総務部、防災対策部）

(1) 連続勤務の制限

各班の責任者は、災害応急対策活動に従事する職員が長時間の連続勤務により健康を損なうことのないよう、必要に応じて交替で休暇を与えるなど適切な措置を講じなければならない。（1日2交替以上勤務の場合、連続出勤は13日以内を目安とする。）

(2) こころのケア

災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るため、万全の措置をとる。

3 市町間の派遣要請（防災対策部）

県災对本部は、被災市町から要請を受けた場合は、他市町に対し要請、取りまとめを行い、被災市町に対し連絡するものとする。

4 防災関係民間団体の協力（各部）

その所掌事務に関係する民間団体等に対し、特に災害時要援護者対策への積極的な協力が得られるよう、協力体制の確立に努めるものとする。

市町が実施する対策

1 市町の活動体制

市町の地域に震災が発生し、又は津波の襲来のおそれがある場合は、市町災对本部を設置し、各防災関係機関及び区域内の公共的団体並びに住民の協力を得て活動する。

また、合併で地域が広域化された市町においては、地域内の活動体制に濃淡が生じることのないよう、必要に応じて現地災害対策本部や地方部の設置についても、市町の実状を踏まえ検討していくものとするとともに、一元的な情報収集、広聴広報機能の充実、指揮命令系統の確保に留意するとともに、災害対策本部内における各班の所掌事務について明確にするよう努めるものとする。

(1) 市町災害対策組織の確立

次の事項に留意して災害対策組織の確立を図るものとする。

第1節 活動体制

- ア 職員の動員方法
- イ 配備体制
- ウ 各班別動員可能者数の把握
- エ 職員動員伝達系統
- オ 参集場所の指定基準

(2) 市町間の応援協定

被災市町は、他市町の職員の派遣、生活必需品、資機材等の応援を受けたいときは「三重県市町村災害時応援協定」(平成12年9月1日締結)に基づき、県に対して他市町からの応援につき、要請を行うこととする。

応援要請の手続きについては無線又は電話等により県に要請し、後に文書を速やかに送付するものとするが県に要請するいとまが無いときは直接応援市町に要請し、事後速やかに県に報告する。

2 防災関係民間団体の協力

「<県が実施する対策>4 防災関係民間団体の協力」に準ずる。

3 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 市町の活動体制
- (2) 防災関係民間団体の協力
- (3) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 国の非常災害対策本部及び緊急災害対策本部

(1) 非常災害対策本部

県内に非常災害が発生し、災害応急対策を推進する必要があると内閣総理大臣が認めるとき、内閣府内に非常災害対策本部が設置され、防災各機関の災害応急対策の総合調整、緊急措置に関する計画の実施、本部長の権限に属する事務等が行われる。

非常災害対策本部を置いたときは当該本部の名称、所管区域並びに設置場所及び期間を、当該本部を廃止したときはその旨が告示される。

(2) 緊急災害対策本部

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、特に災害応急対策を推進する必要があると認めるときは、閣議にかけて官邸内に緊急災害対策本部が設置される。この場合、本部長は内閣総理大臣、副本部長は国務大臣が充てられる。

所掌事務は非常災害対策本部のそれに準じる。なお、非常災害対策本部が同じ災害について既に設置されている場合には、前者は廃止されるが、所掌事務は後者に継続される。

2 その他の防災関係機関の活動体制

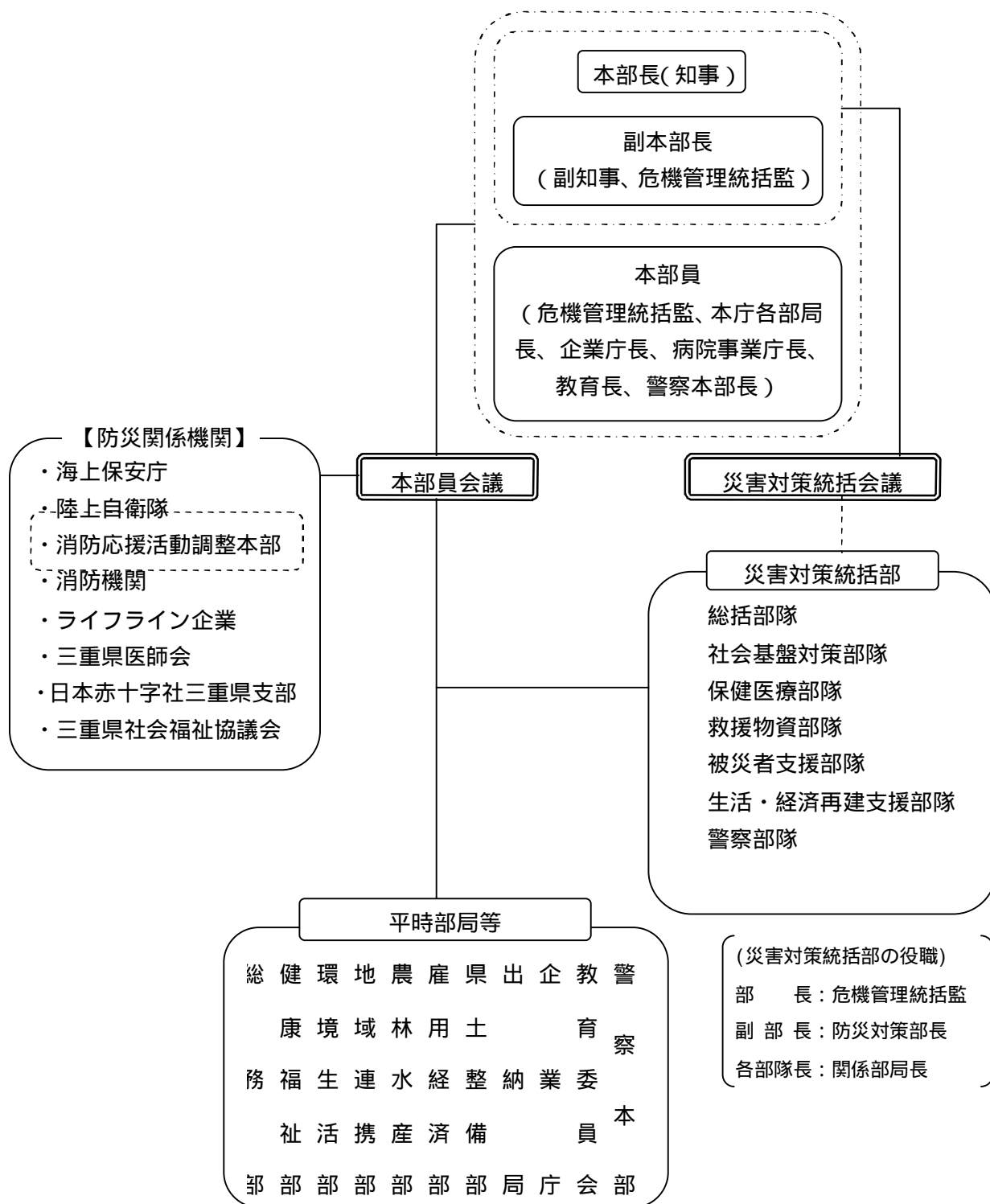
県内に震災が発生し、又は津波の襲来のおそれがある場合は、それぞれの防災業務計画その他の計画により、災害対策組織を整備して自らの活動を実施するとともに、県、市町及び他の機関の活動が円滑に行われるよう情報交換を行い、その業務について協力する。

3 防災関係民間団体の協力

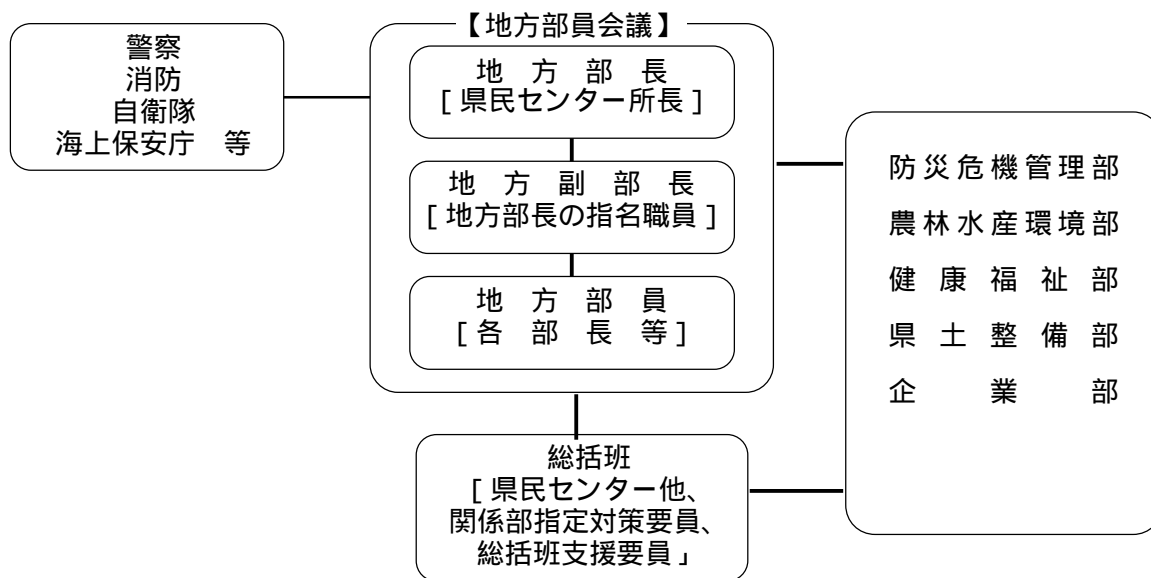
「<県が実施する対策>4 防災関係民間団体の協力」に準ずる。

共通事項等

県災对本部組織図【別図1】



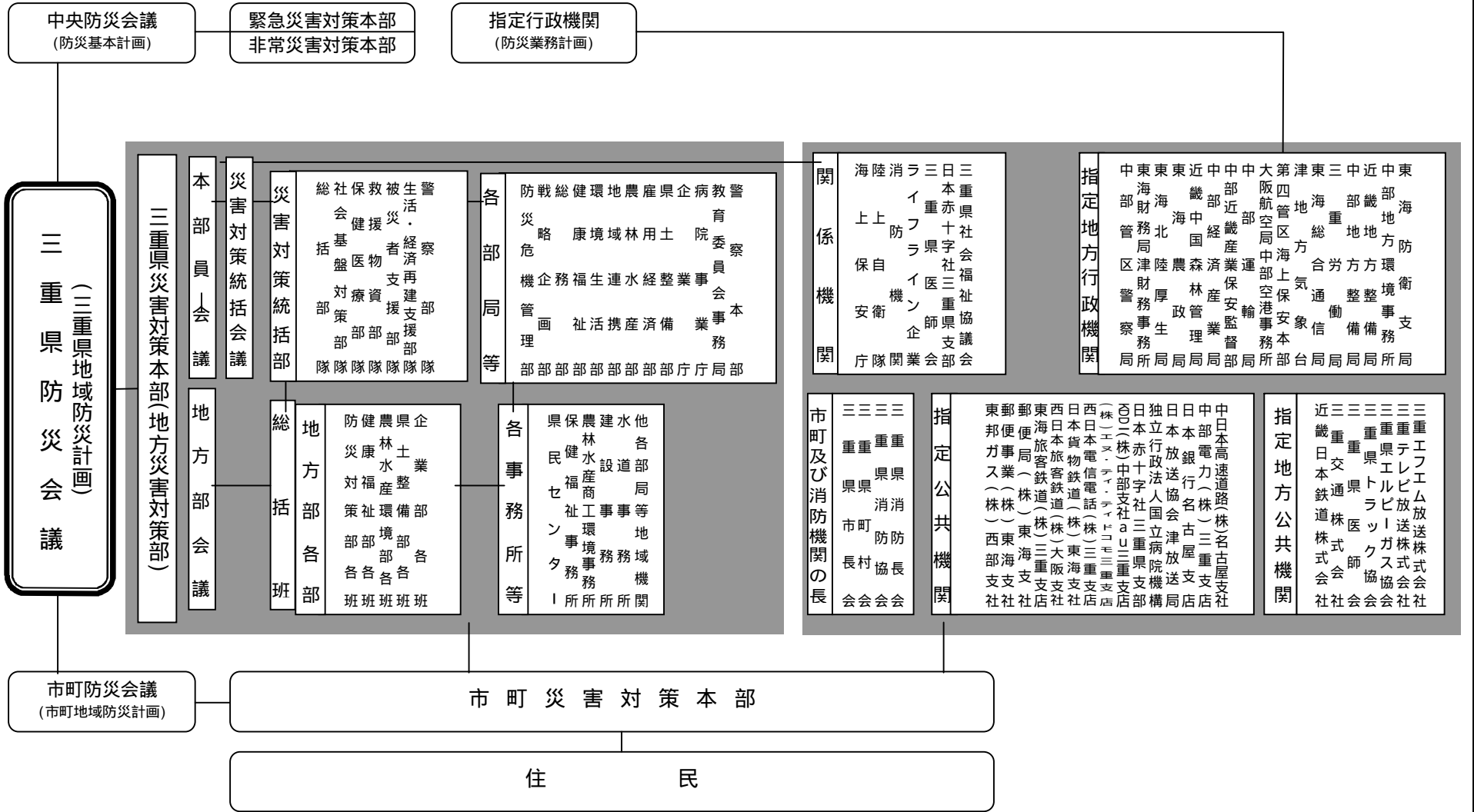
地方部組織図【別図2】



地方部所轄区域一覧表【別表】

地方部名	区 域
県災对本部 桑名地方部	桑名市 いなべ市 木曾岬町 東員町
〃 四日市地方部	四日市市 菰野町 朝日町 川越町
〃 鈴鹿地方部	鈴鹿市 亀山市
〃 津地方部	津市
〃 松阪地方部	松阪市 多気町 明和町 大台町
〃 伊勢地方部	伊勢市 鳥羽市 志摩市 玉城町 南伊勢町 大紀町 度会町
〃 伊賀地方部	伊賀市 名張市
〃 尾鷲地方部	尾鷲市 紀北町
〃 熊野地方部	熊野市 御浜町 紀宝町

【三重県防災体制一覧図】



第2節 災害対策要員の確保

第1項 防災目標

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生時において、緊急に必要となる膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するため、受入体制を整備し災害対策要員を確保する。

第2項 対策

県が実施する対策

1 災害対策要員の確保

(1) 災害対策要員の動員（県災対本部各部長、地方部長）

災害対策要員の動員は、「三重県災害対策活動実施要領」（三重県地域防災計画添付資料参照）に基づき、それぞれの配備体制により動員するものとする。

県災対本部各部長は、災害対策活動を実施するにあたり他部班の職員の応援を受けようとするときは、様式（1）により文書で総務部長に要請するものとする。

ただし、緊急の場合においては電話連絡等適宜の方法により要請できるものとする。

地方部においては、地方部長は状況に応じ、地方部内の応援班等の人員配置を考慮するものとする。

(2) 国もしくは他の都道府県に対する要請（防災対策部）

知事又は、県の委員会もしくは委員は、災害対策要員が不足する場合には、次により他の都道府県もしくは国の職員の派遣を要請し、又は派遣のあつせんを求めるものとする。

ア 国の職員の派遣要請

指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第29条に基づき様式（2）により文書で行うものとする。

イ 国の職員の派遣あつせん要請

指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣あつせんを内閣総理大臣に対して求める場合は、基本法第30条の規定に基づき様式（3）により文書で行うものとする。

ウ 他府県市との応援協定に基づく職員の派遣要請

中部9県1市「災害応援に関する協定」、「近畿2府7県危機発生時等の相互応援に関する基本協定」、「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」による職員の派遣要請は、各協定書の規定に基づき行うものとする。

エ その他の都道府県職員の派遣要請

その他の都道府県職員の派遣要請は、地方自治法第252条の17の規定に基づいて行うものとする。

(3) 広域緊急援助隊に対する要請（警察本部）

災害発生にともなう県内の警備対策等の実施に関し、必要があると認めるときは、警察法第60条の規定に基づき、警察庁又は都道府県警察に対し、広域緊急援助隊等の援助要請を行うものとする。

(4) 緊急消防援助隊の要請等（防災対策部）

県は、近隣市町のみでは対応できないため、県内他市町または他都道府県の応援を必要と認める場合には、三重県内消防相互応援協定による県内消防相互応援隊の編成・応援出動の指示及び消防組織法第44条による広域応援要請等を行うこととする。その場合緊急消防援助隊受援計画に基づき消防応援活動調整本部の設置等、緊急消防援助隊が被災地において効果的に活動できる体

制を確保する。

緊急消防援助隊の要請（広域応援要請）の連絡先

（ア）通常時（消防庁応急対策室）

NTT回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7527	TEL 90-49013	TEL 8-7-048-500-90-49013
FAX 03-5253-7537	FAX 90-49033	FAX 8-7-048-500-90-49033

（イ）夜間・休日時（消防庁宿直室）

NTT回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7777	TEL 90-49102	TEL 8-7-048-500-90-49102
FAX 03-5253-7553	FAX 90-49036	FAX 8-7-048-500-90-49036

（5）他県職員等の受入れ体制（防災対策部）

他都道府県又は国の職員の応援を要請した場合、その宿舍施設、食料については本県で用意するものとする。

その際、陸上の施設のみでは受入れ施設が不足するときは、県災対本部は、一時的な宿泊施設を確保するため、第四管区海上保安本部（四日市海上保安部）に対し、保有船舶の供用の要請、及び中部運輸局三重運輸支局に対して民間船舶の調達を要請するものとする。

（6）防災関係機関等に対する要請（各部）

ア 防災関係機関等の職員の要請

県災対本部各部は、各部の関係する機関に対して、事前に締結した協定等に基づき、災害対策に必要な要員の派遣を要請するものとする。

イ 日本赤十字社奉仕団の要請

日本赤十字社奉仕団を要請する場合には、市町からの要請を地方部を通じてとりまとめ、健康福祉部は次の事項を示して要請を行うものとする。

（ア）従事すべき作業の内容

（イ）所要の人数

（ウ）就労の期間

（エ）集合の場所

（オ）その他必要な条件

（7）災害対策作業員の確保（各部）

県災対本部において、災害対策を行う上で、災害対策作業員を必要とする場合には、関係機関に応援を求めるものとする。

（8）基本法第71条に基づく従事命令等

災害応急対策実施のための人員が一般奉仕団の動員並びに災害対策作業員の雇上げ等の方法によってもなおかつ不足し、他に供給の方法がないとき若しくは緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を執行するものとする。

ア 従事命令等の種類と執行者

従事命令及び協力命令は、次表に掲げるところにより執行する。

第2節 災害対策要員の確保

対 象 作 業	命 令 区 分	根 拠 法 令	執 行 者
災 害 救 助 作 業 (救助法に基づく救助)	従 事 命 令 協 力 命 令	救 助 法 第 2 4 条 救 助 法 第 2 5 条	知 事 知 事
災 害 応 急 対 策 事 業 (救助を除く応急措置)	従 事 命 令 協 力 命 令	基本法第 71 条第 1 項 基本法第 7 1 条	知 事 市 町 長 (委任を 受けた場合のみ)
災 害 応 急 対 策 作 業 (災害応急対策全般)	従 事 命 令	基本法第 65 条第 1 項 基本法第 65 条第 2 項	市 町 長 警 察 本 部 官 海 上 保 安 官
災 害 応 急 対 策 作 業 (災害応急対策全般)	従 事 命 令	警 察 官 職 務 執 行 法 第 4 条	警 察 官
消 防 作 業	従 事 命 令	消 防 法 第 2 9 条 第 5 項	消 防 吏 員 消 防 団 員
水 防 作 業	従 事 命 令	水 防 法 第 3 0 条	水 防 管 理 者 水 防 団 長 消 防 機 関 の 長

イ 命令対象者

命令等の種別による対象者は、次表に掲げる範囲とする。

命令区分作業対策	対 象 者
救助法及び基本法による知事の従事命令 (災害応急対策ならびに救助作業)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官及びとび職 5 土木業者、建築業者及びこれらの従事者 6 鉄道業事業者及びその従事者 7 軌道経営者及びその従事者 8 自動車運送事業者及びその従事者 9 船舶運航事業者及びその従事者 10 港湾運送事業者及びその従事者
救助法及び基本法による知事の協力命令 (災害応急対策並びに援助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
基本法による市町長、警察官、海上保安官の従事命令 (災害緊急対策全般)	市町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 (災害緊急対策全般)	その場に居合わせた者及びその事物の管理者、その他関係者
従 事 命 令 (消 防 作 業)	火災の現場付近にある者
従 事 命 令 (水 防 作 業)	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

ウ 従事命令等の執行

県災対本部における従事命令等の執行は、基本法に基づく災害応急対策のための従事命令及び協力命令を防災対策部災害対策課が担当し、救助法に基づく災害援助のための従事命令及び協力命令を健康福祉部健康福祉総務課が担当するものとする。

エ 公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発するとき及び発した命令を変更し又は取消すときは、公用令書を交付するものとする。

なお、知事(市町長に委託した場合を含む。)が発する以外の従事命令については、公用令書を交付しない。

オ 費用

知事が基本法第 71 条並びに救助法第 24 条の規定に基づいて発した従事命令により、災害応急対策並びに救助に従事した者に対しては、救助法施行細則(昭和 40 年三重県規則第 11 号)第 10 条に規定するところによりそれぞれ実費を弁償するものとする。

カ 損害補償

従事命令又は協力命令による災害対策に従事した者でそのことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の遺族等に対しては、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和 37 年三重県条例第 46 号)に基づき損害補償又は扶助金を支給するもの

とする。(三重県地域防災計画添付資料参照)

(9) 機関相互の応援(防災対策部)

災害の規模により、他の機関の応援及び協力を必要とする場合は、県災対本部において調整するものとする。

市町が実施する対策

1 災害対策要員の確保

(1) 参集の方法

平常時から、初動対策要員を指定するなど初動要員の確保に努め、ローテーションを含めた24時間即応可能な体制を整備する。

また、職員の配備体制、参集基準、参集場所の明確化に努め、職員への参集情報が確実に伝達される方法について定めておくものとする。

(2) 県内相互応援隊及び三重県緊急消防援助隊の要請等

消防活動に要する人員が不足する場合には、市町は県及び近隣市町に応援を求めるものとする。

(3) 日本赤十字社奉仕団の要請

市町災対本部において、日本赤十字社奉仕団の応援を求める場合には、地方部(健康福祉部)に応援を要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合には、市町災対本部から直接、日本赤十字社に要請を行うものとする。

2 市町地域防災計画で定める事項

(1) 職員の動員配備基準、内容

(2) 初動要員の確保

(3) 参集の方法

(4) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 災害対策要員の確保

(1) 動員体制の確立

各機関の災害応急対策責任者は、それぞれの応急対策を推進するため、災害時における動員体制を確立しておくものとする。

(2) 機関相互の応援

応急体制に要する人員は、その機関において確保するものとする。

救助法が適用された場合

救助法が適用された場合

救助法に基づく応急救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げの基準等は次によるものとする。

(1) 範囲

応急救助のための賃金職員等雇上費として支出できるものは次に掲げる場合である。

ア 被災者の避難

イ 医療及び助産

ウ 災害にかかった者の救出

エ 飲料水の供給

第2節 災害対策要員の確保

オ 遺体の捜索

カ 遺体の処理（埋葬を除く。）

キ 救済用物資の整理配分

（2）賃金職員等の雇上げ

賃金職員等雇上費の支払いを受けるものは、知事又は市町長等の雇上げた正当な賃金職員等とする。

（3）賃金職員等雇上費

応急救助のため必要な賃金職員等雇上費の限度は、当該地域における通常の実費とする。

（4）期 間

応援救助のための賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

参考

様式(1)
総務部長様年 月 日
部 長

職員応援要請書

動員期間	月 日～ 月 日(日間)		
動員(従事)場所			
作業内容			
応援の職種	男女別	男	人
		女	人
携帯品			
集合日時・場所			
その他の参考事項			

様式(2)

指定行政機関の長様
指定地方行政機関の長年 月 日
知事又は県の委員会もしくは委員

職員派遣要請書

災害対策基本法第29条の規定に基づいて職員の派遣を要請します。

1 派遣を要請する理由	
2 派遣を要請する職員の職種別人員数	
3 派遣を必要とする期間	
4 派遣される職員の給与その他勤務条件	
5 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項	

様式(3)

内閣総理大臣様

年 月 日
知事又は県の委員会もしくは委員

職員派遣あっせん要請書

災害対策基本法第30条第1項の規定に基づいて職員の派遣あっせんに要請します。

1 派遣のあっせんを求める理由	
2 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数	
3 派遣を必要とする期間	
4 派遣される職員の給与、その他勤務条件	
5 前各号に掲げるもののほか、職員のあっせんについて必要な事項	

第3節 自衛隊災害派遣要請

第1項 防災目標

県民の生命、財産を保護するために自衛隊の支援を必要とする場合に、迅速に自衛隊に対し災害派遣を要請する。

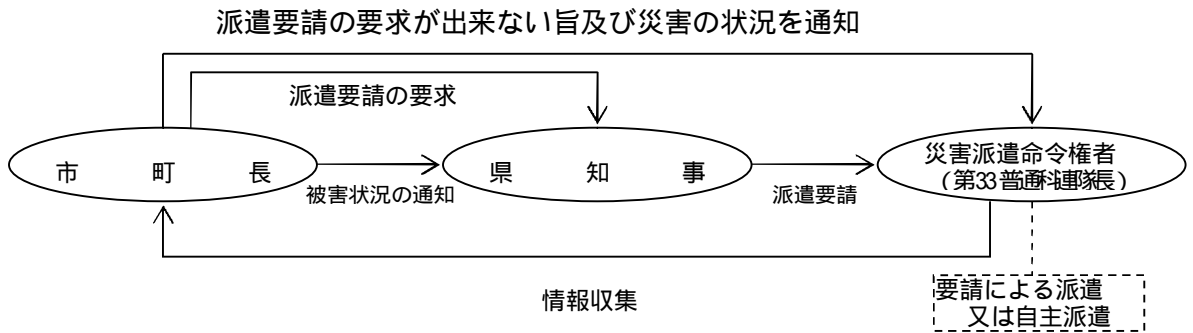
第2項 対策

共通事項等

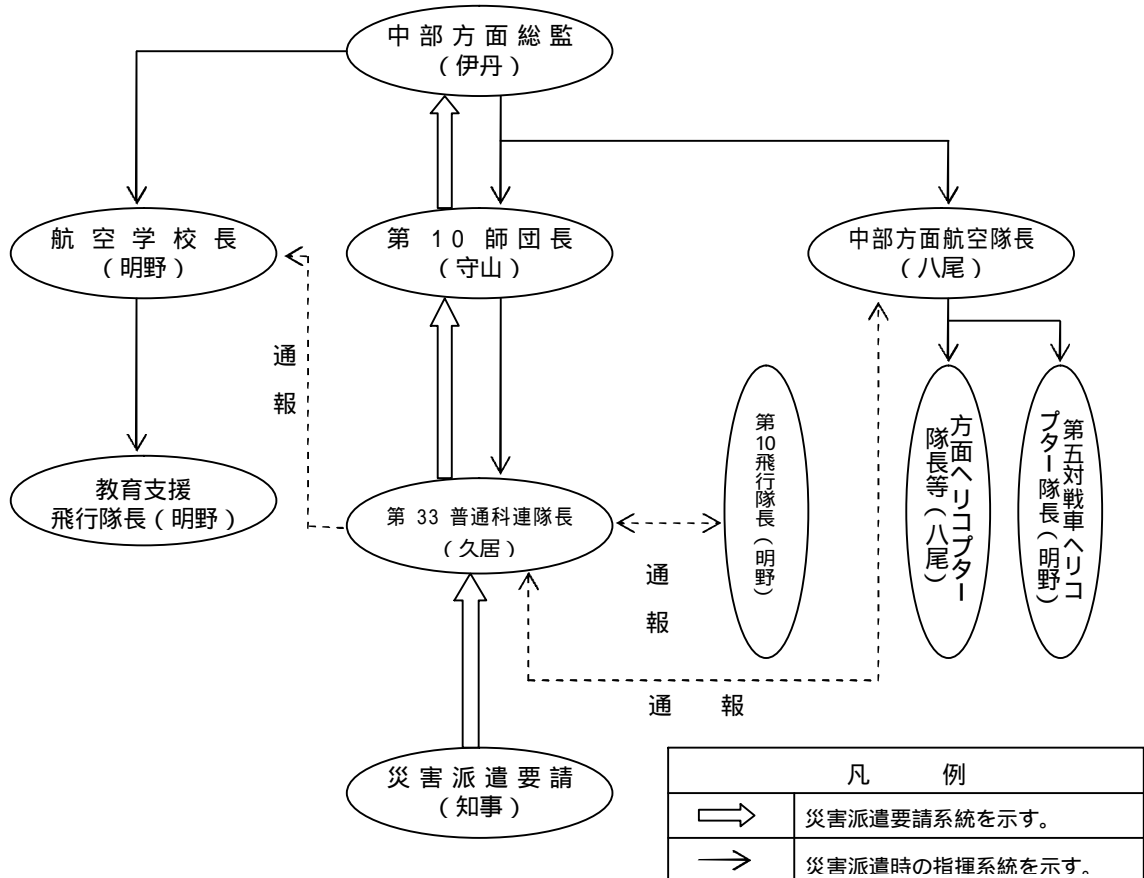
1 災害派遣要請の基準

- (1) 災害が発生し、生命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- (2) 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

2 災害派遣の要請手続



3 陸上自衛隊における航空機の派遣要請系統図（三重県）



県が実施する対策

1 災害派遣要請の手続

(1) 知事の派遣要請（防災対策部）

知事は、市町長から派遣要請の要求を受け、その派遣要請の事由が適切と認めた場合、又は自らの判断で派遣を要請する場合は、災害派遣要請書（1通）（三重県地域防災計画添付資料参照）を次の要請先へ提出する。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付するものとする。

なお、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

また、地震災害警戒本部において、内閣総理大臣に地震防災派遣を要請し、現に派遣が行われている場合において、災害が発生し引き続き災害派遣が必要な場合は、知事から上記派遣要請を行うものとする。

陸上自衛隊第33普通科連隊長

所在地 津市久居新町

電話 津（059）255-3133

三重県防災通信ネットワーク 8-45-841-**-11（地上系）

8-7-841-11（衛星系）

2 派遣部隊の受入体制（防災対策部）

知事は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、市町にその旨を通報し、受入れ体制を整備させるとともに、必要に応じて職員を派遣し、市町その他関係機関相互の連絡調整に当る。

3 派遣部隊の撤収要請（防災対策部）

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、知事は、関係機関の長及び派遣部隊の長等と十分協議を行ったうえ、陸上自衛隊第33普通科連隊長あてに災害派遣部隊の撤収要請（三重県地域防災計画添付資料参照）を行うものとする。

市町が実施する対策

1 災害派遣要請の手続

(1) 市町長の派遣要請の要求

市町長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要求書（三重県地域防災計画添付資料参照）に次の事項を記入し、県民センター所長を経由して知事（防災対策室）に提出するものとする。ただし、事態が急を要するときは、電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

また、市町長は、人命救助等事態が急迫し、速やかに自衛隊の派遣を要すると認められる場合は、知事に派遣の要請を求めることができる。その後、必要に応じて直接自衛隊に対し事態の状況を通報することができる。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市町長は、その旨及び当該市町の地域へ係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。ただし、事後速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知するものとする。

ア 災害の状況及び派遣要請を要求する事由（特に災害区域の状況を明らかにすること。）

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となる事項

緊急時派遣要請要求先電話番号

防災対策部災害対策室

（059）224-2189

第3節 自衛隊災害派遣要請

(2) 防災派遣に引き続き災害派遣を必要とする場合は、知事に上記派遣要請を行うものとする。

2 災害時の緊急派遣

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長または航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。(自衛隊法第83条第2項ただし書に規定する自主派遣)

この場合、市町長等は、陸上自衛隊第33普通科連隊長または航空学校長に直接災害の状況等を知ることができる。

3 派遣部隊の受入体制

受入れ市町は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮するものとする。

- (1) 派遣部隊と市町との連絡窓口及び責任者の決定
- (2) 作業計画及び資機材の準備
- (3) 宿泊施設(野営施設)及びヘリポート等施設の準備
- (4) 住民の協力
- (5) 派遣部隊の誘導

4 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、当該部隊が活動した地域の市町の負担とする。ただし、2以上の地域にわたる場合は、関係市町が協議して負担割合を定めるものとする。

- (1) 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金
- (2) 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料
- (3) 活動のため現地で調達した資機材の費用
- (4) その他必要な経費については、事前に協議しておくものとする。

5 航空機による災害派遣とヘリポートの選定取扱い

市町が災害時に航空機による救助を受ける必要がある場合の要請手続及びその受入れのためのヘリポートの取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 航空機派遣要請の受入れ準備

ア 派遣要請を行う場合は、上記要請手続によるほか、使用ヘリポート名(特別の場合を除き添付資料に記載されているヘリポートを使用する)離着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、防災行政無線その他の方法で県(防災対策部災害対策室)に連絡を行うこと。

イ ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておくこと。

ウ あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で直径10mのH印標示を行い、上空より降下場所選定に備えておくこと。

エ 夜間は、着陸場(別に指定するものに限る。)にカンテラ等により、着陸地点15m平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行うこと。

オ 着陸場と市町役場及びその他主要箇所と通信連絡を確保しておくこと。

(2) ヘリポートの取扱いについて

ヘリポートとして県が選定した学校等のグラウンドについては、平素から学校長等の管理者と常に連絡を保ち現況の把握を十分にしておくこと。また、管理者は、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに県(防災対策部災害対策室)にその概要(略図添付)を報告すること。

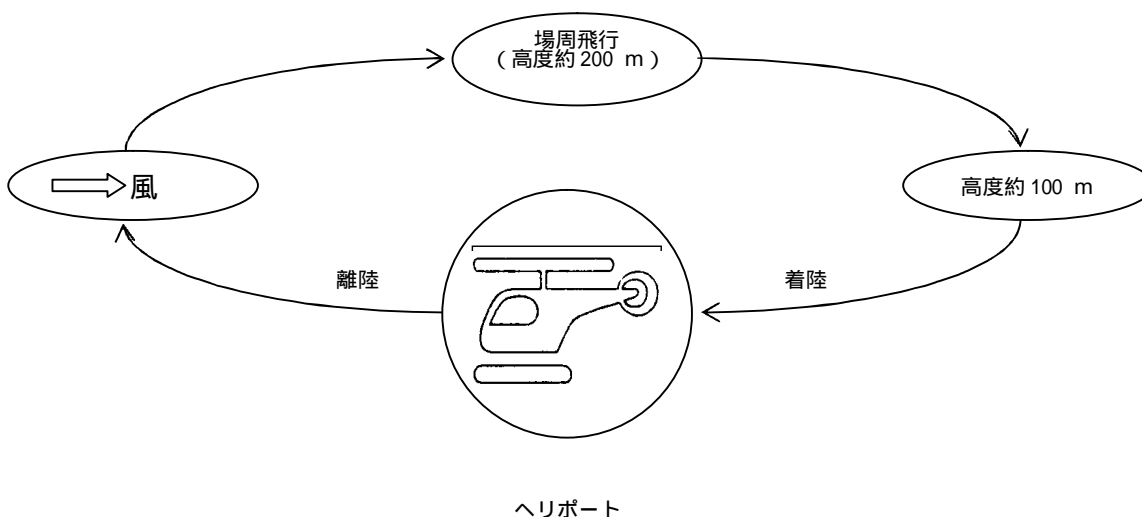
ア 面積を変更した場合

イ 地面に新しく建物又はその他構築物が施設された場合

ウ 地面の上空に電信、電話及び電力等の架線が施設された場合

- エ 既設建物、電線等が改造施設され、上空よりの進入に新しく障害を加えた場合
 オ グランド等に隣接する建物その他地上工作物又は地形が著しく変更され、離着陸に支障を生じた場合

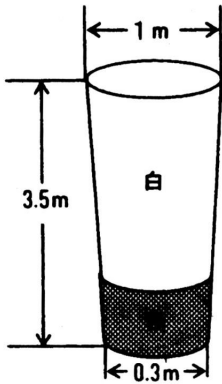
ヘリポートの設定基準



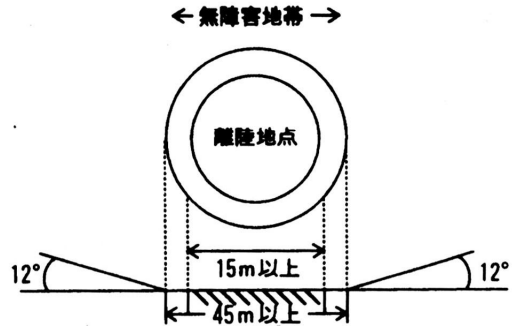
- ヘリポートの設定にあたっては次の事項に注意すること。
- (ア) ヘリコプターの機能を事前に確認しておくこと。ヘリコプターは風に向かって通常約 12 度以下の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。
 - (イ) 地面は堅固で傾斜 9 度以内であること。
 - (ウ) 四方に仰角 9 度（OH - 6 の場合は 12°）以上の障害物がないこと。また、離着陸に要する地積は（図 2）に示すとおりである。
 - (エ) 風の方向が分かるよう、ヘリポートの近くに吹流し又は旗を立てること。吹き流しの標準寸法は図の通りであるが、できなければ小さいものでもよい。（図 1）
 - (オ) 離着陸地点には石灰等を用いて、H の記号を標示して離着陸中心を示すこと。（図 3）
 - (カ) 物資をたくさん輸送する場合は、搭載量を超過しないため重量計を準備すること。
 - (キ) 大型車両等が進入できること。
 - (ク) 林野火災対策に使用する場合は、面積（100 m × 100 m 以上）水利（100 t 以上）を考慮すること。
 - (ケ) ヘリポート付近への立入禁止の措置を講ずること。

6 航空機による災害派遣とヘリポートの選定取扱い

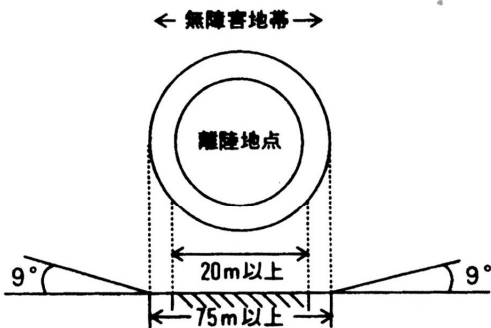
(図1 吹流し)



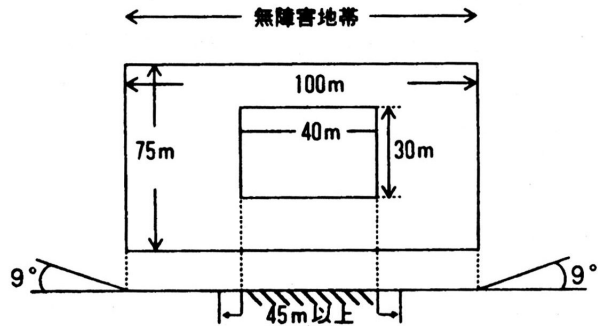
(図2) 離陸地点及び無障害地帯の基準
a 小型機 (OH-6) の場合



b 中型機 (UH-1) の場合

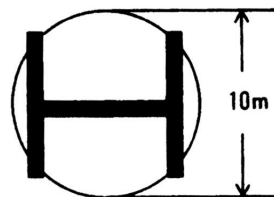


c 大型機 (CH-47) の場合



※着陸地点の地盤は堅固で平坦地であること。

(図3 ヘリポート)



7 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 派遣要請の手続き
- (2) 災害派遣部隊の受入体制
- (3) 派遣部隊の活動内容
- (4) 経費負担
- (5) 撤収の要請
- (6) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 災害時の緊急派遣（自衛隊）

- (1) 災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長または航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。（自衛隊法第83条第2項ただし書に規定する自主派遣）
- (2) 要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）の判断基準
 - ア 災害に際し、関係機関に対して、情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
 - イ 災害に際し、都道府県知事等が災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
 - ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
 - エ その他災害に際し、特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。
- (3) 自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又は、これらの近傍に火災その他の災害が発生した場合は、要請の有無にかかわらず部隊等が派遣されることがある。

2 災害派遣時に実施する救援活動（自衛隊）

- (1) 被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
- (2) 避難の援助（誘導、輸送）
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路及び水路の啓開（障害物除去等）
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水の支援
- (10) 救助物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去等

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限（自衛隊）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町長等、警察官及び海上保安官が、その場にいない場合に限り次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市町長等に通知しなければならない。

- (1) 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両・その他物件の移動命令、車両・物件の破損
- (2) 避難の措置・立入
- (3) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限禁止及び退去命令
- (4) 他人の土地等の一時使用等
- (5) 現場の被災工作物等の除去等
- (6) 住民等を応急措置の業務に従事させること

第3節 自衛隊災害派遣要請

4 連絡員の派遣（自衛隊）

災害時及び警戒宣言が発令された場合、県又は、市町災対本部に連絡幹部を派遣、災対本部との調整・連絡にあたらせるものとする。

第4節 ボランティアの受入体制

第1項 防災目標

参加したボランティアの善意が効果的に活かされるよう、行政、ボランティア関係機関、災害救援ボランティアグループ等の連携により、ボランティアの円滑な受入体制を確立する。

第2項 対策

共通事項

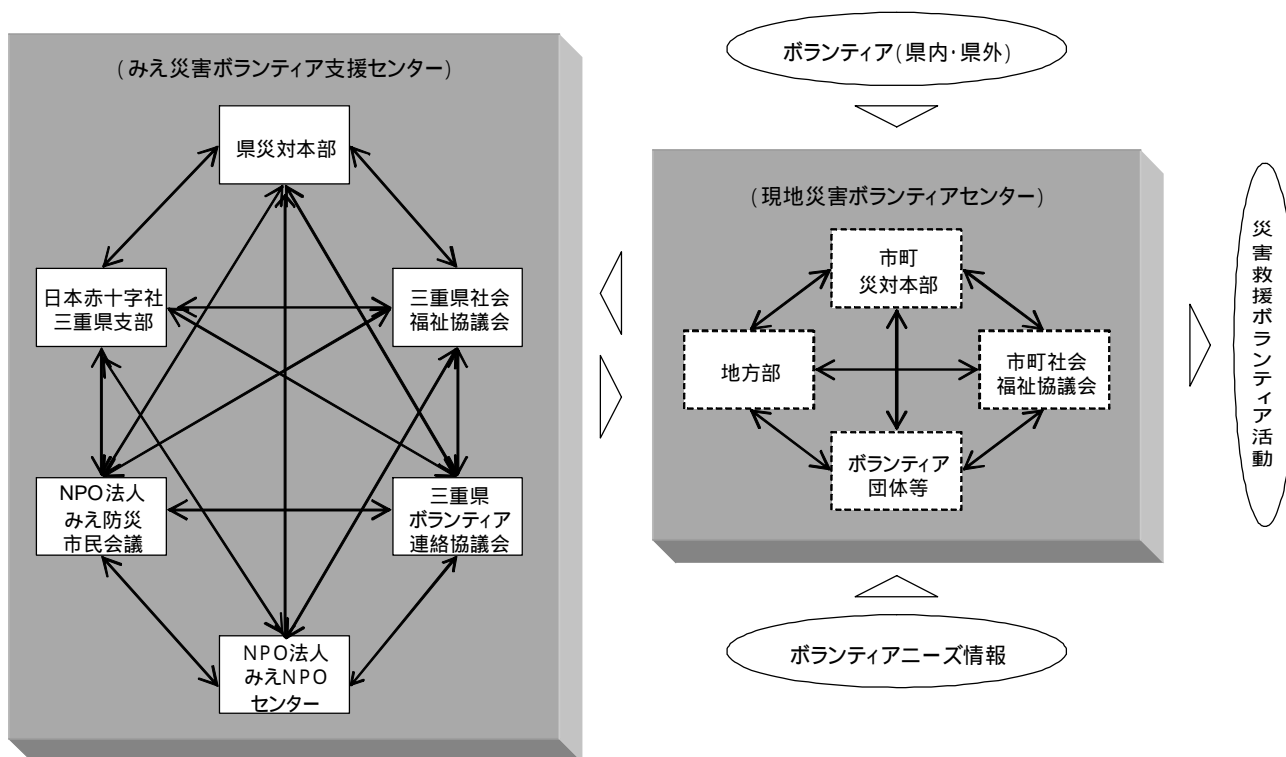
1 みえ災害ボランティア支援センターの設置

大規模災害発生時に県内外からボランティアを円滑に受入れるために、「みえ災害ボランティア支援センター設置マニュアル」に基づき、みえ県民交流センターに「みえ災害ボランティア支援センター」を設置する。

(1) 構成機関

県災対本部、県社会福祉協議会、日本赤十字社三重県支部、三重県ボランティア連絡協議会、NPO法人みえ防災市民会議及びNPO法人みえNPOセンター等で構成する。

「みえ災害ボランティア支援センター」の概念図



(2) 機能

災害救援ボランティア活動に関する県内の一元的な情報センターとして機能する。また、市町単位の現地災害ボランティアセンターの設置状況に応じ、これらのセンターに対しての情報提供や、センター間の広域的なコーディネート、人員配置、対外的な広報活動等の後方支援活動を行う。

第4節 ボランティアの受入体制

- ア ボランティアのコーディネート
- イ ボランティアの活動支援
- ウ 現地災害ボランティアセンターの後方支援
- エ 関係機関との連携等
- オ その他のボランティア活動に関する庶務

県が実施する対策

- 1 ボランティアの受入体制の整備（環境生活部、健康福祉部）
 - (1) みえ災害ボランティア支援センターを設置し、社会福祉協議会や日本赤十字社、ボランティア団体等と連携しつつ、ボランティアの円滑な活動が図られるよう受入体制を整備する。
 - (2) 地方部は、市町や民間団体と連携しつつ、被災地のニーズの把握及び救援情報の提供等によるボランティアの受入体制を整備するため、被災地域に設置される現地災害ボランティアセンターに職員を必要に応じて派遣し、ボランティアの必要な地域での効果的な活動を促進する。
- 2 災害救援ボランティアに対する対応（環境生活部、健康福祉部）

災害時におけるボランティア活動の支援にあたっては、ボランティア活動の自発性、災害救援活動の自己完結性を考慮する。また、災害救援ボランティアグループや登録された専門職ボランティア等については、平常時からの連絡体制や派遣手順に基づいた協力体制を構築して対応する。

市町が実施する対策

- 1 ボランティア受入体制の整備
 - (1) 関係機関との相互協力により、原則的には市町単位で「現地災害ボランティアセンター」を設置し、みえ災害ボランティア支援センターとの連携を図りながら、地域内外からのボランティアを円滑に受け入れる。
 - (2) 機能
 - ア 被災地におけるボランティアニーズの把握、ボランティア情報の広報
 - イ みえ災害ボランティア支援センターとの連絡調整
 - ウ ボランティア受入れ、被災地での活動の支援
 - エ その他ボランティア活動に関する庶務
- 2 市町地域防災計画で定める事項
 - (1) 実施責任
 - (2) ボランティアの受入体制の整備
 - (3) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

- 1 ボランティアの受入体制の整備（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、災害救援ボランティアグループ等）
 - (1) 日本赤十字社三重県支部
 - ア 日本赤十字社三重県支部内に対策本部を設置し、職員を県災対本部へ派遣する。
 - イ みえ災害ボランティア支援センターへの赤十字救護ボランティアの派遣を要請する。
 - ウ みえ災害ボランティア支援センターを中心に、ボランティアのコーディネート、活動支援等を県災対本部等と協力して担当する。
 - (2) 三重県社会福祉協議会

ア 三重県社会福祉協議会に対策本部を設置し、職員を県災対本部へ派遣する。

イ みえ災害ボランティア支援センターに職員を派遣するとともに、市町社会福祉協議会に現地災害ボランティアセンターへの職員及び登録ボランティアの派遣を要請する。

ウ みえ災害ボランティア支援センターを中心に、ボランティアのコーディネート、活動支援等を県災対本部等と協力して担当する。

(3) 災害救援ボランティアグループ等

ア みえ災害ボランティア支援センターにボランティアを派遣するとともに、関係ボランティア団体等に協力を要請する。

イ みえ災害ボランティア支援センターを中心に、ボランティアのコーディネート、活動支援等を県災対本部等と協力して担当する。

第5節 地震・津波情報等の伝達活動

第1項 防災目標

東海地震、東南海・南海地震が発生した場合、短時間に本県沿岸部に津波が来襲することが想定される。この津波による被害を最小限にとどめるため、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報、注意報及び情報、地震及び津波に関する情報を市町その他関係機関に迅速かつ的確に連絡する。

第2項 対策

共通事項等

1 津波に関する警報等の伝達

(1) 津波に関する警報等の種類及び内容

ア 種類

- a 津波警報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあり津波の高さが1m以上と予想されるときに発表する。
- b 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあり津波の高さが0.2m以上1m未満と予想されるとき発表する。
- c 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

イ 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

a 津波警報・注意報

種類		発表基準	解説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで3m以上である場合	高いところで約3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒して下さい。	3m、4m 6m、8m 10m以上
	津波	予想される津波の高さが高いところで1m以上3m未満である場合	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒して下さい。	1m、2m
津波注意報		予想される津波の高さが高いところで0.2m以上1m未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意して下さい。	0.5m

(注) 1 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。

このうち津波注意報は津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合は、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点における津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

b 津波予報

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨の発表
	0.2m未満の海面変動が予想されるとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意は必要である旨を発表。

(2) 津波予報区

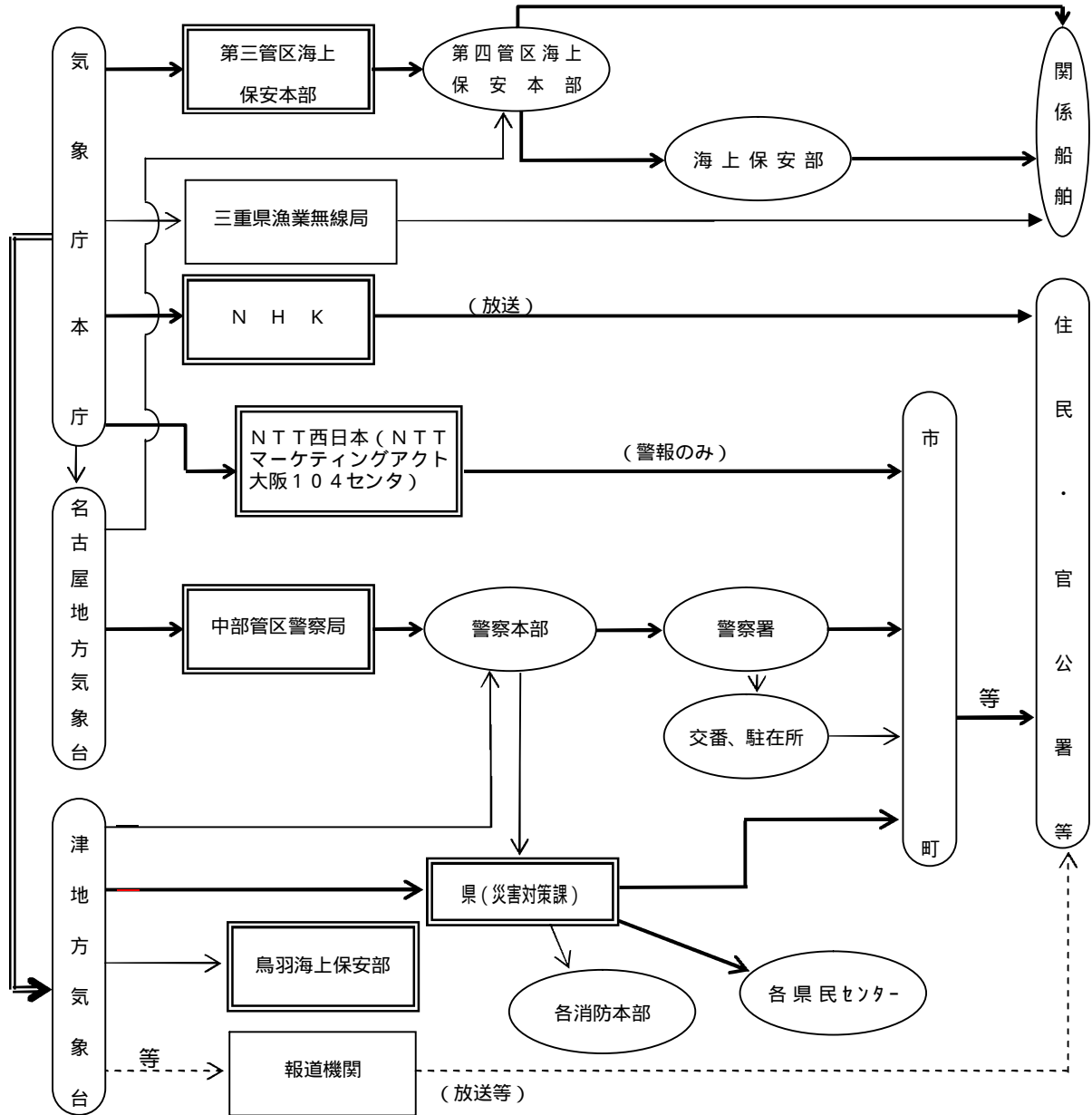
	予報区	解説
三重県	伊勢・三河湾	伊勢市以南を除く
	三重県南部	伊勢市以南に限る

(3) 津波警報等の伝達

ア 津波警報等伝達系統

津波警報等は気象庁から次の系統より伝達する。

津波警報等伝達系統図



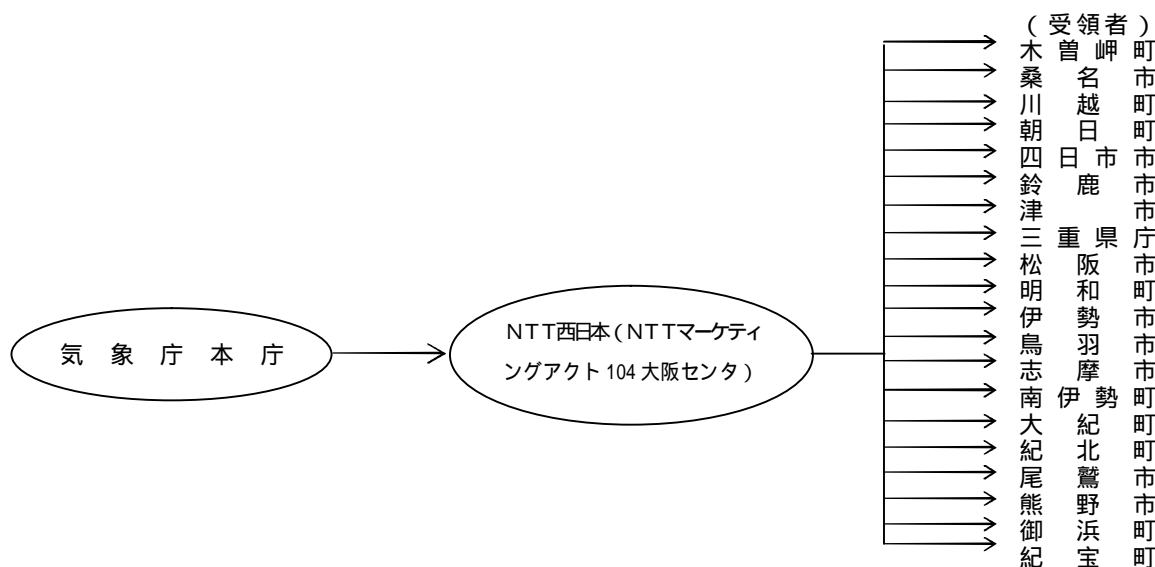
凡 例	
→	気象業務法第 15 条等の法令による通知系統
--->	気象業務法第 13 条の法令による通知系統
→	本地域防災計画、協定、その他による伝達系統
◻	気象業務法第 15 条等の法令による気象官署からの警報事項の通知機関

凡 例	
	防災情報提供システム (専用回線)
	防災情報提供システム (インターネット)
	気象庁専用回線 (ADESS 回線等)
	専用の電話・専用の電話 F A X
	一般の電話・F A X
	三重県防災通信ネットワーク
	市町防災行政無線
	三重県の一斉優先の電話 F A X (F ネット)
	無線通報など
	気象庁本庁加入電話回線

イ NTTが行う津波警報連絡系統

NTTが行う津波警報に関する情報は、次の系統により連絡する。

NTTが行う津波警報連絡系統

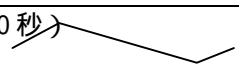
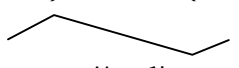


ウ 連絡組織

県（本庁）及び県地域機関における連絡組織は、「三重県災害対策活動実施要領」に定めるところによる。

エ その他

- (ア) 警報等連絡発受にあたっては、確實を期するために記録簿を作り、記録のうえ原文のとおり連絡するものとする。
- (イ) 警報等の連絡発受にあたっては、迅速に行うよう努めるとともに相手に相手方の氏名を確かめ、その時刻等を記入しておくものとする。
- (ウ) 警報等の受領及び連絡についての担当者は、勤務時間外において異常な事態を知ったときは、直ちに出勤し状況を把握するとともに、警報等について適切な措置をとるものとする。
- (エ) 津波警報等をサイレン又は鐘音によって周知する場合の標識は次のとおり。

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報標識	(3点2点との斑打)	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打)	(約10秒)  (約1分) (約3秒)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
大津波警報標識	(連点)	(約3秒)  (約2秒)(短声連点)
津波警報標識	(2点)	(約5秒)  (約6秒)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

2 津波及び地震に関する情報の伝達

(1) 伝達経路

津波及び地震に関する情報の伝達経路は、津波警報等の伝達系統図に準じるものとする。

3 地震・津波に関する情報の種類と内容

	情報の種類	発表内容
地震情報	震度速報	震度3以上を観測した地域名(全国を約190区分)と地震の揺れの発現時刻を発表
	震源に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)、その規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町名を発表
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表
	その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表
	推計震度分布図	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表
	各地の満潮時刻・津波の到達時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

4 震度計、強震計設置企業

震度計、強震計設置企業
日本放送協会津放送局(津市) 東邦ガス株式会社(桑名市、いなべ市、津市、四日市市、鈴鹿市、松阪市、伊勢市) 中部電力株式会社(津市、四日市市、松阪市、桑名市、尾鷲市、川越町) 中日本高速道路株式会社(桑名市、津市)

県が実施する対策

1 情報等の種類と内容（戦略企画部、防災対策部）

（1）地震情報等

県が収集した情報を、市町その他関係機関に連絡する。

2 津波及び地震に関する情報の伝達（防災対策部）

（1）関係機関からの地震情報の収集

県災対本部は、必要に応じ震度計、強震計を設置しているライフライン企業等の機関からの震度情報等を収集し、災害対策活動に活用するものとする。

市町が実施する対策

1 津波に関する自衛措置

（1）気象庁の行う津波予報警報等は、津波による災害のおそれがあると予想されるとき、もしくは津波の有無について注意を喚起する必要があると認められるときに遅滞なく発表されることになっているが、沿岸地域の市町においては、強い地震（震度4程度以上）もしくは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、または津波警報を覚知した場合には、市町長は避難指示を行うほか次の措置をとるものとする。

ア 市町長は海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示するものとする。

イ 市町はNHK等放送機関の放送を聴取するよう努めるものとする。

ウ 市町は、災害時要援護者に配慮しつつ、対象者に漏れのない伝達に努めるものとする。

（2）沿岸地域の市町においては、地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときには、次の措置をとるものとする。

市町長は、海浜にある者、海岸付近の住民及び津波浸水予測図により津波による著しい被害が生じる恐れがあると認められる地域の住民等に海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示するものとする。

なお、放送ルート以外の法定ルート等により市町長に津波警報が連絡された場合にも、同様の措置をとるものとする。

2 津波及び地震に関する情報の伝達

収集した情報の住民等への伝達に関しては、防災行政無線（同報系）戸別受信機の普及を促進するとともに、ケーブルテレビや緊急速報メールなどの携帯端末等を活用した情報提供手法を検討するなど、多様な情報伝達手段の整備・確保に努めるほか、災害時要援護者に対しては、確実に伝達できたことが確認できる情報伝達体制作りを進める。

3 市町地域防災計画で定める事項

（1）実施責任

（2）地震・津波情報等の収集・連絡系統

（3）収集する情報の種類

（4）情報の伝達

（5）津波に関する自衛措置

（6）その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 発表される情報等の種類と内容

第5節 地震・津波情報等の伝達活動

- (1) 津波警報・津波注意報（津波予報区「伊勢・三河湾」、「三重県南部」）（気象庁）
津波による災害のおそれがあると予想されるときに津波注意報又は津波警報を発表する。
- (2) 地震及び津波に関する情報（津地方気象台）
 - ア 地震情報
地震現象及びこれらに密接に関連する現象（津波現象を除く）の観測成果及び状況を内容とするもの
 - イ 津波情報
津波現象及びこれらに密接に関連する現象の観測成果及び状況を内容とするもの
- (3) 緊急地震速報（警報）（気象庁）
地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対して、緊急地震速報（警報）を発表する。

住民が実施する対策

- 1 津波に関する自衛措置
 - (1) 海浜にある者、海岸付近の住民等は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するとともに、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取するものとする。
また、地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときには、同様の措置をとるものとする。
 - (2) 避難後は、津波注意報・津波警報が解除されるなど安全が確認されるまでは沿岸部に近づかないこと。
- 2 津波に関する現場情報
異常現象を発見したものは、速やかに防災関係機関に通報するものとする。
- 3 緊急地震速報（警報）に関する自衛措置
「まわりの人にも声をかけながら、周囲の状況に応じてあわてずまず身の安全を確保する」
(注) 緊急地震速報は見聞きしてから、強い揺れが来るまでの時間が数秒から数十秒と短くその短い間に身を守るための行動を取る必要がある。

第6節 被害情報収集・連絡活動

第1項 防災目標

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、被害に関する情報及び復旧状況に関する情報を迅速かつ的確に収集し、関係機関へ連絡する。

大規模な災害と認められる場合には、初期段階においては概括情報を収集し災害規模の把握に努める。

第2項 対策

共通事項等

1 情報収集・連絡手段

(1) 情報収集・連絡

防災関係機関は、それぞれの所掌の災害等の情報を可能な限りの多様な手段を講じて収集するものとする。

収集した情報は、迅速に県災対本部に連絡するものとする。

(2) 情報の連絡手段

防災関係機関は、防災情報システム、電話、ファクシミリ、防災通信ネットワーク、携帯電話等の通信手段のなかから、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するものとする。

なお、国の関係機関等への情報伝達は、次の通信手段により行う。

ア 国の防災無線による伝達

- ・消防防災無線.....総務省消防庁・他都道府県
- ・中央防災無線.....内閣府・各省庁（緊急時においてのみ使用）

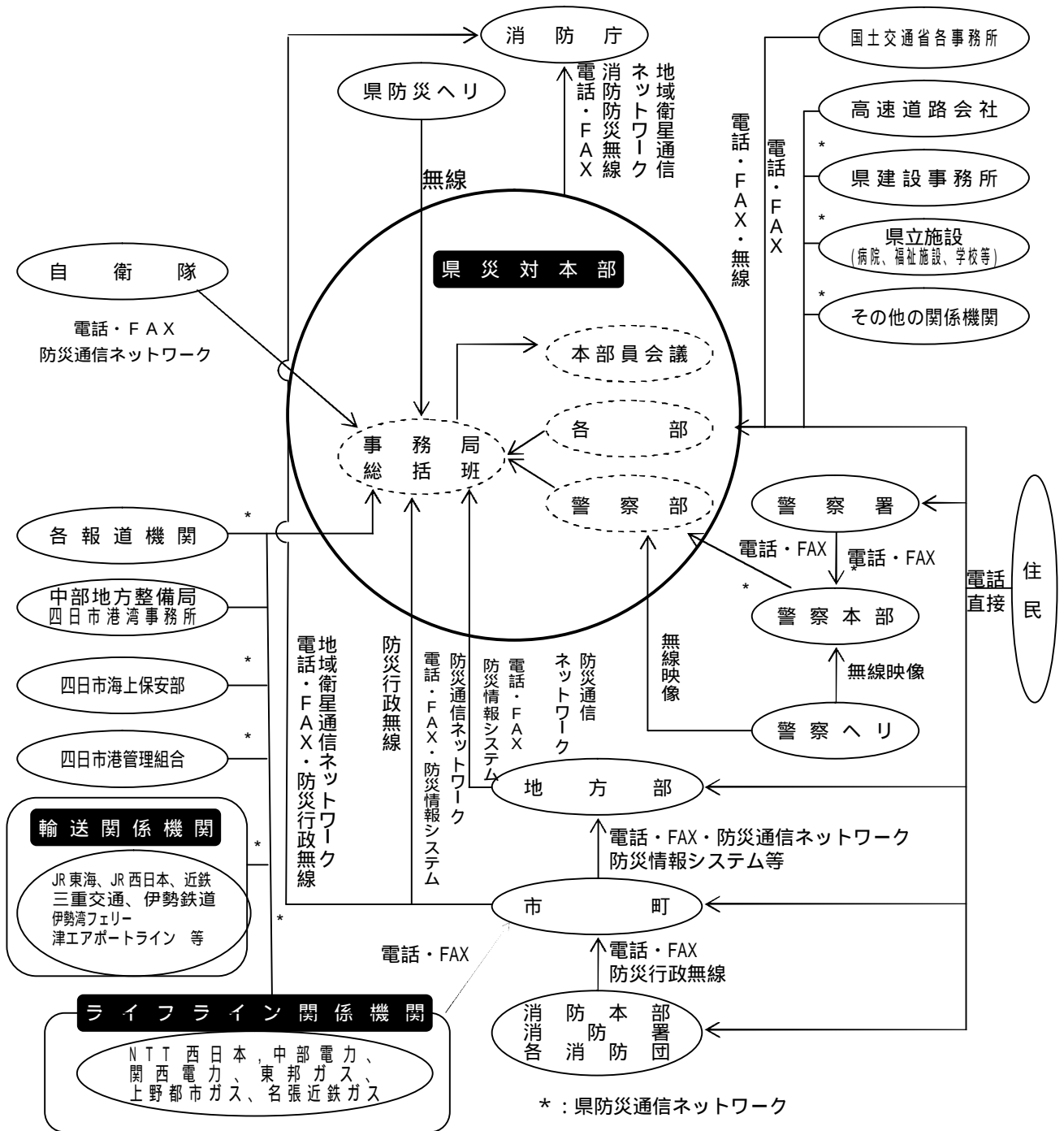
イ 地域衛星通信ネットワークによる伝達

衛星系により総務省消防庁へ伝達

防災関係機関の収集する情報の内容

情報・連絡内容	情報収集・連絡系統図
1 被害・復旧の状況	
人的被害・家屋状況・火災状況	
道路状況・交通状況	
堤防・護岸・港湾施設の状況	
ライフライン・輸送機関状況	
文教施設関係状況	
その他の施設の状況	
2 対策の実施状況	
住民避難の状況	
救護物資、避難所運営、ボランティアの受入れ状況	
治安の状況	
その他の対策の状況	

3 県災对本部の情報収集・連絡系統



(注) 電話には、携帯電話等の移動通信を含む。

消防庁への連絡先

(1) 通常時 (消防庁応急対策室)

NTT回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7527	TEL 90-49013	TEL 8-7-048-500-90-49013
FAX 03-5253-7537	FAX 90-49033	FAX 8-7-048-500-90-49033

(2) 夜間・休日時 (消防庁宿直室)

NTT回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7777	TEL 90-49102	TEL 8-7-048-500-90-49102
FAX 03-5253-7553	FAX 90-49036	FAX 8-7-048-500-90-49036

県が実施する対策

1 情報収集・連絡手段

(1) 情報の収集・連絡

ア 早期被害情報収集（防災対策部、警察本部）

早期に被害の概要を把握するため、必要に応じヘリコプター（三重県防災ヘリコプター、三重県警察ヘリコプター）により情報を収集するものとする。

上記ヘリコプターのみでは対応不可能な場合、第四管区海上保安本部、陸上自衛隊第33普通科連隊及び他府県に対し、応援を要請するものとする。

イ 参集途上職員の情報収集（各部）

参集途上の職員は、周囲の被害状況を把握し、参集後班長に対し報告するものとする。

各部は、職員の報告内容を県災対本部事務局総括班に報告するものとする。

ウ 情報収集手段の確保（各部、各地方部）

各部及び各地方部は必要に応じて、総括班及び関係機関と緊密な連携を図り、職員を現場等へ派遣するなど、情報収集手段の確保に努めるものとする。

エ その他の機関の情報の活用（防災対策部）

防災関係機関からの情報の他に、必要に応じて、報道機関や公共交通機関（道路状況等）からの情報を収集し、災害対策活動に活用するものとする。

(2) 情報の連絡手段

ア 画像による被害状況の連絡（防災対策部、警察本部）

必要に応じ、ヘリコプターからの画像伝送装置やビデオを活用し、画像による被害状況の把握を行うものとする。

2 通信ボランティアの活用（防災対策部）

(1) 大規模な災害発生時で情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家、インターネット利用者等といった通信ボランティアの協力を得るものとする。

(2) ボランティアの募集・登録

ア アマチュア無線家のボランティア募集は日本アマチュア無線連盟三重県支部の協力を得て行うものとする。

イ インターネット利用者等のボランティア活用は、平常時からインターネットホームページ等を通じて、協力を促す体制の整備に努めるものとする。

3 被害状況等の収集、連絡

(1) 災害の報告（防災対策部）

市町からの報告等を整理し、必要な事項を消防庁へ報告するが、市町からの報告を待たず情報を入手した時には直ちに報告するものとする。

なお、人的及び物的被害の状況把握にあたっては、警察本部、県土整備部及び医療機関等による被害状況把握結果との整合性を十分確保する。

また、火災・災害等即報要領の基準に該当する火災・災害等を確知したときは、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第1報を消防庁へ報告するものとする。

その他報告を要する災害の基準に関しては、三重県災害対策活動実施要領によるものとする。

なお、自ら実施する応急対策の活動状況等については市町に連絡するなど、連携に努める。

(2) 報告の要領（防災対策部）

県災対本部事務局総括班（以下「総括班」という）への報告は、三重県防災情報システムの入力により行い、停電等により同システムが使用できない場合は、別に定める様式により報告するものとする。（三重県地域防災計画添付資料〔以下「添付資料」という〕参照）

また、総括班は取りまとめた情報について、添付資料で定める報告先に提出する。

ア 報告の内容と時期

(ア) 災害概況速報

被害の詳細が不明であるが、速報としてその概況を報告するもの。

(イ) 災害速報

被害状況について詳細が判明、または判明したものを報告するもの。

ただし、正確性より迅速性を優先し、被害の種類、場所及び程度等を報告するものとする。

(ウ) 被害状況速報

各市町の被害状況を取りまとめ、時点を明らかにして報告するもの。

(エ) 被害状況調書

住家の被害状況が救助法適用基準の1/2に達した時に、調書で報告するもの。

(オ) 災害報告

a 中間報告

各事業別に被害数と被害額を事業毎の災害担当室が取りまとめて報告するもの。

b 確定報告

被害状況の最終報告であり、法令、その他所定の様式、方法(時期)に基づき報告する。

報告要項は、a 中間報告のとおりとする。

〔様式(1)(2) 被害速報送受信票、(A)(B)については三重県地域防災計画添付資料参照〕

(3) 異常現象発見時の通報(警察本部)

災害が発生するおそれがある異常な現象(以下「異常現象」という。)を発見し、あるいは、通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市町長に通報するものとする。

市町が実施する対策

1 被害状況等の収集、連絡

(1) 情報の収集

災害時要援護者を含めた地域コミュニティ、孤立する恐れのある地区等からの情報収集・伝達について検討するとともに、避難所への情報伝達手段の構築に努めること。

(2) 災害の報告

地域内に災害が発生した場合は、基本法及び災害報告取扱要領、火災・災害等即報要領に基づき県にその状況等を報告するものとするが、県と連絡がとれない状況にある時は、直接消防庁へ報告する(共通事項「消防庁への連絡先」を参照)。

(3) 報告責任者

災害情報及び被害報告は、災害対策上極めて重要なものであるから、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任をもつものとする。

(4) 報告の要領

ア 報告の種類

報告の種類は次のとおりとする。

(ア) 概況速報

(イ) 災害速報

(ウ) 被害報告

a 中間報告

b 確定報告

イ 報告の内容と時期

(ア) 概況速報

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、様式(1)(三重県災害対策活動実施要領)に基づく内容とし、市町から地方部総括班(県民センター)を経て、県災対本部事務局総括班に報告する。なお、様式(1)の代替として、被害速報送受信票も可とする。

県内に震度4以上の地震があったとき又は津波注意報が発表されたものについては、すみやかにその第1報を報告するものとする。

通信手段の途絶、輻輳により地方部及び県災対本部に連絡できない場合には、市町は直接消防庁へ連絡するものとする。また、火災の同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、市町はその状況を地方部総括班(県民センター)のほか、直接消防庁に対しても報告するものとする。

また、火災・災害等即報要領に基づき、一定規模以上の火災・災害等(震度4以上の地震発生等)については原則30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、第1報を地方部総括班(県民センター)のほか、直接消防庁に対しても報告するものとする。

(イ) 災害速報

被害状況の判明次第、逐次報告するもので、被害速報送受信票及び様式(2)(三重県災害対策活動実施要領)に基づく内容とし、市町から地方部総括班(県民センター)を経て、県災対本部事務局総括班に報告する。

ただし、通信手段の途絶、輻輳等により地方部及び県災対本部に連絡できない場合には、市町は、直接消防庁へ連絡するものとする。

なお、県と連絡がとれるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行うこととする。

住家の被害状況が、救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記の速報とは別に様式(A)による住家等被害状況速報を、地方部(保健福祉事務所)を經由して県災対本部(第1救助班)に報告するものとする。

(ウ) 被害報告

a 中間報告

(ア)(イ)の速報の段階において、報告を求められたときは、その都度、所定の様式又は項目により県関係地域機関に報告する。

b 確定報告

被害状況の最終報告であり、法令、その他所定の様式、方法(時期)に基づき報告する。

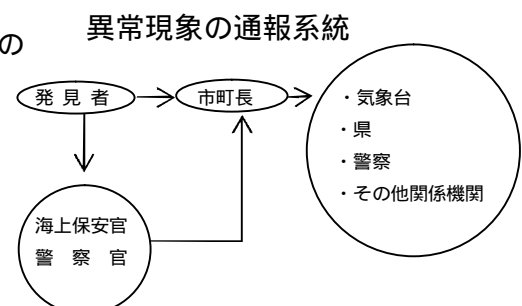
報告要領は、a中間報告のとおりとする。

〔様式(1)(2)、被害速報送受信票、(A)(B)については三重県地域防災計画添付資料参照〕

(5) 異常現象発見時の通報

「異常現象」の通報を受けた市町長は、直ちに次の機関に通報又は連絡するものとする。

- (ア) 気象台
- (イ) 県
- (ウ) 警察本部
- (エ) その他関係機関



2 通信ボランティアの活用

「＜県が実施する対策＞2 通信ボランティアの活用」に準ずる。

3 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 実施責任
- (2) 情報収集・連絡系統
- (3) 時系列に応じた収集する情報の種類及び収集担当班
- (4) 情報の収集・連絡方法
- (5) その他必要な事項

その他防災関係機関が実施する対策

1 被害状況等の収集、連絡（海上保安部）

(1) 異常現象発見時の通報

「異常現象」を発見し、あるいは通報を受けた海上保安官は、その旨を速やかに市町長に通報するものとする。

住民が実施する対策

1 被害状況等の収集、連絡

(1) 異常現象発見時の通報

「異常現象」を発見したときは、遅滞なくその旨を市町長又は警察官もしくは海上保安官に通報する。

参考

1 主要交通機関の災害速報

災害時における主要交通機関の運行状況等は、必要に応じ、次の機関により収集する。

(1) 東海旅客鉄道株式会社

平日の昼間 三重支店（電話 059 - 226 - 6140）

平日の夜間及び土、日、祝日 東海総合指令所（電話 052 - 564 - 2467）

(2) 西日本旅客鉄道株式会社

亀山鉄道部伊賀上野分所（電話 0595-21-9783）

関西本線（関 - 島ヶ原）

(3) 近畿日本鉄道株式会社

平日の昼間 近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部名古屋輸送統括部運輸部運行課
（電話 059-354-7021）

平日の夜間及び土、日、祝日 近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部名古屋輸送統括部運輸部運行課運転指令

（電話 059-354-7022）

鉄道路線全線

(4) 三重交通株式会社

昼間 三重交通株式会社運転保安部運転指導課

（電話 059-229-5537）

夜間 三重交通株式会社中勢営業所

（電話 059-233-3501）

バス路線全線

第6節 被害情報収集・連絡活動

(5) 三岐鉄道株式会社

平日の昼間 三岐鉄道株式会社 鉄道部運輸課

(電話 059-364-2141)

平日の夜間及び土、日、祝日

三岐鉄道株式会社 鉄道部運輸課CTCセンター

(電話 059-339-1141)

(6) 伊勢鉄道株式会社

伊勢鉄道株式会社玉垣運転指令室

(電話 059-384-3000)

(7) 養老鉄道株式会社

平日 9:00～18:00 養老鉄道株式会社総務企画課

(電話 0584-78-3400)

上記以外 西大垣駅

(電話 0584-78-2305)

(8) 伊賀鉄道株式会社

上野市駅(電話 0595-21-3231)

(9) 伊勢湾フェリー株式会社

伊勢湾フェリー株式会社鳥羽営業所(電話 0599-25-2880)

(10) 津エアポートライン株式会社

津エアポートライン株式会社(電話 059-213-6582)

第7節 通信運用計画

第1項 防災目標

災害に関する予報、警報及びその他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達等重要通信を確保する。

第2項 対策

共通事項等

1 通信手段の利用方法等

(1) 電話による通話

県、市町及び関係機関は通信設備の優先利用について、西日本電信電話株式会社三重支店とあらかじめ協議し、使用手続きを決めておくものとする。

ア 非常通話...天災事変その他非常事態が発生、または発生するおそれがあると認められる場合に必要事項を内容とする通話は、すべて手動接続通話に優先して接続される。

イ 緊急通話...災害の発生、重大な事故等緊急事態が発生、または発生するおそれがある場合に、災害の予防、援助、復旧等を内容とする緊急通話については、非常通話の次順位として、手動接続通話により接続される。

(2) 電報による通信

ア 「非常扱いの電報」

地震その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、非常通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

電報発信に当たって電話により非常扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルして次の事項をオペレータに告げる。

(22時以降 - 翌朝8時までは、0120 - 000115で受付)

- ・非常扱いの電報であること
- ・発信電話番号と機関名
- ・電報の宛先の住所と機関名などの名称
- ・通信文と発信人名

イ 「緊急扱いの電報」

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

電報発信に当たっては電話により緊急扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルして次の事項をオペレータに告げる。

(22時以降 - 翌朝8時までは、0120 - 000115で受付)

- ・緊急扱いの電報の申込みであること
- ・発信電話番号と機関名
- ・電報の宛先の住所と機関名などの名称
- ・通信文と発信人名

第7節 通信運用計画

(3) 非常通信

災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、他の通信機関が途絶又は輻輳しているときは、非常通信を利用して通信するものとする。(非常通信系統図は、三重県地域防災計画添付資料参照)

また、非常通信協議会は震災時に相互の通信を確保するため、平常時より会員相互の連携及び通信訓練を実施し、その体制を強化するものとする。

(4) 防災相互通信用無線による通信

防災に係る行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会の団体相互間で防災対策に関する通信を行う。

(5) 孤立防止対策用衛星電話による通信

通信回線の途絶による特定地域の孤立を防止するためN T Tが防災関係機関(市町等)に設置している孤立防止対策用衛星電話を通じて通報するものとする。

(6) 無線車の事前配置

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、通信が途絶又は途絶のおそれがあるとき、関係機関は被害状況等を把握するため、地域の状況の判断により、無線車を災害現地に配備し、災害状況報告並びに県本部からの通報事項等に関する通信連絡が確保できるように努めなければならない。

2 通信設備の応急復旧

(1) 専用通信

大地震の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市町、警察本部、気象台、国土交通省、海上保安部、東海旅客鉄道、中日本高速道路、さらに電力、ガス会社、私鉄等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次の点に留意して対応が図られるようにする。

ア 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

イ 応急用資機材の確保

非常用電源(自家用発電用施設、電池等)、移動無線等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図ると同時に、これらの点検整備を行っておくことが必要である。

ウ 混信等の対策

災害時の無線局運用時における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、通信運用の指揮要員等を災害現場に配備し、通信統制を行う等により通信の運用に支障をきたさないよう努めるものとする。

エ 訓練の実施

各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、震災時に備えるように努める。

県が実施する対策

1 通信手段の利用方法等

(1) 県防災通信ネットワークによる通信(別図1参照)(防災対策部)

災害時に県、市町、関係機関が相互に通信を行うことができるよう県防災通信ネットワーク(地上系、衛星系)を整備しているが、通信を円滑に行わせるため必要と認めるときは、統制管理者(三重県防災対策部長)は、普通通信(平常時に行う通信)を制限し、又は、中止させることができるものとする。

なお、通信規定等については、「三重県防災行政無線通信の取扱等に関する訓令」(平成6年三重県訓令第6号)に定めるところによる。

(2) 警察電話、警察無線電話及び警察電報による通信(別図2参照)(警察本部)

警察機関を通じて通報するものとするが、この場合、あらかじめ指名された通信統制官(本部通信指令課長)又は警察署長に対し、使用する通信設備及び理由、通信の内容並びに発受信者等を申し出て、その承認を得たうえで使用するものとする。

市町が実施する対策

1 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 実施責任
- (2) 通信手段の確保
- (3) 通信設備の応急復旧
- (4) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 通信設備の応急復旧(各通信、放送機関)

(1) 公衆通信

ア 西日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等の災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

イ KDDI株式会社

KDDI株式会社は、国際公衆電気通信のため、西日本電信電話株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を行う。

(2) 放送

地震及びこれに伴う二次災害の発生時において、放送設備が故障又は被災し放送が中断した場合に備えて、速やかに放送を再開すること等のために、次のような対策の推進に努めるものとする。

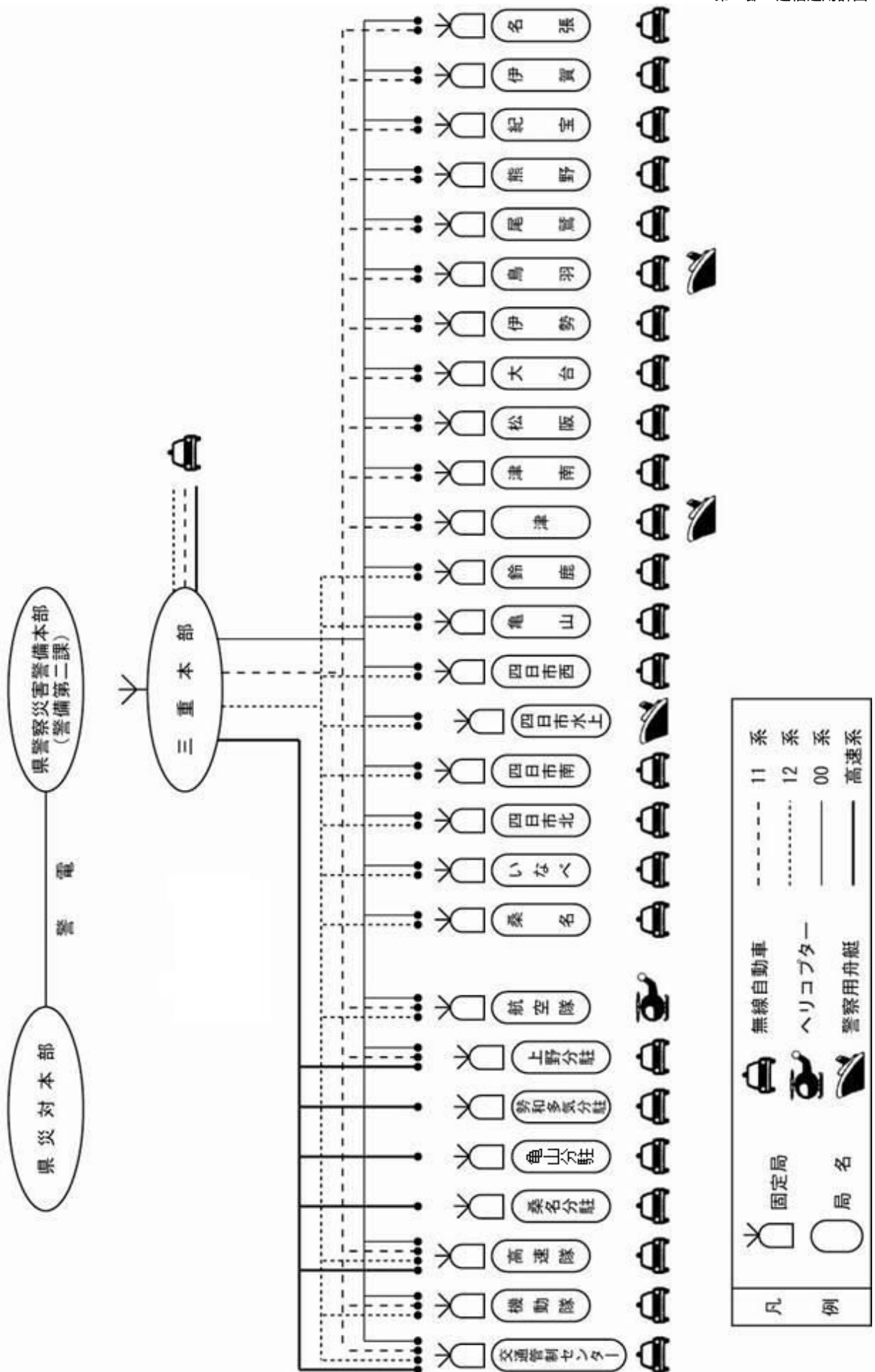
ア 演奏所が被災しても放送が継続できるよう、可能な限り送信所内に最小限の演奏設備を設ける。

イ ラジオ放送については、可能な限り非常用放送施設を設ける。

ウ 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線を設定し、放送の継続や災害情報の収集を図ることができるような措置を講ずる。

エ 具体的な災害応急対策計画を策定し、適時訓練を実施する。

警察無線設備通信系統図 [別図2]



第8節 避難対策活動

第1項 防災目標

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生時には多数の被災者が生じることが想定されるため、地域住民の安全確保のために可能な限りの措置をとる。

多くの住宅が全焼壊、半焼壊することが想定されるため、避難者の一時的な生活を確保するとともに、避難生活を適切に支援する。

【各部の情報伝達活動】

収集活動

情報収集者	情報収集先	主 な 情 報 内 容
防災対策部	市町	・市町が行う避難対策の把握
	本部救援対策部門	・避難生活に関する情報
	地方部	・立退きの勧告、指示の報告 ・避難者移送の要請 ・避難所運営に対する協力の要請 ・避難所としての船舶の調達の要請 ・放送機関への避難情報の放送の依頼
戦略企画部	防災対策部	・避難に関する放送の依頼
本部救援対策部門	地方部	・避難生活に関する情報
地方部	市町	・立退きの勧告、指示の報告 ・避難者移送の要請 ・避難所運営に対する協力の要請 ・放送機関への避難情報の放送の依頼
警察本部	県土整備部	・地滑りのための立退きの指示の報告
県有施設の管理者	市町	・あらかじめ避難所に指定されていない県有施設の一時的な使用の要請

発信活動

情報発信者	情報発信先	主 な 情 報 内 容
防災対策部	戦略企画部	・避難に関する放送の依頼
	自衛隊	・避難者移送のための出動要請
	海上保安部	・所有船舶の供用の要請
	中部運輸局三重運輸支局	・民間船舶調達の要請
	市町	・市町が行う避難対策の調整
戦略企画部	放送機関	・避難に関する放送の依頼
本部救援対策部門	防災対策部	・避難生活に関する情報
県土整備部	警察本部	・地滑りのための立退きの指示の報告
地方部	防災対策部	・立退きの勧告、指示の報告
		・避難者移送の要請
		・避難所運営に対する協力の要請
	本部救援対策部門	・放送機関への避難情報の放送の依頼 ・避難生活に関する情報

本表は、県の各部に関する主だった情報の流れを整理し、災害対策の目安とするものであり、本計画に記述されている内容を全て網羅しているわけではない。

本表の収集・発信する情報内容には、主体的に行わないものも含まれている。

第2項 対 策

県が実施する対策

1 避難対策の把握（防災対策部）

市町が行う避難対策について全体の状況把握に努め、必要があれば市町間の連絡調整及び指導を行う。

2 避難の勧告又は指示等

（1）知事の指示（防災対策部）

災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町長が、避難のための立退き勧告及び立退きの指示を行うことができなくなったときは、市町長に代わって実施するものとする。

(2) 警察官の指示（警察本部）

震災が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められる事態において、市町長が指示できないと認められるとき又は市町長から要求があったときは、警察官は、自ら立退きを指示するものとする。この場合は、警察官は、速やかにその旨を市町長に報告するものとする（基本法第61条）。

災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場の危険を避けるため、その場にいるものを避難させるものとする（警察官職務執行法第4条）。

この場合、その旨を公安委員会に報告するものとする。

(3) 地すべりのための指示（農林水産部、県土整備部）

地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた吏員は、立退きを指示するものとする。

この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする（地すべり等防止法第25条）。

また、余震あるいは降雨等により二次的な水害・土砂災害等の危険がないか可及的速やかに土砂災害警戒区域のパトロールを実施し、その結果危険性が高いと判断された箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急対策を行うとともに、市町等防災関係機関へ連絡するものとする。

3 避難の勧告又は指示内容及びその周知

(1) 避難の周知徹底（戦略企画部、防災対策部）

市町長からの要請に基づき、放送機関へ放送を依頼するものとする。

4 避難方法

(1) 広域災害による大規模移送（防災対策部、地方部）

地方部を通じて市町から避難者移送の要請を受けたときは、自衛隊の出動を求める等適宜の方法により、陸上、海上輸送をするほか、空輸等の方法によって避難させるものとする。

なお、本要請を受けた地方部は、部内においてその対策が可能なときは、地方部限りで実施する。

5 避難所の開設及び運営

(1) 県有施設の使用（県有施設の管理者）

被災者を一時収容するため、市町から県有施設の一時的な使用の要請があった場合、当該施設の管理者は支障のない範囲において、これを使用させることができる。

なお、他人の介護を必要とする者を収容する時は、収容者の救護に必要な措置を講ずる。

(2) 避難所の応急危険度判定（県土整備部）

市町長が避難所を開設する場合、避難所の倒壊による二次災害を防止するため、応急危険度判定を行うものとし、市町で応急危険度判定業務が必要であると判断した場合は三重県被災建築物応急危険度判定要綱に基づき被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請することができる。

市町から支援要請があった場合、三重県被災建築物応急危険度判定要綱に基づき三重県被災建築物応急危険度判定士に対して出動を要請するものとする。

(3) 船舶の利用（防災対策部）

市町から要請があった場合、県災対本部は、第四管区海上保安部（四日市海上保安部）に対して所有船舶の供用の要請及び中部運輸局三重運輸支局に対して民間船舶の調達を要請するものとする。

(4) 避難所運営の支援（健康福祉部、環境生活部）

第8節 避難対策活動

市町の避難所運営を支援するため、必要に応じて職員を派遣する等の対策を実施するよう努めるものとする。

(5) 災害時要援護者への対応(健康福祉部、環境生活部)

ア 避難所で生活する高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に対し、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、各種救援活動を行う。

イ 外国人被災者救援のため、三重県国際交流財団と連携して、市町へ通訳ボランティア情報を提供する。

(6) 救援物資対策担当の設置(健康福祉部、環境生活部、地域連携部、農林水産部、雇用経済部)

災対本部事務局総括班内に救援物資対策担当を設置し、避難生活についての情報収集及び提供を図るものとする。

6 広域避難収容の支援要請(防災対策部)

被災者の避難・収容状況から、県外への広域避難・収容が必要と判断した場合は、必要に応じて非常本部または避難収容関係省庁(警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁)に広域避難収容に関する支援を要請し、適切な広域的避難収容活動を実施する。

市町が実施する対策

1 自主避難の指導

市町長は、避難を必要とする危険地区をあらかじめ定めるとともに、その地域や住民に対しては、避難場所、避難経路、避難の方法等を事前に周知することにより、自主的な避難や不測の事態時の緊急避難が実施できるように指導しておくものとする。

2 市町長の指示及び勧告に基づく避難

地震災害時、同時多発の火災が拡大延焼し、危険が大きいと予測される場合、又はガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための立退きを指示するものとする。

この場合、市町長は、速やかにその旨を知事に報告するものとする。(基本法第60条)

また、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険性が高いと判断された箇所についても、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、当該地域住民が警戒避難しうよう、周知のため必要な措置を講ずるほか、海岸付近で高潮、波浪、潮位の変化による浸水の恐れがある場合についても同様の措置をとるものとする。

3 市町長不在時の対応

市町長不在時における避難勧告等の発出について、その判断に遅れを生じることがないように代理規定を置くものとする。

4 避難の勧告又は指示内容及びその周知

(1) 避難の勧告又は指示内容

避難の勧告又は指示は、次の内容を明示して行うこととする。

要避難対象地域
避難先
避難理由
避難経路
避難時の注意事項等

(2) 避難の周知徹底

避難のため、立退き勧告、指示したとき又はその指示等を承知したときは、その地域に居住する者及び関係する各機関に通知、連絡し、その周知徹底を図るものとする。

ア 関係機関相互の通知及び連絡

市町長等は、避難のための立退きを勧告し、又は指示をし、あるいは指示等を承知したときは、関係機関に通知又は連絡するものとする。

イ 住民等に対する周知

(ア) 指示等の周知徹底

避難の指示又は勧告をしたとき又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図るものとする。

- a 同報無線による周知
- b 広報車による周知（但し、津波の恐れのある地区には立ち入らない）
- c 三重県防災ヘリコプターによる周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、三重県防災ヘリコプターの要請をすることができる。

d 放送等による周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、放送関係機関への放送を要請することができる。

- e 災害時要援護者のうち、障がい者や外国人、観光客など、特に配慮を要する者への避難情報の提供を図る。

(イ) 避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる信号は、次によるものとする。

警 鐘	乱 打		
余いん防止付 サイレン信号	1分 5秒	1分 5秒	1分 5秒

信号にあたっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用するものとする。

(ウ) 避難誘導

避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ緊急対策を行うものとする。

5 避難勧告又は指示の解除

市町長は、避難勧告又は指示の解除にあたっては、十分に安全性の確保に努めるものとする。

6 避難方法

(1) 避難の順序

避難場所からの立退きにあたっては、高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者を優先して行う。

また、災害時要援護者の情報把握については、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して行うこととする。

(2) 移送の方法

避難者が自力で立退けない場合は、車両、船艇等によって行うものとする。

(3) 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、市町において措置できないときは、市町は地方部に、避難者移送の要請をするものとする。

また、事態が急迫しているときは、被災市町は、直接隣接市町、警察署等に連絡して実施するものとする。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立退きにあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な立退きについて適宜の指導をするものとする。

7 避難所の開設及び運営

震災により現に被害を受け、または受けるおそれがあり避難しなければならない住民や帰宅困難者を、一時的に収容し保護するため、避難所を開設するものとする。

ただし、避難者の健全な住生活を早期に確保するため、応急仮設住宅の迅速な提供等により早期解消に努めるものとする。

(1) 収容者

住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者、交通機関の停滞などにより帰宅困難となった者を、一時的に避難所に収容するものとする。

(2) 設置の方法

ア 避難所は学校、公民館、寺院、神社、旅館、工場及び倉庫等の既存建物を使用するのが適当と認められるが、これらの適当な施設がないときは、テント等を借り上げて野外に仮設する。

また必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設するほか、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に配慮し、被災地内外を問わず、宿泊施設を避難場所として借り上げるなど多様な避難場所の確保に努める。

イ 震災の様相が深刻で、被災市町内に避難所を設置することができないときには、知事及び関係市町長と協議し、隣接市町長に自市町民の収容を委託し、あるいは隣接市町の建物又は土地を借り上げて避難所を設置する。

ウ 避難所を設置したときは、その旨を公示し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

市町民が市町長の指示に基づかず、勝手に親戚、縁者等の住家に集まって避難所と称しても認めることはできない。

(3) 設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、次により知事に報告するものとする。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込

(4) 運営管理

避難所の運営に当たっては次の点に留意して、適切な管理を行う。

ア 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求めるものとする。

イ 避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

ウ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮すること。

エ 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

オ 高齢者、障がい者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がけるとともに、必要に応じて救護所の設置、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施する。

(5) 開設の期間

ア 救助法が適用された場合、開設できる期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、厚生労働大臣の同意により期間延長を行うことができる。

イ 一時収容した避難者に対しては所要の応急保護をなしたあと、縁故先のある者についてはできるだけ短期間に縁故先へ、その他の者についても他に分散するよう指導し、できる限り短期間の収容にとどめること。

ウ 帰宅困難者については、交通情報等の迅速な提供により早期の帰宅を促すものとする。

(6) 費用の限度

救助法が適用された場合、避難所の設置及び収容のため支出する費用は「救助の程度、方法、期間等一覧表」のとおりとする。

(7) 避難所の応急危険度判定

「<県が実施する対策> 5(2) 避難所の応急危険度判定」に準ずる。

(8) 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、県災対本部に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

(9) 災害時要援護者への対応

避難所で生活する災害時要援護者に対し、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、各種救援活動を行う。

ア 民生委員等が種々の相談を受け、必要な措置を関係機関に要請する。

イ 保健師、ホームヘルパーなどによる支援活動を行う。

(10) 住居のあっせん

住民が、早期に避難所生活を脱し通常の生活に戻れるよう公営住宅や空家の把握に努め、被災者の住居としてあっせんできるよう体制を整備する。

8 市町地域防災計画で定める事項

(1) 避難勧告・指示の実施責任者

(2) 避難勧告・指示の方法(基準、伝達内容、伝達方法等)

(3) 警戒区域設定の実施責任者

(4) 避難誘導体制及び災害時要援護者の避難誘導

(5) 避難所の現況(所在地、名称、収容可能人員)

(6) 避難方法

(7) 避難所の開設

(8) 避難所の管理、運営

(9) 福祉避難所に関する事(設置場所、管理・運営方法等)

(10) 津波による避難対策として

ア 津波警報等情報の収集・伝達

イ 津波からの避難誘導

ウ 土嚢等による応急浸水対策

第8節 避難対策活動

エ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導

オ 救助・救急等

カ 応援部隊の進出、活動拠点の確保

(11) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 避難の指示

(1) 海上保安官の指示（海上保安庁）

「＜県が実施する対策＞2(2)警察官の指示」に準ずる。

(2) 自衛官の指示（自衛隊）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、その場の危険を避けさせるため、その場にいる者を避難させることができる。（自衛隊法第94条）

2 避難の勧告又は指示内容及びその周知（放送機関）

市町長からの要請に基づき、県災対本部から依頼を受けた放送機関は、当該地域住民に徹底すべく放送時間、放送回数等を考慮して放送するものとする。

住民が実施する対策

1 避難方法

避難立退きにあたっての移送及び輸送は、避難者が各自に行うことを原則とする。

第9節 消防救急活動

第1項 防災目標

地震発生直後に、津波からの避難と可能な限りの出火防止、初期消火及び延焼拡大を防止する。
同時多発火災や延焼拡大から住民の生命・身体を保護する。

【各部の情報伝達活動】

収集活動

情報収集者	情報収集先	主 な 情 報 内 容
防災対策部	地方部	・ 災害情報等の報告 ・ ヘリコプターによる重篤患者の緊急搬送及び遠隔地搬送の要請
	市町	・ 県内相互応援隊の編成、応援出動の要請
健康福祉部	各医療機関	・ 救急患者の受入体制、転院搬送等の調整
地方部	市町	・ 災害情報等の報告 ・ ヘリコプターによる重篤患者の緊急搬送及び遠隔地搬送の要請

発信活動

情報発信者	情報発信先	主 な 情 報 内 容
防災対策部	消防庁	・ 他府県に対する応援の要請（緊急消防援助隊）
	中部9県1市 近畿2府7県等	・ 災害応援協定等にもとづく応援の要請 ・ 医療関係機関の応援出動の要請
	県内市町	・ 県内相互応援隊の編成、応援出動の指示 ・ 医療関係機関の応援出動の要請
	民間	・ 消火、救急活動のための資機材提供の要請

本表は、県の各部に関する主だった情報の流れを整理し、災害対策の目安とするものであり、本計画に記述されている内容を全て網羅しているわけではない。

本表の収集・発信する情報内容には、主体的に行わないものも含まれている。

第2項 対策

県が実施する対策

1 消防活動（防災対策部）

- (1) 県災対本部を設置し、災害情報の収集、伝達及び防災関係機関との総合調整を行う。
 - ア 必要に応じ、ヘリコプターによる被災状況の確認を行う。
 - イ 県外からの消防機関も含めた応援部隊の効果的な投入や最重要防御地域の選定等について、消防庁をはじめとした防災関係機関との総合調整を行う。
- (2) 被災市町が実施する消防活動の状況により、他市町の応援を必要と認める場合には、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、他市町に対し県内消防相互応援隊の編成・応援出動を指示する。
 - ア 被災市町から応援要請があった場合も同様とする。
 - イ 必要に応じ、ヘリコプターによる可能な限りの消防活動の支援を行う。
- (3) 災害の状況により特に必要があると認める場合には、消防組織法第44条に基づき消防庁長官を通じ、他府県に対し応援を要請する。その手続きは、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」によるものとし、県災対本部内に消防応援活動調整本部を設置する。

2 救急活動（健康福祉部、防災対策部）

- (1) 被災状況の早期の把握及び災害医療コーディネーターをはじめとする関係機関との総合調整を行う。
 - ア 救急患者の受入体制や高度な医療が必要な患者の転院搬送等について、医療機関、運輸業者等との総合調整を行う。

第9節 消防救急活動

イ 市町等からの要請により、重篤患者の緊急搬送及び遠隔地搬送が必要な場合は、ヘリコプターを活用する。

(2) 他の医療関係機関の応援を必要と認める場合には、応援協定に基づき、県内市町及び他府県市に対し応援出動を要請する。

3 資機材の調達等（防災対策部）

必要に応じて、民間からの協力等により、緊急消防援助隊等の活動拠点確保に係る調整、消防薬剤、水防資機材等、救助・救急活動のための資機材を点検・把握し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

市町が実施する対策

1 消防活動

(1) 被災市町は、消防活動の主体として、管内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、出火防止、初期消火活動の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

(2) 被災市町は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握し、重点的な部隊の配置を行うなど迅速に対応する。

(3) 被災市町は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第39条、基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

ア 被災市町は、近隣市町の応援のみでは対応ができないほど災害が大規模な場合に、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

また、市町は、被災市町からの要請又は県からの指示があった場合に、県内消防相互応援隊を結成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図る。

イ あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

(4) 被災市町は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

また、この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するものとする。

(5) 市町は、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うために、通信体制の拡充・多元化を図るとともに、非常時の電源等を確保しておく。

2 救急活動

(1) 被災市町は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。

(2) 被災市町は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とする場合は、消防活動同様、協定に基づき、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

(3) 市町は、平常時において、住民に対し、応急手当の普及啓発を推進するとともに、救急救命士の育成及び医師の指示のもとに特定行為を行うことができる救急搬送体制の強化を図る。

3 資機材の調達等

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備に努める。

その他は、「<県が実施する対策> 3 資機材の調達等」に準ずる。

4 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 消防活動
- (2) 救急活動
- (3) 資機材の調達
- (4) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 資機材の調達等（防災関係機関）

「＜県が実施する対策＞3 資機材の調達等」に準ずる。

住民が実施する対策

1 消防活動

(1) 初期消火活動

発災直後にあっては、道路交通網等の寸断が予測されることから、消防機関が被災地に赴くのに時間を要することとなる。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織、消防団等は、消防本部の消防隊が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努める。

2 救急活動

(1) 初期救急活動

被災地の地元住民や自主防災組織、消防団等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努める。

3 資機材の調達等

「＜県が実施する対策＞3 資機材の調達等」に準ずる。

第10節 救助活動

第1項 防災目標

発災直後に、倒壊した建物等構造物の下敷きになった多数の居住者、従業員等を救助する。
東海地震、東南海・南海地震等大規模な地震が発生した場合、救助を要する者が多数発生し、消防機関や警察等のみの力ではこれら要救助者を救助することができないことが想定されるため、消防団や自主防災組織を中心とした住民自身が、可能な限り早期に救助活動に参加する。

【各部の情報伝達活動】

収集活動

情報収集者	情報収集先	主 な 情 報 内 容
防災対策理部	地方部	・被害状況及び救助活動の状況 ・救助活動の応援要請
	市町	・県内相互応援隊の応援出動の要請
	防災関係機関	・被害状況及び救助活動の状況
地方部	市町	・被害状況及び救助活動の状況 ・救助活動の応援要請
警察本部	防災対策理部	・救助活動の応援要請
	市町	・救助活動の応援要請

発信活動

情報発信者	情報発信先	主 な 情 報 内 容
防災対策理部	警察本部	・救助活動の応援要請
	自衛隊	・災害派遣要請
	消防庁	・他府県に対する応援要請
	他府県	・救助活動の応援要請
	県内市町	・県内相互応援隊の応援出動の指示
	民間	・救助活動のための資機材提供の要請
地方部	防災対策理部	・被害状況及び救助活動の状況 ・救助活動の応援要請

本表は、県の各部に関する主だった情報の流れを整理し、災害対策の目安とするものであり、本計画に記述されている内容を全て網羅しているわけではない。
本表の収集・発信する情報内容には、主体的に行わないものも含まれている。

第2項 対策

県が実施する対策

1 救助活動（警察本部）

市町（県）から救助活動の応援要請があった場合、又は、警察自身が必要と判断した場合には、速やかに救助活動を実施する。

2 救助活動の調整（防災対策部）

- (1) 市町、警察本部、自衛隊、他県等複数の救助機関による救助活動を実施する必要がある場合は、各機関の役割分担等の総合調整にあたる。
- (2) 県内の被害状況及び救助活動の状況を把握し、被災市町への救助活動の応援を必要と認めた場合、又は、市町から救助活動の応援要請があった場合には、他の市町、警察本部、自衛隊、他県等に対し、応援を指示（要請）する。

3 活動拠点の確保（防災対策部）

被害状況を早急に把握し、必要があれば非常本部、現地対策本部等国の各機関や、他の地方公共団体に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等拠点の確保を図る。

4 資機材の調達等

- (1) 救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。(警察本部)
- (2) 県、市町は、必要に応じて、民間からの協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な救助活動を行うものとする。(防災対策部)

市町が実施する対策

1 救助活動

り災者の救出は、市町災対本部において迅速に実施するのを原則とする。

しかしながら、救出は、災害の種類、被災地域の状況等によって条件が異なり、かつ特殊技術器具等を必要とする場合もあって、市町独自の機能では十分な救出活動が期待できないところもあるので、県、警察本部及び近隣市町等と緊密な連絡をとり、万全を期するものとする。

- (1) 本来の救助機関として、迅速かつ優先的に救助活動にあたるものとする。
- (2) 当該市町の救助力が不足すると判断した場合には、県に対して隣接市町、警察本部、自衛隊等の応援を求める。
 - ア あらかじめ、消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。
 - イ 被災市町は、近隣市町の応援のみでは対応ができないほど災害が大規模な場合は、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内相互応援隊の応援出動を要請する。
 - ウ 近隣市町または各救助機関への応援要請の連絡先・手続きについては、市町地域防災計画や災害対策マニュアル等に定めるなど、職員の周知に努める。

2 活動拠点の確保

被災市町は、県と連携して警察・消防・自衛隊の応援部隊やその他の救援活動に必要な施設・空地等を確保する。

3 資機材の調達等

「<県が実施する対策> 4 資機材の調達等」に準ずるが、救助資機材の所在については十分周知を図るものとする。

また、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

4 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 実施責任
- (2) 救助活動の内容
- (3) 関係機関との調整
- (4) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 自衛隊の救助活動

自衛隊は、県の災害派遣要請に基づき、救助活動を実施する。

2 海上保安部の救助活動

海上保安部は、地震等により発生した海難等の救助活動を行う。

3 資機材の調達等(自衛隊、海上保安部)

救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

住民が実施する対策

1 初期救助活動

大震災が発生した場合には、被害が広域において同時多発し、輸送路も麻痺しやすいことから救助機関が被災地に赴くのに時間を要することとなる。

被災地の地元住民や自主防災組織、消防団等は、救助関係機関が到着するまでの間、可能な限りの初期救助活動に努める。

2 資機材の調達等

「＜その他の防災関係機関が実施する対策＞ 3 資機材の調達等」に準ずる。

第11節 医療・救護活動

第1項 防災目標

東海地震、東南海・南海地震等大規模な地震が発生した場合、県内の医療機関における対応力を上回る負傷者が発生することが想定されるため、効率的な医療、救護活動が必要となる。

そのため、り災者の生命、身体の保護にあたっては、災害現場、現地医療、後方医療の各フェーズでの確な医療活動を行う。

現場医療においては、トリアージ及び応急処置を中心に行う。

後方医療においては、主に重傷者に対する迅速な高度医療を提供する。

【各部の情報伝達活動】

収集活動

情報収集者	情報収集先	主な情報内容
防災対策部	健康福祉部	・医療救護班等の派遣要請
	市町	・防災ヘリコプター等の派遣要請
健康福祉部	防災対策部	・被災状況の報告
	地方部	・医療救護班等の派遣要請 ・医薬品・衛生材料の要請 ・医療機関の被災状況の報告
地方部	市町	・医療救護班等の派遣要請 ・医薬品・衛生材料の要請

発信活動

情報発信者	情報発信先	主な情報内容
防災対策部	健康福祉部	・被災状況の報告
	中部9県1市、近畿2府7県等	・医療救護班等の派遣要請、血液の移入の要請
健康福祉部	防災対策部	・医療救護班等の派遣要請、血液の移入の要請
	県医師会 県病院協会 県歯科医師会 日赤三重県支部 独立行政法人国立病院機構の各病院 災害拠点病院等 地方部 市町	・医療救護班等の出動の要請
	医療品関係機関	・医薬品・衛生材料の要請
地方部	健康福祉部	・医療救護班等の派遣要請 ・医薬品・衛生材料の要請

本表は、県の各部に関する主だった情報の流れを整理し、災害対策の目安とするものであり、本計画に記述されている内容を全て網羅しているわけではない。

本表の収集・発信する情報内容には、主体的に行わないものも含まれている。

第2項 対策

共通事項等

1 実施体制

救急医療を円滑に実施するための組織及び救急医療対策実施機関の業務分担は、次のとおりとする。

(1) 救急医療組織

ア 救急医療部会

救急医療対策の円滑な実施を図るため、三重県防災会議に救急医療部会を設置する。

イ 救急医療対策本部

県は、当該災害の規模その他の状況により県災対本部を設置するに至らない場合においても救急医療対策のため必要があると認めるときは、災害名を冠した救急医療対策本部を設置するものとする。

なお、対策本部の組織については三重県災害対策本部に関する条例、同施行規則及び別に定める「防災組織」を準用するものとする。

ウ 現地救急医療対策本部

県は、必要に応じて、救急医療活動を迅速かつ的確に行えるよう災害現地に現地救急医療対策本部を設置するものとする。

エ 県災対本部及び地方部

県災対本部及び地方部に、必要に応じて、災害拠点病院、三重県医師会等の協力を得て災害医療コーディネーターをそれぞれ招聘できるものとし、救急医療活動の迅速かつ円滑な実施を資するものとする。

(ア) 災害医療コーディネーターの役割

- a 災害時における下記事項への支援、助言
 - (a) 医療救護班等の配置調整、撤去判断
 - (b) 医療救護班等と医師会との連携、調整
 - (c) 高次医療機関への搬送の助言
 - (d) 医療ボランティアに関する調整
 - (e) 看護・介護に関する調整
 - (f) その他の災害時の医療に関する調整

(イ) 災害医療コーディネーターの派遣協力機関

協 力 機 関	
・ 災害拠点病院	・ 日赤三重県支部
・ 県医師会	・ 独立行政法人国立病院機構 の各病院
・ 県病院協会	・ 県立病院
・ 郡市医師会	・ 市町営医療機関

オ 業務分担

災害が発生し、救急医療を実施する必要があるときは、各関係機関は、おおむね次の業務を分担するものとする。

業務分担	陸 上	海 上
傷病者の救出及び医療機関への搬送	警察本部、消防機関、日赤、医療機関、*自衛隊	海上保安部、消防機関、日赤、医療機関、*自衛隊
医療機関への出動要請	県、市町	海上保安部、県、市町
現場及び搬送中の救急措置	医療従事者、消防機関の救急隊員	医療従事者、消防機関の救急隊員
関係機関への協力要請	県、市町	海上保安部、県、市町
災害警備	警察本部	海上保安部、警察本部

（*災害派遣時）

2 医療、救護活動

（1）実施責任機関

ア 原則として、被災地等に対する医療及び助産の救助は、市町が実施することとする。なお、救助法が適用された場合は、知事が救助にあたることとする。また、知事は必要と認めるときは、市町長に委任することができる。

イ 県は、市町から要請があった場合、または県が必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど医療及び助産の救助を行う。

（2）医療及び助産の対象者

医療及び助産の救助は、次の者を対象に実施する。

ア 医療救助

医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者

イ 助産救助

災害発生時（災害発生前後7日以内）に分娩した者で災害のため助産の途を失った者

（3）費用の支弁

ア 医療救助の費用

医療のため支出できる費用は、医療救護班等以外の病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

イ 助産救助の費用

助産のため支出できる費用は、医療救護班等以外の助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額とする。

ウ 医師等に対する費用

医療及び助産救助に従事した医師、看護師、保健師及び助産師等に対する日当、旅費等の費用弁償は、救助法施行令第11条の規定に基づき知事が定めた額若しくは基本法の規定に準じた額とする。

エ 費用の支弁区分

（ア）市町の支弁

市町長が対策を実施する責務を有する災害については、当該市町が負担するものとする。

（イ）県の支弁

救助法が適用された災害については、法の定めるところにより県が支弁するものとする。

（ウ）会社、工場、企業体等が第一原因者で発生した災害又は事故については、当該施設の事業主又は管理者が負担するものとする。

（4）損害補償

救急医療及び助産活動のため出動した医師等がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、また廃疾となったときは、基本法第 84 条第 2 項等又は救助法第 29 条の規定に基づき、(3) エ「費用の支弁区分」に定めるところにより、市町又は県若しくは企業体等は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者等に損害を補償するものとする。

県が実施する対策

1 医療、救護活動

(1) 医療救護班等の編成 (健康福祉部)

被災地の現場において、医療の必要があるときは、実施責任者 (知事または市町長) は、災害拠点病院、県医師会、県病院協会、郡市医師会、県歯科医師会、日本赤十字三重県支部、独立行政法人国立病院機構の各病院、大学病院等の協力を得て編成された医療救護班、DMAT (災害派遣医療チーム) 等及び県外の医療救護班、DMAT 等を派遣し行う。

ア 医療救護班等の編成基準

医師 1 ~ 2 名 (うち 1 名は班長)

看護師又は保健師 2 ~ 5 名 (うち 1 名は看護師長)

事務職員等 1 ~ 2 名

災害の規模や種類に応じて、編成人数を増減し、また、専門分野の要員 (医師、助産師、薬剤師等) を加えることとする。

イ 医療救護班等の派遣及び配置調整

(ア) 医療救護班等の配置調整については、災害医療コーディネーター等の支援、助言を得て行うことができるものとする。

(イ) 災害発生直後においては、知事または市町長からの派遣要請を待たなくても、編成協力機関の判断で自主的に医療救護班等を編成し、派遣できる体制を整備する。

(ウ) 医療救護班等の編成体制

医療救護班等の編成を行う各協力機関の責任者は、あらかじめ班員の招集方法等を定め、常時出動できる体制を整えておくものとする。

ウ 医療救護班等の連絡体制

県内における医療救護班等の連絡体制については、別に定める。

(2) 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、原則として次の方法によるものとする。

ア 医療救護班等の派遣による実施 (健康福祉部)

(ア) 救護所 (現地医療活動場所) の場合

a 設置時期

災害発生直後数日間

b 設置者

市町等

c 設置場所

市町があらかじめ選定した候補地の中から、災害の態様に応じて適切な場所に設置

d 役割

(a) 医療のトリアージ

(b) 応急措置

(c) 周辺医療機関への搬送指示

- (d) 遺体の一次収容
- (e) 遺体の検視・検案に対する協力
- e 救護所におけるトリアージ
 - 救護所において行われるトリアージ（医療トリアージ）は、医師により行い、「保留群（緑）」、「準緊急治療群（黄）」、「緊急治療群（赤）」、「死亡群（黒）」の 4 分類とする。
- (イ) 避難所救護センターの場合
 - a 設置時期
 - 避難所の設置が長期間と見込まれるときから周辺医療機関において医療行為が可能となるまでとし、避難所救護センターの撤去にあたっては、郡市医師会と行政（県災対本部、県地方部、市町災対本部）とが協議して決定する。
 - b 設置場所
 - 避難所内または周辺
 - c 設置者
 - 市町等
 - d 役割
 - (a) 避難者の健康管理等の長期的ケア（内科、健康診断等）
 - (b) その他、状況に応じ、こころのケア、歯科等の医療行為
- イ 被災地の救急病院等医療機関による実施（健康福祉部）
 - 実施責任者は、救護所の設置もしくは医療救護班等が到着するまでの間または被災地の救急病院等医療機関によって医療を実施することが適当なときは、当該医療機関の協力を得て実施する。
- ウ 被災地周辺の救急病院等の医療機関による実施（健康福祉部）
 - 実施責任者は被災地での医療を支援するため、必要に応じ周辺の救急病院等の医療機関の協力を得て実施する。
- エ 災害拠点病院による実施（健康福祉部）
 - 実施責任者は、被災地が広範囲にわたる場合もしくは地域の救急病院等の医療機関を支援する必要がある場合には、災害拠点病院を活用して実施する。
- オ 患者搬送及び収容の実施（健康福祉部、防災対策部）
 - 実施責任者は、医療救護班等または被災地の医療機関で対応できない重篤救急患者等を、医療が可能な被災地周辺の救急病院等の医療機関に搬送し、医療を実施するものとする。
 - また、被災地及び被災地周辺の救急病院等の医療機関で対応できない重篤救急患者については、災害拠点病院へ搬送し、医療を実施するものとする。
- カ 応援等（健康福祉部）
 - 実施責任者は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、次の方法により医療救護班等の派遣要請等を行い実施する。
 - (ア) 要請を受けた地方部長は、管内の各医療救護班等の派遣を行い応急措置をするものとする。
 - (イ)(ア)による救護活動が困難なとき、地方部長は、県災対本部長に対して医療救護班等の派遣要請を行う。
 - 県災対本部長は、地方部長からの要請又はその他により県災対本部において直接実施又は調整の必要を認めるときは、県災対本部、日赤、国立病院機構の各病院及び医師会等の医療救護班等の派遣又は関係病院への収容等応急の措置をとるものとする。
 - (ウ) 県災対本部長は、(イ)によっても救護活動が不足するときは、国及び他都道府県に対し、医療救護班、DMAT等の派遣を要請する。
- キ 船舶の利用（防災対策部）

大規模な災害により被災地の医療施設が不足する場合は、県は、実施責任者の要請に基づき、第四管区海上保安本部（四日市海上保安部）に対し、所有船舶の供用を要請するものとする。

ク こころのケア（健康福祉部）

（ア）被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

（イ）高齢者、障がい者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて、福祉避難所での対応やホームヘルパーの派遣、車椅子の手配を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、実施する。

（ウ）県は被災者のこころのケアについて、精神科医、臨床心理士、保健師、児童相談所職員等により、こころの健康センターを中核とし、保健福祉事務所に相談窓口を設けるとともに、必要な箇所で被災者の救護活動を行う。

2 医療情報の収集・伝達（健康福祉部、防災対策部、警察本部）

（1）広域災害・救急医療情報システムを活用し、医療機関の診療状況や負傷者等の収容状況等を把握し、医療救護活動に対する迅速で的確な医療情報の提供を行う。

（2）医療機関の被害状況は、保健福祉事務所による現地確認と消防本部、自衛隊、警察本部等が自らの活動において収集した情報等の活用により把握する。

3 医薬品等の確保（健康福祉部）

（1）医薬品・衛生材料等の調達・分配

ア 県は被災地から要請があった場合、又は自ら必要と判断した場合は、県が備蓄している医薬品・衛生材料等を被災地の医療機関等へ分配するとともに、被災地外の医療機関及び医薬品等関係機関の協力を得て、必要な医薬品・衛生材料等の確保のための調整を行う。

また、必要に応じて、国及び他府県等に対しても医薬品等の提供の要請を行う。

イ 各保健福祉事務所においては、所轄市町の医療機関及び医薬品等関係機関の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品・衛生材料等の調達・分配を行う。

（2）援助物資の活用

国及び他府県から提供された医薬品等については、あらかじめ定める集積場所に集め、医療機関及び避難所等へ分配する。

（3）輸血用血液製剤の確保

災害時における輸血用血液製剤が円滑に供給できるよう、三重県赤十字血液センターと緊密な連絡を取りつつ、輸血用血液製剤の確保に努める。必要量の確保が県内で困難な場合においては、国及び他府県等に対して血液製剤の移入を要請する。

また、新鮮な血液確保のため、広く県民に献血協力を要請する。

4 医療施設の応急復旧（健康福祉部）

（1）公共病院診療所施設応急復旧計画

公共の病院、診療所の災害については、起債対象事業として早期に応急復旧を図るよう努める。

（2）指定医療機関応急復旧計画

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める指定医療機関の指定病床の災害については、迅速に対応し、応急復旧を図るが「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用がなされた場合においては、これにより措置し、早期に応急復旧を図るよう努める。

市町が実施する対策

1 医療、救護活動

(1) 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、おおむね次の方法によるものとする。

ア 医療救護班等の派遣による実施

「<県が実施する対策> 1(2)ア 医療救護班等の派遣による実施」に準ずる。

(注) 市町長は、あらかじめ医療施設の利用について郡市医師会等と十分協議しておくほか、公立以外の医療機関の医師等についても、救護班の編成など災害対応の医療体制を構築できるよう、平常時から取り組むものとする。

イ 医療機関による方法

「<県が実施する対策> 1(2)イ 被災地の救急病院等医療機関による実施、ウ 被災地周辺の救急病院等の医療機関による実施」に準ずる。

ウ 患者搬送及び収容の実施

「<県が実施する対策> 1(2)オ 患者搬送及び収容の実施」に準ずる。

エ 応援等

実施責任者は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、当該地域の地方部長に医療救護班の派遣要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接地の医療救護班等の派遣要請等を行い実施する。

2 医療情報の収集・伝達

医療施設の診療状況、負傷者等の収容状況等の情報を、迅速に把握、伝達に努める。

3 負傷者の搬送

消防機関は、知事又は市町長から要請のあったときもしくは自らの判断により必要と認めるときは、直ちに救急自動車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送するものとする。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、第4章第17節「緊急輸送活動」により応急的に措置するものとする。

また、市町長等は、緊急性があり、防災ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対し防災ヘリコプターの派遣要請ができるものとする。

4 医療施設の応急復旧

「<県が実施する対策> 4 医療施設の応急復旧」に準ずる。

5 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施責任

(2) 救護班の編成

(3) 救護所の設置候補場所

(4) 災害拠点病院との連携体制

(5) 患者の護送体制

(6) その他必要な事項

第 11 節 医療・救護活動

その他の防災関係機関が実施する対策

1 医療、救護活動（医療機関、日本赤十字社三重県支部）

（1）医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、おおむね次の方法によるものとする。

ア 医療機関による方法

（ア）被災地の医療機関は、病院施設、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対して応急復旧の要請を行う。

（イ）患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めることとする。

（2）日本赤十字社三重県支部の救護活動

救助法に基づく救護業務（医療、助産及び死体の処理）は次のとおり。

ア 医療救護活動

災害発生時迅速に行動がとれるよう常備救護班 8 個班を編成し、救護活動を行う。

イ 救護班活動

（ア）救護班編成及び派遣

医 師	1 人
看 護 師 長	1 人
看 護 師	2 人
主 事	1 人
運 転 手	1 人
計	6 人

ただし、災害の規模や種類に応じて、編成人数を増減し、又は専門分野の要員（医師、助産師、薬剤師等）を加えることもある。

（イ）救護所の開設

ウ 赤十字奉仕団の活動

災害発生時において、日赤三重県支部は、赤十字奉仕団に協力を要請する。

2 負傷者の搬送（医療機関）

「＜市町が実施する対策＞ 3 負傷者の搬送」に準ずる。

第12節 水防活動

第1項 防災目標

地震後の河川、海岸、ダム、ため池等の護岸・堤防における危険箇所を早期に把握し、必要な応急措置を講ずる。

第2項 対策

水防活動に関する震災応急対策は、「三重県水防計画」に準拠して、次の事項を実施するものとする。

県が実施する対策

1 監視、警戒体制

(1) 巡視（県土整備部）

水防管理者は水防法第9条に基づき、区域内の河川・海岸堤防等を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに当該河川、海岸等の施設管理者に報告して必要な措置を求めなければならない。

水防支部(各建設事務所)は前項の報告を受けたときは、直ちに水防本部(施設災害プロジェクト)に報告し、処置を求めるとともに、常に適切な水防活動ができ得よう水防管理団体を指導しなければならない。

(2) 非常警戒（県土整備部）

水防管理者は水防警報が発動された場合、安全を確保した上で、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、安全が確認された後に現在工事中の箇所、その他特に重要な箇所を重点的に巡視し、特に異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸等の施設管理者に連絡するとともに、水防作業を開始する。

水防支部(各建設事務所)は前項の報告を受けたときは、直ちに水防本部(施設災害プロジェクト)に報告し、処置を求めるとともに、常に適切な水防活動ができ得よう水防管理団体を指導しなければならない。

(3) 水門、えん堤等の操作（県土整備部）

水門、えん堤等の管理者（操作責任者）は津波予報の発表を知り、又は地震予知情報等の通知を受けたときは水位の変動を監視し、必要に応じて門扉開閉を行う。

但し、津波等により操作員の安全が確保できない場合はこの限りではなく、避難をすることを優先する。

管理者は毎年出水期に先立ち、門扉の操作等について支障のないよう点検整備を行うこととする。

2 応急復旧（農林水産部、県土整備部）

堤防、ため池、樋門等が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長等はでき得る限り被害の増大を防止するように努めるとともに、早期の応急復旧に努める。

市町が実施する対策

1 監視、警戒体制

(1) 巡視、非常警戒

「<県が実施する対策> 1 (1) 巡視、(2) 非常警戒」に準ずるが、監視・観測機器の設置にも努めるものとする。

(2) 水門、えん堤等の操作

「<県が実施する対策> 1 (3) 水門、えん堤等の操作」に準ずる。

第12節 水防活動

(3) 水防組織

水害防止のための情報収集・伝達、予報または警報の発令・伝達については、地域の災害時要援護者への周知に留意するとともに、その内容や連絡体制等について明確にしておく。

(4) 災害発生直前の対策

水害の危険がある区域に、地下空間等にある施設や主に災害時要援護者が利用する施設がある場合、施設利用者が円滑かつ迅速な避難を確保する対策を講じること。

2 応急復旧

「<県が実施する対策> 2 応急復旧」に準ずる。

3 市町地域防災計画で定める事項

(1) 監視、警戒体制

(2) 水防組織（県水防計画に準じて、災害に即応できる有効かつ適切な水防体制の確立）

(3) 災害発生直前の対策

水防上危険と思われる箇所についての水防活動の実施や水門等の適切な操作など

(4) 応急復旧

(5) その他必要な事項

第13節 災害警備活動

第1項 防災目標

様々な社会的混乱の中、地域住民の安全確保、各種犯罪の予防、取締り等を行い、被災地における治安維持を行う。

【各部の情報伝達活動】

収集活動

情報収集者	情報収集先	主な情報内容
防災対策部	警察本部	・災害警備活動の状況
	海上保安部	・海上における警備活動の状況
警察本部	県土整備部	・道路被害状況（県管理道路）
	市町	・災害業務に対する協力依頼

発信活動

情報発信者	情報発信先	主な情報内容
県土整備部	警察本部	・道路被害状況（県管理道路）
警察本部	防災対策部	・災害警備活動の状況
	他府県警察	・応援要請
	地域防犯団体	・民間防犯活動に関する指導
	住民	・災害情報の広報

本表は、県の各部に関する主だった情報の流れを管理し、災害対策の目安とするものであり、本計画に記述されている内容を全て網羅しているわけではない。

本表の収集・発信する情報内容には、主体的に行わないものも含まれている。

第2項 対策

県が実施する対策

1 県警察の対策（警察本部）

震災時における警察本部の警備対策の具体的な運用については、「三重県警察大震災警備計画」によるが、その概要は次のとおりである。

（1）警備体制の確立

県内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害警備対策を強力に推進する必要がある場合には、次により災害警備本部を設置し、警備体制を確立する。

ア 災害警備本部の設置

災害警備活動を総括するため、警察本部に本部長を長とする「三重県警察災害警備本部」を、警察署に署長を長とする「警察署災害警備本部」をそれぞれ設置する。

イ 警備部隊の編成

警察本部員及び警察署員をもって所要の部隊を編成する。

なお、他府県警察の応援を必要とする場合は、警察法第60条の規定に基づいて、県公安委員会から要請する。

（2）実施事項

ア 被災地域の安全確保

（ア）被災世帯を最重点とした特別巡回連絡の実施

（イ）パトカー等による治安対策の実施

（ウ）被災住民への情報提供

（エ）地域住民による地域安全活動への支援

第13節 災害警備活動

- (才) 流言飛語の防止
- イ 不法事案の警戒及び取締り
 - (ア) 避難場所等を中心とした警戒
 - (イ) 悪質業者等の取締り
 - (ウ) 集団不法事案に対する警備措置
- ウ その他必要な事項

市町が実施する対策

- 1 市町地域防災計画で定める事項
 - (1) 陸上警備に係る事項
 - (2) 海上警備に係る事項
 - (3) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

- 1 海上保安部の行う対策
 - 海上における治安を維持するため、次の活動を行う。
 - (1) 巡視船艇を災害発生地域の海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
 - (2) 治安の維持に必要な情報の収集を行う。

第14節 交通応急対策

第1項 防災目標

道路交通渋滞等により人命に係る応急対策活動が支障をきたさないよう、陸上及び海上の交通を確保する。

東海地震、東南海・南海地震等大規模な地震が発生した場合、多くのところで交通網が寸断されることが想定されるため、発災後の緊急物資の輸送活動等の災害応急対策を円滑に行う緊急交通路を迅速に確保する。

【各部の情報伝達活動】

収集活動

情報収集者	情報収集先	主な情報内容
防災対策部	県土整備部	・道路被害情報（県管理道路） ・緊急輸送道路情報（道路情報、被害情報）
	警察本部	・道路被害情報 ・交通規制情報
	海上保安部	・海上交通に関する情報
県土整備部	地方部 国土交通省事務所 中日本高速道路・道路公社	・道路被害情報 ・道路交通障害情報
警察本部	県土整備部	・緊急輸送道路情報
	道路管理者 関係機関	・道路被害情報 ・道路交通障害情報
	三重県警備業協会	

発信活動

情報発信者	情報発信先	主な情報内容
県土整備部	防災対策部	・道路被害情報 ・緊急輸送道路情報（道路情報、被害情報）
	警察本部	・道路被害情報（県管理道路） ・緊急輸送道路情報
	国土交通省 国土交通省関係出先機関 日本道路交通情報センター	・緊急輸送道路情報 ・道路被害情報
地方部	県土整備部	・道路被害情報（県管理道路）
警察本部	防災対策部	・道路被害情報 ・道路規制情報
	三重県警備業協会	・緊急交通路の確保に関する出動要請
	報道機関 日本道路交通情報センター	・交通規制情報

本表は、県の各部に関する主だった情報の流れを管理し、災害対策の目安とするものであり、本計画に記述されている内容を全て網羅しているわけではない。

本表の収集・発信する情報内容には、主体的に行わないものも含まれている。

第2項 対策

県が実施する対策

1 緊急輸送道路の確保（県土整備部）

発災により道路施設が被害を受けた場合、被災者及び応急対策要員あるいは災害応急対策用物資及び資材の輸送等災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため重点的に応急復旧する路線として、県内主要道路の確保を図る。

2 交通規制（警察本部）

災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため通行の禁止及び制限を行う必要があると認めるときは、次によりこれを行うものとする。

(1) 道路交通情報の収集

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、主要交差点の監視用テレビカメラ、ヘリコプターテレビシステムや（社）三重県警備業協会と構築した「情報連絡システム」を活用するほか、広域緊急援助隊先行情報班を投入することにより、道路の損壊状況、信号機等交通安全施設の被害状況、交通事故等の道路交通障害状況の情報を収集する。

又、道路管理者等その他の関係機関との連携を密にして情報を収集する。

さらに、道路管理者に対して、道路交通障害状況等を通報する等、相互の情報交換を実施する。

(2) 交通規制の方針

交通の混乱を防止し、避難路及び緊急交通路を確保するため、次の方針により実施する。

ア 避難路及び緊急交通路の迅速な確保

イ 被災状況により、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限

ウ 被災地域への一般車両の流入禁止

エ 道路障害及び交通状況を把握して、通行の禁止、迂回路の指示等危険防止及び混雑緩和の措置を執る。

(3) 交通規制の実施

大規模災害等の発生に際しては、次の交通規制等を実施する。

ア 道路交通法（以下「道交法」という。）に基づく署長等の交通規制

署長及び高速道路交通警察隊長は、発災後、直ちに道路の被害状況を調査し、被災地周辺の幹線道路及び避難路について被災地への流入抑制を図るほか、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

イ 基本法に基づく交通規制

公安委員会は、緊急交通路を確保するため、基本法第76条第1項に基づき必要な交通規制を実施する。

署長及び高速道路交通警察隊長は、緊急交通路に指定された路線において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限並びに迂回路における整理誘導を行う。

ウ 道交法に基づく公安委員会による交通規制

上記の交通規制実施後、被災の状況及び通行実態等からみて、更に交通規制の必要があると認めるときは、上記の交通規制を解除し、改めて公安委員会の権限に基づく車種、時間等を指定した車両の通行を禁止又は制限する。

エ その他の交通規制

道路の亀裂、損壊、橋りょう落下その他交通に支障のある箇所については、一義的には道路管理者が実施するが、警察本部においても、危険防止のための交通規制を実施する。

オ 交通規制の周知等

交通規制を実施した場合は、警察本部交通規制課において、報道機関、日本道路交通情報センター及び交通情報板等を通じ規制の区間及び迂回路等を広報するほか、立看板、案内図等を提出し、交通規制の内容について周知徹底を図る。

(4) 路上放置車両等に対する措置

基本法第76条第1項に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制が実施された区域又は

道路の区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい障害が生じるおそれがあると認めるときは、警察官は、同法第76条の3第1項に基づき、その管理者等に対し、道路外へ移動する等必要な措置を命じることができる。

又現場に管理者等がいないため命じることができない場合は、自らその措置を行うことができる。

(5) 緊急通行車両の確認

ア 事前届出制度

(ア) 災害発生時における緊急通行車両の確認手続きの効率化を図るため、事前に災害応急対策に従事する関係機関の届出により、緊急通行車両として使用する車両について事前届出済証を交付する。

(イ) 事前届出の受付は、警察署交通課において行う。

イ 緊急通行車両の確認

地震が発生した際、上記アで事前届出済証の交付を受けている車両の使用者から確認を求める旨の申し出がなされた場合、事前届出を行っていない者からの申し出に優先して確認を行うものとし、その際、確認のための必要な審査は省略することができる。

ウ 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

上記イの緊急通行車両の申請に基づき、緊急通行車両等確認証明申請書と緊急通行車両等事前届出済証の記載内容を照合した上で、緊急通行車両確認証明書(2枚複写の2枚目)及び標章を交付する。

エ 確認等機関

上記イ、ウの緊急通行車両の確認と証明書等の交付は、警察本部(交通規制課、高速道路交通警察隊)、各警察署、災害時に設置される交通検問所及び三重県防災対策部において行う。

(6) 交通信号機等交通安全施設の機能確保の措置

ア 震災発生時における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、特に、停電時に交通信号機が自動的に作動する自動起動型信号機電源付加装置を整備する。

イ 震災発生時、各種交通安全施設の特別点検、修理等応急対策を実施する。

(7)(社)三重県警備業協会に対する警備員の出動要請

緊急交通路の確保が警察等の公的機関のみでは十分に行えない場合は、「災害時における緊急交通路の確保等に係る警備業務に関する協定」に基づき(社)三重県警備業協会に警備員の出動を要請する。

3 道路パトロールと異常時における通行規制(県土整備部)

県が管理する道路についての道路パトロールと異常時における通行規制については、次により行うものとする。

道路パトロールについては、別に定める「三重県公共土木施設パトロール必携」に基づき、平常時、異常時を問わず各建設事務所が実施するものとするが、異常時においては、別に定める「異常時における通行規制要領」に基づき事前通行規制等を実施して交通の安全を図るものとする。

(1) 道路パトロール

ア 種別

(ア) 平常時パトロール

(イ) 異常時パトロール

イ 体制

建設事務所長はパトロール班2個班(ただし、津、伊勢、伊賀建設事務所においては3班、松阪建設事務所においては4班)を配備するものとする。また、パトロール以外の業務を行う

第14節 交通応急対策

ための体制を整えるものとする。

ウ パトロールの種類

(ア) 平常時

平常時パトロールは、下表左欄の施設において中欄に掲げる区間または区域について、特別な場合を除き、右欄に掲げる頻度を標準として行うものとする。ただし、連続した休日の週及び年末年始は休日パトロールによるものとする。

種 別	パトロールの区間または区域	頻度	班編成
道路施設（道路法上の道路に準ずる臨港道路を含む）	最も重要な区間 ・重交通量が2,000台/24h以上の区間	週3回	3名
	重要な区間 ・交通量が2,000台/12h以上の区間	週2回	
	上記以外の全路線（離島及び交通量又は、危険度の少ない区間については除くことができる）	週1回	

(イ) 異常時

異常時パトロールは、下記の箇所または区域を標準として行うものとする。

異常時における要注意箇所または区域	三重県地域防災計画における道路注意箇所 三重県水防計画における重要水防区域の内、特に注意を要する区域
-------------------	---

エ 緊急時における措置

(ア) 応急対策

交通の障害となるような事態を発見したときは、危険を防止するための簡単な障害物の除去、標識、バリケード設置等の応急措置を講ずる。

(イ) 緊急連絡、通行規制

落石、土砂崩落、崖くずれ等の災害発生（発生のおそれのある場合を含む。）に遭遇したときは、直ちに建設事務所にその状況を報告し、指示を受け通行規制等を実施する。

(ウ) 前記の災害が附近の住民に危険を及ぼすおそれのある場合は、速やかに住民に通報するとともに通行者に対しても現況を知らせよう努める。

(2) 異常時における通行規制

ア 異常時における通行規制区間の指定

県土整備部は、他の道路管理者及び県警察本部（所轄警察署）と協議のうえ、道路及び周辺の状況を勘案し、異常時において被害の発生するおそれが著しいと認められる箇所を含む相当区間を異常気象時通行規制区間（以下「規制区間」という。）として指定する。

イ 事前通行規制の実施

事前通行規制の実施は、あらかじめ定めた規制基準に基づき規制区間を管轄する建設事務所長が行う。

ウ 建設事務所長は、前項の通行規制を行ったときは、直ちに所轄警察署長に連絡するとともに県土整備部道路管理課長に通報する。

エ 規制区間外における事前通行規制

建設事務所長は、規制区間外の箇所においても気象状況等を勘案して規制区間に準じた事前通行規制を行うことができる。この場合連絡通報等は、規制区間と同様とする。

オ 通行規制の解除

通行規制の解除は、建設事務所長が通行の安全を確認した後、行うものとし、事後所轄警察署長に連絡し、県土整備部道路管理課長に通報する。

カ 情報連絡

県土整備部道路管理課長は、通行規制の実施又は解除の通報を受けたときは、直ちに県土整備部長に報告するとともに、国土交通省（関係出先機関を含む）、警察本部及び道路交通情報センター等へも通報する。

市町が実施する対策

1 交通規制

(1) 路上放置車両等に対する措置

消防吏員は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、「<県が実施する対策> 2(4) 路上放置車両等に対する措置」で、警察官の行った措置を行うことができる。

ただし、消防吏員の取った措置については、直ちに所轄警察署長に通知しなければならない。

2 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施責任

(2) 交通規制に関する措置

(3) 道路の応急復旧等（緊急啓開路線、啓開活動等）

(4) 海上交通規制及び海上交通の確保

(5) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 交通規制（自衛隊）

(1) 路上放置車両等に対する措置

災害派遣部隊の自衛隊の自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、「<県が実施する対策> 2(4) 路上放置車両等に対する措置」で、警察官の取った措置を行うことができる。

ただし、自衛官の取った措置については、直ちに所轄警察署長に通知しなければならない。

2 交通応急対策（中部地方整備局）

県が実施する交通応急対策に準ずる。

3 海上交通の確保（海上保安部、港湾管理者）

海上の交通安全を確保するため、次の活動を行う。

(1) 海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

(2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する。

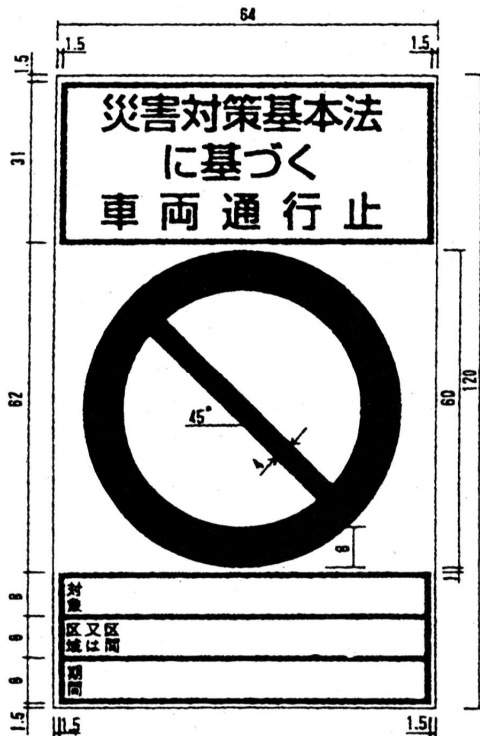
(3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

(4) 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

(5) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

参 考

- (1) 基本法施行令第32条に基づく緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合の対象、区間等及び期間を定める標示



- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

- (2) 基本法施行令第32条第2項に基づく緊急通行車両の標章



- 1 色彩は、記号を黄色、縁および「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

第 15 節 障害物除去活動

第 1 項 防災目標

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生時には、多数の建物が全壊又は半壊し、道路、河川等に障害物が発生することが想定されるため、救出・救助活動等の最優先に実施すべき応急対策活動に支障が生じないようこれらの障害物を除去する。

【各部の情報伝達活動】

収集活動

情報収集者	情報収集先	主 な 情 報 内 容
環境生活部	県土整備部	・ 障害物による被害状況（公共土木施設に係る） ・ 障害物除去活動の状況（公共土木施設に係る） ・ 障害物（がれき）発生状況（公共土木施設に係る）
県土整備部	環境生活部	・ 障害物（がれき）の集積場所
	地方部	・ 障害物除去の応援要請 ・ 障害物による被害状況
	警察本部 道路管理者 河川管理者 港湾管理者 海岸管理者	・ 障害物による被害状況
地方部	市町	・ 障害物除去の応援要請 ・ 障害物による被害状況

発信活動

情報発信者	情報発信先	主 な 情 報 内 容
環境生活部	県土整備部	・ 障害物（がれき）の集積場所
県土整備部	環境生活部	・ 障害物による被害状況（公共土木施設に係る） ・ 障害物除去活動の状況（公共土木施設に係る） ・ 障害物（がれき）発生状況（公共土木施設に係る）
	道路管理者 河川管理者 港湾管理者 海岸管理者	・ 障害物除去作業の指示
地方部	県土整備部	・ 障害物除去の応援要請 ・ 障害物による被害状況
警察本部	県土整備部	・ 障害物による被害状況

本表は、県の各部に関する主だった情報の流れを管理し、災害対策の目安とするものであり、本計画に記述されている内容を全て網羅しているわけではない。

本表の収集・発信する情報内容には、主体的に行わないものも含まれている。

第 2 項 対 策

共通事項等

1 障害物除去の対象

災害時における障害物除去の対象は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 住民の生命及び財産等の保護のため除去を必要とする場合
- (2) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- (3) その他公共的立場から除去を必要とする場合

第15節 障害物除去活動

県が実施する対策

1 実施機関（県土整備部）

公共土木施設に影響のある障害物除去は、その管理者が行う。

2 障害物除去の方法（県土整備部）

（1）実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建設業者等の協力を得て速やかに行うものとする。

（2）除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障の起こらないように実施するものとする。

（3）実施者は、除去すべき廃棄物等は、できる限りの分別排出とリサイクルに努めるものとする。

3 除去した障害物の集積場所（環境生活部、県土整備部）

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積または保管するものとする。

（1）集積するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他集積に適当な場所

（2）保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

4 障害物除去に関する応援及び協力（環境生活部、県土整備部）

市町等から障害物の除去について応援、協力の要請があったときは、必要に応じ適当な措置を講ずるものとする。

市町が実施する対策

1 実施機関

（1）山（崖）くずれ等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、市町が行う。

（2）道路、河川等にある障害物の除去は、その道路及び河川等の管理者が行う。

（3）救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任を受けた市町長が行う。

2 障害物除去の方法

「＜県が実施する対策＞2 障害物除去の方法」に準ずる。

3 除去した障害物の集積場所

「＜県が実施する対策＞3 除去した障害物の集積場所」に準ずる。

4 市町地域防災計画で定める事項

（1）実施責任

（2）障害物除去の対象（道路、河川、住居別）

（3）障害物除去の方法（道路、河川、住居別）

（4）その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 実施機関（道路管理者、河川管理者）

「＜県が実施する対策＞1 実施機関」に準ずる。

2 障害物除去の方法（道路管理者、河川管理者）

「＜県が実施する対策＞2 障害物除去の方法」に準ずる。

3 除去した障害物の集積場所（道路管理者、河川管理者）

「＜県が実施する対策＞3 除去した障害物の集積場所」に準ずる。

救助法が適用された場合

救助法が適用された場合

救助法適用時における障害物除去の実施基準は次によるものとする。

(1) 除去の対象

災害によって、土石、竹木等の障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれ、それを除去すること以外に当面の日常生活が営み得ない状況にあるもので、次に該当するものに対して行う。

ア 自らの資力で障害物の除去ができないもの。

イ 住家は、半壊又は床上浸水したものであること。

ウ 通常は該当災害により住家に直接被害を受けたもの。

(2) 方 法

障害物の除去は、現物給付をもって実施するものである。現物給付とは、除去するために必要なロープ、スコップ及び機械器具等の材料を現物で支給するという意味ではなく、住み得る状態にするということである。

(3) 費用の限度

救助の程度、方法、期間一覧表のとおり。

(4) 期 間

災害発生の日から 10 日以内

第 16 節 海上災害応急対策

第 1 項 防災目標

三重県地先海域において、津波が来襲しまたは来襲するおそれがある場合及び地震による陸上での流出油事故が海域に及ぶ場合、船舶及び沿岸地域の人命、財産並びに水産資源を災害から保護する。

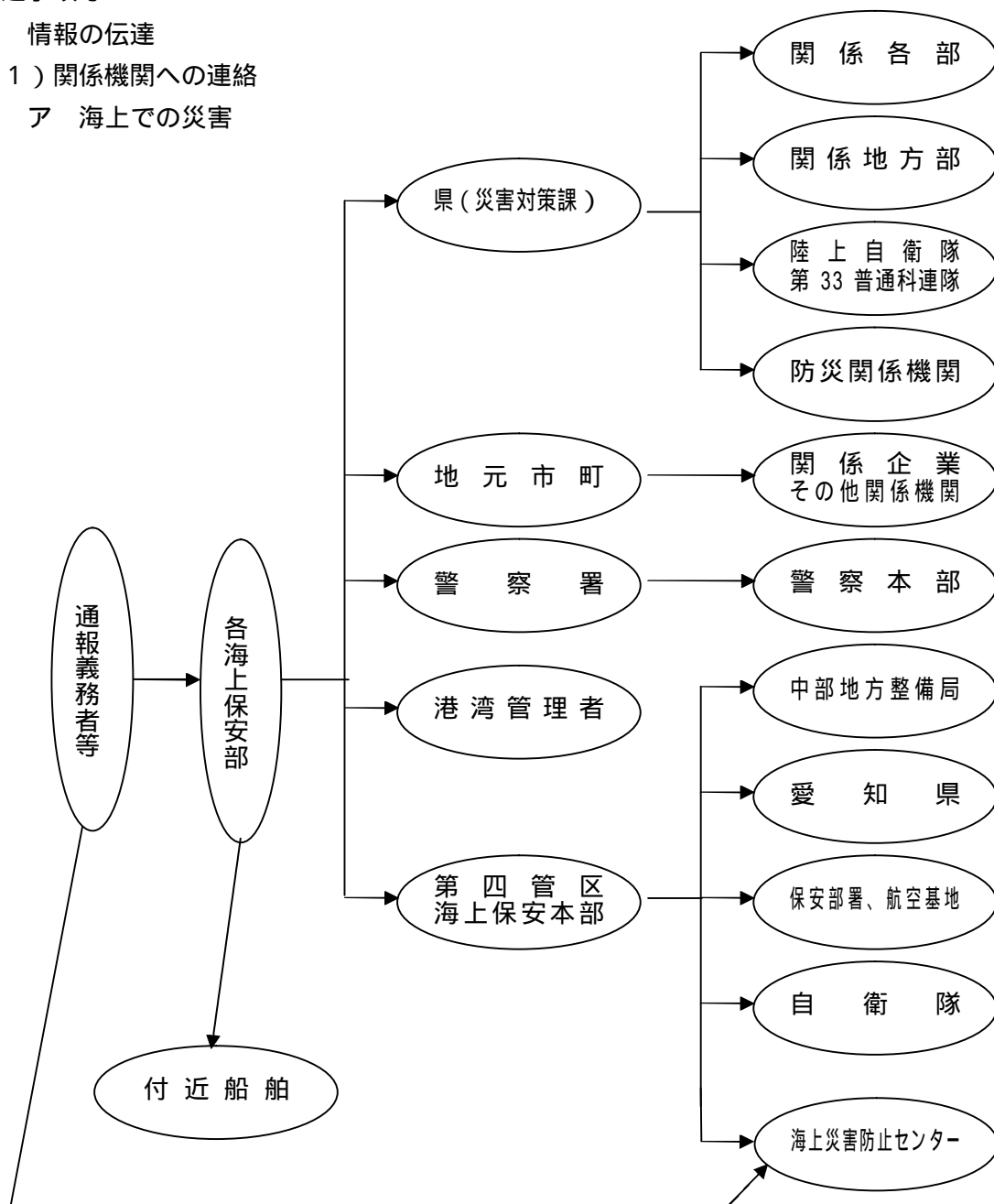
第 2 項 対 策

共通事項等

1 情報の伝達

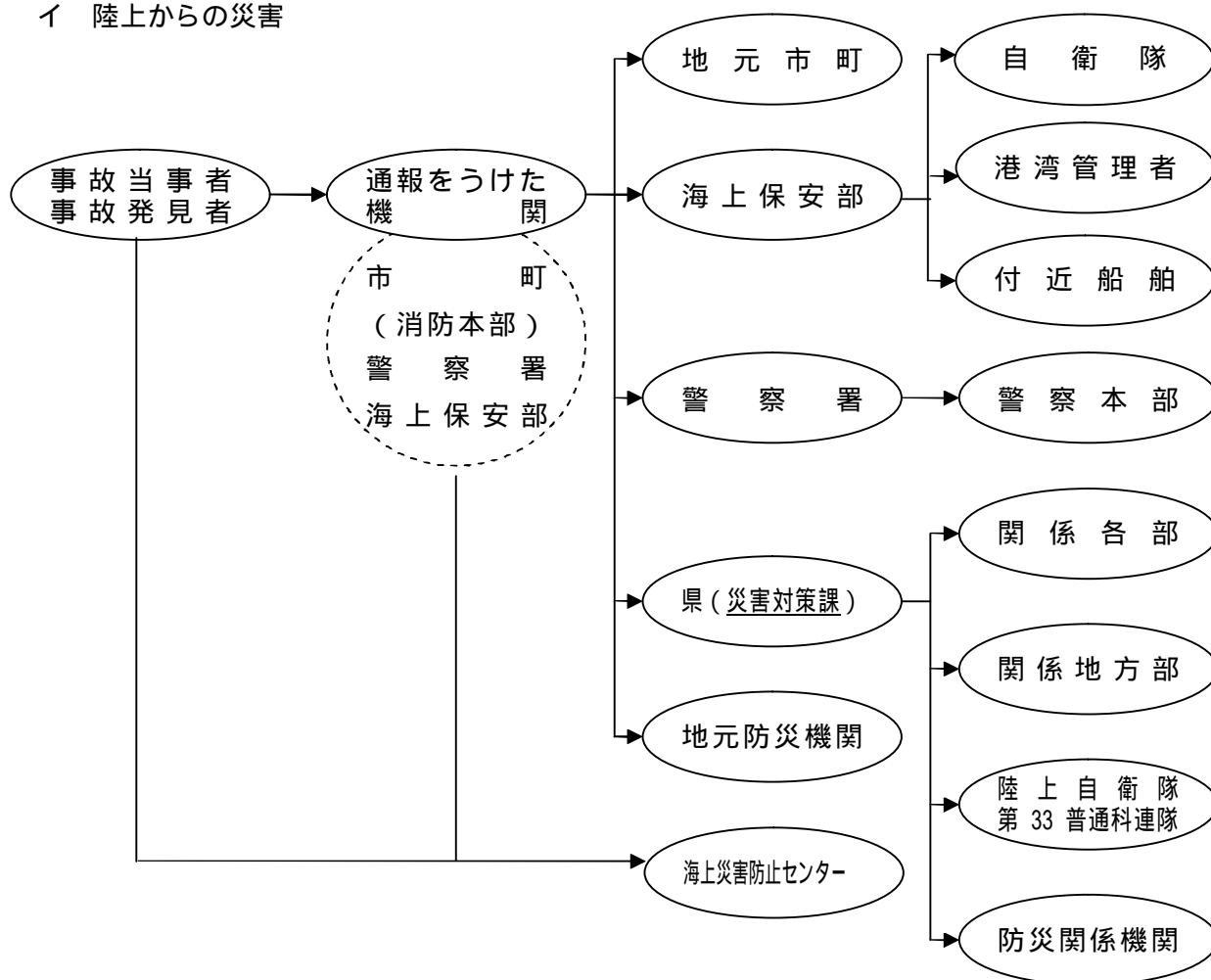
(1) 関係機関への連絡

ア 海上での災害



* 海上災害防止センターは、事故原因者から委託、または、海上保安庁長官からの指示があった場合に活動する。

イ 陸上からの災害



(2) 一般への周知

ア 船舶への周知

防災関係機関は、災害が発生し又はその波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、概ね次の区分により一般船舶に対し、周知に努めるものとする。

機 関 名	周 知 方 法	対象船舶
第四管区海上保安部	無線通信・電話	付近船舶
関係海上保安部	〃	〃
放送局(NHK・民放)	ラジオ・テレビ放送	〃
関係海上保安部	船舶拡声器による放送	港内船舶
関係警察署	〃	〃

イ 沿岸住民への周知

防災関係機関は沿岸住民及び施設等に波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、次の区分により周知を努めるものとする。

機 関 名	周 知 方 法	周 知 事 項
関係市町（消防機関） 関係警察署 関係海上保安部 放送局（NHK・民放）	広報車からの放送等 " 巡視船艇からの放送 テレビ・ラジオ放送	1 事故の状況 2 防災活動の状況 3 火気使用制限、禁止及び交通規制、 禁止等の措置 4 避泊準備等一般的注意事項 5 その他必要事項

2 応急対策活動

(1) 防災関係機関は、相互間の連絡を密にし、次により強力かつ円滑な応急対策を実施するものとする。

ア 総合的応急対策の策定並びに災害救助活動の総合調整並びに統制

イ 災害情報の交換

ウ 関係機関に対する協力要請

(2) 流出油事故の場合、必要に応じ「伊勢湾流出油等災害対策協議会」「四日市港湾災害対策協議会」「尾鷲湾排出油等災害対策協議会」等の組織の効果的な運営を図ることとする。

3 災害救助活動

防災関係機関は、必要に応じ、相互に協力して次により災害救助活動を実施するものとする。

(1) 流出油並びに火災対策

ア オイルフェンス展張による拡散防止

イ 油回収船、油吸着材及び油処理剤による油処理

ウ 消火

エ 防災資材の輸送

オ 人命の救助、救護

カ 船舶及び沿岸警戒並びに避難誘導

キ 通信連絡

(2) 津波対策

ア 船舶並びに沿岸住民の避難

イ 外洋における前進警戒

ウ 沿岸水防対策の実施

エ 気象情報の収集、連絡

4 流出油防除応急対策活動

陸上施設及びタンカー等から、石油等が流出した場合（以下「流出油」という。）の応急対策について、次により実施する。

(1) 実施機関

流出油防除等の活動は、海上保安部、海上災害防止センター、港湾管理者、県及び市町等は、それぞれ必要に応じ、必要な協力を行う。

なお、必要に応じ「伊勢湾流出油等災害対策協議会」「四日市港湾災害対策協議会」「尾鷲湾排出油等災害対策協議会」等の組織の効果的な運営を図る。

また県及び海上保安部は、各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ応急対策全般に係わる連絡調整を行う連絡調整本部を海上保安部、県、沿岸市町、警察、消防、自衛隊、その他関係機関で協議のうえ設置するものとする。なお、この連絡調整会議は、国に警戒本部が設置された場合は原則として第四管区海上保安本部に設けられる連絡本部に包括されるものとする。

連絡調整本部の設置場所は、海上保安部もしくは災害現場又は災害現場付近の公共施設等とし、各防災関係機関は連絡調整本部に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

(2) 防除活動の分担

ア 海上における防除活動の分担

(ア) 発災船舶等は、海上保安機関への通報を行うとともに、流出油の拡大防止及び回収作業を実施する。また、必要があると認められるときは、海上災害防止センターに、防除措置を依頼する。

(イ) 海上保安部長は、流出油の拡大防止措置を講ずるとともに、船舶所有者等に、防除措置の指示、命令を行い、さらに、海上での火気使用禁止、危険海域の設定及び海上安全等に必要な指示、措置を行う。

なお、緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、防除措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認められるとき、又はその措置を講ずることを命令するいとまがないと認められるときは、必要と認める防除措置を講ずるべきことを、海上災害防止センターに対し指示することができるものとする。また、必要に応じ、第四管区海上保安本部長を通じて自衛隊に対して災害派遣要請を行う。

イ 陸上における防除活動の分担

(ア) 消防長は、防除活動を指示するとともに、必要に応じ流出油の状況を海上保安部長に連絡する。

(イ) 海上保安部長は、消防長との連携を密にし、必要に応じ海上警戒を行う。

(3) 発災事業所、船舶等の措置

ア 防災関係機関への通報及び連絡要員の配置

イ 流出源の閉止及び拡大防止措置

ウ 火気使用禁止措置

エ 事業所内での危険区域の設定

オ 住民に対する広報活動

カ 流出油の回収措置

キ 周辺事業所、他の事業所への通報及び協力要請

ク その他の災害の規模に応じた措置

(4) 県の措置

ア 沿岸に漂着した流出油の除去・回収等活動の支援及び連絡調整

イ 沿岸市町、防災関係機関等への災害情報の収集伝達

ウ 自衛隊、他府県等に対する応援要請

エ 関係機関が実施する応急対策への必要な協力

オ その他の災害の規模に応じた措置

(5) 県警察の措置

ア 災害情報の収集及び伝達

イ 危険区域内への立入禁止等

ウ 被災者の救助

エ 避難の指示及び誘導

オ 緊急通行車両の通行の確保

カ 災害現場周辺の警備並びに広報活動

キ その他の災害の規模に応じた措置

(6) 市町の措置

- ア 沿岸に漂着した流出油の除去・回収等活動及び連絡調整
- イ 災害情報の収集及び伝達
- ウ 住民に対する広報
- エ 避難の勧告、指示及び誘導
- オ 防災資機材の調達搬入
- カ 他市町に対する応援要請
- キ 県に対する自衛隊の派遣要請の要求
- ク その他の災害の規模に応じた措置

(7) 消防本部の措置

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 陸上での火気使用禁止措置
- ウ 流出油拡大防止の指示及び危険区域の設定
- エ 人命救助及び負傷者等の緊急搬送
- オ 海上保安部との連絡調整
- カ その他の災害の規模に応じた措置

(8) 海上保安部等の措置

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 海上での消火及び火気使用禁止措置
- ウ 船舶の航行及び停泊禁止区域の設定及び警戒
- エ 流出油の拡大防止措置
- オ タンカーの船長がとるべき措置の指示
- カ 流出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置
- キ 危険区域内及びその付近の船舶に対する避難、立ち退き及び航行の制限又は禁止措置
- ク 消防長との連絡調整
- ケ 人命救助及び負傷者等の救急搬送
- コ 協議会に対する協力要請
- サ 自衛隊の災害派遣要請
- シ その他の災害の規模に応じた措置

(9) その他の防災関係機関

自らの防災対策を講ずるとともに、関係機関の応急対策に協力する。

第17節 緊急輸送活動

第1項 防災目標

東海地震、東南海・南海地震等大規模な地震が発生した場合、県内で甚大な被害を被り、災害応急対策活動に多くの救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等が必要となることが想定されるため、これらの人員、物資等の輸送手段及び輸送ネットワークを確保する。

【各部の情報伝達活動】

収集活動

情報収集者	情報収集先	主 な 情 報 内 容
防災対策部	県土整備部	・ 緊急ネットワークに関する情報 (緊急輸送路、防災上の拠点となる施設等)
	地方部	・ 輸送及び移送等の応援の要請
地方部	市町	・ 輸送及び移送等の応援の要請

発信活動

情報発信者	情報発信先	主 な 情 報 内 容
防災対策部	中部9県1市、近畿2府7県等	・ 輸送及び移送等の応援の要請
	中部運輸局三重運輸支局	・ 自動車運送事業用車両の要請 ・ 海上運送事業用船舶の要請 ・ 港湾倉庫確保の要請
	鉄道事業者	・ 鉄道等の輸送の依頼
	海上保安部 自衛隊	・ 海上輸送の出動要請 ・ 空中、海上輸送の要請
	航空運送事業者	・ 空中輸送の要請
県土整備部	防災対策部	・ 緊急ネットワークに関する情報 (緊急輸送路、防災上の拠点となる施設等)
地方部	防災対策部	・ 輸送及び移送等の応援の要請

本表は、県の各部に関する主だった情報の流れを管理し、災害対策の目安とするものであり、本計画に記述されている内容を全て網羅しているわけではない。

本表の収集・発信する情報内容には、主体的に行わないものも含まれている。

第2項 対 策

共通事項等

1 輸送の対象

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に要する人員、物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に要する人員及び物資

(2) 第2段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 被災地外へ搬送する傷病者及び被災者

第17節 緊急輸送活動

エ 輸送施設（道路、港湾、漁港、ヘリポート等）の応急復旧等に要する人員及び物資

（3）第3段階

- ア 上記（2）の続行
- イ 災害復旧に要する人員及び物資
- ウ 生活必需品

県が実施する対策

1 輸送車両等の確保（防災対策部）

災害輸送は、その応急対策を実施する機関がその地域内で処理できないときは、市町災対本部にあっては地方部に、地方部は県災対本部に、車両その他の輸送力の確保あるいは輸送及び移送についての応援等を要請するものとする。

さらに、必要に応じ、災害応援に関する協定に基づく隣接府県等の応援を求めるものとする。

（1）車両等の確保はおおむね次の順序による。

- ア 応急対策実施機関所有の車両等
- イ 公共的団体の車両等
- ウ 自動車運送事業用車両等
- エ その他の自家用車両等

（2）県災対本部における輸送力の確保

ア 陸上輸送

（ア）県有車両による輸送

- a 県災対本部各部、班及び地方部は、あらかじめそれぞれの部及び班で保有する自動車等の数及び種別を掌握し、部及び班内での輸送計画をたてておくものとする。
- b 各部及び班内の自動車等で輸送力の確保ができないときは、次の輸送条件を明示して、管財班（管財室）に県有集中管理車両の確保の要請をするものとする。

（a）輸送区間又は借上期間

（b）輸送量又は車両の台数等

（c）集合の場所及び日時

（d）その他の条件

（イ）自動車運送事業用車両等による輸送

県災対本部各部、班及び地方部は県有集中管理車両が不足する場合は、事務局総括班を通じて中部運輸局三重運輸支局に自動車運送事業用車両の確保の要請をするものとし、この場合には、関係班はあらかじめ予算調整班（予算調整室）に連絡のうえ措置するものとする。

（ウ）鉄道輸送

鉄道等の利用については、必要の都度、各関係機関と連絡して処理するものとする。

なお、日本貨物鉄道株式会社の利用については、別に定める運賃減免の基準に従って実施し、減免の要請については、知事、市町長及び日本赤十字社三重県支部長が支社長に申請して、日本貨物鉄道株式会社において必要と認めたととき、その取扱いをするものとする。

イ 海上輸送

船舶による輸送は、その区間、港湾事情及び天候等により、その輸送量もしくは輸送人員は変動されるが、中部運輸局三重運輸支局と常時連絡とり、運航拠点別に輸送力及び港湾倉庫等の確保を図る。

また、必要に応じ、自衛隊、海上保安庁に対して、海上輸送の出動要請をするものとする。

必要に応じ、三重県水難救済会、中部小型船安全協会に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を要請する。

ウ 空中輸送

県災対本部各班又は地方部もしくは関係機関は、陸上交通の途絶等に伴い、緊急に空中輸送が必要なとき、県災対本部に輸送条件を示して空中輸送の要請をするものとする。

また、自衛隊、航空運送事業者等に対しても、同様に協力を要請するものとする。

エ 人夫等による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、人夫等により輸送を図るものとする。輸送のための労力の確保は、第3章第2節「災害対策要員の確保」の定めるところによるものとする。

オ 従事命令による輸送力の確保

一般の方法により自動車等輸送力の確保ができないときは、従事命令を執行して確保するものとする。

従事命令の方法は、次の者に対して第4章第2節「災害対策要員の確保」の定めるところによるものとする。

- (ア) 鉄道事業者及びその従事者
- (イ) 自動車運送事業者及びその従事者
- (ウ) 船舶運行事業者及びその従事者
- (エ) 港湾運送業者及びその従事者

(3) 燃料の確保

県災対本部は、緊急通行車両等の燃料の確保に努めるものとする。

(4) 道路情報の収集・伝達

県災対本部は、交通渋滞や交通規制等道路情報を広く収集し、緊急通行車両の運転者等に提供できる体制を敷くものとする。

(5) 費用の基準

輸送業者による輸送あるいは車両の借上げは、本県の地域における慣行料金（国土交通省の認可を受けている料金以内）によるものとする。

2 緊急輸送道路の指定（県土整備部）

陸海空のあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送ネットワークの形成を図るため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、緊急輸送道路を指定する。また、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき作成した緊急輸送道路ネットワーク図を関係機関に周知するものとする。

(1) 緊急輸送道路

県は、隣接府県及び防災上の拠点となる施設を結ぶ路線等を緊急輸送道路に指定する。

ア 第1次緊急輸送道路

県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路

イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点等）を連絡する道路

ウ 第3次緊急輸送道路

その他の道路

(2) 防災上の拠点となる施設

ア 第1次

(ア) 県庁及び地方生活圏の救援物資等の備蓄・集散上の拠点（県の拠点総合庁舎）

(イ) 県内の港湾のうち救援物資等の備蓄・集散上の最重要となる港湾とその管理の拠点（四日市港、国土交通省四日市港湾事務所、四日市港管理組合）

(ウ) 地方中心都市（県民センター所在地）の市庁舎

(エ) 広域救護活動等の拠点（陸上自衛隊駐屯地）

第17節 緊急輸送活動

イ 第2次

- (ア) 市町内の救援物資等の備蓄・集散上の拠点(市町庁舎・市町分庁舎)
- (イ) 道路管理の拠点(国土交通省、中日本高速道路株式会社の各事務所)
- (ウ) 救援物資等の備蓄・集散上の拠点(重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾、広域防災拠点及びヘリポート)
- (エ) 救援活動等の拠点(海上保安庁、警察、消防本部各庁舎)
- (オ) 医療活動の拠点(災害拠点病院及び紀南地域の主要病院)

ウ 第3次

- (ア) 鉄道輸送の拠点(JR、近鉄の主要駅)
- (イ) 広域応援部隊の活動・物資搬送の拠点(東海地震、東南海・南海地震の活動・物資搬送拠点)

市町が実施する対策

1 輸送車両等の確保

「<県が実施する対策> 1 輸送車両等の確保」に準ずる。

2 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 実施責任
- (2) 輸送力の確保(陸・海・空)
- (3) 他機関等に緊急輸送を依頼した場合の受入措置
- (4) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 輸送車両等の確保(災害輸送関係者)

(1) 輸送記録

災害輸送関係者は、車両の使用、その他輸送に関する記録を整理及び保存しておくものとする。

救助法が適用された場合

救助法が適用された場合

救助法に基づく応急救助の実施に必要な輸送

(1) 範 囲

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産
- ウ 災害にかかった者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 死体の捜索
- カ 死体の処理(埋葬を除く。)
- キ 救済用物資の整理配分

(2) 費 用

応急救助のための支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 期 間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第18節 県防災ヘリコプター活用計画

第1項 防災目標

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震が発生した場合、道路が寸断され孤立する地域が発生することが想定されるため、それら地域においても迅速な対応をするため防災ヘリコプターの有効活用を図る。

第2項 対策

共通事項等

1 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターの出動は、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。

- (1) 被災状況等の調査及び情報収集活動
- (2) 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- (3) 消防隊員、消防資機材等の搬送
- (4) 被災者等の救出
- (5) 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
- (6) 災害に関する情報、警察等の伝達等広報宣伝活動
- (7) その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

県が実施する対策

1 防災ヘリコプターの運航体制（防災対策部）

防災ヘリコプターは、「三重県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「三重県防災ヘリコプター緊急運航要領」（三重県地域防災計画添付資料参照）の定めるところにより、市町等の要請に基づき、運航するが、非常体制が発令された場合は、市町等の要請の有無にかかわらず、情報収集等の活動に自動的に出動するものとする。

市町が実施する対策

1 防災ヘリコプターの応援要請

市町長等（消防の一部事務組合管理者を含む）の知事に対する防災ヘリコプターの応援要請は、「三重県防災ヘリコプター応援協定」（三重県地域防災計画添付資料参照）の定めるところによるが、その概要は次のとおりとする。

(1) 応援要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当するとき、市町長等の要請に基づき応援するものとする。

ア 災害が、隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

イ 発災市町等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合

ウ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 応援要請方法

知事（防災対策部災害対策課）に対する応援要請は、電話等により、次の事項について連絡を行うものとするが、事後速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書（三重県地域防災計画添付資

第 18 節 県防災ヘリコプター活用計画

料参照)を知事に提出するものとする。

ア 災害の種別

イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況

ウ 災害発生現場の気象状態

エ 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法

オ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

カ 応援に要する資機材の品目及び数量

キ その他必要事項

(3) 緊急時応援要請連絡先

防災対策部災害対策課 防災航空隊 T E L 059-235-2558 (緊急専用回線)

F A X 059-235-2557

2 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施責任

(2) 支援要請手続き

(3) 要請後の受入体制

(4) ヘリコプター臨時離着陸場の指定

(5) その他必要な事項

第 19 節 危険物施設等応急対策

第 1 項 防災目標

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生時には、強い地震動が想定されるため、危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の損傷による二次災害を防止する。

【各部の情報伝達活動】

収集活動

情報収集者	情報収集先	主 な 情 報 内 容
防災対策部	海上保安部	・危険物積載船舶の保安
	警察本部	・危険時に際しての通報
	市町	・毒物劇物の流出及び飛散等の届け出 ・被災状況の報告
健康福祉部	地方部	・毒物劇物の流出及び飛散等の届け出
警察本部	防災対策部	・交通規制等の応援の要請
	健康福祉部	・毒物劇物保有施設情報の提供
	市町	・被災状況の報告 ・応援出動の要請
	ガス施設等 危険物製造所等 火薬類保管施設	・危険時に際しての通報
	毒物劇物業者等 放射性物質使用者等	・毒物劇物、放射性物質の流出及び飛散等の届け出
地方部	毒物劇物業者等 放射性物質使用者等	・毒物劇物、放射性物質の流出及び飛散等の届け出

発信活動

情報発信者	情報発信先	主 な 情 報 内 容
防災対策部	警察本部	・交通規制等の応援要請
	ガス施設等	・災害発生防止、安全確保のための緊急措置の要請
	危険物製造所等	・災害発生防止、安全確保のための緊急措置の要請
健康福祉部	警察本部	・災害発生防止、安全確保のための緊急措置の要請
	毒物劇物業者等	・災害発生防止、安全確保のための緊急措置の要請
警察本部	防災対策部	・危険時に際しての通報
	水道水取水地区 担当機関	・飲料水汚染の可能性の連絡
地方部	健康福祉部	・毒物劇物、放射性物質の流出及び飛散等の届け出
	市町	・毒物劇物、放射性物質の流出及び飛散等状況報告 ・毒物劇物保有施設情報の提供
	水道水取水地区 担当機関	・飲料水汚染の可能性の連絡

本表は、県の各部に関する主だった情報の流れを管理し、災害対策の目安とするものであり、本計画に記述されている内容を全て網羅しているわけではない。

本表の収集・発信する情報内容には、主体的に行わないものも含まれている。

第 2 項 対 策

県が実施する対策

1 危険物製造所等（防災対策部）

知事が許可した移送取扱所（消防法第 11 条第 1 項 4 号に規定する移送取扱所）について、関係市町の要請により設置若しくは維持又は当該移送取扱所における危険物の取扱いに関して、災害が発生するおそれがあると認められるときは、所有者、管理者又は占有者に対し、当該移送取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

2 ガス施設等

(1) 災害発生防止の緊急措置(防災対策部、警察本部)

ア 高圧ガス施設(防災対策部)

(ア) 高圧ガスの製造、販売又は特定消費のための施設の全部又は一部の一時使用停止命令

(イ) 高圧ガスの製造、引渡、貯蔵、移送、消費又は廃棄の一時禁止又は制限

(ウ) 高圧ガス又はこれを充てんした容器等の所有者又は占有者に対する廃棄又は場所の変更命令

イ 火薬類貯蔵施設等(防災対策部、警察本部)

(ア) 火薬類の製造施設又は火薬庫の全部又は一部の一時使用停止命令

(イ) 火薬類を取り扱う(製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄)者に対し、その行為の一時禁止又は制限

(ウ) 火薬類の所有者又は占有者に対し、火薬類の所在場所の変更又は廃棄命令

(エ) 火薬類を廃棄した者に対し、廃棄した火薬類の収去命令

(2) 災害応急対策(警察本部)

ア 住民の安全の確保

警察官は、ガス施設等で地震による二次災害の発生又は発生のおそれがある場合で、事業者から通報を受けた時は、直ちに事故現場に出動し、互いに連絡を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保するものとする。

イ 交通規則

警察官は、市町、ガス事業者等と協議のうえ危険区域を中心に交通規制を行い、当該区域への立ち入り規制の実効を行う。

3 毒物劇物施設(健康福祉部、警察本部)

(1) 県は、警察本部、市町、消防署へ毒物劇物保有状況等の情報提供を行う。

(2) 県及び警察本部は市町等関係機関と協調し、住民に対する広報、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出救護及び避難誘導等の措置をとるとともに、飲料水汚染の可能性がある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関に連絡する等の措置をとるものとする。

4 放射性物質施設(健康福祉部、警察本部)

放射性物質の事故により、保健衛生上身体に危害が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策は本計画によるものとする。

(1) 応急対策

事故が発生した場合は、緊急に緊急措置を講ずる必要があることから、事故発生の通報を受けた所轄保健所及び警察署は、相互に密接な連絡のもとに次の緊急措置を実施するものとする。

ア 住民に対する広報

イ 汚染区域の拡大防止措置

ウ 警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置

エ 避難指示及び勧告

オ 被ばく者の救出及び救護

カ 飲料水汚染区域の取水区機関への連絡

キ 輸送中の事故にあっては、販売事業者、使用者等の専門技術者の現場への出動指示

市町が実施する対策

1 危険物製造所等

市町長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができる。

2 ガス施設等

(1) 災害発生防止の緊急措置として市町長は次の措置をとるものとする。

- ア 消防機関への出動命令及び警察官、海上保安官への出動要請
- イ 警戒区域の設定に伴う、立入制限、禁止及び退去
- ウ 物的応急公用負担の権限及び障害物の除去等の権限

(2) ガス施設等の災害応急対策は次のとおりとする。

ア 住民の安全の確保

消防吏員は、地震災害における危険時に、ガス事業所、高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保するものとする。

イ 火気等の制限

消防吏員は、ガス事業者等と協議のうえ危険区域での火気の手配の制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

ウ 避難の指示及び場所

市町長は、危険のおそれがある区域内の住民に避難のすべき理由を周知し、自主防災組織と協働して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保するものとする。

3 放射性物質施設（市町役場、所轄消防本部又は消防署）

「＜県が実施する対策＞ 4 放射性物質施設」に準ずる。

4 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 実施責任
- (2) 危険物施設別対策
- (3) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 危険物施設（関係事業所の管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等）

関係事業所の管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等は、県、市町の指導を受けて、危険物施設の実態に即して、応急対策を講ずる。

関係機関は連携して地震災害時に次の措置をとる。

- (1) 危険物の流出あるいは、爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止
- (2) 初期消火要領の徹底、並びに混触発火等による火災の防止及び異常反応、タンク破壊等による広域拡散の防止
- (3) 災害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要領の確立
- (4) 防災機関による災害状況の把握と相互間の連携活動による、従業員周辺地域住民等に対する人命安全措置の強化

2 ガス施設等（ガス事業者、中部近畿産業保安監督部）

(1) ガス事業者等

災害発生及び拡大防止を図るため、ガス事業者は次の措置をとるものとする。

ア 緊急点検の実施

ガス事業者は、地震発生後、直ちにガス施設等の緊急点検を行い、漏洩等の異常の有無について確認を行う。

イ 異常時の応急措置

ガス事業者は、漏洩等の異常を発見したときは、漏洩を防止するため直ちにガスの供給遮断、応急修理等の措置を講じる。

ウ 防災関係機関への通報

ガス事業所、高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等のガス事業者は、ガス施設等で地震による二次災害の発生又は発生のおそれがある場合、経済産業大臣（中部近畿産業保安監督部長）、知事、市町長又は警察、消防若しくは消防団、海上保安部に通報するものとする。

なお、移動中における事故発生時に際しては、迅速かつ適切な対応を図るため、三重県高圧ガス地域防災協議会の指定する最寄りの防災事業所の協力を得るものとする。

エ 関係者の識別

ガス事業者等は、ガス施設等の応急措置を行うため、事故現場に急行する場合には、関係者であることを識別できる服装等を着用するものとする。

(2) 中部近畿産業保安監督部

災害発生及び拡大防止を図るため、中部近畿産業保安監督部は次の措置をとるものとする。

ア 液化石油ガス等の販売、貯蔵及び移動の制限等

イ 県が実施する高圧ガス施設等に係る緊急措置に対する支援

3 毒物劇物施設（毒物劇物営業者、特定毒物研究者、業務上取扱者）

毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずるとともに、所轄の保健所、警察署又は消防署に届出るものとする。（毒物及び劇物取締法第16条の2）

4 火薬保管施設（関係事業者）

危険時に際して、火薬類の所有者又は占有者は「火薬類取締法」に定める応急の措置を講じるとともに、警察官、消防吏員若しくは消防団員又は海上保安官に届け出るものとする。

5 放射性物質施設（放射性物質の使用者、販売者、廃棄業者等）

放射性物質の事故により、保健衛生上身体に危害が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策は本計画によるものとする。

(1) 事故発生時の通報

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに次の機関に通報するものとする。

ア 所轄保健所

イ 所轄警察署

ウ 所轄消防本部又は消防署

エ 市町役場

6 海上の危険物対策（海上保安部）

海上保安庁は、地震時における海上の保安を確保するため、関係機関と密接な連絡をとり、次の措置をとるものとする。

(1) 危険物積載船舶で災害が発生した場合の防御活動をおこなう。

- (2) 危険物積載船舶について、必要に応じ移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- (3) 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止、取り止め等事故防止のために必要な指導を行う。
- (4) 停泊船舶への情報伝達等

危険物等の漏洩により、港湾内の停泊船舶等に影響を及ぼすおそれがある場合に、停泊船舶等に対し通報を行う。

第20節 公共施設・ライフライン施設応急対策

第1項 防災目標

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生後、防災活動の拠点となる公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握することで、二次災害を防止する。

被災者の生活確保のため、公共施設、ライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。

【各部の情報伝達活動】

収集活動

情報収集者	情報収集先	主な情報内容
防災対策部	県土整備部	・公共土木施設（下水道施設を含む）の被害及び復旧状況
	警察本部	・公共土木及び交通安全施設の被害状況
	地方部	・公共土木施設、ライフライン被害及び復旧状況
	ライフライン事業者	・ライフライン被害及び復旧状況
	環境生活部	・水道施設の被害及び復旧状況
環境生活部	企業庁	・水道施設の被害及び復旧状況 ・工業用水道施設の被害及び復旧状況
	市町（幹事都市）	・水道施設の被害及び復旧状況 ・応援要請（応急給水・復旧用資機材、人員） ・応援体制（応援可能資機材、人員）
環境生活部 県土整備部	地方部	・公共土木施設の被害及び復旧状況 ・公共土木施設の応急復旧活動の応援要請
	国土交通省事務所 中日本道路株式会社・公社	・道路被害状況
地方部	市町	・公共土木施設、ライフライン被害及び復旧状況 ・公共土木施設の応急復旧活動の応援要請
警察本部	県土整備部	・道路、橋梁における障害物除去作業の調整、役割分担

発信活動

情報発信者	情報発信先	主な情報内容
環境生活部	企業庁	・水道施設の被害及び復旧状況 ・応援要請（応急給水・復旧用資機材人員）
	市町（幹事都市）	・水道施設の被害及び復旧状況 ・応援要請（応急給水・復旧用資機材、人員）
環境生活部 県土整備部	防災対策部	・公共土木施設の被害及び復旧状況
	道路管理者 自衛隊 消防機関 警察本部	・道路、橋梁における障害物除去作業の調整、役割分担
	企業庁	・水道施設の被害及び復旧状況 ・工業用水施設の被害及び復旧状況
	市町	・水道施設復旧作業の相互調整、役割分担 ・応急給水、復旧に関する広報
企業庁	ライフライン事業者	・ライフライン復旧作業の相互調整
	関係市町・工場	・工業用水施設の被害状況、復旧の見通し
地方部	県土整備部	・公共土木施設の被害及び復旧状況 ・公共土木施設の応急復旧活動の応援要請
警察本部	地方振興部	・公共土木施設の被害状況

本表は、県の各部に関する主だった情報の流れを管理し、災害対策の目安とするものであり、本計画に記述されている内容を全て網羅しているわけではない。

本表の収集・発信する情報内容には、主体的に行わないものも含まれている。

第2項 対策

県が実施する対策

1 公共土木施設

(1) 道路、橋梁（県土整備部、警察本部）

ア 緊急交通路の確保に引き続き、県民生活に欠くことのできない重要な生活道路については、被災後速やかに被害状況を把握するほか、障害物の除去、応急復旧工事に着手するものとする。

イ 障害物の除去については、道路管理者、警察本部、消防機関及び自衛隊等が協力して必要な措置をとるものとする。

ウ 道路管理者は、建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

(2) 港湾施設（県土整備部）

被災後は、早期の被害状況の把握に努め、その状況によって、緊急輸送用の港湾を定め、緊急輸送に対処するものとする。

また、速やかに岸壁、物揚場等港湾施設の補修や補強を行うとともに、二次災害を防止するため、崩壊した構造物等の障害物の除去や船舶の航行に支障のないよう標識、照明等の設置等を行う。

(3) 漁港施設（農林水産部）

災害の発生により漁港の各施設が被害を受けたときは、速やかにその被害状況を的確に把握し、これらの施設の機能を維持するために、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じるものとする。

(4) 河川、海岸（農林水産部、県土整備部）

河川及び海岸の堤防並びに護岸については、被災後、速やかに応急復旧工事に着手し、浸水を防除するものとする。

(5) 砂防設備・治山施設（農林水産部、県土整備部）

地震発生後には、二次災害を防止するため、既設の砂防堤防、治山ダム等設備の被災状況を点検し、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手する。

また、地震に起因する山腹斜面の緩み、クラック等の発生箇所の点検を実施し、必要に応じて応急工事を実施する。

(6) 地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設（農林水産部、県土整備部）

地震発生後には、二次災害を防止するため、既設の地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設の被災状況を点検し、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手する。

(7) 土砂災害危険箇所（県土整備部、防災対策部）

地震発生後の降雨等による土砂災害の発生や被害軽減に資するため、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な避難対策を行うものとする。

(8) 下水道施設（県土整備部）

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、流域下水道管理者は公共下水道管理者に対し、下水排除の制限を行う。

(9) 災害時要援護者関連施設の土砂災害対策（県土整備部、健康福祉部、防災対策部）

地震発生後、土砂災害が発生する恐れがある場合には、防災行政無線等を利用して、気象情報や雨量等の情報を市町に通知し、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て避難誘導対策を講じるとともに、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて速やかに応急対策を実施する。

(10) 土砂災害緊急情報（農林水産部、県土整備部、防災対策部）

地すべりが発生した際には、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施する必要があるかどうか事前に調査を行い、必要に応じて、土砂災害防止法第 26 条に基づく緊急調査を実施したうえで、同法第 29 条に基づく土砂災害緊急情報を市町に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じるものとする。

また、緊急調査により得られた情報を市町に随時提供するよう努める。

2 電 気（企業庁）

災害時においては、被害を最小限にとどめ、二次災害の防止並びに被害箇所の早期復旧を行い、中部電力株式会社ほか関係機関と密接な連携を図り、電気の供給の確保に努める。

- (1) 災害が発生した場合は、災害対策本部を設けて、中部電力株式会社ほか関係機関と密接な連携を図る。
- (2) 災害対策本部の指揮のもと、発電所施設の被害状況の調査、応急処置を行うとともに復旧計画を策定し、必要な事項を関係機関に報告する。
- (3) 発電及び送電を継続すると被害をもたらす恐れのある場合は、二次災害を防止するため、ただちに発電及び送電を停止する等の適切な処置を行う。
- (4) 復旧計画に基づき、発電所施設の十分な安全確認を行いながら、復旧作業を行う。
- (5) 関係機関からの発電再開の要請に応じて、発電及び送電を再開する。

3 水 道（環境生活部、企業庁）

- (1) 県の水道用水供給事業の施設復旧にあたっては、他のライフライン事業者との連携を図るとともに、三重県企業庁震災対策基本計画及び同実施要領に基づき、速やかに実施し、受水市町に送水するものとする。
- (2) 応急対策計画

災害時における応急対策の円滑な推進にあたっては、その状況によって、県企業庁の対策本部の設置を行うとともに、応急連絡体制の確立、人員、車両、必要資機材等の確保並びに配備体制の整備を図る。

なお、災害時には市町に設置の対策本部と連絡調整し、応急復旧、応急給水等の活動に混乱が生じないように留意し、迅速かつ円滑に対応するとともに適切な広報を行う。

ア 応急体制

震災後は被害の状況により、市町の対策本部と密接な連絡を保ちながら応急活動を行う。

イ 情報連絡体制

震災後の混乱した状況下では有線による通信連絡が不可能となることが予想されるため、県防災通信ネットワーク等を活用して応急連絡体制の確立を図るとともに、伝達は正確かつ簡潔、迅速に行うものとする。

ウ 動員体制

地震発生後は、応急復旧、応急給水に従事する人員の確保を図るため動員体制を確立する。

エ 応援体制

職員及び資機材の確保が困難な場合は、他の公共団体及び関係会社等に協力を要請し、地震発生時の応援体制の確保に努める。

オ 応急給水対策

県は災害時に市町が行う応急給水には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、市町と連携し速やかに応急給水体制を確立する。

供給水量の確保には、県企業庁の施設である調整池、浄水池その他浄水貯留可能施設の有効利用を図るものとする。

カ 災害時の広報

発災時は施設の被害状況、応急復旧の見通し、応急給水の状況等を関係市町に広報する。

キ 応急復旧対策

発災後の被害状況を速やかに把握するとともに、その状況に基づく適切な応急復旧体制及び応急復旧計画を確立して、被害箇所の応急復旧を行い、施設機能の迅速な回復に努める。

4 工業用水道（企業庁）

工業用水道は、産業がその生産活動を行ううえで、不可欠な基礎的生産要素である。万一、震災等により管路施設に予期せぬ被害を受けると、工場への給水がストップし、火災等を誘発する恐れがあるほか、漏水事故等による二次災害の発生も予想される。こうした事態に迅速に対処し、可能な限り短時間のうちに施設を復旧させるため最大限の努力をする。

（1）応急体制

被害の状況により市町の災害対策本部と密接な連絡を保ちながら応急活動を行う。

（2）情報連絡体制

発災時には、有線による通信連絡が不可能となることが予想されるので、各事務所に設置してある無線設備及び三重県防災通信ネットワークを活用して応急連絡体制の確立を図る。

（3）動員体制

発災時における応急給水、応急復旧に従事する必要人員の確保を図るため動員体制を確立する。

（4）応援体制

当庁の職員及び資機材で対応が困難な場合は、「東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書（H9.2.28）」等により他の公共団体に応援を求めるほか、関係会社等に協力を要請する。

（5）応急復旧

地震災害による施設の被害状況を的確に把握して早期復旧を図り、一日も早く企業に給水するため、応急復旧を行う。

（6）応急給水

発災時には、余裕の範囲内で工業用水を飲料水の原水として使用する。

（7）消火用水

工業用水による消火用水は、配水管に設置されている消火栓、または必要に応じて空気弁等を利用して給水する。

（8）災害時の広報

被害の状況、復旧の見通し、企業庁の対応等状況を関係市町工場へ連絡する。

市町が実施する対策

1 公共土木施設

（1）道路、橋梁

「＜県が実施する対策＞1（1）道路、橋梁」に準ずる。

（2）漁港施設

「＜県が実施する対策＞1（3）漁港施設」に準ずる。

（3）河川、海岸

「＜県が実施する対策＞1（4）河川、海岸」に準ずる。

（4）下水道施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手すると

ともに、処理不能となった場合、公共下水道管理者は住民に対し、下水排除の制限を行う。

2 水道

- (1) 水道施設の復旧作業は、他のライフライン事業者（電気、ガス、電話、情報供給機関）との連携を図りながら、関係事業者間の広域応援体制を確立し、その協力を得て、早期復旧に努めるものとする。
- (2) 水道施設の復旧作業において、本管及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施するものとする。
- (3) 県営水道用水供給事業からの受水の市町においては県企業庁と連絡を密にしながら復旧にあたるものとする。
- (4) 水道事業
 - ア 水道事業の復旧にあたっては、各自復旧計画に基づき、速やかに実施するものとする。自ら実施が困難な場合は、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表市又は県等に応援を要請する。
 - イ 配水管の復旧に際しては、必要に応じ、共同栓を仮設して給水を開始する。
 - ウ 被災の状況により、必要に応じ、仮設管を敷設する等により早期復旧に努める。

3 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 実施責任
- (2) ライフライン機関との連絡体制
- (3) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 公共土木施設

- (1) 道路、橋梁（道路管理者、自衛隊）

「<県が実施する対策> 1（1）道路、橋梁」に準ずる。
- (2) 港湾施設（港湾管理者、海上保安部）

「<県が実施する対策> 1（2）港湾施設」に準ずる。
- (3) 河川、海岸（河川管理者、海岸管理者）

「<県が実施する対策> 1（4）河川、海岸」に準ずる。

2 鉄 道（鉄道事業者）

県内においては東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、三岐鉄道株式会社、伊勢鉄道株式会社、養老鉄道株式会社、伊賀鉄道株式会社等の各社により鉄道網を形成しているが、県内における鉄道事業者の地震対策計画は、東海旅客鉄道株式会社の防災業務計画、近畿日本鉄道株式会社の地震対策計画を参考としたので、他の鉄道事業者においても防災体制の確立を図るものとする。

(1) 東海旅客鉄道株式会社の防災業務計画

防災対策の基本方針

ア 防災対策を推進するにあたっての基本方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (ア) 発災時に備えて、周到かつ十分な災害予防措置を講ずること。
- (イ) 発災時等においては、迅速かつ円滑な災害予防措置を講ずること。
- (ウ) 鉄道施設等の迅速かつ適切な災害復旧を行い、もって輸送の確保を図り、社会的使命を発揮すること。
- (エ) 関係行政機関、関係公共機関、関係地方自治体及び関係会社との密接な連携のもとに万全の措置を講ずること。

イ 対策本部及び復旧本部体制の整備

発災時に災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要により対策本部を設置する。また、各鉄道事業本部等は、発災後に復旧対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要により復旧本部を設置することとする。

これら本部については、設置要件、構成、運営要領及び責任者が出社できない場合の代行順位等を整備しておくこととする。

ウ 旅客の避難誘導及び救出救護

(ア) 旅客公衆に対する避難誘導體制の整備

各鉄道事業本部等は、発災時等における旅客公衆の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び収容の方法について予め定めておくこととする。

(イ) 負傷者の搬送体制等の整備

各鉄道事業本部等は、発災時に鉄道施設内で負傷者が発生した場合に備えて、関係地方自治体、警察・消防、近隣の医療機関と協力して、緊急連絡体制、搬送体制を整備することとする。

(ウ) 駅構内等の秩序の維持

各鉄道事業本部等は、鉄道警察隊との密接な連携のもとに、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な整理、誘導の方法を定め、発災時等における混乱を防止し、秩序の維持に努めることとする。

(エ) 交通輸送対策の策定

各鉄道事業本部等は、発災時に備えて災害区間着となり、またはこれを通過する旅客の乗車券類の発売、輸送制限、う回線区に対する輸送力増強及びバス等による代替輸送並びに並行会社線との振替輸送等の方法を予め定めておくこととする。

(オ) 各鉄道事業本部等は、津波危険予想地域にある駅の利用者及び施設等に勤務する社員、作業員その他施設に出入りする者の的確な避難を行うため、あらかじめ地方公共団体の定めた避難地、避難経路等を掲示することとする。

(2) 近畿日本鉄道株式会社の地震対策計画

震災に際しては、人命尊重を第一とし、被害を最小限に防止するとともに、速やかに災害の復旧に努め、輸送の確保を図るものとする。

ア 震度別列車運転基準

(ア) 震度4の場合 注意運転

(イ) 震度5弱以上の場合 運転中止

イ 関係者の処理

(ア) 運転指令者は、震度、被害、列車運行等の状況把握に努め、列車に対して適切な指示を行う。この場合、震度5弱以上と判明したときは、線路に異常がないことを確かめるまで列車の運転を中止する。

(イ) 駅長は付近の状況把握に努め、列車運転上危険と認めたときは、運転指令者に報告するとともに、列車の運転を見合わせる。

(ウ) 運転士は、地震を感知したときは、速やかに安全な位置に停車し、運転指令者からの指令に留意するとともに、進路の異常の有無を確かめる。付近に異常を認めないときは、最寄駅まで注意運転を行い、駅長の指示を受ける。

(エ) 施設関係各區長は、震度4以上と認めたときは要注意箇所を点検する。震度5弱以上と認めたとき、又は指令を受けたときは、至急巡回点検する。

ウ 火災の防止

火気使用施設及び器具、危険物等による火災発生を防止するため、ガス、油の元栓の閉鎖、電気スイッチの遮断を速やかに行う。

エ 旅客の整理、避難誘導

駅係員、乗務員は、状況を的確に判断し、旅客の整理避難誘導を行い、混乱による二次災害防止に努める。

オ 他機関との応援体制

災害により列車の運行が不能となった場合には、あらかじめ定められた他の運輸機関と打合せのうえ、鉄道による振替輸送またはバスによる代行輸送の取扱いを行う。

カ 災害発生時の対応

災害が発生したときは、当社「災害救助規定」に基づき非常本部、非常支部、復旧本部を設け、連絡通報、被災者の救助及び災害の復旧にあたる。

非常本部は本社に、非常支部は輸送統括部に、又復旧本部は現地に設ける。

3 バス（一般乗合旅客自動車運送事業者）

県内における一般乗合旅客自動車運送事業者の地震対策計画は、三重交通株式会社を参考としたので、他の事業者においても防災体制の確立を図るものとする。

三重交通株式会社の地震対策計画

地震災害発生時における速やかな応急措置、復旧については、人命尊重を第一にして、輸送の確保を図る。

（1）災害発生時の組織対応

災害対策本部を設置し、被災現場への救援活動を行うとともに、情報収集、連絡を行い、必要に応じ応急計画に沿って、組織の一部を派遣し、応急復旧にあたる。

（2）運転基準

ア 乗務員は、地震を感知したときは、直ちに運転を停止させ、輸送の安全確保を行い、車両を安全な場所に避難させるとともに、旅客の保護に努める。

イ 前項の処置をとった後、輸送の安全確保にとって必要な情報収集を行うため、車両搭載の無線を使って、速やかに運行管理者に連絡・報告し、以降の指示を受ける。

（3）旅客への広報・避難誘導

ア 乗務員は震災状況等、情報収集の範囲において、旅客への広報を積極的に行い、安全確保のための協力を求める。

イ 運行を中断したときは、速やかに車内の人員を把握し、旅客の生命に危険が予想されるときは、直ちに安全な場所への避難誘導を行い、救助、応援の依頼等、旅客の保護のための適切な処置にあたる。

4 電 気（中部電力株式会社、関西電力株式会社）

県内の電力は、中部電力株式会社及び関西電力株式会社の2社によって供給されているが、中部電力株式会社の地震対策計画を参考としたので、他の電力会社においても防災体制の確立を図るものとする。

（1）応急対策

ア 三重支店管内に震度5弱以上の地震が発生した場合、三重支店直轄及び当該区域を担当する事業場に非常体制を発令し、必要な対策要員を動員する。

イ 非常災害対策本部を設置して、電力復旧のための的確な措置を行う。

ウ 復旧活動ならびに支援活動に必要な、要員・資機材の確保を行う。

要員・資機材が不足する場合は、関係会社、他支店、各電力会社等に支援を要請する。

エ 復旧・支援要員及び物資の輸送手段、ルートの確保を行う。

(2) 復旧方針

ア 災害規模によってはヘリコプター等を使用し、災害規模の早期把握を実施するとともに、電力供給設備の巡視を行う。

イ 発電設備は、供給力確保を重点に重要度、被害状況を勘案して方針を立てる。

ウ 送配電設備は、被害を受けた線路の重要度、被害状況を勘案し、保安上支障のない限り復旧および他ルートからの送電、また発電機車等の活用で順次送電区域を拡大し、早期復旧を図る方針を立てる。

(3) 復旧活動

ア お客さまの安全を第一に、安全確認を徹底しながら復旧活動を行う。

イ 電力供給設備への被害等による危険の防止については、速やかに対処する。

(4) 広報サービス体制

ア 被害状況、復旧状況、二次災害防止等の電気事故防止を主体としたPRを、広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関を通じて行う。

イ 上記PRの他、お客さまの要望に応えるため、必要に応じて移動営業所を設置する。

5 ガ ス

(1) 都市ガス(都市ガス事業者)

県内における都市ガスは、東邦ガス株式会社、上野都市ガス株式会社、名張近鉄ガス株式会社等の各事業者によって供給されているが、東邦ガス株式会社の地震対策計画を参考としたので、他の事業者においても防災体制の確立を図るものとする。

ア 東邦ガス株式会社の応急対策

(ア) 非常体制

a 警戒体制

警戒体制としてその状況により、第1次警戒体制・第2次警戒体制・第3次警戒体制をとる。

b 復旧体制

復旧体制としてその状況により、第1次復旧体制・第2次復旧体制・第3次復旧体制をとる。

(イ) 地震発生時における緊急措置

a 情報収集

地震発生時においては、ガスによる二次災害を防止するための的確な措置を緊急に実施するため、供給区域にかかる地域内の被害情報を迅速に収集し、緊急巡回調査等によりガス設備の被害情報を把握する。

(a) 地震計情報

(b) ガス製造所の設備の状況及び送出量の変動

(c) 供給所ガスホルダーの送出量の変動、または主要整圧器等の変動

(d) 火災・ガス漏えい通報の受付状況

(e) 事務所建屋及び周辺家屋の被害状況

(f) 動員した要員の報告による市街の状況及びガス設備の被害状況

(g) 一般情報

震度情報

一般被害情報

テレビ・ラジオによる一般公衆の家屋被害情報及び人身被害発生情報並びに電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設の被害情報

対外対応状況

県・市町災害対策本部及び警察・消防並びに関係管公署・関係機関からの情報

その他被害に関する情報（交通状況等）

注）地震直後の情報は、（イ）a の（a）～（c）を主情報とするが、逐次（d）～（g）の情報が得られるので初期情報を修正しながら対策をたてるものとする。

b 緊急巡回点検の実施

動員等により巡回要員が確保され次第、直ちに緊急巡回調査を行い、主要なガス設備及び供給区域の家屋等の被害状況を把握する。

c ガス供給停止の判断

（a）地震が発生した場合、または のような大きな災害が確認された地域では即時にガス供給を停止する。

複数の地震計の S I 値が 60 カイン以上を記録した場合

製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の大変動により供給継続が困難な場合

（b）地震が発生した場合、ガス工作物の被害が予想される地域（地震計の S I 値が 30 カイン以上。ただし、複数の地震計の S I 値が 60 カイン以上を除く。）では、直ちに以下のような情報収集を開始し、経時的に得られるそれらの被害状況等からガスの工作物の被害による重大な二次災害のおそれがあると判断される場合は、速やかにガス供給を停止する。なお、二次災害のおそれの有無の判断は、可能な限り速やかに行う。

道路及び建物の被害状況

緊急巡回点検による主要ガス導管の被害状況

ガス漏洩通報の受付状況

d 緊急連絡体制

地震発生時の被害状況、ガス供給停止の緊急措置、応援復旧に係る情報連絡や救援要請を関係機関に行う。

（ウ）保管管理

供給継続地区の需要家からのガス漏えい通報に対しては、処理要領に基づき迅速かつ適切に対応し、ガスによる二次災害の防止に必要な措置を講ずる。

（エ）広 報

大規模地震が発生した直後は、速やかに報道機関、自治体、警察、消防との連絡を密にし、広報活動の協力を得ながら時間的経過を踏まえて、状況に対応した適切な広報を実施する。

（ 2 ） L P ガス（ L P ガス販売事業者）

L P ガス販売事業者は、災害により L P ガス機器等に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を講ずる。

ア 緊急対策

（ア）L P ガス使用需要家よりガス漏洩等緊急出動の要請を受けた販売事業者は、その受信の際、容器の元バルブの閉止を指示し、速やかに出動し、漏えい部分の修理を行う。

（イ）その他、L P ガス消費設備の安全総点検を行う。

（ウ）安全確認後、早期ガス供給を開始する。

イ 中期対策

- (ア) 危険箇所からの容器の引上げ
- (イ) 緊急性の高い病院等へのLPガスの供給
- (ウ) 避難所への生活に用に供するLPガスの供給
- (エ) 一般家庭へ安全総点検後、早期LPガスの供給

6 情報通信

(1) 電話

ア 西日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社は地震発生時には、速やかに応急措置、応急復旧工事に着手するものとする。

(ア) 西日本電信電話株式会社の応急措置

a 各施設等に対する応急措置

(a) 交換所

津波、高潮に備え、対象交換所は防潮板により防護を行う。

(b) トラフィックそ通状況、交換機等通信設備の監視強化

対象地域に対するトラフィックそ通状況の把握と、必要によりトラフィック規制措置等を実施する。また、各交換機等通信設備の運用状態を把握し、その影響度合を確認するものとする。

対象地域に対する電力設備の運用状態を把握し、停電状況の把握等、その影響度合を確認するものとする。

屋外設備

屋外設備については、道路の陥没、橋梁、家屋の倒壊、火災等により被害は免れないと想定される。このため重要ケーブル等については、その影響度合を確認するものとする。

b 通信(無線)連絡施設の運用確認等

特定の市町等に設置している孤立防止対策用衛星電話(Ku-1ch)の運用確認をするものとする。

(イ) 西日本電信電話株式会社の応急対策

災害によって故障となった回線を迅速に回復させるため、電気通信設備等を応急的に復旧する。なお、応急復旧については、緊急復旧、第一次応急復旧、第二次応急復旧の段階に分けて実施する。

a 緊急復旧(初動体制)

震災後から直ちに実施するものであり、災害用機器及び通信線路の仮復旧等で、緊急の市内外通話を確保するまでの対策とする。

(a) 対策

災害復旧に必要な緊急臨時回線の作成

テレビ・放送回線の救済

長期避難所への特設公衆電話設置

(b) 復旧方法

移動無線機等の活用

屋外線及び仮設ケーブル等による復旧

中継送路のマイクロ方式による救済

自家発電及び移動電源車の活用

b 第一次応急復旧

重要回線及び公衆電話等の通話を確保するまでの対策とする。

(a) 対 策

重要加入者及び重要専用線の救済

ボックス公衆電話の復旧

孤立地域（村落）の通信途絶、解消

(b) 復旧方法

屋外線、架空ケーブル及び地下ケーブルの仮工事等による復旧

非常用移動電話局装置及び移動無線車による復旧

c 第二次応急復旧

被害地の復旧状況に対応して、加入電話等がほぼ使用可能となるまでの対策

イ 移動通信事業者

県内における移動通信は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社等の各社によって確保されているが、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海の地震対策計画を参考としたので、他の移動通信事業者においても防災体制の確立を図るものとする。

(ア) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの応急措置

a 対象地域に対するトラフィックそ通状況の把握と、必要によりトラフィック規制措置等を実施する。また、各交換機等移動通信設備の運用状態を把握し、その影響度合を確認するものとする。

b 対象地域に対する電力設備の運用状態の把握、停電状況の把握等、その影響度合を確認するものとする。

(イ) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの応急復旧

災害によって故障となった設備を迅速に回復させるため、電気通信設備等を応急的に復旧する。

a 移動電気通信設備を緊急に復旧する必要があるため、災害対策用機器、応急用資材等により簡易な方法によって仮設備で復旧する。

b 設備の重要度に合わせて段階的に実施する。

(2) 放 送（放送事業者）

ア 日本放送協会津放送局

(ア) 震度 5 弱以上の地震が発生したり、震度 4 以下でも災害が発生した場合は、緊急出動体制をとり、取材・放送にあたる。

(イ) 放送は総合テレビ・ラジオ第 1 放送を基幹メディアとするが、被害の状況によって、教育テレビ・衛星放送・FM 放送なども活用し、災害報道に万全を期す。

(ウ) 安否情報など個人情報については、必要性が認められる場合は、名古屋放送局とも連携を図りながら対応する。

イ 三重テレビ放送株式会社

(ア) 放送体制

a 非常災害対策要綱により災害対策本部を設置する。

b 災害対策本部は動員計画表により放送実施に必要な職員を確保する。

c 災害特別放送実施要項に基づき、緊急放送を実施する。

(イ) 放送応急措置

a 演奏所

商業電力が停止した場合、非常用電源設備により、災害情報放送の送出を継続する。被災により演奏所が機能を失った場合は、中継車を臨時の演奏所とし、最小限の緊急放送を継続する。

b 送信所・中継局

商業電力が停止した場合、長谷山送信所・伊勢中継局・青山中継局等の各基地局は、非常用電源設備により放送を継続する。

ウ 三重エフエム放送株式会社

(ア) 放送体制

非常災害対策本部を設置し、災害放送体制の確保を図る。

(イ) 放送応急措置

a 放送対策

災害規模に応じ、通常番組を中止し、或いはそのまま適宜に、「臨時ニュース」「災害特別番組」として、被災情報、安否情報、生活情報等を放送する。

b 施設対策

本社及び放送所は、商用電源が中断しても、非常用自家発電機により放送を継続する。

(ウ) 県との連絡

県との情報交換を密にするため、防災無線を活用するほか、状況に応じて、社員を県に派遣して連絡に充てる。

エ 自主放送を行う有線テレビジョン放送施設者

(ア) 放送体制

非常災害対策本部を設置し、災害放送体制の確保を図る。

(イ) 県との連絡

県、及び地元自治体と情報交換を行い、コミュニティチャンネル等を活用して、地域住民の必要とする災害情報の提供に努める。

7 金融

ア 東海財務局津財務事務所及び日本銀行名古屋支店は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

(ア) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

(イ) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

a 預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者については、り災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便を図ること。

b やむを得ない事情と認められる災害被災者に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は、当該預貯金を担保とする貸出に应ずる等の適宜の措置を講ずること。

(ウ) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。

また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した

上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等、災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

(エ) 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

イ 東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連携を取りつつ、保険会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

(ア) 保険金等の支払いに係る便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り便宜措置を講ずること。

(イ) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

(ウ) 営業停止等における対応に関する措置

保険会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

ウ 東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連携を取りつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

(ア) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置

(イ) 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力

(ウ) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置

(エ) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名簿をポスターの店頭掲示等の手段掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知

(オ) その他、顧客への対応について十分配慮すること

第 21 節 県民への広聴広報活動

第 1 項 防災目標

住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、テレビ、新聞、広報車等のあらゆる広報手段を利用して、被災者等への広報を行う。

第 2 項 対 策

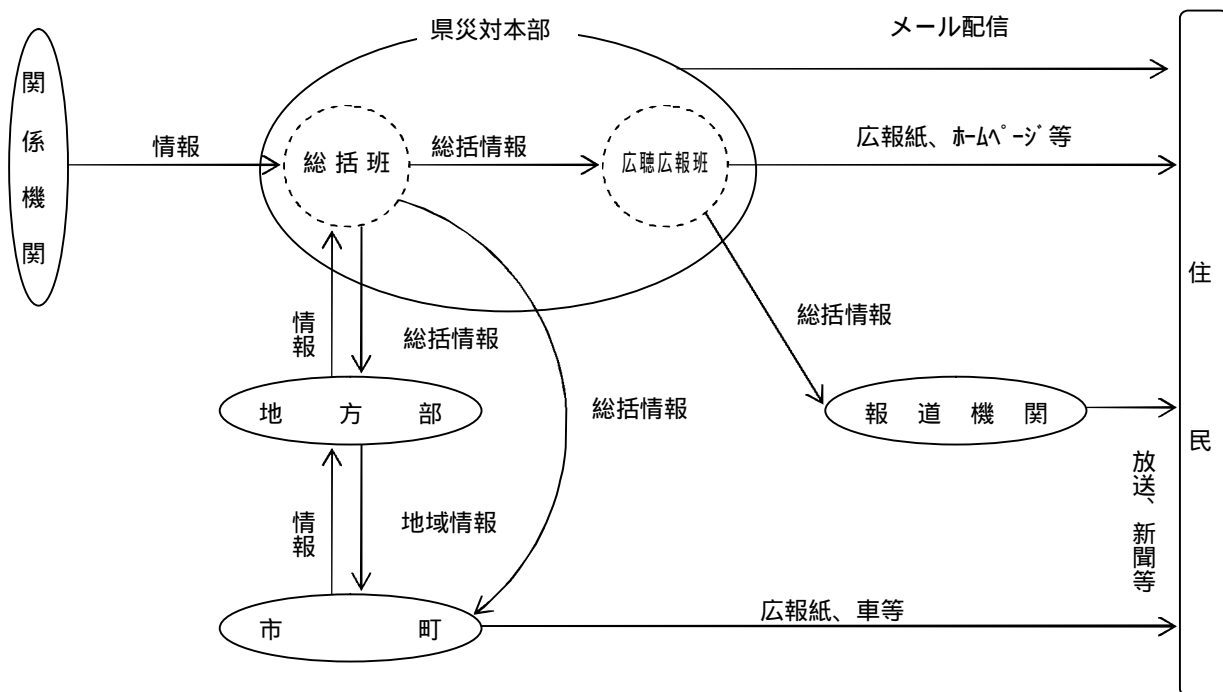
共通事項等

1 広報内容

県民への広報内容の主なものは、次のとおりとするが、高齢者、障がい者、外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行う。

- (1) 災害発生状況
- (2) 気象予報及び警報、緊急地震速報、津波警報・注意報、津波・地震に関する情報
- (3) 避難に関する情報
- (4) 二次災害の危険性に関する情報
- (5) 主要道路情報
- (6) 公共交通機関の状況
- (7) 電気、水道、ガス等公益事業施設状況
- (8) 医療救護所の開設状況
- (9) 医療機関の状況
- (10) 給食、給水実施状況
- (11) 衣料、生活必需品等供給状況
- (12) 河川、港湾、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- (13) 被災者の安否に関する情報
- (14) 公衆浴場の情報
- (15) 県民の心得等民心の安全及び社会秩序保持のための必要事項

2 県民への広報系統図



3 記録写真の収集並びに記録映画等の作成

(1) 防災関係機関は、災害写真を撮影したときは、その内容を速やかに広聴広報班に連絡するものとする。

広聴広報班は機を失せず、その収集に努めるものとする。

(2) 必要に応じ、PR用として「災害写真」「災害壁新聞」「災害映画」を作成する。

県が実施する対策

1 要員の確保(各部)

県災対本部事務局に広聴広報班を設置し、県民への広聴・広報活動を実施するための要員を確保する。

各部は広報担当者を定め、広聴広報班と緊密な連携を図り、情報収集・広報に努める。また、必要に応じ、班員を現地に派遣する。

2 広報手段

(1) 県の広報手段(戦略企画部、防災対策部、警察本部)

ア 緊急に伝達する必要がある場合、車、県(警察本部を含む)保有のヘリコプターにより伝達する。

イ テレビ、ラジオ等の電波媒体、新聞紙面、広報誌等の印刷媒体、県ホームページを通じて情報を伝達する。

ウ 登録者へのメール配信により情報を伝達する。

(2) 放送の利用(防災対策部)

基本法第55条による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合には「災害時における放送要請に関する協定書」により、日本放送協会津放送局に対して放送の要請を行う。

防災対策又は災害応急対策の実施に必要な場合に、民放各社(中部日本放送株式会社、東海ラジオ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、名古屋テレビ放送株式会社、中京テレビ放送株式会社、三重テレビ放送株式会社、テレビ愛知株式会社及び三重エフエム放送株式会社)に放送を依頼する場合は、「災害時の放送に関する協定」による。

(3) 報道機関への情報の発表(災害対策本部事務局)

広範囲にかつ迅速に災害時の情報を伝達できる報道機関に対して、県災対本部は、災害、復旧に関する情報を迅速に発表する。また、報道機関が独自に行う取材活動についてもできる限り協力するものとする。

(4) 市町への情報提供(防災対策部)

県災対本部で収集した情報は、地方部において必要な情報を選択・加工したうえで市町に対しフィードバックを行う。

(5) 広報に対する協力(警察本部)

消防機関、警察本部、自衛隊は、協力して、被災者等への情報伝達を行うものとする。

(6) 災害時要援護者への広報の配慮(戦略企画部、環境生活部、健康福祉部)

文字放送、外国語放送などさまざまな広報手段を活用し、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

3 県民対応窓口の設置(災害対策本部事務局)

住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、県民対応窓口を設置する。

市町が実施する対策

1 広報体制

住民への広報内容については、平常時から具体的に定めておくとともに、報道機関へ迅速に情報を提供できる体制を構築し、県、防災関係機関、報道機関と災害時における広報の方法等について十分協議しておくものとする。

2 広報手段

(1) 市町の広報手段

情報伝達は、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、安否情報、交通情報、各種問い合わせに対応するため、パソコンネットワーク・サービス会社等の協力を求めるなどの確な情報の提供に努めるものとする。

(2) 放送の利用

市町長が放送を必要とする場合は、原則として知事を通じて依頼するものとする。ただし、やむをえない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告するものとする。その他は「<県が実施する対策> 2 広報手段」に準ずる。

3 広聴活動

「<県が実施する対策> 3 県民対応窓口の設置」に準ずる。

4 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施責任

(2) 広報内容

(3) 広報の方法

(4) 報道機関に対する発表等

(5) 広報資料の収集

(6) 広聴（問い合わせ、相談）体制

(7) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 広報手段（自衛隊）

「<県が実施する対策> 2 (5) 広報に対する協力」に準ずる。

第22節 給水活動

第1項 防災目標

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生時には上水道施設が被害を被ることが想定されるため、り災者等に対する生活用水及び飲料水を迅速かつ的確に供給する。

【各部の情報伝達活動】

収集活動

情報収集者	情報収集先	主な情報内容
防災対策部	環境生活部	・水道施設の被害及び復旧状況
	地方部	・水道施設の被害及び復旧状況
地方部	市町	・水道施設の被害及び復旧状況 ・水質検査の要請
環境生活部	企業庁	・水道施設の被害及び復旧状況 ・水質検査状況
	市町（幹事都市）	ブロック内の ・水道施設の被害及び復旧状況 ・応援要請（給水用資機材、人員） ・応援体制（応援可能資機材、人員等）

発信活動

情報発信者	情報発信先	主な情報内容
環境生活部	企業庁	・水道施設の被害及び復旧状況 ・応援要請（給水用資機材、人員）
	幹事都市	・水道施設の被害及び復旧状況 ・応援要請（給水用資機材、人員）
	地方部	・水質検査要請
	防災対策部	・水道施設の被害及び復旧状況 ・応援要請（給水用資機材、人員）
防災対策部	隣接府県 自衛隊	・応援要請（給水用資機材、人員）
企業庁	環境生活部	・水道施設の被害及び復旧状況 ・水質検査状況
地方部	防災対策部	・水道施設の被害及び復旧状況

本表は、県の各部に関する主だった情報の流れを整理し、災害対策の目安とするものであり、本計画に記述されている内容を全て網羅しているわけではない。

本表の収集・発信する情報内容には、主体的に行わないものも含まれている。

第2項 対策

県が実施する対策

1 実施体制

震災発生により水道施設が損壊したときに、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確保するため、応急給水活動を実施するものとする。

また、市町は、水道、井戸等の給水施設が損壊し、飲料水が汚染し又は枯渇のため現に飲料水が得られない者に対し、災害発生直後は、配水池等の備蓄水量により1人1日約3リットルの飲料水を供給するものとし、その後は、仮設給水栓設置等により必要な生活水量を確保するものとする。

この場合、被災市町において、その総力をあげても困難なときは、県、市町及び水道事業団体で構成される「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、応援又は協力を行うものとする。

2 生活用水及び応急給水用資機材・人員の確保

(1) 生活用水の確保(環境生活部、企業庁)

市町は災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設等と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水(川、ため池等の水)、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

県は生活用水の水質検査について、市町等から要請があったときは公的検査機関等において直ちに実施するものとする。

(2) 応急給水用資機材・人員の確保(環境生活部、防災対策部)

災害の規模等により生活用水の調達が、県内の調達だけで間に合わない場合は県が隣接府県又は自衛隊に応援を要請するものとする。

市町が実施する対策

1 実施体制

「<県が実施する対策> 1 実施体制」に準ずる。

2 生活用水及び応急給水用資機材・人員の確保

(1) 「<県が実施する対策> 2 (1) 生活用水の確保、(2) 応急給水用資機材・人員の確保」に準ずる。

(2) 応急給水用資機材・人員の確保

災害時に使用できる貯水槽、プール等の整備に努めるとともに、応急給水用資機材の確保に努め、保有状況を常時把握する。

被災地給水人口から自己保有分で不足する場合は、「三重県水道災害広域応援協定」により所有機関に給水車、散水車及びろ過器等の応急給水用資機材及び人員の応援を要請する。

3 給水の方法

飲料水はおおむね次の方法によって供給するものとする。

(1) 給水方法は指定避難所、医療施設、学校、市町役場などの拠点給水とし、供給する飲料水は原則として水道水とする。

(2) 飲料水が汚染したと認められたときは、ろ過後消毒し、水質検査を実施した上で、飲料水として適する場合のみ供給するものとする。

(3) 被災地において、確保することが困難なときは、被災地付近の浄水場等から給水車、容器等(給水タンク、ポリタンク)により運搬供給する。

4 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施責任

(2) 応急給水用資機材・人員の確保

(3) 応急給水の実施方法

(4) (広域) 応援の実施方法

ア プロック内での相互応援の実施方法

イ 県全体の広域応援の実施方法

(5) その他必要な事項

その他防災関係機関が実施する対策

1 給水の方法（自衛隊）

「＜市町が実施する対策＞3 給水の方法」に準ずる。

救助法が適用された場合

救助法が適用された場合

(1) 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

(注) この救助は他の救助と異なり、家屋とか家財の被害はなくともその地区においてどうしても自力では飲料水を得ることができない者であれば、被害のない世帯であっても差し支えないが、反対に被災者であっても自力で近隣より確保できれば供給の必要はない。

(2) 供給期間

災害発生の日から7日以内とする。

(3) 費用

飲料水供給のため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに、浄水用の薬品費及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。

第23節 食料供給活動

第1項 防災目標

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生時には自力では食料が確保できないり災者が多数発生するとともに、商業施設等も大きな被害を被ることが想定されるため、り災者等に対する食料の応急供給を迅速かつ的確に行う。

【各部の情報伝達活動】

収集活動

情報収集者	情報収集先	主な情報内容
防災対策部	救援物資対策担当	・食料の確保状況
救援物資対策担当	環境生活部 地域連携部 農林水産部 雇用経済部	・米穀、副食等食料品の確保状況
	地方部	・食料の供給要請
環境生活部 地域連携部 農林水産部 雇用経済部	救援物資対策担当	・米穀、副食等食料品の確保要請
地方部	市町	・食料の供給要請

発信活動

情報発信者	情報発信先	主な情報内容
救援物資対策担当	環境生活部 地域連携部 農林水産部 雇用経済部	・米穀、副食等食料品の確保要請
	防災対策部	・食料の確保状況
環境生活部 地域連携部 農林水産部 雇用経済部	救援物資対策担当	・米穀、副食等食料品の確保状況
	農林水産省生産局	・米穀の供給要請
	小売業者等	・副食、パン、インスタント食品等の供給要請
地方部	消費生活協同組合	・副食、パン、インスタント食品等の供給要請
	救援物資対策担当	・食料の供給要請

本表は、県の各部に関する主だった情報の流れを整理し、災害対策の目安とするものであり、本計画に記述されている内容を全て網羅しているわけではない。

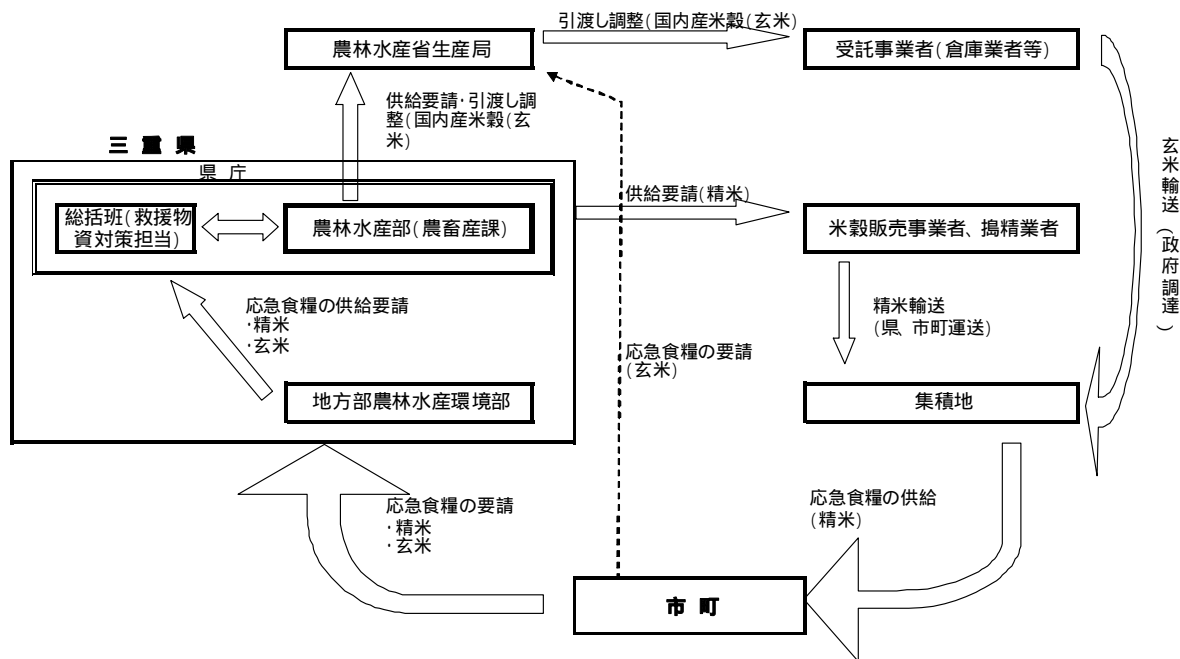
本表の収集・発信する情報内容には、主体的に行わないものも含まれている。

第2項 対策

共通事項等

災害時における応急食糧供給経路（米穀の物流）

災害時における応急食糧供給経路(米穀の物流)



県が実施する対策

1 実施体制（農林水産部）

市町による主食等食料の供給が不可能である場合、市町の要請に基づき、県が食料の確保を行い、市町に供給する。

ただし、集積所が設置された場合、集積所から避難所等までの運搬については、原則として市町が行うものとする。また、大規模災害が発生し一次集積所（大規模集積所）と二次集積所が設置された場合、県は一次集積所から二次集積所への物資の運搬について、市町に協力を要請できるものとする。

2 食料の調達（健康福祉部、環境生活部、地域連携部、農林水産部、雇用経済部）

(1) 米穀等の取扱い

ア 災害が発生した場合又はそのおそれがある場合において、市町長からの供給申請に基づき、炊き出し等、給食を行う必要があると認められる時は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付け21総食第113号)に基づき、平成23年1月14日付け「災害時の政府所有米穀の供給に係る都道府県からの要請手続きについて」により取扱うものとする。

(三重県地域防災計画添付資料参照)

イ 米穀販売事業者の精米センター等を活用した応急食料供給協力体制の確立を図るものとする。

(2) 副食の供給

炊き出し用の副食物については、関係業者と常に連絡を保ち、要求があれば直ちに供給に応じる方法を定めておくものとする。

(3) 乳幼児用牛乳、乳製品の供給

関係業者と常に連絡を保ち、要求があれば直ちに供給に応じる方法を定めておくものとする。

(4) その他食料品の取扱い

災害対策用応急食料として、パン、インスタント・レトルト食品等の供給を必要とする場合に備え、これらの食料品を取り扱う小売業者等と事前に連絡調整を図っておくこと等により、迅速に調達できる方法を定めておくものとする。

(5) 災害時要援護者に配慮した食料の備蓄

社会福祉施設に対し、災害時要援護者に配慮した食料の備蓄を促進するよう啓発を行う。

ア 食料は、必需品を中心に品目を選定する。

イ 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

3 食料の配分（環境生活部、地域連携部、農林水産部、雇用経済部）

(1) 食料の配分

災害用の食料の配分について、知事は2により農林水産省、米穀販売業者等及びその他食料品業者等から購入して実施するものとするが、知事はその事後報告に基づいて措置する。

なお、知事と市町長とは応急食糧の引渡しの円滑を期するため、応急食糧の延納販売に関する事前の協定を締結しておくものとする。

4 救援物資の受入れ及び配分（健康福祉部、環境生活部、地域連携部、農林水産部、雇用経済部）

知事は、救援物資を効率的に活用するため、県災対本部事務局内に救援物資対策担当を設置し、救援物資情報の一元的管理を行うとともに、地方部を通じて救援物資の適切な受入れ及び配分を図るものとする。

市町が実施する対策

1 実施体制

震災時における主食等の供与及び炊き出しは市町長が実施するものとし、救助法が適用されたときは、知事の委任を受けて市町長が実施するものとする。

2 炊き出しの実施及び食料の配分

(1) 炊き出しの実施

ア 炊き出しは市町本部の奉仕団等の協力により給食施設等既存の施設を利用して行うものとする。

なお、炊き出しの場所には市町の職員等責任者が立会い、その実施に関して指導するとともに関係事項を記録するものとする。

イ 供給対象者は災者及び救助作業、急迫した災害の防止、あるいは緊急復旧作業の従事者とする。

ウ 供給品目は米穀及び副食のほか、必要に応じ乾パン、パン及び麺類等とする。

エ 供給数量は市町長及び知事が必要と認めた数量とする。

(2) 食料の配分

災害用の食料の配分について、事情により急を要すると認められるときは、市町長がその責任において現品の購入又は引渡しを受けて実施する。

なお、知事と市町長とは応急食糧の引渡しの円滑を期するため、応急食糧の延納販売に関する事前の協定を締結しておくものとする。

3 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施責任

(2) 食糧の調達方法

(3) 供給方法

(4) 炊き出しの方法・場所

(5) その他必要な事項

救助法が適用された場合

救助法が適用された場合

(1) 対象者

避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び被害をうけ一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。

(2) 実施期間

災害発生の日から 7 日以内とする。

ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に 3 日分以内の現物により支給することができる。

(3) 費用の限度

「救助の程度、方法、期間等一覧表」のとおりとする。

第24節 生活必需品等供給活動

第1項 防災目標

り災者等に対して、日常生活に欠くことの出来ない被服、寝具、その他の衣料品等の生活必需品を給与又は貸与する。

【各部の情報伝達活動】

収集活動

情報収集者	情報収集先	主な情報内容
防災対策部	救援物資対策担当	・生活必需品の確保状況 ・炊き出し用燃料の供給要請
救援物資対策担当	環境生活部 地域連携部 雇用経済部	・生活必需品の確保状況
	地方部	・生活必需品、炊き出し用燃料の供給要請
環境生活部 地域連携部 雇用経済部	救援物資対策担当	・生活必需品の確保要請
地方部	市町	・生活必需品、炊き出し用燃料の供給要請

発信活動

情報発信者	情報発信先	主な情報内容
防災対策部	エルピーガス協会	・炊き出し用燃料の供給要請
救援物資対策担当	地域連携部 地域連携部 雇用経済部	・生活必需品の確保要請 ・生活必需品の確保状況
	防災対策部	・炊き出し用燃料の供給要請
環境生活部 地域連携部 雇用経済部	救援物資対策担当 小売業者等 消費生活協同組合	・生活必需品の確保状況 ・生活必需品の供給要請
地方部	救援物資対策担当	・生活必需品、炊き出し用燃料の供給要請

本表は、県の各部に関する主だった情報の流れを整理し、災害対策の目安とするものであり、本計画に記述されている内容を全て網羅しているわけではない。

本表の収集・発信する情報内容には、主体的に行わないものも含まれている。

第2項 対策

県が実施する対策

1 実施体制（健康福祉部、環境生活部、地域連携部、雇用経済部、防災対策部）

（1）実施機関

市町による生活必需品の給与又は貸与が不可能である場合、市町の要請に基づき、県が生活必需品等の確保を行い、市町に供給する。

また、救助法が適用された場合は、これらの物資の確保及び輸送は知事が行う。

ただし、集積所が設置された場合、集積所から避難所までの運搬については、原則として市町が行うものとする。また、大規模災害が発生し一次集積所（大規模集積所）と二次集積所が設置された場合、県は、一次集積所から二次集積所への物資の運搬について、市町に協力を要請できるものとする。

（2）生活必需品等供給対象者

供給対象者は災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

第24節 生活必需品等供給活動

2 生活必需品の確保

(1) 支給品目等

支給品目等は被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料等の生活必需品について現物をもって行う。

(2) 物資の調達、輸送（健康福祉部、環境生活部、地域連携部、雇用経済部、防災対策部）

ア 生活必需品の在庫状況等を把握し、また、生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておくこと等により、迅速に調達できる方法を定めておくものとする。

イ 市町の要請に応じて、「三重県災害対策活動実施要領」に定められた輸送体制により、対処するものとする。

ウ 孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

(3) 燃料の確保（防災対策部）

市町から炊き出しに必要なプロパンガス及びその器具の調達について要請があったときは、（社）三重県エルピーガス協会に対し、調達協力を依頼する。

(4) 災害時要援護者に配慮した物資の備蓄（健康福祉部）

社会福祉施設に対し、災害時要援護者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

ア 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。

イ 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

3 救援物資の受入れ及び配分（健康福祉部、環境生活部、地域連携部、雇用経済部）

救援物資等の配分にあたっては、各配付段階において必ず受払の記録及び受領書を整備しておくものとする。

また、救援物資を効率的に活用するため、県災対本部事務局内に物資対策担当を設置し、救援物資情報の一元的管理を行い、地方部を通じて救援物資の適切な受入れ及び配分を図るものとする。

市町が実施する対策

1 実施体制

(1) 実施機関

被災者に対する生活必需品の給与又は貸与については市町が「市町地域防災計画」の定めるところにより実施する。又、救助法が適用された場合は、各世帯に対する割当及び支給は、市町長が実施する。

(2) 生活必需品等供給対象者

「＜県が実施する対策＞1(2)生活必需品等供給対象者」に準ずる。

2 生活必需品の確保

(1) 支給品目等

「＜県が実施する対策＞2(1)支給品目等」に準ずる。

(2) 物資の調達、輸送

ア 市町は地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 市町は地域内において、輸送が不能になったときは、県に協力を求めることができる。

ウ 市町は孤立者に対して、県と連携して、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

3 救援物資の受入れ及び配分

救援物資等の配分にあたっては、各配分段階において必ず受払の記録及び受領書を整備しておくものとする。

4 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 実施責任
- (2) 生活必需品の調達方法
- (3) 供給方法
- (4) その他必要な事項

救助法が適用された場合

救助法が適用された場合

(1) 対象者

全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

(2) 給（貸）与品目

- ア 被服、寝具及び身のまわり品
- イ 日用品
- ウ 炊事用具及び食器
- エ 光熱材料

(3) 給（貸）与の方法

原則として、物資の確保及び輸送（市町まで）は県において行うが、それ以後の措置は市町において行う。

ただし、緊急の場合は、知事の委任により、市町長が生活必需品を購入し配分することができる。

(4) 給（貸）与の期間及び費用の限度

ア 給与又は貸与の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

イ 給（貸）与のため支出できる費用は、「救助の程度，方法，期間等一覧表」のとおりとする。

第 25 節 防疫・保健衛生活動

第 1 項 防災目標

災害時における感染症の流行等を未然に防止する。

【各部の情報伝達活動】

収集活動

情報収集者	情報収集先	主 な 情 報 内 容
防災対策部	健康福祉部	・ 感染症の発生状況 ・ 防疫・食品衛生活動の状況
健康福祉部	地方部	・ 感染症の発生状況 ・ 給食施設の衛生状況 ・ 防疫、食品衛生活動の状況
地方部	市町	・ 感染症の発生状況 ・ 給食施設の衛生状況 ・ 防疫・食品衛生活動の状況

発信活動

情報発信者	情報発信先	主 な 情 報 内 容
健康福祉部	防災対策部	・ 感染症の発生状況 ・ 防疫、食品衛生活動の状況
地方部	健康福祉部	・ 感染症の発生状況 ・ 給食施設の衛生状況 ・ 防疫・食品衛生活動の状況

本表は、県の各部に関する主だった情報の流れを整理し、災害対策の目安とするものであり、本計画に記述されている内容を全て網羅しているわけではない。

本表の収集・発信する情報内容には、主体的に行わないものも含まれている。

第 2 項 対 策

県が実施する対策

1 実施体制（健康福祉部）

（ 1 ）防疫計画

被災地の防疫についての計画を確立し、地域の保健福祉事務所及び市町と連絡を密にして防疫の実施を行うものとする。

（ 2 ）防疫体制の確立

危険と想定される地域の保健福祉事務所及び市町と連絡を密にし、防疫組織の体制、器具、機材の整備、予防教育及び広報活動を整える。

（ 3 ）疫学調査及び健康診断

ア 疫学調査班の構成

疫学調査班は、医師、保健師（又は看護師）及び助手を災害規模等により必要な人数を配置する。

イ 疫学調査の実施

疫学調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じて計画的に実施するが、^{たんすい}湛水地域においては、週 1 回以上集団避難所においてできる限り頻繁に行う。

ウ 疫学調査班の用務

（ア）災害地区の感染症患者発生状況の迅速正確な把握

（イ）患者及び保菌者に対する適切な対応

(ウ) 全般的な戸口調査

(エ) 前号より疑わしい症状のあるものの菌検索及び接触者の保菌者検索

エ 検病調査の結果、必要があるときは、法第 17 条の規定による健康診断を実施する。

オ 健康診断の実施

保健師等による巡回健康相談等を実施するものとし、特に高齢者、障がい者等災害時要援護者に対しては、心身双方の健康状態に配慮し、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を、福祉事業者やボランティア団体等の協力を得て計画的に実施するものとする。

(4) 市町に対する指導及び指示等

災害発生と同時に保健福祉事務所は、災害地区の疫学調査、消毒方法及びねずみこん虫等の駆除その他の防疫措置について実情に即した指導を行う。特に被害激甚な市町に対しては、職員を現地に派遣し、その実情を調査して実施方法及び基準を示し、指導にあたらせる。

2 支援体制（健康福祉部）

実施体制のほか、各市町間の支援体制を充実し、感染症発生等の未然防止に万全を期す。

(1) 消毒薬及び機器の搬送体制

県は、被災地から防疫用消毒薬等の供給依頼があった場合、直ちに搬送できる体制を整える。

(2) 感染症指定医療機関の確保体制

県は、感染症指定医療機関が災害により機能しなくなった場合、近隣の感染症指定医療機関に感染症患者を速やかに移送及び収容できる体制を整える。

(3) 愛玩動物対策（健康福祉部）

県は、市町と社団法人三重県獣医師会ほか被災動物支援団体との連絡体制を整える。

3 食品衛生監視（健康福祉部）

県は、災害地の飲料水の汚染、食料品の腐敗等による食品の危害の発生を防止するため、必要に応じ、特別食品衛生監視班を編成し、救護食品の緊急安全確認やボランティア等に対する衛生指導を行うなど総合的な食品衛生対策を実施する。また、必要に応じて（社）三重県食品衛生協会の食品衛生指導員にも協力を要請する。

4 資機材の調達及び確保（健康福祉部）

防疫用資機材の調達及び確保については、第 4 章第 11 節「医療・救護活動」の「第 2 項対策＜県が実施する対策＞3 医薬品等の確保」に準ずる。

市町が実施する対策

1 実施体制

(1) 実施責任者

被災地の防疫についての計画の策定及び実施は市町が行う。

(2) 防疫体制の確立

「＜県が実施する対策＞1(2)防疫体制の確立」に準ずる。

(3) 疫学調査及び健康診断

「＜県が実施する対策＞1(3)疫学調査及び健康診断」に準ずる。

(4) 愛玩動物対策

市町は、自らが設置する避難所に隣接して、小動物の救護所を社団法人三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努めるものとする。

第25節 防疫・保健衛生活動

2 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 実施責任
- (2) 防疫体制の確立
- (3) 疫学調査及び健康診断
- (4) その他必要な事項

第26節 清掃活動

第1項 防災目標

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生時には、被災地において廃棄物等（倒壊家屋等のがれき、避難所のし尿等）が大量に発生することが想定されるため、これらを適切に処理し環境衛生に万全を期す。

【各部の情報伝達活動】

収集活動

情報収集者	情報収集先	主 な 情 報 内 容
環境生活部	地方部	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ、し尿の発生、処理状況 ・ごみ処理の応援要請 ・し尿処理に関する人員、器材の調達要請
地方部	市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ、し尿発生、処理状況 ・ごみ処理の応援要請 ・し尿処理に関する人員、器材の調達要請

発信活動

情報発信者	情報発信先	主 な 情 報 内 容
防災対策部	他都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理の応援要請 ・し尿処理に関する人員、器材の調達要請
地方部	環境生活部	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ、し尿の発生、処理状況 ・ごみ処理の応援要請 ・し尿処理に関する人員、器材の調達要請

本表は、県の各部に関する主だった情報の流れを整理し、災害対策の目安とするものであり、本計画に記述されている内容を全て網羅しているわけではない。

本表の収集・発信する情報内容には、主体的に行わないものも含まれている。

第2項 対策

県が実施する対策

1 ごみ処理（環境生活部）

（1）処理体制

県は被災地におけるごみの発生状況と処理状況を適切に把握し、市町等から三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく応援要請があった場合には、県域内での処理体制の調整を図るとともに、処理状況を考慮して必要があると認めた場合には、他府県への応援を要請し、適切に対処するものとする。

（2）処理の方法

ごみの処理は、焼却のほか、必要に応じて環境影響上支障のない方法で行うものとする。なお、施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場所の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮するものとする。

また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別排出とリサイクルに努めるものとする。

2 し尿処理（環境生活部）

（1）処理体制

市町において人員、器材が不足する場合には、ごみ処理に準ずる。

（2）処理の方法

し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とする。

3 死亡獣畜の処理（健康福祉部）

（1）処理方法

死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊が死亡したもの）の処理は、必要に応じて次のように行うものとする。

ア 埋却

埋却する穴は、死亡獣畜から地表面まで1メートル以上の余地を残す深さとし、死亡獣畜の上には厚く生石灰その他消毒薬を散布した後、土砂をもって覆うこと。

イ 焼却

十分な薪、わら、石油等を用い焼却させること。また、焼却後残った灰等は土中に被覆すること。

（2）特定動物（猛獣類）における準用

死亡した特定動物の処理については、死亡獣畜の処理に準じて行うものとする。

市町が実施する対策

1 ごみ処理

（1）処理体制

被害地域のごみの発生状況と、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷くものとする。また、市町は、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行うものとする。

処理機材、人員等については、可能な限り市町の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。

また、特に甚大な被害を受けた市町で、機材、人員等において処理に支障が生ずる場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定」により、その程度に応じて近隣市町あるいは県に応援を要請することとする。

（2）処理の方法

「<県が実施する対策> 1（2）処理の方法」に準ずる。

2 し尿処理

（1）処理体制

し尿の発生量について、発生箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷くものとする。特に、仮設トイレ、避難所の汲取便所については、貯蓄容量を越えることがないように配慮するものとする。（し尿の発生量は、ひとり1日あたり1.7リットルを目安とする。）

また、人員、器材が不足する場合には、ごみ処理に準ずる。

（2）処理の方法

し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とする。

3 市町地域防災計画で定める事項

（1）実施責任

（2）がれき、ごみ、し尿処理班の編成

（3）処理の方法

（4）必要な機材等の調達

（5）仮置き場の確保

（6）その他必要な事項

第27節 遺体の搜索・処理・埋火葬

第1項 防災目標

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが想定されるため、これらの搜索、処理、埋火葬等を的確に実施する。

【各部の情報伝達活動】

収集活動

情報収集者	情報収集先	主 な 情 報 内 容
防災対策部	健康福祉部	・遺体搜索、収容、埋火葬活動 ・人的被害
	警察本部	・遺体の検視、身元確認活動 ・人的被害
健康福祉部	地方部	・遺体搜索、収容、埋火葬の応援要請依頼 ・人的被害
地方部	市町	・遺体搜索、収容、埋火葬の応援要請
警察本部	市町	・遺体の検視、身元確認の要請状況 ・人的被害

発信活動

情報発信者	情報発信先	主 な 情 報 内 容
健康福祉部	防災対策部	・遺体搜索、収容、埋火葬活動 ・人的被害
	他地方部 市町	・遺体搜索、収容、埋火葬の応援要請
地方部	健康福祉部	・遺体搜索、収容、埋火葬の応援要請の依頼 ・人的被害
	他地方部 市町	・遺体搜索、収容、埋火葬の応援要請（直接要請）
警察本部	防災対策部	・遺体の検視、身元確認の要請状況 ・人的被害

本表は、県の各部に関する主だった情報の流れを整理し、災害対策の目安とするものであり、本計画に記述されている内容を全て網羅しているわけではない。

本表の収集・発信する情報内容には、主体的に行わないものも含まれている。

第2項 対 策

県が実施する対策

1 遺体の搜索（健康福祉部、防災対策部、警察本部）

（1）応援の要請等

ア 市町からの応援の要請を受けた地方部（健康福祉部）は、管内の隣接市町に応援の連絡調整をし、又は県地方部において直接応援をするものとする。

なお、地方部において実施が不可能なときは、県災対本部健康福祉部に応援の要請をするものとするが、緊急を要するときは、直接隣接する地方部又は他地方部管内の市町災対本部に
 援の要請をするものとする。

イ 県災対本部健康福祉部は、応援の要請を受けたときは、隣接する地方部等に
 援の連絡調整をし、もしくは県災対本部において直接実施するものとする。

2 遺体の検視・検案（健康福祉部、警察本部）

遺体の検視については、被災現場付近の適切な場所で警察官等が行う。

遺体の検案については、県災対本部健康福祉部が被災市町及び警察本部等と連携をとりながら、

三重大学医学部法医学講座に要請する。

この場合、円滑な検視・検案活動が行えるよう必要に応じて県医師会、県歯科医師会、日本法医学学会等との連携を図る。

3 広域火葬体制の確立（健康福祉部）

市町における公衆衛生の確保及び遺族等の精神的安寧を図るため、広域火葬計画を作成しておくものとする。

市町が実施する対策

1 遺体の捜索

（1）実施者及び方法

遺体の捜索は、市町災対本部において奉仕団の労力等により救出に必要な舟艇その他機械器具等を借上げて実施するものとする。

ただし、市町災対本部において実施できないときは、他機関から応援を得て実施するものとする。

（2）応援の要請等

市町災対本部において被災その他の条件により実施できないとき、又は遺体が流失等により他市町にあると認められるとき等にあつては、次の方法で応援を要請するものとする。

ア 市町災対本部は、地方部（保健福祉部）に遺体捜索の応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合等にあつては、隣接市町又は遺体漂着が予想される市町に直接捜索応援の要請をするものとする。

イ 応援の要請にあつては、次の事項を明示して行うものとする。

（ア）遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所

（イ）遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持物等

（ウ）応援を求めた人数又は舟艇器具等

（エ）その他必要な事項

2 遺体の処理、収容

遺体を発見したときは、市町災対本部は、速やかに所轄する警察署に連絡し、その見分をまっ必要に応じ、次の方法により遺体を処理するものとする。

（1）実施者及び方法

遺体の処理は、市町災対本部において医療班又は医師が奉仕団の労力奉仕により処理場所を借上げ（仮設）遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をし、埋火葬までの間、適切な場所に安置するものとする。ただし、市町災対本部において実施できないときは、他機関所属の医療班の出動応援を求める等の方法により実施するものとする。

3 遺体の埋火葬

災害の際、死亡したもので市町災対本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋火葬を行うものとする。

（1）実施者及び方法

埋火葬の実施は、市町災対本部において直接土葬もしくは火葬に付し、又は棺及び骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。

なお、埋火葬の実施にあつては、次の点に留意する。

ア 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けたあと埋火葬する。

イ 身元不明の遺体については、警察本部、県医師会、県歯科医師会に連絡し、その調査にあつるとともに、埋葬にあつては土葬とする。

ウ 被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。

なお、埋火葬の実施が、市町災対本部でできないときは、「1(2) 応援の要請等」に準じて他機関の応援及び協力を得て実施するものとする。

4 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 実施責任
- (2) 遺体の捜索、処理、埋火葬の体制
- (3) 遺体の収容・安置場所
- (4) 必要な資機材の調達
- (5) 遺体の埋火葬
- (6) その他必要な事項

救助法が適用された場合

救助法が適用された場合

1 遺体の捜索

(1) 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

(2) 費用

遺体捜索のため支出できる費用は、舟艇、その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。なお、輸送費及び賃金職員等雇上費は、遺体捜索費から分離し、「賃金職員等雇上費」、「輸送費」として、一括計上するものとする。

(3) 期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

2 遺体の処理、収容

(1) 遺体処理の対象

災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその遺体の処理(埋葬を除く。)ができない場合に行う。

(2) 処理の内容

ア 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理

イ 遺体の一時保存

ウ 検案

検案は原則として医療救護班によって行うこと。

(3) 方法

遺体の処理は、救助の実施機関内において現物給付で行うものであること。

(4) 費用の限度

ア 「救助の程度、方法、期間等一覧表」のとおりとする。

イ 検案が医療救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

ウ 遺体処理のため必要な輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。(輸送費及び賃金職員等雇上費の項で処理する。)

エ 期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

3 遺体の埋火葬

(1) 遺体埋火葬の対象

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため、資力の有無にかかわらず、埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合

(2) 方 法

埋火葬は、遺体処理の現物給付であって、実施期間は、災害の混乱期を予想しているものであるから、知事又は市町長（補助又は委任による。）が行うことを原則とする。

(3) 費 用

ア 範 囲

次の範囲内において、なるべく棺、棺材等の現物をもって実際に埋火葬を実施する者に支給すること。

(ア) 棺（付属品を含む。）

(イ) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

(ウ) 骨つぼ及び骨箱

イ 費用の限度

「救助の程度、方法、期間一覧表」のとおりとする。

ウ 期 間

災害発生の日から 10 日以内とする。

第28節 文教対策

第1項 防災目標

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生時には多数の避難者が発生し、小中学校等の教育施設が避難所として使用されることが想定されるため、これらの施設の教育機能を速やかに回復する。

県内文化財の被害を未然防止または被害拡大防止を図る。

【各部の情報伝達活動】

収集活動

情報収集者	情報収集先	主な情報内容
防災対策部	地方部	・ 幼児、児童生徒、教員の被災状況
	県教育委員会	・ 文教施設（教育委員会所管）の被害状況 ・ 幼児、児童生徒、教員の被災状況 ・ 施設、教員の確保状況
	環境生活部	・ 私立学校の被災状況 ・ 私立学校における施設、教員の充足要請 ・ 文教施設（環境生活部所管）の被災状況
	地域連携部	・ 文教施設（地域連携部所管）の被災状況
地方部	市町	・ 幼児、児童生徒、教員の被災状況
県教育委員会	市町教育委員会	・ 文教施設の被害状況 ・ 幼児、児童生徒、教員の被災状況 ・ 施設、教員の確保状況 ・ 国・県指定等文化財の被害状況
	施設管理者	・ 県立の文教施設（教育委員会所管）の被害状況 ・ 園児、児童生徒、教員の被災状況
	防災対策部	・ 災対応急対策にかかる県立文教施設（教育委員会所管）の一時利用要請
施設管理者	市町	・ 災対応急対策にかかる県立文教施設の一時利用要請
環境生活部	施設管理者	・ 私立学校の被災状況 ・ 幼児、児童生徒、教員の被災状況 ・ 県立の文教施設（環境生活部所管）の被害状況
	防災対策部	・ 災対応急対策にかかる県立文教施設（環境生活部所管）の一時利用要請
地域連携部	施設管理者	・ 県立の文教施設（地域連携部所管）の被害状況
	防災対策部	・ 災対応急対策にかかる県立文教施設（地域連携部所管）の一時利用要請

発信活動

情報発信者	情報発信先	主な情報内容
防災対策部	県教育委員会	・ 災対応急対策にかかる県立文教施設（教育委員会所管）の一時利用要請
	環境生活部	・ 災対応急対策にかかる県立文教施設（環境生活部所管）の一時利用要請
	地域連携部	・ 災対応急対策にかかる県立文教施設（地域連携部所管）の一時利用要請
県教育委員会	防災対策部	・ 文教施設（教育委員会所管）の被害状況 ・ 幼児、児童生徒、教員の被災状況 ・ 施設、教員の確保状況
	施設管理者	・ 災対応急対策にかかる県立文教施設（教育委員会所管）の一時利用承認
	国（文化庁）	・ 国指定等文化財の被害状況
	市町教育委員会	・ 国・県指定等文化財の被害状況 ・ 教員確保における調整
施設管理者	市町	・ 災対応急対策にかかる県立文教施設の一時利用承認

環境生活部	防災対策部	・私立学校の被害状況 ・私立学校における施設、教員の確保要請 ・文教施設（環境生活部所管）の被害状況
	施設管理者	・災対応急対策にかかる県立文教施設（環境生活部所管）の一時利用承認
	施設管理者	・県立の文教施設（地域連携部所管）の被害状況
地域連携部	防災対策部	・災対応急対策にかかる県立文教施設（地域連携部所管）の一時利用承認

本表は、県の各部に関する主だった情報の流れを整理し、災害対策の目安とするものであり、本計画に記述されている内容を全て網羅しているわけではない。

本表の収集・発信する情報内容には、主体的に行わないものも含まれている。

第2項 対策

県が実施する対策

1 応急計画の策定（環境生活部、地域連携部、教育委員会）

地震発生時における児童生徒等の安全及び教育施設の確保を図るため、県教育委員会は、次に掲げる事項について必要な計画を策定して、実施するものとする。

（1）防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るため、各学校では、平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備するものとする。

（2）児童生徒等の安全確保

ア 在 校（園）中の安全確保

在 校（園）中の児童生徒等の安全を確保するために、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとれるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を策定するとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

（3）施設の防備

文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

2 応急教育の実施（環境生活部、教育委員会）

文教施設、設備等の被災又は児童生徒等のり災により、通常の教育が行えない場合の応急教育は本計画による。

（1）教育施設の確保、教職員の確保（実施責任者）

県立学校、県立学校以外の県の教育機関.....教育委員会

市町立学校、市町立学校以外の市町の教育機関.....市町教育委員会

私立学校.....私立学校設置者

（2）文教施設、設備等の応急対応

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連絡のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

ア 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。

イ 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な

学校施設、公民館、公会堂、その他民有施設の借上げ等により、仮校舎を設置する。

(3) 応急教育の方法

校舎の被害が甚大で、復旧に相当の期間を要し、授業ができないため、学力低下のおそれがある場合は応急の仮校舎で授業を行う。

(4) 教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、教育委員会、市町教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用などを行う。

(5) 授業料の減免等

ア 三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱（平成14年教育委員会告示第4号）により、授業料支弁困難な者に減免の措置を講ずる。

イ 私立高等学校等授業料減免補助金取扱要領（平成22年生文第01-1号）により、授業料支弁困難な者に軽減の措置を講ずる。

ウ 災害に伴い市町民税が非課税または減免となった場合や、災害による被害等に伴い家計が急変することとなった場合には、三重県高等学校等修学奨学金の随時採用の対象となる。

(6) 県立学校施設等の一時使用措置

災害応急対策のため、県立学校、県営施設等の一時使用の要請があった場合、当該施設の管理者は支障のない範囲において、これを使用させることができる。

3 文化財の保護（教育委員会）

(1) 被害報告

国・県指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者、管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市町教育委員会を通じて、県教育委員会に報告するものとする。

県教育委員会は、被害状況を直ちに集約し、国指定等文化財については、国（文化庁）に報告する。

(2) 応急対策

国・県指定等文化財が被害を受けたときは、教育委員会は国（文化庁）あるいは県文化財保護審議会の指示・指導のもとに、市町教育委員会並びに所有者及び管理者、管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

所有者等は教育委員会の指示・助言に従い、その保存等を図るものとする。

ただし、人命に関わるような被害が発生した場合には、この限りではない。

4 被災児童生徒等の保健管理（環境生活部、教育委員会）

(1) 被災児童生徒等の心の相談を行うため、学校におけるカウンセリング体制の確立を図る。

(2) 学校の設置者は救急処置器材を、各学校に整備し、養護教諭等が救急処置にあたる。

市町が実施する対策

1 応急計画の策定

「＜県が実施する対策＞1 応急計画の策定」に準ずる。

2 応急教育の実施

「＜県が実施する対策＞2 応急教育の実施」に準ずる。

3 学用品の調達及び確保

(1) 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失またはき損し、就学上支障をきたした児童生徒等に対し被害の実情に応じ、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

(2) 給与方法

学用品の給与は、市町長（救助法が適用された場合は知事の委任による市町長）が行う。

4 文化財の保護

「＜県が実施する対策＞3 文化財の保護」に準ずる。

5 被災児童生徒等の保健管理

「＜県が実施する対策＞4 被災児童生徒等の保健管理」に準ずる。

6 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施責任

(2) 休校措置（授業時間中、時間外）

(3) 被害状況の報告

(4) 応急教育の方法

(5) 教育実施者の確保

(6) 給食の措置

(7) 学用品の給与

(8) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 応急計画の策定（学校管理者）

「＜県が実施する対策＞1 応急計画の策定」に準ずる。

2 応急教育の実施（学校管理者）

「＜県が実施する対策＞2 応急教育の実施」に準ずる。

3 文化財の保護（文化財所有者及び管理者、管理団体）

「＜県が実施する対策＞3 文化財の保護」に準ずる。

4 被災児童生徒等の保健管理（学校管理者）

「＜県が実施する対策＞4 被災児童生徒等の保健管理」に準ずる。

救助法が適用された場合

救助法が適用された場合

1 学用品の調達及び確保

(1) 対象者

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、しかも物品販売機構等の一時的混乱により資力の有無にかかわらず、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。

(2) 学用品の給与

被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 費用及び期間

「援助の程度、方法、期間等一覧表」のとおりとする。

第 29 節 住宅応急対策

第 1 項 防災目標

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生時には、多数の住宅が被害を受けるとともに、継続的に余震が発生することが想定されるため、これらの被災住宅による二次災害を防止する。被災者に対し、生活の基盤である住居の確保のため、住宅相談窓口を設置し、住居の応急修理や提供（応急仮設住宅（建設・借上）、既設公営住宅等）を行う。

【各部の情報伝達活動】

収集活動

情報収集者	情報収集先	主 な 情 報 内 容
防災対策部	県土整備部	<ul style="list-style-type: none"> 住宅及び宅地被害 被災建築物応急危険度判定支援本部設置、判定支援の状況 被災宅地危険度判定支援本部設置、判定支援の状況 県営住宅の空き家状況 県営住宅の被害、応急修理の状況
県土整備部	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> 応急修理のニーズ 仮設住宅のニーズ 仮設住宅の建設、住宅の応急修理の要請
	地方部	<ul style="list-style-type: none"> 住宅及び宅地被害 被災建築物応急危険度判定実施本部設置状況、判定支援のニーズ 被災宅地危険度判定実施本部設置状況、判定支援のニーズ 県営住宅の被害、応急修理の状況 県営住宅の空き家状況
健康福祉部	地方部	<ul style="list-style-type: none"> 応急修理のニーズ 仮設住宅のニーズ 仮設住宅の建設、住宅の応急修理の要請
地方部	市町	<ul style="list-style-type: none"> 住家及び宅地被害 被災建築物応急危険度判定実施本部設置状況、判定支援のニーズ 被災宅地危険度判定実施本部設置状況、判定支援のニーズ 応急修理のニーズ 仮設住宅のニーズ 仮設住宅の建設、住宅の応急修理の要請
	県営住宅の管理者	<ul style="list-style-type: none"> 県営住宅の被害、応急修理の状況 県営住宅の空き家状況

発信活動

情報発信者	情報発信先	主 な 情 報 内 容
健康福祉部	県土整備部	<ul style="list-style-type: none"> 応急修理のニーズ 仮設住宅のニーズ 仮設住宅の建設、住宅の応急修理の要請
県土整備部	防災対策部	<ul style="list-style-type: none"> 住宅及び宅地被害 被災建築物応急危険度判定支援本部設置、判定支援の状況 被災宅地危険度判定支援本部設置、判定支援の状況 県営住宅の空き家状況 県営住宅の被害、応急修理の状況
	県建設業協会	住宅の応急修理にかかる建築資材の調達要請
	プレハブ建築協会	仮設住宅の建設の要請
地方部	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> 応急修理のニーズ 仮設住宅のニーズ 仮設住宅の建設、住宅の応急修理の要請
	県土整備部	<ul style="list-style-type: none"> 住宅及び宅地被害 被災建築物応急危険度判定実施本部設置状況、判定支援のニーズ 被災宅地危険度判定実施本部設置状況、判定支援のニーズ 県営住宅の被害、応急修理の状況 県営住宅の空き家状況

県営住宅管理者	地方部	・県営住宅の被害、応急修理の状況 ・県営住宅の空き家状況
市町	地方部	・住宅及び宅地被害 ・被災建築物応急危険度判定実施本部設置状況、判定支援の要請 ・被災宅地危険度判定実施本部設置状況、判定支援の要請

本表は、県の各部に関する主だった情報の流れを整理し、災害対策の目安とするものであり、本計画に記述されている内容を全て網羅しているわけではない。

本表の収集・発信する情報内容には、主体的に行わないものも含まれている。

第2項 対策

共通事項等

1 応急仮設住宅の入居対象者等

(1) 入居者

- ア 住家が全壊（焼）流失した世帯であること。
- イ 居住する住家がない世帯であること。
- ウ 自己の資力では住宅を建設することができない世帯であること。

(注) ウに該当する者の例

- 生活保護法の被保護者及び要保護者
- 特定の資産のない失業者
- 特定の資産のない未亡人及び母子家庭
- 特定の資産のない老人、病弱者及び身体障がい者
- 特定の資産のない勤労者
- 特定の資産のない小企業者
- 前各号に準ずる経済的弱者

(2) 災害時要援護者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設にあたっては高齢者、障がい者に配慮した住宅の建設を考慮するものとする。

(3) 建設期間

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成するものとする。従って市町においては、災害発生の日から7日以内に建設場所及び入居該当者について報告しなければならない。

(4) 費用の限度

「援助の程度、方法、期間等一覧表」のとおりとする。

(5) 供与期間

建築工事が完了した日から2年以内とする。

県が実施する対策

1 実施体制（健康福祉部、県土整備部）

- (1) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、救助法が適用され、市町長の要請に基づき県が行う。
- (2) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理にかかる建設資材の調達については、プレハブ建築協会、県建設業協会等の業界団体に協力を求めて実施するものとする。

2 応急仮設住宅の建設（健康福祉部、県土整備部）

「＜市町が実施する対策＞2 応急仮設住宅の建設」に準ずるが、建設にあたっては二次災害に十分配慮するものとする。

3 住宅の応急修理（健康福祉部、県土整備部）

「＜市町が実施する対策＞4 住宅の応急修理」に準ずる。

4 被災建築物応急危険度判定制度（県土整備部）

県は、建築物の余震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、三重県被災建築物応急危険度判定要綱に基づき、市町から支援要請があった場合は、県災対本部に被災建築物応急危険度判定支援本部(県土整備部内)を設置し、被災地に被災建築物応急危険度判定士を派遣する。

被災建築物応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の応急危険度を判定し、その調査結果を建築物の所有者や使用者、または使用者以外の第三者に危険性を知らせることにより注意を喚起する。

5 被災宅地危険度判定制度（県土整備部）

県は、余震による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、三重県被災宅地危険度判定実施要綱に基づき、市町から支援要請があった場合は、県災対本部に被災宅地危険度判定支援本部(県土整備部内)を設置し、被災地に被災宅地危険度判定士を派遣する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を標示することにより注意喚起するとともに、遅延なく実施本部に報告する。

6 県営住宅の活用（県土整備部）

被災者に対し、県営住宅等を提供することにより、当面の住居の安定を図るとともに、民間賃貸住宅の空室情報の提供を促進する。

市町が実施する対策

1 実施体制

(1) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は原則として市町長が行う。

救助法が適用された場合においても知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは市町長が行う。

(2) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理にかかる建設資材の調達については、県建設業協会等の業界団体に協力を求めて、実施するものとする。

2 応急仮設住宅の建設

災害のため、住家が滅失したり、被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図るものとする。

また、設置場所については、市町において決定する。なお、市町は、仮設住宅の建設可能箇所を把握しておくものとする。

3 災害時要援護者への配慮

応急仮設住宅への入居については、高齢者や障がい者などの災害時要援護者に十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、優先的に実施するものとし、住宅建設に関する情報の提供についても、周知方に十分配慮するものとする。

4 住宅の応急修理

必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策をすれば居住を継続できる住宅について、応急修繕を推進する。

(1) 対象者

災害のため住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者。

(2) 費用の限度

「援助の程度、方法、期間等一覧表」のとおりとする。

(3) 期 間

災害発生の日から一か月以内とする。

5 住宅のあっせん

住民が、早期に避難所生活を脱し通常の生活に戻れるよう公営住宅や空家の把握に努め、被災者の住居としてあっせんできるよう体制を整備する。

6 被災建築物応急危険度判定の実施

市町は、被災建築物応急危険度判定の実施を決定したときは、市町災害対策本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置すると共に、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災建築物応急危険度判定を実施する。

7 被災宅地危険度判定の実施

市町は、被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、市町災害対策本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置すると共に、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。

8 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施責任

(2) 公営住宅の被害調査、確保対策

(3) 応急仮設住宅の建設予定地

(4) 応急仮設住宅の確保対策

(5) 住宅の応急修理の実施方法

(6) 被災宅地危険度判定及び被災建築物応急危険度判定の実施方法

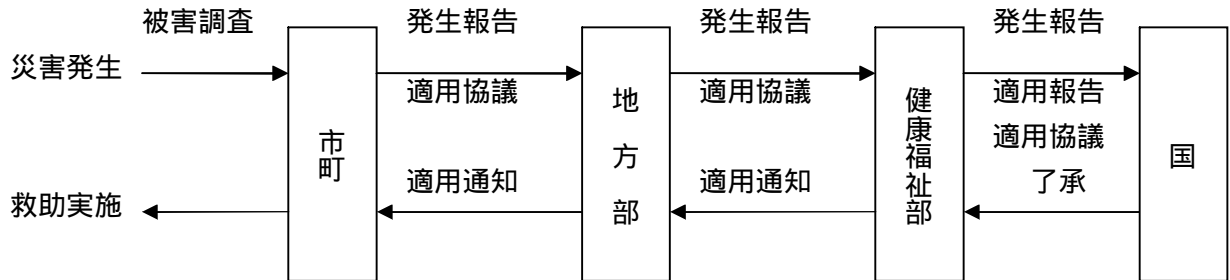
(7) その他必要な事項

第 30 節 災害救助法の適用

第 1 項 防災目標

災害救助法に基づく救助実施の必要が生じた場合、速やかに所定の手続きを行う。

【各部の情報伝達活動】



第 2 項 対策

県が実施する対策

1 適用基準（健康福祉部）

救助法の適用基準は、救助法施行令（本節においては以下「施行令」という。）第 1 条に定めるところによるが、県における具体的適用基準はおおむね次のとおりとする。

（ 1 ）適用の要件

- ア 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- イ 救助法による救助の要否は、市町単位で判定すること。
- ウ 原則として同一の原因による災害であること。

（ 2 ）適用基準

- ア 当該市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第 1 条第 1 項第 1 号）。
- イ 県の区域内において、1,500 世帯以上の住家が滅失し、市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第 1 条第 1 項第 2 号）。
- ウ 県の区域内において 7,000 世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生するなど、り災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、市町の区域内で多数の住家が滅失したこと（施行令第 1 条第 1 項第 3 号）。
- エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと（施行令第 1 条第 1 項第 4 号）。

2 被災世帯の算定基準

（ 1 ）住家の滅失等の認定

「災害救助法適用基準」による被害認定方法を用いる。

（ 2 ）住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって 1 世帯とするものであるが、住家が半壊又は半焼した世帯は 2

世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

3 救助の種類と実施権限の委任

(1) 救助法による救助の種類

- ア 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供与
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 災害にかかった者の救出
- カ 災害にかかった住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金の貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 死体の捜索及び処理
- サ 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 知事から委任を受けた市町長は、委任された救助の実施責任者となるものである。

(3) (1)のキにいう生業資金の貸付については、各種の貸付金制度が充実されているため、事実上停止しており、これに代わって「災害弔慰金の支給等に関する法律」による支給や貸付が実施されている。

市町が実施する対策

1 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 災害救助実施責任機関
- (2) 適用基準
- (3) 適用手続き
- (4) 救助の実施内容
- (5) 委任事項
- (6) その他必要な事項

市町別適用基準

災害救助法施行令第1条第1項による。

	市町名	人口	世帯数	第1号	第2号
1	津市	285,728	112,903	100	50
2	四日市市	307,807	119,862	150	75
3	伊勢市	130,228	49,305	100	50
4	松阪市	168,146	63,504	100	50
5	桑名市	140,281	51,466	100	50
6	鈴鹿市	199,184	75,815	100	50
7	名張市	80,277	29,454	80	40
8	尾鷲市	20,013	9,212	50	25
9	亀山市	51,047	19,126	80	40
10	鳥羽市	21,413	8,035	50	25
11	熊野市	19,675	9,049	50	25
12	いなべ市	45,675	15,958	60	30
13	志摩市	54,700	20,519	80	40
14	伊賀市	97,215	34,851	80	40
15	木曽岬町	6,855	2,250	40	20
16	東員町	25,662	8,577	50	25
17	菰野町	39,973	13,548	60	30
18	朝日町	9,627	3,385	40	20
19	川越町	14,005	5,598	40	20
20	多気町	15,436	5,280	50	25
21	明和町	22,834	7,418	50	25
22	大台町	10,419	3,901	40	20
23	玉城町	15,300	5,064	50	25
24	度会町	8,699	2,585	40	20
25	大紀町	9,849	3,912	40	20
26	南伊勢町	14,791	5,889	40	20
27	紀北町	18,626	8,089	50	25
28	御浜町	9,380	4,043	40	20
29	紀宝町	11,897	5,106	40	20
	計	1,854,742	703,704		

(人口、世帯数は平成22年国勢調査による)

災害救助法による救助の程度と期間

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表
平成 22 年度災害救助基準

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 300 円以内 (加算額) 冬期 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を越える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1 戸当たり平均 29.7 m ² (9 坪) を基準とする。 2 限度額 1 戸当たり 2,387,000 円以内 3 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から 20 日以内着工	1 平均 1 戸当たり 29.7 m ² 、2,366,000 円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高 2 年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1 人 1 日当たり 1,010 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害の発生の日から 7 日以内	1 輸送費、人件費は別途計上

第 30 節 災害救助法の適用

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																															
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月） 冬季（10月～3月）の 季別は災害発生の日 をもって決定する。 2 下記の金額の範囲 内	災害の発生の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は 年度当初の評価額 2 現物給付に限ること																															
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>1 世 人 帯</th> <th>2 世 人 帯</th> <th>3 世 人 帯</th> <th>4 世 人 帯</th> <th>5 世 人 帯</th> <th>6人以上1人 増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊全焼</td> <td>夏 17,300</td> <td>22,300</td> <td>32,800</td> <td>39,300</td> <td>49,800</td> <td>7,300</td> </tr> <tr> <td>流 失</td> <td>冬 28,600</td> <td>37,000</td> <td>51,600</td> <td>60,400</td> <td>75,900</td> <td>10,400</td> </tr> <tr> <td>半壊半焼</td> <td>夏 5,600</td> <td>7,600</td> <td>11,400</td> <td>13,800</td> <td>17,500</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>冬 9,100</td> <td>12,000</td> <td>16,900</td> <td>20,000</td> <td>25,400</td> <td>3,300</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	1 世 人 帯	2 世 人 帯	3 世 人 帯	4 世 人 帯	5 世 人 帯	6人以上1人 増すごとに加算	全壊全焼	夏 17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300	流 失	冬 28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400	半壊半焼	夏 5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400	床上浸水	冬 9,100
区 分	1 世 人 帯	2 世 人 帯	3 世 人 帯	4 世 人 帯	5 世 人 帯	6人以上1人 増すごとに加算																													
全壊全焼	夏 17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300																													
流 失	冬 28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400																													
半壊半焼	夏 5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400																													
床上浸水	冬 9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300																													
医 療	医療の途を失った者 （応急的処置）	1 救護班...使用した 薬剤、治療材料、医療 器具破損等の実費 2 病院又は診療所... 国民健康保険診療報 酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害の発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別 途計上																															
助 産	災害発生の日以前又 は以後7日以内に分べ んした者であって災害 のため助産の途を失っ た者（出産のみならず、 死産及び流産を含み現 に助産を要する状態に ある者）	1 救護班等による場 合は、使用した衛生材 料等の実費 2 助産師による場合 は、慣行料金の100分 の80以内の額	分べんした日から7 日以内	妊婦等の移送費は、別 途計上																															
災害にかか った者の救 助	1 現に生命、身体が危 険な状態にある者 2 生死不明な状態に ある者	当該地域における通 常の実費	災害発生の日から3 日以内	1 期間内に生死が明 らかにならない場合 は、以後「死体の捜索」 として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、 別途計上																															
災害にかか った住宅の 応急修理	1 住宅が半壊（焼）し、 自らの資力により応急 修理をすることができ ない者 2 大規模な補修を行 わなければ居住するこ とが困難である程度に 住家が半壊した者	居室、炊事場、便所等 日常生活に必要最小限 度の部分1世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から1 ヵ月以内																																

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の 給 与	住宅の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当り4,100円 中学校生徒 1人当り4,400円 高等学校等生徒 1人当り4,800円	災害発生の日から(教科書)1ヵ月以内(文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上)201,000円以内 小人(12歳未満)160,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当り3,300円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り5,000円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力で除去することのできない者	1世帯当り 134,200円以内	災害発生の日から10日以内	

第30節 災害救助法の適用

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法等第24条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第31節 災害義援金、義援物資の受入・配分

第1項 防災目標

被災者に対する義援金品の募集、保管輸送及び配分を円滑に行う。

【各部の情報伝達活動】

収集活動

情報収集者	情報収集先	主 な 情 報 内 容
健康福祉部	三重県共同募金会 日赤三重県支部 県社会福祉協議会 その他各種団体	・災害義援金品等の募集、輸送及び配分に関する情報
	市町	・義援物資の必要リスト及び送り先
戦略企画部	健康福祉部	・義援金、義援物資募集の広報の依頼

発信活動

情報発信者	情報発信先	主 な 情 報 内 容
健康福祉部	戦略企画部	・義援金、義援物資募集の広報の依頼

本表は、県の各部に関する主だった情報の流れを整理し、災害対策の目安とするものであり、本計画に記述されている内容を全て網羅しているわけではない。

本表の収集・発信する情報内容には、主体的に行わないものも含まれている。

第2項 対 策

県が実施する対策

1 実施機関

災害義援金品等の募集、輸送及び配分は、次の関係機関が共同し、あるいは協力して行うものとする。

三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部
三重県社会福祉協議会、県、市町、その他各種団体

2 募 集

県内で大災害が発生した場合、実施機関が広く国民等を対象に募集するものであり、募集内容にあたっては被災地の状況等を十分考慮して行うものとする。

なお、他の都道府県で大災害が発生した場合、募集については当該都道府県の状況等を十分考慮して行うものとする。

3 保 管（出納局）

義援金及び見舞金（有価証券を含む。）については、県災対本部（出納部）において一括とりまとめ保管し、義援品等については、各関係機関において保管するものとする。

4 配分、輸送（健康福祉部）

配分の単位を市町として被災地の状況、義援金品等の内容、数量等を検討し、速やかに被災者に届くよう、関係機関を通じ配分及び輸送するものとする。また、他の都道府県に配分する場合は、都道府県に送付するものとする。

なお、配分においては、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

市町が実施する対策

1 実施機関

「<県が実施する対策> 1 実施機関」に準ずる。

2 募 集

県内又は他の都道府県に大災害が発生した場合、実施機関が広く国民等を対象に募集するものであり、募集内容にあたっては被災地の状況等を十分考慮して行うものとする。このため、被災市町は、義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県災対本部に報告する。

3 保 管

義援品等については、各関係機関において保管するものとする。

4 配分、輸送

「<県が実施する対策> 4 配分、輸送」に準ずる。

5 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施責任

(2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付制度の運用手続き

(3) 被災証明の発行手続き

(4) 災害義援金の取扱い

(5) 救援物資の受入、配分方法

その他防災関係機関が実施する対策

1 実施機関（三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、その他各種団体）

「<県が実施する対策> 1 実施機関」に準ずる。

2 募 集（三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、その他各種団体）

「<県が実施する対策> 2 募集」に準ずる。

3 集積引継ぎ（三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、その他各種団体）

「<住民が実施する対策> 1 集積引継ぎ」に準ずる。

4 保 管（三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、その他各種団体）

「<市町が実施する対策> 3 保管」に準ずる。

5 費用（三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、その他各種団体）

義援金品等の募集及び配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費は実施機関において負担するものとする。

住民が実施する対策

1 集積引継ぎ

(1) 各家庭から募集したときは、青年団、婦人会及び民生委員協議会等の組織が訪問して集積するか、あるいは集積場所を指定して各家庭から持参してもらう等の方法によって集積し、実施機関へ引き継ぐものとする。

(2) 職域募集あるいは生徒会等によって集積されたものは、一括して実施機関に引き継ぐものとする。

第 32 節 農林施設等災害応急対策

第 1 項 防災目標

地震による農業用施設、林道施設等に対する被害の軽減及び拡大を防止する。

第 2 項 対 策

県が実施する対策

1 農業用施設応急対策（農林水産部）

農業用施設の被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行って処置させるとともに、事後の復旧が速やかに進行するように努めるものとする。

2 農作物に対する応急措置（農林水産部）

（ 1 ）災害対策技術の指導

農業用施設の被害に伴う農作物の被害を最小限に食い止めるため、地方部農林水産環境部、市町及び農協等が協力して対策及び技術の指導を行うものとし、必要に応じ科学技術振興センター農業研究部等の指導及び援助を求め万全を期するものとする。

（ 2 ）採種ほ産種子の確保

県内の関係機関と連絡を密にし、採種ほ産種子の確保を図るとともに、必要がある場合は、東海農政局に災害応急用種子の斡旋を依頼し、確保を図る。

3 畜産に対する応急措置（農林水産部）

災害時における家畜の逸走、えさ不足による家畜損耗の防止及び死亡家畜の処理等に対応するため、必要な指示を行う。

市町が実施する対策

1 市町の施策

「県が実施する対策」に準ずる。

2 市町地域防災計画で定める事項

（ 1 ）実施責任

（ 2 ）農業協同組合、漁業協同組合等との連絡体制

（ 3 ）その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 農業用施設応急対策（土地改良等施設の管理者）

管理施設（ため池、水路等）が損傷し、危険を生じたときは、即時関係機関に連絡し、その協力を得て適切な措置をとるとともに、被害に影響のある機関に対しても通報し、被害の拡大防止に努めるものとする。

2 農作物に対する応急措置（農業協同組合等）

「＜県が実施する対策＞ 2（ 1 ）災害対策技術の指導」に準ずる。

3 畜産に対する応急措置（農業共済組合連合会）

「＜県が実施する対策＞ 3 畜産に対する応急措置」に準ずる。

第5章 災害復旧計画

第5章 災害復旧計画

第1節 民生安定のための緊急措置

第1項 基本方針

災害時の混乱状態を解消し、早期に人心の安定と社会秩序の回復を図る。
被災者の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図る。

第2項 対策

1 生活確保に関する計画

災害を受けた地域の民生を安定させるため、生活福祉資金、母子福祉資金の貸付、被災者に対する職業のあっせん、租税の徴収猶予及び減税、住宅資金貸付、生活必需物資、災害復旧用資機材の確保等に関する対策を講ずるものとする。

(1) 生業資金等の貸付

ア 救助法による生業資金の貸付

り災者の内、生活困窮者等に対する事業資金その他の少額融資は、本計画によるものとする。

(ア) 対象者

住家が全壊（焼）又は流失し、生業の手段を失った世帯で、次の各号に該当する者に対して行う。

- a 小資本で生業を営んでいた者であること。
- b 蓄積資金を有しないこと。
- c 主として家族労働によって生業を維持している程度の者であること。
- d 生業の見込みが確実であって、具体的事業計画を有し、かつ償還能力のある者であること。

(イ) 貸付限度額

- a 生業費 30,000 円
- b 就職支度費 15,000 円

イ 生活福祉資金の貸付

(ア) 貸付の対象（a から c の要件のいずれかに該当すること）

- a 資金の貸付にあわせて必要な援助及び指導を受けることにより自立自活できると認められる世帯であって、自立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる世帯。
- b 身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の属する世帯。
- c 日常生活上療護または介護を要する 65 歳以上の高齢者の属する世帯。

(イ) 借入の手続

貸付を受けようとする者は、市町社会福祉協議会に備え付けられている借入申込書をその居住地を担当区域とする民生委員を通じ、市町社会福祉協議会を經由して、三重県社会福祉協議会長に提出するものとする。

(ウ) 貸付金の種類

- a 総合支援資金
 - ・生活支援資金
 - ・住宅入居費
 - ・一時生活再建費

b 福祉資金

- ・療養費
- ・介護等費
- ・福祉費
- ・福祉費（住宅）
- ・福祉用具購入費
- ・障がい者自動車購入費
- ・災害援護資金
- ・生業費
- ・技能習得費
- ・緊急小口資金

c 教育支援資金

- ・教育支援費
- ・就学支度費

d 不動産担保型生活資金

- ・不動産担型生活資金
- ・要援護世帯向け不動産担保型生活資金

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象になる世帯は、原則として災害援護資金の貸付対象にならない。

ウ 母子及び寡婦福祉資金の貸付

(ア) 貸付の対象

配偶者のない女子であって、現に児童（20才未満の者）を扶養している者及び「母子及び寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等。

ただし、現に扶養する子等のない寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子の場合は、前年度所得が政令で定める額以下の者を原則とする。

(イ) 借入の手続

貸付を受けようとする者は、市町役場に備え付けられている貸付申請書に関係書類を添付して、市町役場を経由して県に申請する。

(ウ) 貸付金の種類

- a 事業開始資金
- b 事業継続資金
- c 住宅資金
- d 技能習得資金
- e 生活資金
- f 就職支度資金
- g 修学資金
- h 転宅資金
- i 就学支度資金
- j 修業資金
- k 医療介護資金
- l 結婚資金

エ 恩給担保貸付金

(ア) 借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申込書(日本政策金融公庫に備え付けられている。)に証書及び貸付証明書を添付して、日本政策金融公庫(津市万町)に提出するものとする。

(イ) 貸付金の限度、期間等

貸付額 恩給年額の3倍以内の額、ただし、最高は2,500千円とする

償還期限 3年以内

利 率 年1.3%

(2) 被災者に対する職業あっせん等

ア 通勤地域における適職求人の開拓

(ア) 職業転職者に対して常用雇用求人の開拓を実施する。

(イ) 復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施する。

イ 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

(ア) 災害地域を巡回し、職業相談を実施する。

(イ) 収容場所に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。

ウ 「激甚災害に対処するための特別財務援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行う。

(3) 租税の徴収猶予及び減免等

災害による被害者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被災者の生活の安定を図る。

ア 国税の徴収猶予及び減免等

(ア) 災害等による期限の延長

国税通則法(昭和37年法律第66号)第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。

(イ) 災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等

「災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等に関する法律」(昭和22年法律第175号)の規定に基づき、震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害による被害者の納付すべき国税の軽減もしくは免除、その課税標準の計算もしくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律の定めのある場合を除いて、この法律の定めるところによる。

イ 県税の減免及び期限延長

(ア) 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行うものとする。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図るものとする。

(イ) 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付期限、申告期限及び申請期限を延長するものとする。

ウ 市町税の減免等の措置

市町においては、被災者の市町民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長

について、それぞれの市町の条例の定めるところに従って必要な措置をするものとする。

(4) 金融対策

ア 東海財務局津財務事務所及び日本銀行名古屋支店は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

(ア) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

(イ) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

a 預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、り災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便を図ること。

b 事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に應ずる等の適宜の措置を講ずること。

(ウ) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。

また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

(エ) 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

イ 東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

ウ 東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関との緊密な連絡を取りつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

(ア) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置

(イ) 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力

(ウ) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置

(エ) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホーム

ページに掲載し、取引者に周知

(オ) その他、顧客への対応について十分配慮すること

(5) 郵便業務に係る災害特別事務取扱い援護対策

災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

エ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

(6) 公営住宅の建設及び住宅金融支援機構資金の斡旋

ア 公営住宅の建設

災害により住宅を滅失または焼失した低所得者の被害者に対する住宅政策として、県及び市町は、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、被災地市町及び県は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

イ 住宅金融支援機構資金の斡旋

県及び市町は、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅資金について、被災者に対し住宅相談窓口を設置するとともに当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図る。

(7) 生活必需物資・災害復旧用資機材の確保

防災関係機関は、災害復旧にあたって被災者の生活必需物資の確保に努めるとともに、災害復旧用資機材の調達、輸送等に努めるものとする。

第2節 激甚災害の指定

第1項 基本方針

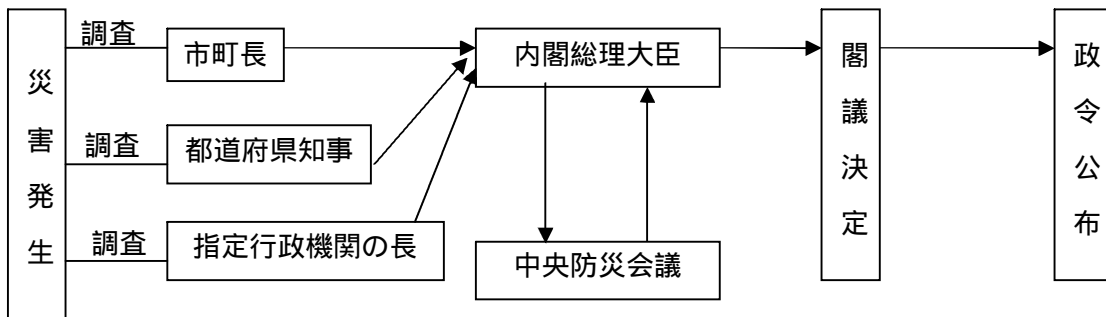
地震の発生に伴う被害が甚大であり、激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる場合に、速やかに所定の手続を行う。

第2項 対 策

1 激甚災害に係る財政援助措置

基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び市町は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである



(1) 激甚災害に係る財政援助措置の対象

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (9) 障害者支援施設等災害復旧事業
- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (12) 感染症予防事業
- (13) 堆積土砂排除事業
 - 公共施設の区域内の排除事業
 - 公共的施設区域外の排除事業
- (14) 湛水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

- (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例
- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の延長
- (3) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還の免除（都道府県の措置）
- (4) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ その他の特別の財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する特例
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付
- (4) 市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (5) 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
- (6) 水防資材費の補助の特例
- (7) リ災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (8) 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設および林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- (9) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

(2) 激甚災害に関する調査

ア 知事は市町の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部に必要な調査を行わせるものとする。

イ 市町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

ウ 関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置するものとする。

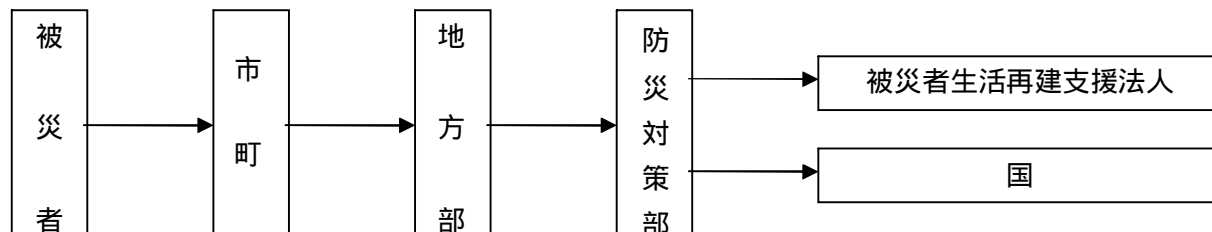
(3) 激甚災害指定の促進

知事が激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係部が国の機関と密接な連携のうえ、指定の促進を図るものとする。

第3節 被災者生活再建支援制度

第1項 防災目標

被災者生活再建支援法に基づき自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、基金を活用して支援金を支給する。



第2項 対策

県が実施する対策

1 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- (1) 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した府県の区域にかかる自然災害
- (4) 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）の区域にあって、(1)(2)に規定する区域内の他の市町の区域にかかる自然災害
- (5) 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）の区域にあって、(1)～(3)に規定する区域に隣接するものに限る当該自然災害
- (6) 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。人口5万未満の市町にあっては、2以上の世帯）の区域にあって、(3)(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町の区域にかかる自然災害

2 対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯、大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

《複数世帯の場合》

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借（公営住宅以外）	100	50	150
大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借（公営住宅以外）	50	50	100

《単数世帯の場合》

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、 やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借（公営住宅以外）	75	37.5	112.5
大規模半壊した世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借（公営住宅以外）	37.5	37.5	75

市町が実施する対策

1 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 支援法適用時の住民への制度の周知徹底方法
- (2) 住宅被害の認定及びり災証明書等の発行
- (3) 被災者からの申請書等の受付